

0
1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12

国立公文書館	
国立公文書館	
分類	法務省 平成11年
排架番号	4 A 518 / 2 2207

裏面白紙

23.11.8
B5

JUDGMENT, I.M.T.F.E.
PART B, CHAPTER V
SECTIONS I & II
[Japanese Translation by
Language Division, IMTFE]

極東國際軍事裁判所

判決

B
第五章

日本の中國に對する侵略

第一節及び第二節

第一卷
英文五二一―六四七頁
一九四八年十一月一日

裏面白紙

第五 部 日本の中國に對する侵略

第一節 滿洲への侵入と占領

中日戦争とその諸段階

日本が中國に對して遂行し、日本の指導者たちが『支那專横』あるいは『支那事件』という偽臨的な呼び方をした戦争は、一九三一年九月十八日の夜に始まり、一九四五年九月二日に東京灣上における日本の降伏によつて終つた。この戦争の第一段階は、滿洲として知られている中國のその部分及び熱河省に對する日本の侵入、占領及び統一を内容としたものである。この戦争の第二段階は、『蘆溝橋事件』に續いて、一九三七年七月七日に日本軍が北平附近の宛平城を攻撃したときに始まり、繼續的な数々の進攻から成り立つていた。これらの進攻は、一つの進攻が終ること、さらに深く中國の領土に進攻するた^らめに、しばらくの間、準備の地固めをしては行われたものである。報告の中で、ある者はこの戦争の最初から活躍し、ある者はこの戦争が進むにつれて参加した。一九四〇年六月の雑誌『ダイヤモンド』に發表された講演『大戰の歸趨』の中で、白鳥は『ヨロツバ戦争の口火は、まず支那專横によつて切られたと言ふも過言ではないのである』と述べた。

中日戦争の開始の際の滿洲
における日本の足場

裏面白紙

E-522

一九三一年九月十八日當時の滿洲における日本の立場は、リットン委員会によつて、次のように述べられてゐるが、裁判所はこれに全然同意するものである。すなわち、『此等の諸條約及其の他の諸協定は、滿洲に於ける重要にして且特殊なる地位を日本に與へたり。即ち日本は租借地を事實上完全なる主權を以て統治し、南滿洲鐵道會社を通じて鐵道附屬地の施政に當れるが、右鐵道附屬地は數箇の都市並に奉天及長春の如き人口大なる都會の廣大なる部分を含み、此等の地域に於ては日本は警察、徵稅、教育及公共事業を管理したり。又日本は滿洲の多數地方に武裝隊を存置したり。即ち租借地に於ける關東軍、鐵道附屬地に於ける鐵道守備隊及各地方に亘る領事館警察之なり。滿洲に於て日本の有する多數の權利の上記概説に依り、滿洲に於て同國及中國間に作られたる政治的、經濟的及法律的關係の特殊性は明瞭にして、恐らく世界の何處にも右事態の正確なる類例なかるべく、隣邦の領土内に斯の如き廣汎なる經濟的及行政的特權を有する國は他に其の例を見ざるべし。若し此の種の事態にして雙方に依り自由に希望せられ若は受諾せられたるものなりとせば、又經濟的及政治的範圍に於ける緊密なる協力に關する熟考せられたる政策の表現及具體化なりとせば、不斷の紛糾及論争を醸すことなく之を持續し得べきも、此等の條件を缺くに於ては右は軋轢及衝突を惹起するのみなり。』

この事態は、『雙方により自由に希望され、かつ受諾されたものではなかつたので、必然的に摩擦を生じた。武力を使用して、あるいは武力を使用するといふ威嚇によつて、日本は、中國の國力が

E-523

弱かつた時代に、中國から種々の利権を獲得した。腐敗した清帝國が避けることのできなかつたこれらの喪失は、再び盛り上つてきた中國の民族主義にさつて、忿激の的となつた。いつそ強力な要因、しかも究極的には摩撻を生み出す決定的な要因となつたものは、すでに獲得した權益に満足できなくなつた日本が、最後には滿洲の征服を引き起すほどの規模で、その權益の擴大を計ろうとしたことになつて、現われ始めた。中國における權益を擴大しようとする日本のこの政策は、田中内閣の時代に、初めて公的に發表された。

田中内閣とその『積極政策』

中國に對するいわゆる『積極政策』を提唱して、一九二七年に政權を握つた田中内閣が成立する前に、日本の政治的情勢は緊張していた。軍部は、かれらがその當時の日本の弱体と稱したものは、幣原外相の提唱する『友好政策』に示されたような、政府の自由主義的傾向に基くものであるとした。このようにして、『友好政策』は破棄されたのであるが、それはすでに一九二二年のワシントン會議から實行されていたものであつた。田中首相の提唱した『積極政策』は、滿洲の官憲との、特に東北邊防軍總司令で熱河及び滿洲の政權の長官であつた張作霖との協力によつて、日本が滿洲で取得した主張する特殊權益を擴張し、發展させることであつた。田中首相は、また、日本は滿洲に對する中國の主權を尊重し、中國において『門戶開放主義』を勵行するため、できる限りのことはするけれども、この地の平

E-524

に、できる限りのことはするけれども、この地の平

安を亂し、もしくは日本の重大な權益を害するような事態が絶対に發生しないようにする、という覺悟を充分にもつものであると聲明した。田中内閣は、滿洲を中國の他の部分とは全く別なもの、と見なす必要を強調し、もし動亂が中國の他の部分から滿洲及び蒙古に波及する場合には、日本は武力をもつて同地方における權益を擁護するであろうと聲明した。このようにして、この政策は、外國においてさらに權益を獲得しようとする公然の意圖と、その外國の國內的治安を維持する權利がある、という暗黙の主張を含んでいた。

『積極政策』を支持する煽動

黒龍會及び國本社のような諸団体と大川博士（元被告）のような著述家たちは、必要があれば武力によつてでも、中國にある日本の特殊權益を勵行せよと日本國內で強力に煽動した。

黒龍會は、國家主義と反ロシア及び反韓國感情を助長するために、一九〇一年二月三日に日本の神田で設立された。これは韓國の併合を提唱し、また一般的に日本の領土擴張の野望を支持していた。

國本社は、國家主義の精神を助長し、宣傳を行うために、一九二〇年十二月二十日に設立された。國本社は軍部と密接な關係を保ち、その思想を大衆に示すために雑誌を發行した。平沼はその總裁であり、小磯と荒木は會員であつた。

大川博士は南滿洲鐵道會社の信賴された社員であり、滿洲の經濟狀態研究のために同鐵道會社によつ

て設立された東亞研究所の理事長であつた。田中内閣の成立前に、かれは數冊の書物を著わしていた。一九二四年にかれが著わした『佐藤信淵の理想國家』には、佐藤によれば、日本は大地の最初に成れる國であつて、世界萬國の根本であり、従つて萬國に指令する天意の使命を持つと述べられている。この書物は、ロシアの南進を阻止するためにシベリア占領と、イギリスの北進を阻止するために南方諸島の占領を唱道した。かれは一九二五年に『アジア、歐洲・日本』という書物を著わした。この書物の中で、かれは國際連盟は永久に現状を維持し、アングロ・サクソンによる世界支配の繼續のためにつくられたものであると主張した。かれは東洋と西洋の戦いは不可避であると予言した。天は日本をアジアの戦士として選ばうとされているとかれは主張した。日本は強い物質主義的精神を伸長させて、この崇高な使命の達成に努めなければならぬとかれは勸告した。大川博士は多くの會の組織者であり、その中には、有色民族の解放と世界の統一を綱領の一とする行地社、もはいつていた。大川博士の政治哲學は、軍部の一部の共鳴するところとなつた。かれらは博士を民間におけるかれらの代辯者として用い、またしばしば參謀本部の會合に招いて講演をさせた。大川博士は被告小磯、板垣、土肥原及びその他の陸軍の指導者たちと親密な間柄になつた。

E-526

濟南事件

張作霖元帥は、ワシントン會議の當時に、滿洲は中國の中央政府から獨立しているを聲明し、みずから滿洲の支配者となつたが、その權力をさらに中國の本土に擴張しようとした決意して、かれの司令部を北平に移した。田中内閣の政策は、同元帥と協力するといふ計畫を基礎とするものであつたから、その成否は、元帥が滿洲で指導權を維持できるかどうにかかつていた。田中首相は元帥に對して滿洲以外に權力を擴張しようとする野心を捨てるように繰り返しして通告したが、元帥はこの通告を不快とし、これを拒絶した。そうしている間に、張作霖と中國國民政府との間の内亂が起つた。一九二八年の春、張作霖軍を驅逐し、これを滿洲に退却するために、蔣介石大元帥の國民黨軍が北平と天津に向つて進軍していたときに、田中首相は、日本は滿洲の治安を維持し、滿洲における日本の權益を危うくするやうな事態の發生を防止する用意があるといふ趣旨の聲明を發表した。次いで、田中首相は、中國の將領に對して、日本は滿洲に對する一切の侵入に反對するものであるといふ趣旨の書簡を送つた。その中には、日本軍は敗退軍またはその追従軍が滿洲に入ることを防止するといふ明確な言葉があつた。滿洲へ内亂が擴大する以前に於てさえも、日本軍は天津及び山東省に送られた。濟南事變として知られている擾亂が讀いて發生し、これは滿洲にある日本の權益を擁護すべきであるといふ世論を巻き起した。黒龍會は、中國の行動に對する國民的憤激を戰爭気分によつて盛り立てようとして日本全國にわたつて大衆的會合を催した。

張作霖元帥の殺害

張作霖元帥はその権力を萬里の長城の南に擴大しようとして、田中首相の勸告を無視したばかりでなく、各種の條約と協定に基いて取得した特權によつて、日本が中國を搾取するのを許すことについて、次第に喜ばなくなつてきたことを示した。元帥のこの態度によつて、關東軍の一團の將校は、滿洲における日本の權益を伸張するために、武力を行使せねばならないと主張し、また元帥と交渉しても役に立たないという意見をもつようになつた。しかし、田中首相としては、その目的を達成するためには、武力を實際に行使するよりも、むしろこれを行使するという威嚇にたよつて、元帥との協力を續けた。元帥に対する關東軍の一部將校の右の憤激がはげしくなつたので、關東軍高級參謀の河本大佐は、元帥の殺害を計畫するに至つた。この殺害の目的は、日本によつて支配される新國家を滿洲に樹立することについて、その障害となつていた元帥を除き、その子である張學良を名目上の首班とすることにあつた。

一九二八年四月の後半に、元帥は蔣介石大元帥の國民黨軍によつて破られた。田中首相は、元帥に對して、手遅れとならないうちに、日本軍の線の背後の滿洲に引上げるように勸告した。この勸告に對して、元帥は憤慨したが、これに従うほかはなかつた。日本は敗退軍が滿洲に入ることを防止するといふ田中の聲明に従つて、關東軍は北平から奉天に向つて退却する中國軍の武装解除を行つた。元帥は護衛と

E-528

ともに、奉天行の列車に乗った。朝鮮から奉天に到着していた日本の第二十工兵聯隊は、鐵道にダイナマイトの地雷を埋設し、日本軍の一大尉は、その地雷の周囲に兵を配置した。一九二八年六月四日、京奉鐵道が南滿洲鐵道の下を通る點に埋設された地雷に元帥の列車が近づいたとき、爆發が起つた。元帥の列車は破壊され、日本軍兵士は元帥の護衛に向つて發砲した。元帥は計畫通り殺害された。全關東軍に對する緊急集合命令を發令させ、この事件を利用して、その最初の目的を達成しようとして企てられた。しかし、この努力は、この命令の發令を望む者たちの眞の目的を理解していなかつたと思われ一參謀將校によつて妨げられ、失敗に終つた。

田中内閣は不意打ちをくい、その計畫が元帥の殺害によつて危険に陥し入れられたのを見て、非常に困惑した。田中首相は天皇に詳細な報告をし、責任者を軍法會議に付する勅許を得た。かれは宮中から退出した後、陸軍大臣とその他の關係を招致し、陸軍の軍紀を肅正する決意であると述べた。その席にあつた者はこれに同意したが、陸軍大臣が陸軍省でこの問題を討議したときには、同大臣は參謀本部側の強力な反對に力を添えてはどうかと言つた。その後、陸軍大臣は首相に報告して、參謀本部の反對は、責任者を軍法會議にかければ、陸軍はその軍機事項の一部を公表しなければならなくなるだろうとの見解に基づくものであると述べた。元海軍大臣岡田の證言によれば、陸軍が政府の政策の樹立に乗り出してきたのはこれが初めてあつた。

E-529

土肥原が後に重要な役割を演ずるよう約束づけられていたところの舞台に登場したのは、このときであつた。各種の中国人指導者の顧問を勤めていた坂西^{シブサイ}中將の副官として、張作霖の殺害事件の前に、すでに約十八年間をかれは中國で過していた。一九二八年三月十七日に、張作霖元帥の顧問であつた松井^{オナヲ}七夫の副官として任命されるように、土肥原は天皇に奏請し、その許可を得た。土肥原はこの任命に基いて赴任し、張作霖元帥が殺害されたときは滿洲にいた。

通稱ヤング・マーシャル、張學良元帥

ヤング・マーシャルといわれた張學良が父の後を襲つたが、かれは關東軍にとつて失望の種であることがわかつた。かれは一九二八年十二月に國民黨と合体した。排日運動は組織的な規模で促進されるようになり、非常に激しくなつた。中國の國權回復運動が盛んになつた。南滿洲鐵道を回復し、また一般的に滿洲における日本の勢力を制限せよという要求があつた。

張作霖元帥が殺害されてから間もない一九二八年七月に、ヤング・マーシャル張學良と交渉するため、田中首相は個人的代表を派遣した。この代表は、張學良に對して、日本は滿洲をその前哨と見なすこと、また日本政府は「陰で」かれと協力するつもりであり、中國國民黨軍による滿洲侵入を防止するたゞめ、田中内閣の『積極政策』に従つて、どんな犠牲でも惜まない用意があることを通告するよう訓

令されていた。これに対する張學良の回答は、前に述べた通り、國民黨に合体することであつた。

日華關係の緊張化

E-530

滿洲における日華關係は極度に悪化した。日本側は中國との『通商條約』の違反がいくつかあつたと主張した。南滿洲鐵道に對する中國の並行線敷設の案、在滿日本人に對して不法課税があるとの主張、朝鮮人に對する壓迫があるとの主張、及び滿洲における日本臣民の借地權の否認などは、日本の煽動者の言葉によれば、すべて『滿洲問題』であつた。軍部は日本の滿洲占領を唱道した。軍部は外交交渉は無益であり、中國人を滿洲から驅逐し、日本の支配のもとに新政權を樹立するため、武力を行使しなければならぬと主張した。一九二九年五月に關東軍參謀に任命されていた板垣は、武力行使の提唱者の一人であつた。さきに張學良元帥を訪問し、南滿洲鐵道を代表して元帥と交渉することを企てたことがあつた大川博士は、日本に歸つて、一九二九年四月に五十以上の行政區劃を巡遊し、講演と映畫の旅行を行つた。南を參謀次長とする參謀本部は、大川博士と協力し始め、國民を使喚して中國に對する行動を起させようとするかれの宣傳計畫について、大川に援助を與え始めた。參謀本部はまた滿洲における軍事行動のための計畫の研究に着手し、滿洲は日本の『生命線』であると唱え始めた。

10

E-531

張作霖元帥の殺害の責任者を處罰しようとする田中内閣の努力は、軍部を離反させてしまった。文民の間にも同内閣に對する反對をつくり出すために、軍部は大川博士と結託した。かれらは内閣を窮地に陥れる好機として、ケロツグ・ブリアン條約（附屬書B1-15）の調印を捕え、それが日本憲法の違反であるとして主張し、また、内閣が承認した濟南事件の解決條件を捕え、これを國辱であると主張した。この壓力がきわめて強くなつたために、一九二九年七月一日に田中内閣は辭職した。

田中内閣の辭職は、軍部とその民間代辯者である大川博士との顯著な勝利であつた。この時から後、政府の政策に對するこの分子の影響力はだんだん強くなつた。そして、日本は武力によつて滿洲を占領し、ここに徳僞政府を樹立せねばならないといふかれらの主張は、實を結ぶことになつた。大川博士は政治的指導者として認められるようになり、南滿洲鐵道會社の役員は、かれらにとつての大川の價値を認識し、一九二九年七月に東亞研究所を同會社から分離して一つの法人をつくり、それによつて、陸軍の滿洲占領計畫を支持するために、大川が行う調査と世論形成の事業を援助することにした。

『友好政策』の復活

田中内閣のあとを繼いだ濱口内閣は、一九二九年七月二日に組閣され、中國に對する『友好政策』をたえず唱道していた幣原男爵が、濱口首相によつて外務大臣に選ばれた。『友好政策』は、武力を使用

するといふ感懐に基く田中内閣の「積極政策」と異り、善意と友誼を基礎とするものであつた。「友好政策」の結果、中國側の日貨排斥は次第に下火になつたのであつて、軍部側の激越を煽動がなかつたならば、正常な平和的關係が全面的に行われたかも知れない。

裏面白紙

E-532

橋本と櫻會

橋本は、その著書『世界再建の道』の中で、大使館附陸軍武官としてイスタンブールに三カ年間勤務していたことを述べているところで、他の國の政治的情勢について論じ、次のようにいつている。「日本だけは世界移動の渦中にありながら、依然として自由主義の圏内に立ち停まつていることが實に歴々として感ぜられる。もし日本が今日の状態で續けていくならば、國際社會の列から落伍してしまはせぬかと考えた。このとき、幸いに歸朝命令に接した。航行三十余日の間に、私は日本をいかに改革すべきかということをも、潛思熟考した。その結果多少の成案を得るに至つたのである。そして古巢の參謀本部に歸り、直ちに右の意見を實行するために、諸種の方法を講じた。」橋本は一九三〇年一月三十日に參謀本部附となつた。

E-533

一九三〇年九月一日ないし十日の間に、當時陸軍大學校を卒業したばかりの十數名の陸軍大尉が、橋本中佐の主催のもとに、東京の偕行社に會合して、滿蒙問題と國內改革を研究するために研究會を組織することを決定した。この研究會の究極の目的は、いわゆる『滿洲問題』とその他の懸案を解決するため、必要があれば、武力をもつて國內の改造を行うことであると後になつて發表された。研究會には『櫻會』という名稱が與えられ、その會員は、國家改造に關心を有する中佐以下の現役陸軍將校に限られていた。

日本の『生命線』としての満洲

橋本が参謀本部に歸任したとき、大川博士は東亞研究所と参謀本部の將校たちとの援助によつて、宣傳活動に大重となつていた。満洲は日本の『生命線』であるという思想、これに關してさらに強硬な政策をとらなければならぬという思想を確立するため、新聞とその他の機關を通じて、宣傳が廣く行われていた。軍部の指導者は、すべての論說記者、極端な國家主義的講演者、その他に對して、満洲でいつそう侵略的な行動に出ることを支持する世論をつくるために、團結しなければならぬという指示を與へた。満洲は日本の『生命線』であり、日本は満洲に進出し、これを經濟と産業方面から開發し、ロシアに對する防衛としておし立て、既存の條約に基づく權利に従つて、そこにある日本と日本國民の權益を保護しなければならぬと軍部は主張した。日露戰爭において、満洲で日本人の血が流され、この犠牲からしても、日本は満洲を支配する權利があるといつて、感情に訴えた。満洲における鐵道問題は、依然として盛んに論じられていた争點であつた。大川博士は、『王道』に基く國家を建設するために満洲を南京から分離し、日本の支配下に置かなければならぬと主張した。

橋本は、『革新の必然性』という著書の中で、『王道』という言葉の意味をよく説明している。『政治、經濟、文化、國防凡てが天皇に歸一し、總力が一點に集中發揮せられるものたるを要する。殊に從來、自由主義乃至は社會主義によつて指導編成せられし政

治、經濟、文化方面を、皇道、一体主義によつて再編成することである。この体制は、最も強力にして雄渾なるものである。世界國多しと雖も、天皇を中心にして統一一体となれる國民の血脈的團結に比すべきものは断じてあり得ないのである」とかれは述べている。

日本と滿洲の不可分の關係のもとに、獨立の滿洲が「王道」に基いて建設された後には、日本はアジア民族の盟主になることができるといふのが大川の思想であつた。

E-535
一九三〇年四月一日、參謀本部内に一般調査班が設けられた。關東軍調査班は滿洲の資源、民情及びその他の類似した調査問題を調べるのに、不充分であると考えられたからである。

旅順の關東軍司令部あたりでは、當時參謀將校の同の話題の中心は「滿洲問題」であつた。その參謀將校の一人であつた板垣は、この問題を解決するについて、ある程度のはつきりした考えを持つており、一九三〇年五月にそれをある友人に話した。中國と日本との間には、多数の未解決の問題が存在しているが、これらの問題は非常に重大であるから、外交的手段によつては解決が不可能であり、武力を用いるほかないとかれはいつた。新國家を「王道」の理想に基いて建設するため、張學良元帥を滿洲から驅逐しなければならぬといふ意見をかれは表明した。

一九三〇年十一月四日に、総理大臣濱口が東京驛のプラットホーム上にいたとき、外務大臣幣原の言葉を用いれば、かれは「思慮なき一青年に射たれた」。総理大臣は即死はしなかつたが、その負傷は、一九三一年四月十三日に濱口内閣が辭職するまで、外務大臣幣原が総理大臣代理を勤めなければならぬほど重かつた。その傷がもとで、総理大臣は一九三一年八月二十六日に死亡した。総理大臣代理幣原は調査を命じたが、それによつて、総理大臣濱口の暗殺はかれの海軍軍縮政策に対する不満から起つたものであるということが確定された。

E-536

ロンドン海軍軍備制限條約は、一九三〇年四月二十二日に調印された。この條約は、総理大臣の「友好政策」に伴う経済と軍備縮小の政策の線に沿つていた。陸軍を二十一箇師團から十七箇師團に縮減したことも、右の政策に副つていた。ロンドン條約の調印は、海軍の青年將校を憤慨させた。黒龍會はこれに對する抗議として、民衆大會を開催し始めた。平沼が副議長であつた樞密院は、條約に對して極力反對し、同條約に調印することによつて、内閣は軍の権限と特權を侵害したという態度をとつた。暗殺事件が起つたのは、この激烈な政治的論争が行われている眞最中であつた。

三月事件

一九三一年三月二十日を期して、軍事的クーデターを起す計畫が立てられた。この事件は、後に「三月事件」として知られるようになったものである。

E-537

参謀本部による絶え間ない運動と宣傳の流布とは、その効果を挙げた。當事軍事参議官であつた岡田男爵が證言したように陸軍が滿洲の占領を開始することは、單に時の問題であるというのが一般の人の考へてあつた。陸軍が滿洲に進出する前に、このような行動に對して好意を有する政府に政權を握らせることが必要であると考へられた。當時は濱口内閣が政權を握つていた。そして、總理大臣の暗殺未遂事件のために、『友好政策』の主唱者、すなわち外務大臣幣原が總理大臣代理をしていた。橋本の計畫は、参謀次長であつた二宮と参謀本部第二部長であつた建川とを含めて、参謀本部の上官の承認を得たものであるが、それは議會に對する不滿の意を表わす示威運動を始めることであつた。この示威運動の中に、警察と衝突が起り、それが擴大して、陸軍が戒嚴令を布き、議會を解散し、政府を乗つとることが正當化するような混乱状態にまで達せさせることができようとして期待されていた。小磯、二宮、建川及びその他の者は、陸軍大臣宇垣を官邸に訪問し、この計畫について宇垣と討議し、かれらの策謀のために、宇垣はいつても利用できる道具であるという印象をもつて辭去した。大川博士は、大衆示威運動に着手するよう指示された。小磯がその際使用するために確保しておいた三百個の演習用爆弾を、橋本は大川に届けた。これらの爆弾は群衆の間に驚愕と混乱を捲き起し、暴動のような外見を強くするため使用することになつていた。ところが、大川博士は熱心さのあまりに、陸軍大臣宇垣に宛てて書簡を送

り、その中で、宇垣大臣が大使命を負うことになる時期が目前に差迫つたと述べた。陸相はいまや陰謀の全貌を見てとつた。かれは直ちに小磯と橋本を呼び、政府に對するこの革命を實行するために、陸軍を使用する今後のすべての計畫を中止するように命令した。計畫されていたクーデターは未然に阻止された。當時の内大臣秘書官長であつた木戸は、このことを宮中に知らせておくべきだと告げた友人によつて、この陰謀のことを前もつて充分に知らされていた。

E-538

若槻内閣は「友好政策」を繼續した

「三月事件」は濱口内閣の倒壊を早め、この内閣に續いて一九三三年四月十四日に若槻内閣が組織されたが、幣原男爵が抱懐してゐた「友好政策」を取り除くことには成功しなかつた。かれが總理大臣若槻のもとに外務大臣として留任したからである。朝鮮軍司令官を免ぜられ、軍事參議官になつていた南大將が陸軍大臣として選ばれた。陸軍の縮減を敢行し、また「三月事件」に参加することを拒んだため、陸軍の支持を失つた宇垣大將に代つて、南は陸軍大臣の地位に就いた。宇垣は陸軍を辭めて隱退した。

万寶山事件

「友好政策」は、日本の世論に廣汎な影響を及ぼした二つの「事件」によつて、さらに試練を受ける運命に遇つた。これらの「事件」の最初のもものは、

滿洲の長春の北方約十八マイルにある小村落万寶山で起つた。この村落は伊通河に沿う低い濕地にある。

朝鮮人の一團は、万寶山の附近に廣大な一劃の土地を借り、伊通河から數マイルにわたる水溝を掘ることによつて、土地を灌溉する準備をした。この水溝は、朝鮮人の借地契約に含まれていない中国人の農民に屬する土地を横斷することになつていた。灌溉水溝がすでに相當の距離にわたつて構築されてから、中国人農民は一團となつて立ち上り、万寶山當局に抗議した。その結果として、万寶山當局は警察官を派遣し、朝鮮人に對して直ちに工事を中止し、中国人に屬する土地から退去することを命じた。長春の

E-539

日本領事もまた朝鮮人保護のために警察官を派遣した。交渉をしても何の効果もなかつたので、一九三一年七月一日に、中国人農民は、問題を自分等の手によつて解決しようとし、朝鮮人をその土地から追い出し、水溝を埋め立ててしまつた。こうして、間に、日本の領事館警察官は、中國農民に對して發砲し、これを追い拂つた。その間に、朝鮮人はそこに歸り、日本の警察の保護のもとに、灌溉工事を完成した。この「事件」のために、死傷者は生じなかつたが、日本と朝鮮の新聞に記載された煽動的な報道の結果として、朝鮮に反中國の暴動が續發し、それによつて、中國人が虐殺され、その財産が破壊された。それがまた中國で日貨排斥を再發させる原因となつた。

このころに、『滿洲問題』について懇談するため、陸軍省は南滿洲鐵道株式會社の社員を招いた。

この懇談の際に、南は陸軍を代表して出席し、自分は朝鮮の師団数を増加する必要を長い間認めていたと述べた。

中村事件

一九三一年六月二十七日に、中村震太郎という日本陸軍大尉が滿洲の中國屯墾軍第三團長關玉衡の指揮下にある兵士によつて殺害された。この殺害は一九三一年七月十七日ごろまで日本側には知られるに至らなかつたが、これが第二の「事件」を引き起した。中村大尉は正規の日本陸軍將校であつて、日本軍の命令による任務に従事していた。中國側によれば、同大尉は武器を携帯し、賣藥を所持していたが、その賣藥中には藥用でない麻藥があつた。かれは三名の通譯と助手を伴ひ、「農業技師」と自稱していた。洮南に近い一地點に着いたとき、かれと助手たちは逮捕されて射殺された。その死体は、右の行爲の證據湮滅のために焼き棄てられた。この「事件」は、「友好政策」に對する日本軍部の忿憤をますます刺戟した。日本の新聞は、「滿洲問題は武力を使用する以外に解決の途がない」ということを繰返して論じた。

E-540

陸軍の態度の硬化

陸軍は軍備縮小と大蔵省の緊縮計畫に關して態度を硬化し、天皇に訴えると脅かした。いわゆる、「幣原軟弱外交」のために、新聞紙上で、また極端な國家主義者や軍部によつて、外相は痛烈に非難された。櫻會は武力を行使せよという運動を引續き行つた。黒龍會は民衆大會を開いた。大川博士はその宣傳に拍車をかけた。滿洲を占領するという運動を支持する感情をつくり上げるために、かれは公開演

説や出版物による運動を行つていた。かれは海軍兵
 学校でこの趣旨の演説をした。陸軍はまつたくその
 統制を失つてしまい、抑制することができなかつた。
 参謀長たちは會議を開き、張學良元帥がどんなこと
 をするか判断がつかないから、これを断乎として假
 借なく討ちのめさなければならぬと決定した。大
 川博士は、一友人に對して、自分と板垣大佐及び他
 のある陸軍將校は、『滿洲問題』を全面的に解決す
 る『事件』をやがて奉天で起すつもりだと打明けた。
 B-541
 『滿洲』における陸軍將校の、このような目的のため
 陰謀について、早くも一九三一年六月二十三日に、
 木戸は原田から話を聞いたことを認めている。

一九三一年八月四日に、南は即口長會議で訓示を
 行い、次のように述べた。『近接諸邦の事情を研究
 せざる觀察者たちは、輕卒に軍備縮小を唱え、國家
 並に軍にとり不利なる宣傳をなしている。滿蒙は我
 が國防並に政治、經濟的見地から、我が國とは密接
 なる關係にある。支那の此の方面の最近の情勢は遺
 憾ながら我が帝國にとり不利なる狀況に傾きつつあ
 る。斯かる狀勢に鑑み、私は諸君に、軍の教育、訓
 練の義務を陛下の御目的に完全に沿ひ得る如く、熱
 心且つ誠實に遂行せられん事を望む。』

軍縮國民同盟はこの演説について南に反對し、か
 れにあつた書簡で、陸軍刑法に反して軍のうちには宣
 傳を行つてゐるものであると非難した。

橋本中佐と、同じく櫻會の會員であつた重藤中佐²²
 とは、一九三一年八月に、東京で友人藤田の自宅で
 會食した。食事中に、『滿洲問題』が話題にのぼり、

E-542
 兩中佐は滿洲で積極的行動に出なければならぬといふことに意見が一致した。数日の後に、重藤中佐は藤田の自宅に現われ、多額の金の保管を托した。それから数日の間に、重藤はこの資金の中から、いろいろな金額の金を持ち出した。「奉天事件」の後、藤田は重藤の自宅を訪れ、「貴方は貴方が滿洲で考えていたことを成し遂げましたね」と叫んだ。重藤は「うん」と答えてほほ笑んだ。それから、つけ加えて、「われわれは張學良を滿洲から追い出し、溥儀を滿洲に連れてきて、東三省の統治者に立てるといつた。藤田は橋本に質問したところが、「うん、来るべきことが来た」という答を受けた。

E-543
 土肥原の調査

一九二九年三月に中國から歸國して以來、參謀本部附であつた土肥原大佐は、參謀總長から、中村大尉の死亡を調査するために派遣された。かれの使命は、表向きは中村大尉の死亡を調査することであつたが、ほんとうの使命は、中國軍の兵力、訓練及び内部の状態、並びに通信組織の能力を判定することにあつたようである。土肥原は東京を一九三一年七月に出發し、上海、漢口、北平、天津を經由して奉天に到着した。中村事件の調査は、かれが中國で果さなければならなかつた使命のうちの單の一つであつたことを、かれは認めている。關東軍司令部は旅順にあつたが、その特務機關の本部は奉天にあつた。土肥原は奉天に一九三一年八月十八日に到着し、特務機關の指揮をとつた。

外務大臣幣原の調査

外務大臣幣原は、滿洲でかれの『友好政策』を實行し、陸軍に對して『中村事件』を利用する機會を與えないことを切望した。そして、この事件を調査し、解決する訓令を與えて、一九三一年八月十七日に東京から林總領事を派遣した。林總領事は遼寧省主席を訪問した。同主席は、『事件』を調査し、報告するため、調査委員會を任命した。この委員會は一九三一年九月三日に報告をしたが、その報告は、中國當局にとつて、不満足なものであつた。九月四日に、林總領事は、中國參謀長榮臻將軍から、委員會の報告は不明確であり、また不満足であるから、再度調査の必要があるという通告を受けた。病氣のため、北平で入院していた張學良元帥は、この事態について報告を受け、直ちに新たな調査團を任命し、中村大尉の死亡を調査する訓令を出すように命令した。それと同時に、かれは柴山少佐を東京に派遣して、外務大臣幣原と懇談させ、本件を友好的に解決するかれの希望を明らかにさせた。その間に、張元帥はある高官を東京に派遣し、幣原男と會談して、當時懸案となつていた中國と日本との種々の問題を解決するため、なにか共通點を見出すことができないかということを確認させた。

參謀本部に對する土肥原の報告

土肥原大佐は、參謀本部に報告するため、九月²⁴初旬に東京に歸つた。かれが東京に着いてから、滿洲のすべての懸案は、かれの進言に基いて、武力を

E-545

もつて解決することに決定されたという記事を新聞は盛んに書き立てた。また、陸軍省と参謀本部との間に、土肥原大佐に與える明確な訓令をきめるために、會議が行われているという記事も報道した。これらの記事は、事實を正確に報道したものであるかどうかはわからない。いずれにしても、それは當局によつて否定はされなかつた。これらの記事は、中國に對して武力を用いた方がよいという日本の世論をいよいよ煽り立てた。土肥原大佐は、中村事件の解決に關して、林總領事と意見を異にし、事件の満足を解決に到達するために努力していた中國側の誠意に對して、依然として疑いを懷いていたというところが立證されている。陸軍大臣南は、その後、ある友人に對して、當時かれは陸軍の意見に従つて、『滿洲問題』の決定的解決を主張したと打明けた。木戸は、内大臣秘書官長として、一九三一年九月十日の日記に、滿洲に關して、將來の進展によつては、『自衛權』の發動も避けられなくなるであらうという説に大体賛成であると記している。

外務大臣幣原は仲裁の努力を續けた

陸軍が奉天で『事件』を企てているという風説が東京で擴まり、これらの風説が外務大臣幣原の耳にはいつた。實際において、幣原は次のように述べた。『滿洲事變直前、外相として、關東軍が軍隊の集結を行い、或る軍事目的の爲に彈藥物資を持ち出して居る旨の機密報告及び情報を受け、又或る種の行動が軍閥に依つて目論まれて居ると云う事も、其のよ

うな報告から分りました。

本裁判所に提出された證據によれば——これらの

E-546
事實は、當時幣原の知るところではなかつたが——
獨立歩兵守備隊第二大隊に屬する中隊の指揮官とし
て、撫順に駐屯していた川上中尉あるいは大尉は、
かれとその中隊が撫順を離れることについて關東軍
司令官の命令を受けていたようである。右の大隊の
殘りの各中隊は、奉天に駐屯しておつて、九月十八
日に奉天の中國側の兵營に對する攻撃に参加した。
川上が司令官から受けた命令の全内容は立證されて
いない。しかし、右の命令は、ある非常事態が起つ
たときは、川上とその中隊は列車に乗つて撫順を出
發せよという趣旨のものであつた。そこで、川上は
撫順の日本人警察官、在郷軍人及び民間人を集め、
かれらに對して、もし一九三一年九月十八日に奉天
で事件が起り、かれとその中隊が撫順を離れなけれ
ばならないようになつた場合にはどうするかと問ひ
た。かれとその中隊が撫順を去つた場合の同市の防
備について、川上は心配していたと言われている。
かれはさらに撫順の精鐵社員を集めた。かれらに對
して、九月十七日以後に、ある緊急事態が発生する
かもしれないから、撫順で列車の手配をしておかな
ければならないと言つた。そのときまでは、撫順で
は、非常事態の場合、部隊を移動するための夜行列
車の準備が何もできていなかったように思われる。
川上はこのような準備をするようにと希望した。
この最も意味深い事柄に關して、辯護側の主張は、
次の通りである。特に九月十八日という日に關連し

E-547

た命令を、川上は何も受けていなかったということ、かれに對する命令は、万一非常事態が起つた場合には、ある行動に出るようにとの一般的なものであつたということ、情勢を觀察した上で、川上は非常事態が九月十八日ごろ發生するかもしれないと推測したということ、そうして、かれが撫順の人々に話したときに、その日附を述べたのは、単にかれ自身の臆測に基くものであるということである。禁裏側によれば、このようにして、奉天の日本軍に對して、中國側が奇襲を行うことになつていた正確な日時を、川上は推測したことになる。九月十八日の事件に關連するすべての事實を考慮した上、裁判所はこの説明を躊躇なく棄却し、川上は九月十八日の夜間に起ることになつていた非常事態に際して、一定の行動に出る命令を受けていたのであり、撫順で夜間使用できる列車の準備がなかつたので憂慮していたものと認定する。

幣原は林の報告を受けると、直ちに陸軍大臣南を訪問し、この報告に對して、強硬に抗議した。その間に重光は中華民國の財政部長であつた宋子文氏と會談していた。そして、かれらは一九三一年九月二十日に奉天で落ち合うこと、日本と張學良元帥との間のすべての懸案を解決するため、張元帥及び南滿洲鐵道會社總裁の内田伯と懇談することについて同意した。

關東軍の夜間演習

一九三一年九月十四日に、中國第七旅團の兵營の附近で、關東軍は夜間演習を始めていた。これらの兵營は、奉天のわずか北方の南滿洲鐵道線路の近くにあつた。この演習では、猛烈な小銃と機關銃の射撃が行われた。日本軍との衝突を避けるために、張學良元帥の命令によつて、第七旅團の將兵一万が兵營内に足留めされていた。これらの演習は、一九三一年九月十八日の夜に入るまで続けられた。

中村事件を解決しようとして、林ととくに努力していた領事館員森島氏は、重要な炭坑地區である撫順駐屯の關東軍部隊が、一九三一年九月十八日夜十一時三十分ごろに撫順を出發して、奉天の占領を想定した演習を実施する計畫になつていたことを知つた。

張學良元帥の調査委員の奉天歸還

中村事件を調査していた張學良元帥の調査委員は、一九三一年九月十六日の朝、奉天に歸還した。一九三一年九月十八日の午後、日本領事は中國軍の參謀長榮臻將軍を訪問した。その際に、同將軍は、關玉衡團長が中村大尉殺害の責任を問われ、一九三一年九月十六日に奉天に召喚され、直ちに軍法會議に付されることになつていと述べた。事件は解決されるもののように見受けられた。しかし、領事と榮將軍との會談は、午後八時ごろに打切られた。問題が軍人に關連しているので、中國側官意に對してさらに何か申入れをするには、その前に關東軍の適當な

代表者と協議することが必要であると思われたからである。

E-549
領事館の森島氏は、その夜遅くさらに開かれることになつていた會議に、適當な陸軍の代表者が出席するよう取計らうことを言いつけられていた。これは土肥原大佐や花谷少佐と連絡をとろうと試みた。かれらのホテル、事務所、宿舍及びその他かれらの頻繁に出入りする場所を探したけれども、かれは他の兩名のどちらも見つけることができず、特務機關の他のいかなる將校も見つけることができなかつた。かれはこの旨を領事館に報告し、自分の宿舍に歸つた。

南の特使は本務を果さなかつた

參謀本部の建川少將は、一九三一年九月十八日の午後一時に、安奉線經由で、奉天に到着した。かれは參謀本部のために現地視察を行うように滿洲に派遣されたのであつた。陸軍が十八日に奉天で「事件」を計畫しているという風説に對する外務大臣幣原の抗議に基いて、南は建川にこの策謀を阻止するよう指示したのである。南は建川にこのような命令を出したことを否認したが、これについては、その後南の陳述と建川の他の陳述とによつて、反證が擧げられている。關東軍司令官本庄は、ちようど部隊や施設の檢閲を終つて、遼陽の第二師團に訓示を與えていたときに、旅順にいたかれの參謀長三宅から電報を受取つた。この電報は、建川が滿洲に來たこと

を通知し、かつ、板垣参謀か石原参謀に、建川を出迎えさせ、その視察旅行に随行させてもらいたいといつてきたものである。

E-550

板垣大佐はこの任務を受け、遼陽から奉天に向つた。そして、奉天に到着すると、すぐ瀋陽館に入った。土肥原の補佐官であつた奉天特務機關の花谷少佐は、建川少將を出迎え、板垣大佐の旅館に案内し、その夜そこで板垣大佐と建川少將は夕食をともした。板垣によると、建川少將は旅行中休息することができなかつたとこぼし、その場で仕事の話をする気にはならなかつたが、青年將校の輕率妄動について上官が憂慮していると述べたといふことである。これに對して板垣はそれについては心配は無用であると答え、いざれ明日ゆつくり話を聞こうといつた。夕食の後に、板垣は建川少將と別れて特務機關に向い、午後九時ごろそこに着いた。建川少將は、その後、友人に對して、計畫された「事件」に干涉する意志は毛頭なく、また旅館に連れこまれたのも承知の上であり、遠い砲聲を聞きながら、藝者にもてなされ、その後自分の部屋に歸つて、朝起されるまで熟睡していたと語つた。

奉天事件

一九三一年九月十八日の夜九時、第七旅団の兵營で、劉という一將校は、普通の形の機關車をつけている三、四輛の客車からなる列車が兵營の前の南滿洲鐵道の線路に停車していると報告した。午後十時に爆發の大音響があり、すぐ續いて、銃聲が起つた。

B-551

日本側の説明によれば、関東軍の河本中尉が兵卒六名を率いて巡察任務についており、爆発の起つた鐵道線路の附近で警備演習を行つていた。中尉は爆発の音を聞いた。巡察隊は方向を轉じ、約二百ヤード駆け戻り、軌道の片側の一部分が爆破されているのを發見した。その爆破地點にいたとき、巡察隊は線路の東側の畠地から射撃された。河本中尉は増援を求めた。ちようどその時に、午後十時三十分奉天着の南行定期列車が接近しつゝあるのが聞えた。この列車は破損した軌條の上を無事に通過し、定刻に奉天に到着した。以上のように日本側は説明している。川島大尉とその中隊は、十時五十分現場へ到着した。獨立歩兵守備隊第二大隊の大隊長島本中佐は、さらに二箇中隊に對して現場に向ふことを命じた。それは眞夜中ごろに到着した。一時間半の距離にある撫順にあつた他の一箇中隊も、現場に向ふように命ぜられた。この中隊こそ、自分と自分の中隊は、十八日の夜に撫順を出發しなければならぬと、ずつと前に言明した川上の中隊である。中國第七旅團の兵營に電燈が焔々としていたが、日本軍は小銃や機關銃とともに大砲をも用いて、午後十一時三十分、躊躇することなく、この兵營を攻撃した。中國兵の大部分は兵營から逃がれ、東北方の二台子に退却した。しかし日本側は中國兵三百二十名を埋葬し、負傷者二十名を捕えたと稱している。日本側の損害は、死者が兵二名、負傷者が二十二名であつた。第37連隊二十九連隊の連隊長平田大佐は、午後十時四十分、島本中佐から、鐵道線の爆破と右の兵營の攻撃に關

E-552

する計費とを知らせる電話を受けた。かれは直ちに奉天城の攻撃を決意した。その攻撃は午後十一時三十分に始つた。なんの抵抗もなく、交戦のあつたのは警察との間だけで、巡警の間に約七十五名の死者を生じた。第二師團と第十六連隊の一部とは、十九日の午前三時三十分に遼陽を出發し、午前五時に奉天に到着した。兵工廠と飛行場は、午前七時三十分、に占領された。後になつて、板垣大佐は、十日に日本歩兵部隊の兵衛内に秘密に据えつけられた重砲が、戦闘のはじまつた後に、飛行場の砲撃に役立つ、たということをも認めた。板垣は建川と別れてから、特務機關の事務所に行つた。板垣によると、かれはそこで島本大佐から中國第七旅團の兵營を攻撃する決意を、また平田大佐から奉天城を攻撃する決意を聞いた。板垣はこれらの者の決意を是認し、旅順における軍司令官に報告する處置をとつたと述べている。

板垣は交渉を拒絶した

この間に、一九三一年九月十八日の夜十時三十分、日本領事館の森島氏は、奉天の陸軍特務機關から電話を受け、南滿洲鐵道の爆發があつたことと、奉天の特務機關本部に出頭するようにとつたことを知らされた。かれは十時四十五分に本部に着き、そこで板垣、花谷少佐及びその他のいく人かの者に會つた。板垣は、中國軍が鐵道を爆破したこと、日本は適當な武力的處置をとらなければならぬこと、この趣旨の命令がすでに發せられたことを語つた。森島氏は、事件の調整のためには、平和的交渉によらな

ければならないということを板垣に説得しようと思
みた。すると、板垣はかれを叱責し、總領事館は軍
指揮權に干渉するつもりか知りたいたいといった。森島
氏は、この事件は正常の交渉によつて圓滿に解決す
ることができると確信していると主張した。ナ
ると花谷少佐は立腹した態度で軍刀を抜き、もし森
島が自説を固執するならば、ひどい目に遭わされる
覺悟をせよといった。花谷は、また、余計な口を出
すものは、だれでも殺してしまふと言つた。それに
よつて、この會談は打切られた。

E-553

日本領事館は、その夜の間、張學良元帥の最高願
問から、總領事館が、日本軍を説得して攻撃を止め
させるようにと懇願する要請をいくたびも受けた。
このような申入れは、すべて軍に通達されたが、な
んの甲斐もなく、戦闘は依然として続いた。九月十
八日の夜から十九日の朝にかけて、總領事は幾度も
電話を板垣にかけ、戦闘を中止するよう説得しよ
うとしたが、板垣大佐は傍若無人の態度をかえず、
その都度、總領事に對して、軍指揮權に干渉するこ
とを止めろと言つた。林總領事は一九三一年九月十
九日の朝、外務大臣幣原に電報を打ち、「中國側よ
り致函事件圓滿處理申出の次第もあり、本官より板
垣參謀に電話を以て日支兩國は未だ正式に交戦状態
に入りたる譯にあらざるのみならず、支那側は全然
無抵抗主義に出づる旨聲明し居るを以て、此際不必
要に「事件」を擴大せざる様努力する事肝要にして
外交機關を通じ事件を處理する様せられたしと電話
したるが、同參謀は國家及び軍の威信に關するを以

て、徹底的にやるべしとの軍の方針なりと答へたり」と述べたのである。

奉天事件は計画的なものであつた。

「奉天事件」が参謀本部附の將校、關東軍の將校、櫻會の會員及びその他のものによつて、あらかじめ綿密に計畫されたものであつたことについては、證據が豊富にあり、その證據は確信するにたりるものである。橋本を含めて、その計畫の参畫者のうちの数名は、いろいろな機會にこの計畫における自分の役割を認め、「事件」の目的は、關東軍による滿洲占領の口實を設けるためであり、また日本の意のままになる「王道」新國家の建設であつたと語つてゐる。日本内地では、参謀本部の建川少將がその指導者であつた。これは、幣原の抗議に基いて、南が陰謀を阻止するために奉天に遣つた建川と同じ建川であり、また計畫された事件に干涉する意思は毛頭なかつた建川と同じ建川であつた。滿洲では、板垣が主要人物であつた。九月十八日の夜の日本軍の行動に關する一般の辯護として、また、板垣のように、その夜活動した人物のための特定の辯護として、辯護側が本裁判所に提示した申立ては、次の通りである。その夜より前に、滿洲の中國軍の兵力が増加されたために、合計一万足らずであつた滿洲の日本軍は、兵力約二十萬の、しかも日本軍より裝備の優れたところの、敵意のある軍隊と對峙することになつたといふこと、事件の少し前から、中國軍の配置が變更されたので、鐵道沿線にばらつと小部隊に分散

配置されていた日本軍は、中國軍の集結と對峙し、全滅される脅威を受けていたということ、日本軍に對する中國軍の態度は挑発的であり、侮辱的であつたということ、あらゆる徴候から見ても、中國軍は挑発されないのに日本軍を攻撃する傾きを示し、その際に、日本軍としては、直ちに決定的な反撃を加えない限り、歴倒されてしまうことになるということである。従つて、もし中國側が攻撃した場合には、關東軍は主力を奉天附近に集結し、奉天附近の中國軍の中樞に深刻な打撃を與え、こうして敵の死命を制することによつて、問題を短期間に解決しようという計畫を立てていたと言うのである。奉天獨立守備隊の兵營内に重砲二門を秘密に据えつけたということ、この計畫の一部であつた。以上が板垣の證言である。板垣のいうところによれば、右のような次第であるから、九月十八日の夜、鐵道の爆破と中國側の兵舎の外の戦闘のことをかれが聞いたときに、これは日本軍に對する中國正規軍の計畫的挑撃であることが明瞭であつた。そこで、絶対に必要でもあらず、万一に處する際のために作成されていた軍の作戰計畫にも一致していたから、かれは中國の兵營と奉天城を攻撃する決定を承認したと言つてゐる。

このように着色して事件を説明すると、中國軍が歴倒的な多量の兵力で奉天附近の約一千五百名の日本軍に計畫的な攻撃を加えたこと、豫期されていたことがつたことから起つた奇襲であつたこと、優勢な部隊の中樞に對して日本軍が迅速に反撃を加え、それによつて中國軍が敗走したということになる。しか

B-555

し、この説明は、ただ一點を除いて、すなわち、奉天が占領され、中國軍が驅逐されたという一點を除いて、虚偽である。

中國軍は日本軍を攻撃する計畫を全然もっていない。かれらは不意討ちをされた。數千名の中國兵がいた兵舎を攻撃するにあたって、日本軍は暗やみから燈火の明るい兵營に向つて射撃し、主として退路を遮断された若干の中國兵から、わずかばかりの抵抗を受けただけであつた。奉天市を占領するにあつても日本軍は若干の警官の、ほとんど問題にならないほどの抵抗を受けたにすぎなかつた。

その夜の出來事によつて、日本側が驚いたなどということはあり得ない。一九三一年九月十八日の相當以前から、陸軍が奉天で「事件」を計畫しているという風説が日本で擴がつていた。撫順の川上中尉は、一九三一年九月十八日に奉天で「出來事」が起るかもしれないということを洩らしている。林總領事は、外務大臣にあてて、撫順の一中隊長が一週間以内に大きな「事件」が起ると言つたという報道を打電している。奉天の日本領事館員の森島は、撫順駐屯の關東軍の部隊が、一九三一年九月十八日の夜の十一時三十分に撫順を出發して、奉天占領を想定した演習を實施することを知つていた。外務大臣は、自分の入手した情報を充分信用していたので、陸軍大臣に向つて、このようなことは困るといつて抗議し、これを説得して、「陰謀阻止」のために建川少將を滿洲に派遣させた。この少將というのは、計畫された「事件」に干渉するつもりは毛頭なかつたので。そ

E-556

の使命を果さなかつた。しかも、日本側が主張する
ように、一中尉と兵六名からなる巡察斥候が、一九
三一年九月十八日の暗夜に射撃を受けると、滿洲に
ある日本軍の全部隊は、長春から旅順まで、約四百
マイルに及ぶ南滿洲鐵道の沿線の全地域にわたつて、
その夜ほとんど同時に行動を起した。安東、營口、
遼陽、その他の小さい町の中國部隊は壓服され、無
抵抗で武装を解除された。日本の鐵道警備隊と憲兵
は、これらの地點に留まり、第二師團の各部隊は、
さらに重要な作戦に参加するために、直ちに奉天に
集結した。板垣は奉天の特務機關にあつて、日本軍
の最初の攻撃に承認を與え、林總領事が中國側は無
抵抗主義に出ると聲明したことを知らせたにもかか
わらず、かれを説得して戦闘を停止させようとする
日本總領事林と駐本領事森島とのあらゆる努力を斥
けた。日本人の間でさえ、この「事件」は日本側に
よつて計畫されたのであると信じていたものがあつ
た。事件が起つてから一年の後、天皇が「事件」は
風説通り日本の計畫の結果であつたかと質問してい
る事實さえ現われている。裁判所は日本側の主張を
却下し、一九三一年九月十八日のいわゆる「事件」
は、日本人によつて計畫され、また實行されたもの
であると認定する。

E-557
中國において戦争を行うための準備は、關東軍に
限られてはいなかつた。日本内地では、これから起
る出來事をいかにも豫期していたかのうちに、一九
三一年八月一日に、異常な人事の異動があつた。大
島、小磯、武藤、梅津、畑及び荒木のように、信頼

されていた將校がこの人事の異動に含まれていた。
大島は參謀本部の課長、陸軍技術會議議員、及び軍
令部との連絡將校に任命され、小磯は中將に任ぜら
れ、武藤は陸軍大學校兵學教官を免ぜられて、參謀
本部員となり、梅津は參謀本部總務部長となり、畑
は中將に進級し、砲兵監に、また第十四師團長に補
せられ、荒木は教育總監部本部長に任ぜられた。

本庄中將が奉天で指揮をとる

板垣大佐は、現地の先任参謀として、奉天で「事件」中實際の指揮にあたっていたが、本庄中將が一九三一年九月十九日の正午に奉天に到着するに及んで、これによつて代られた。本庄中將は「奉天事件」を「滿洲事變」として知られるに至つたものによつて急速に擴大した。

E-558

本庄は、奉天を攻撃した第二師團に訓示を與えた後、一九三一年九月十八日午後九時ごろ旅順に歸着した。本庄は奉天の戦闘の第一報を午後十一時ごろ一通信社から受取つた。かれは直ちに旅順の關東軍司令部に赴き、そこですでに立てられた作戰計畫に従つて行動するように命令を發した。證據によれば、九月十八日の夜半を數分過ぎたとき、奉天の特務機關からの第二電が關東軍司令部に到着し、戦闘がさらに擴大したと、中國軍が増援部隊を送つていゝることが報告された。たゞこのよゝうな意味の電報が接受されたとしても、中國軍が増援部隊を送りつゝあつたといふ話は、事實無根であつた。中國軍は、日本軍の攻撃によつて、總退却をしていたのである。本庄の幕僚は、「日本の全武力を動員して、できるだけ速やかに敵の死命を制しなければならぬ」と進言した。本庄は「よろしい、そうしよう」と答へた。滿洲の全日本軍を出動させる命令が直ちに發せられ、朝鮮の日本軍は既定計畫に従つて増援部隊を送るよゝうに依頼され、かつ第二艦隊が營口に向けて、出航するよゝうに要請された。これらの命令によつて、滿洲の全日本軍と朝鮮にあつた日本軍の一部とは、

一九三一年九月十八日の夜に、長春から旅順に至る南滿洲鐵道の沿線全地域にわたつて、ほとんど同時に行動を起した。

奉天に到着すると同時に、本庄中將は停車場に司令部を置き、中外に脅威の戰を行ふ旨を宣明した。

關東軍の行動を南は認めた

陸軍大臣南は關東軍の行動を承認し、政府の效果的な干渉を阻止するため、關東軍と内閣との間の緩衝の役割をつとめた。一九三一年九月十九日午前三時ごろ、奉天の特務機關からの電報によつて、これは同地の情況に關する情報を受取つた。總理大臣若槻は、一九三一年九月十九日の朝、六時から七時の間に、南からの電話によつて、初めてこの戰闘のことを聞いた。總理大臣は閣議を午前十時に開くことにした。南は陸軍省軍務局長小磯中將を參謀本部と内閣との連絡將校として出席させた。閣議で、南は中國軍が奉天で日本軍に發砲し、日本軍はこれに應戰したと報告した。南は日本軍の行動を「正當な自衛權の發動」であると稱した。内閣はこの事件を即刻終結させたいという希望を表明した。南は調査の上で閣議に報告すると述べた。そこで、内閣は「事件」の不擴大方針を決定した。同日の午後一時三十分に、總理大臣は天皇のもとに赴き、狀況と内閣の決定を報告した。天皇は、陸軍が事態をこれ以上擴大せず、軍が優勢になり次第行動を打切るといふことに同意した。「事件」の擴大を防止するといふ政府の決定を關東軍司令官に傳達するためである

E-559

と言つて、南は橋本中佐と参謀本部附の將校二名を奉天に派遣した。

E-560

陸軍を抑制することはできなかつた。總理大臣は、「事件」の不擴大方針實施を勵行するについて、援助を求めらるるために必死になつて奔走したが、成功しなかつた。陸軍を抑制する方法を見出そうとして、一九三一年九月十九日の夜八時三十分、總理大臣は宮内大臣の官邸で會合を開いた。それには、元老西園寺公の秘書原田男、内大臣秘書官長木戸、侍從長、侍從次長及び侍從武官長その他が出席した。この際の唯一の提案は木戸が出したものであり、かれは毎日閣議を開いてはどうかといつた。この提案は、後になつて、何の効果もないことがわかつた。といふのは、閣議のたびに、陸軍大臣南は、「戰略上と戰術上」の理由から、さらに一定の距離まで日本軍は中國軍を中國領土内に追撃する必要があつたこと、このような行動は單に「保護的」な手段であつて、どのような意味でも擴大されることはなからうと報告したからである。しかし、ちようどこのときに、中國側は宋子文外交部長を通じて、紛争がさらに擴大するのを防ぐために、日本人と中國人の双方からなる強力な委員會を組織することを提案した。重光はこの提案を外務大臣幣原に報告するにあつて、他の理由はとにかく、「事件」に關する日本の立場を強めるだけのためにも、この提案を受け入れた方がよいと進言した。その當時の規則では、朝鮮軍が朝鮮以外の地域で作戰を始めるには、天皇の裁可が必要であつたが、それにもかかわらず、天皇の裁可なしに、

E-561

朝鮮國境の新義州に集結していた兵力四千と砲兵からなる第二十師團の第三十九混成旅團は、一九三一年九月二十一日に、鴨綠江を渡って滿洲に入り、その日の夜半ごろ奉天に到着した。それにもかかわらず、一九三一年九月二十二日に、内閣はこの行動のために要した經費を支出することを決定し、後になつて、この出動に對する天皇の裁可を得た。この出動について、南は内閣に報告していなかつた。一九三一年九月二十二日の閣議で、陸軍の侵略の續行を許したことに對して、南はさらに言譯をした。總理大臣若槻が言つたように、「擴大は日を逐うて續けられ、自分は陸軍大臣南と幾度か會議しました。自分は毎日地圖を示されました。そして南は、軍が今後越えなはずの境界線を示すのでありました。そして殆んど日毎にこの境界線は無視され、さらに擴大されたことが報ぜられました。しかしいつもこれが最後の行動であるとの保證がついてゐたのであつた。

E-562

天皇は内閣の不擴大方針を承認したけれども、天皇がその側近者に動かされて、このような意見をもつようになつたことに對して、陸軍は憤慨しているという話が原田男邸の會合で出た、と木戸はその日記に記している。この會合に出席した人々は、内閣の方針に關して、天皇はこれ以上何も言わない方がよからうということ、また、元老西園寺公は、かれに對する軍部の反感がさらに激しくなるのを避けるために、東京にいない方がよからうということにきめた。このようにして、南の連絡官小磯による南と

参謀本部との有効な協力によつて、政府は「奉天事件」がさらに拡大することを阻止しようとする決定を勵行することができなくなつた。この點は、關東軍のとつた行動を是認していたということ、日本の降伏後に、南がみずから認めたとことによつて確認されている。

奉天に歸還した土肥原大佐

満洲で「事件」が起つたときには、土肥原大佐はすでに、参謀本部に對する報告を終え、懸案中のすべての「満洲問題」を、できるだけ早く、武力によつて解決しなければならぬと進言した上、満洲に「王道」を基礎とした新國家を組織するのに主要な役割を演ずるために、奉天の特務機關に歸任する途中であつた。中國とその國民についての土肥原の廣汎な知識は、次々に現われた中國の軍指導者の軍事顧問として、約十八年間にわたつて、現地の政治に實際に参加して得られたものであつて、これによつて、かれは他のいずれの日本陸軍將校にもまさつて、「奉天事件」を計畫し、實行し、利用するについて、全般的な助言者と調整者としての役を果すのに適任者となつたのである。これが土肥原によつて演じられた役割であつたことは、疑うことができな。かれが中國を視察旅行し、参謀本部に報告する前に奉天にしばらく滞在したこと、「事件」が発生する直前に奉天に歸還したことは、その後のかれの行動と併せて考えてみるならば、われわれはどうしても右の結論に達するほかはない。

奉天市長としての土肥原大佐

遼寧省の臨時政府を組織することは、奉天が遼寧省の中心であり、また戦闘中有力な中國人がほとんど全部錦州に遁れ、そこで省の行政を續けていたため、困難なことであつた。同省の省長であり、奉天に留つていた中國の將軍臧式毅は、新しい臨時政府の樹立について、日本と協力することを拒絶した。このために、かれは直ちに逮捕され、投獄された。このように、中國人側が協力しないことによつて、その意圖を妨げられた日本軍は、一九三一年九月二十一日に、土肥原大佐を奉天市長に任ずる布告を發した。かれは、主として日本人からなるところの、いわゆる「非常時委員會」を使つて、同市の施政を始めた。一九三一年九月二十三日までは、土肥原は同市の完全な支配者となつており、奉天に來た新聞記者によつて、かれは日本軍司令部において、陸軍の政治的担当者かつ代辯者としての役をつとめて、このことを發見された。このときから、東三省の臨時政府を組織することは着々と進行した。一九三一年九月二十三日に、熙洽中將は吉林省の臨時政府を組織することを要請され、その翌日、袁金凱氏を「治安維持委員會」の主席とする遼寧省の臨時政府が組織されたことが發表された。日本の新聞は、これを分離運動の第一歩として賞讃した。

E-564

E-565

自治指導部

自治指導部は、奉天の日本陸軍によつて、一九三一年九月の後半に組織された。指導部の目的は、獨立運動を起し、滿洲全土にこれを擴めることであつた。板垣大佐は參謀部の中の、指導部を監督する課を擔當していた。土肥原大佐は、特務機關長として、中國人に關する一切の必要な秘密情報を指導部に提供した。指導部の部長は中國人であつたけれども、指導部に使用されていた職員は約九割は滿洲に住んでいた日本人であつた。

熙洽將軍は日本側の招請を受諾し、政府機關と日本人顧問の會合を招集し、九月三十日に日本陸軍の保護のもとに吉林省の臨時政府を樹立する宣言を發した。

特別區行政長官張景惠將軍も、一九三一年九月二十七日に、『特別區非常時委員會』の組織を討議するのために、ハルビンのかれの事務所で會議を開いた。本庄中將は、吉林省の間島という町で起つた些細な出來事を口實にして、日本はもはや張學良元帥の政府を認めず、張の勢力が完全に破壊されるまで、軍事行動を停止しないと、いう發表をした。

抗議と誓約

中國は國際連盟に滿洲における日本の行動に對する抗議を申し入れた。この抗議は一九三一年九月二十三日に提出された。連盟理事會は、日本政府から、日本は鐵道附屬地帯にその軍隊の徵收を開始し、か

E-566

つこれを續行するものであるという誓約を與えられた。この誓約によつて、一九三一年十月十四日に再開されるまで、理事會は休會した。

アメリカ合衆國もまた滿洲における戰團に對して抗議し、一九三一年九月二十四日に、既存條約の規定に對して、日本と中國双方の注意を喚起した。その日の閣議の後に、ワシントンの日本大使はアメリカの國務長官に通牒を手交した。この通牒の中には、他のいろいろのことに共に、次のようなことが述べられていた。「日本政府が滿洲でなんらの領土的意圖をも抱くものでないことは、あえて繰返す必要がないであらう。」

E-567

十月事件

國際連盟と合衆國に與えたこれらの誓約は、内閣と陸軍との間には、滿洲における共通の政策について、意見の一致がなかつたということを示した。この意見の相違がいわゆる「十月事件」を引き起した。これは政府を顛覆するクーデターを組織し、政黨制度を破壊し、陸軍による滿洲の占領と開發の計畫を支持するよりな新政府を立てようとする參謀本部のある將校たちとその共鳴者との企てであつた。この陰謀は櫻會を中心としていた。その計畫は、政府首腦者を暗殺することによつて、「思想的と政治的の霧國氣を廓清」することにあつた。橋本がこの一團の指導者であり、陰謀を實行するために、必要な命令を與えた。橋本は、荒木を首班とする政府を立てるために、一九三一年十月の初旬に、自分がこの陰謀

を最初に考え出したということを認めた。木戸はこの叛亂計畫のことをよく知っていた。かれの唯一の心配は、廣汎な損害や犠牲を防止するために、混亂を局限する方法を見出すことにあつたようである。しかし、根本という中佐は、警察にこの陰謀を通報し、陸軍大臣がその指導者の検挙を命じたので、この陰謀は挫かれた。南がこの叛亂に反対したという理由で、白鳥はかれを非難し、滿洲に新政權を立てるために、迅速な行動をとることが必要であり、もし南がこの計畫に暗黙の承認を與えたならば、「滿洲問題」の解決を促進したであろうと斷言した。

E-568

全滿洲を占領し、そこに傀儡國家を建設しようとする關東軍の計畫を實行するについて、もし東京の中央當局がこれを支持しなかつたならば、關東軍は日本から獨立すると宣言して、その計畫を進めるであろうという意味の風説が、「十月事件」の失敗後に傳えられた。この脅迫は、政府とその態度に、變化をもたらすのに効果があつたようである。

陸軍省は報道の檢閲を開始した。また、陸軍將校は、陸軍省にとつて不満足なことを書いたり、出版したりした著述家や編輯者を訪れて、このような記事は陸軍省にとつて面白くないものであると忠告した。編輯者や著述家が陸軍省の意見に反するようない意見を發表すると、暴力團がこれを脅迫した。

溥儀を即位させる決定

日本政府の態度のこの變化の後に、板垣大佐と土肥原大佐は、清國の廢帝ヘンリー・溥儀を滿洲に歸

E-569

し、その皇帝として即位させることに決定した。これは、ヤング・マーシャル張學良と蔣介石大元帥との結合によつて、次第に強力になりつつあつた張學良元帥の勢力に對して、對抗するための非常手段であつた。日本陸軍の保護のもとに動いていた新しい臨時政権は、徵稅機關と金融機關を接收することに成功し、改組によつてその地位をさらに強化したが、張元帥が依然として人氣があつたので、相當な困難を感じていた。關東軍參謀部は、その樹立した臨時政府が張元帥と共謀することをおそれるようになつた。そこで、板垣と土肥原の兩大佐は、清國廢帝ヘンリー・溥儀の名目上の指導のもとに、黒龍江、吉林、遼寧の東三省を統合することによつて、獨立國家を組織することに直ちに着手することを決定した。

土肥原大佐、溥儀の滿洲復歸に乗り出す
溥儀を滿洲に復歸させるために、土肥原は板垣によつて天津に派遣された。板垣は必要をすべての手配をして、土肥原に明確な指示を與えた。その計畫は、滿洲の一般民衆の要望に應えて、溥儀は再び皇位につくために歸つてくるのであつて、かれが滿洲に歸つてくることに、日本は何の關係もないが、一般民衆の要望に反するようなことは、何もしないといふように見せかけることになつていた。この計畫を實行するには、營口の港が結氷する前に、溥儀をそこに上陸させることが必要であつた。そこで、一九三一年十一月十六日以前に、かれがそこに到着することが絶対に必要であつた。

外務大臣幣原は、溥儀を満洲に歸らせる企てを知つて、天津總領事にこの計畫に反對するよう訓令した。一九三一年十一月一日の午後、同總領事は訓令された通りに土肥原に連絡し、かれに計畫を放棄するよう説得するために、自分でできる限りの、あらゆる手段を試みた。しかし、土肥原はすでに決意を固めていたので、もし皇帝が自身の生命を賭しても満洲に歸ることを厭わないならば、この企てはすべて中國側にそのかされたもののように見せかけることは容易であると述べた。さらに、かれは皇帝と懇談すること、もし皇帝が厭わないならば、計畫を断行すること、しかし、もし皇帝が厭うならば、そのときは、皇帝にとつて將來このような機会はないであろうという拾台詞を残して別れ、奉天の軍當局に對して、この計畫は成功の見込がないから、自分は他の方法を考えろという趣旨の電報を打つということを述べた。

一九三一年十一月二日の夕方に、土肥原は溥儀を訪問して、次のことを傳えた。溥儀の即位にとつて情勢は有利であつて、この機会を逸してはならないこと。溥儀はぜひとも一九三一年十一月十六日以前に満洲にあらわれなければならないこと。もしかれがそうしたならば、日本はかれを獨立國の皇帝として承認し、その新國家と秘密攻守同盟を結ぶこと。もし中國の國民黨軍が新國家を攻撃するならば、日本軍はそれを撃破するであろうこと。これに對して、溥儀は日本の皇室がかれの復歸に賛成していると聞かされると、土肥原の勸告に喜んで従いそうに見えた。

總領事は土肥原を思い止まらせるように努力を續けたが、効果はなかつた。土肥原は、ある場合に、政府が溥儀の復讐を阻止するような態度に出るならば、それは不届千萬であつて、万一そういうことになつたら、關東軍は政府から離れて、どんな行動に出るかかわからないと嚇かしたこともあつた。

E-571

溥儀の滿洲復讐の條件を取極めるにあたって、土肥原は多少の困難に直面した。上海の「中聞新聞」は、一九三一年十一月二日附の天津發の記事で、計畫の全貌を發表し、溥儀は土肥原の申し出を拒絶したと稱した。溥儀の決意を早めるために、土肥原はあらゆる陰謀術策を用いた。溥儀は果物籠にかくされた爆彈を受取つた。「鐵血團本部」やその他の方面からの脅迫状も受取つた。最後に、土肥原は一九三一年十一月八日天津に暴動を起させた。これは、かれが板垣から提供された武器を與えたところの、ある下層階級の徒輩、秘密結社及び同市の無頼漢を使つて起させたものである。日本の總領事は、幣原の命令を實行する新たな試みとして、中國側の警察に對して、暴動が差迫つてゐることを警告した。あらかじめ警告を受けていたので、中國側警察は暴動が完全に成功するのを阻止することができた。しかし、暴動は天津を混亂に陥れるに至つた。

この混亂が續いて、一九三一年十一月十日の夜、暴動の最中に、機關銃の裝備を持つた護衛附きの自動車で、秘密のうちに、土肥原は溥儀をその住居から埠頭に移し、そこで數名の私服護衛と四、五名の日本兵とともに、日本の小型軍用ランチに乗り込み、

塘沽に向つて河を下つた。塘沽で一行は營口に向う
淡路丸に乗つた。溥儀は一九三一年十一月十三日に
營口に到着し、その日湯崗子に連れて行かれ、そこ
で日本の陸軍によつて對翠閣という宿屋に保護監禁
された。脅迫状や天津の暴動の結果、溥儀は生命の
危険を避けるために脱出したように見せかける試み
がなされた。疑いもなく、これらのことが、土肥原
の出した條件に溥儀が承諾するのを促進するよう
なつた。

裏面白紙

E-572

溥儀の即位延期

國際連盟における日本の立場がさらに悪化するのを防ぎ、また討議中の理事會における日本全權を有利な立場に置くために、關東軍に對して、南は溥儀の即位を遅らせるように通告した。一九三一年十一月十五日に、かれは本庄中將に電報を送つて、次のように述べた。「特ニ聯盟ノ空氣改善ニ努力ノ結果、最近漸ク好轉ノ曙光ヲ認め來レル時期ニ於テ敢テ此種速急ナル行動ニ出ツルハ策ヲ得タルモノニアラス仍テ茲暫ク溥儀ヲシテ主動タルト受動タルトヲ問ハス政治問題ニ全然關係セシメサル如ク一般ヲ指導セラレ度シ元來新政權樹立ニ關シテハ帝國ノ態度宜敷ヲ失スルニ於テハ九ヶ國條約ニ立脚スル米國ノ干涉又ハ列國會議ノ開催ヲ見ルコトトナルヲ予期セサルヘカラス而モ滿洲現下ノ狀況ニ於テハ新政權ノ樹立ハ帝國軍ノ了解支持ナクシテハ成立セサルモノタルヘ甲外ノ等シク認識スル所ナルヲ以テ、突然溥儀カ新政權樹立ノ渦中ニ入ルトキハ、假令形式的ニ滿蒙民意ノ名ヲ以テスルモ、世界ノ疑惑ヲ惹起スルノ虞アリ、如何ナル場合ニ於テモ帝國カ少クモ列國ヲ相手ニ法理的鬭争ヲナシ得ル如ク内外形勢ヲ誘フコト肝要ナリ、此ノ點諒承シ置カレ度」と。

E-573

一九三一年十一月二十日に、皇軍は溥儀を旅順に移し、大和ホテルに宿泊させた。その説明として、湯岡子でかれがあまりに多くの好ましくない訪問者に面接していたからであるとした。土肥原と板垣は、皇后が旅順で皇帝と落合うように内密に取計らつた。

錦州進軍

江橋に向つて軍隊を派遣したことは、一九三一年十一月の初旬に、黒龍江省督軍馬占山將軍を破り、かれを東北方の海倫方面に追い拂うことに成功した。その結果として、チチハルを占領し、かつ、錦州城周辺の遼寧省東南部の小部分を除いて、張學良元帥の勢力を全滿洲から一掃することになった。錦州を占領しさえすれば、滿洲の征服が完成されることになる。

奉天から逃れた中國側の省政府は、奉天事件の後簡もなく、錦州に置かれ、また、一九三一年十月の初めに、張學良元帥がその司令部を北平から錦州に移した。その結果として、同市は日本の占領に對する抗戦の中心地となつた。日本の偵察機は、同市の上空にしきりに飛來し、一九三一年十月八日には、偵察機六機と爆撃機五機が同市の上空に飛來して、爆撃約八十箇を投下した。

土肥原大佐がつくり上げた騒動や暴動は、關東軍參謀に對して、天津の日本駐屯軍を増強し、同地の日本租界を保護するため、天津に軍隊を送るに對しての口實を與えた。これらの暴動の最初のもものは、すでに前に述べたように、一九三一年十一月八日に起つたのであるが、一九三一年十一月二十六日には、新しい一連の騒擾が始まつた。土肥原大佐は中國人の無頼漢と私服の日本人を使つて、天津の中國人區域に騒動を起させるために、日本租界内でこれらの者を行動隊に組織した。二十六日の夜、猛烈な爆發の

E-874

音が聞え、すぐそれに續いて、大砲、機關銃、小銃の射撃があつた。日本租界の電燈は消され、租界から私服を着た者が現われ、附近の警察署に向つて發砲した。

増援部隊を滿洲から天津に移動させるにあつて、最も便利な鐵路は、海路によるものであつた。しかし、陸路は錦州城を這つていたから、この方に明らかな戦略的利點があつた。そして、錦州を經由する出動は、同市に攻撃を加え、そこに集結していた張學良元帥の軍隊を一掃するための口實を與えることになるのであつた。

中立的な觀察者は、錦州への進出を予期していた。一九三一年十一月二十三日に、この問題に關する會談で、外務大臣の幣原は、東京のアメリカ大使に對して、自分と總理大臣、陸軍大臣南、參謀總長との間に、錦州に對しては戦闘行為を行わないことに意見が一致したと言明した。しかし、二十六日の夜の土肥原による暴動は、一九三一年十一月二十七日の朝に、このような進出を促進した。表面上は、天津で包圍されているといわれる日本駐屯軍を救援するという目的で、しかし、實際には、錦州から張學良元帥を驅逐するという意圖をもつて、軍隊總送の一列車と飛行機數機が遼河を渡つた。日本軍がさらに進出するためのあらゆる口實を除くために、張學良元帥がすでにその軍隊を長城の南に撤退し始めていたので、日本軍はほとんど抵抗を受けなかつた。それにもかかわらず、進撃は續けられ、日本の飛行機は繰返し錦州を爆撃した。アメリカの國務長官は、

最近アメリカ大使に與えられたばかりの、錦州に對しては、騷擾行為を行わないという誓約の違反に對して、抗議を申込んだ。一九三一年十一月二十九日に、抗議を申込んだ。本庄に對して、その軍隊を新民の附近の地帯に呼び返せという命令を出し、これによつて、右の誓約がおそまきながら不承々に尊重された。

E-576

連盟の調査委員會任命

國際連盟理事會は、すでに約四週間にわたつて會合を開き、日華紛争を審議していたが、一九三一年十二月十日に、日本代表の提案を受け入れ、現地で事態を調査するために、滿洲に調査委員會を送ることを決議した。理事會の決議は、委員會が五名の中立國委員からなり、この委員會を助けるために、中國と日本は各一名の參與員を任命する權利を與えらるゝと規定した。

決議の第二項は、次の通りであつた。『(二十) 二十四日の理事會以來、事態更に重大化したるに顧み、兩當事國が此の上事態の悪化するを避くるに必要なる一切の措置を執るべきこと及び此の上戦闘若は人命の喪失を惹起することあるべき一切の主動的行為を差控ふべきことを約することを了承す。』

日本はこの決議を受諾するにあつて、決議第二項に關して留保をつけ、『本項は滿洲各地に於て猖獗を極むる匪賊及不逞分子の活動に對し日本臣民の生命及財産の保護に直接備ふるに必要なるべき行動

を日本軍が執ることを妨ぐるの趣旨に非ずとの了解の下に、本項を受諾すると述べた。

中国は、滿洲における中国の主権が侵害されないうということを留保として、この決議を受諾した。

右に引用した第二項に含まれた約定と指令に關して、中国は次のように聲明した。「本決議が終熄せしむることを眞に目的と爲したる事態より生じたる無法律状態存在の口實の下に右の指令を破るべからざることは、之を明白に指摘せざるべからず。現に滿洲に在る無法律状態の多くは、日本軍の侵入に依りて生じたる平常生活の中絶に因るものなることを述べざるべからず。通常の平和的生活を回復する唯一の確實なる方法は、日本軍隊の撤收を迅速ならしめ、且つ中国官憲をして治安の維持の責任を負わしむることにより。中国は如何なる外國の軍隊に依る其の領域の侵入及び占領をも許容することを得ず。況や右軍隊が中国官憲の警察職權を冒すことを寛容することには於てをや。」

日本の留保に對する中国の反對留保にもかかわらず、日本側は、自國のなした留保は、日本に對して、滿洲に軍隊を維持する權利を與え、また匪賊行爲を彈壓する責任を負わせたものであると主張した。匪賊行爲を彈壓するという口實のもとに、日本は滿洲の占領を完成するための歩を進めた。リットン委員會の言葉をかりていえば、「日本がジュネーヴに於て留保をなしたる上、引續き其の計畫に依り、滿洲の事態を處理したる事實が存するるのである。」

一九三二年一月十四日に至るまでは、この委員會

はその委員の全員が揃っていなかつた。リットン卿
(イギリス)が委員長に選ばれ、この委員会はリッ
トン委員会と呼ばれるようになった。

裏面白紙

若槻内閣は辭職のやむなきに至つた

總理大臣若槻とその外務大臣幣原が、「友好政策」と「不擴大方針」を實行しようとして續けた努力は、軍部とその共鳴者の間に甚だしい反對を捲き起したので、同内閣は一九三一年十二月十二日に辭職するほかはなくなつた。總理大臣若槻は次のように證言した。「『滿洲事變』を擴大しないようにと内閣が決定していたに拘らず、それが擴大して行つたといふことは事實であります。色々な方法が試みられましたが、その中の一つは、私の希望では關東軍の行動を抑制出来るような聯合内閣を作ることでした。しかし、色々な故障のために、それは實現せず、そのため内閣が辭職したわけであります。」

E-578

犬養内閣

犬養内閣は、荒木を陸軍大臣として、一九三一年十二月十三日に組閣された。日本憲法によつて、後任の陸軍大臣を詮衡する任務を持つていた陸軍三長官、すなわち辭任した陸軍大臣南、參謀總長及び教育總監は、阿倍を陸軍大臣に選んだ。しかし、荒木が陸軍の急進分子の間に人氣がもつたので、かれらは、犬養のもとに行つて、かれの任命を要求した。荒木大將は陸軍大臣に任命された。總理大臣犬養は、元老西園寺に、日本の政治は陸軍だけによつて支配されてはならないという天皇の希望を實行するつもりであると話し、かつ、滿洲における關東軍の侵略政策を終らせる政策を採用したけれども、陸軍大臣荒木はこの政策と同調しなかつた。以前に張學良の

治下にあつた東四省を占領平定すべきであるという本庄司令官の計畫に、荒木は賛成したのである。降伏の後、巢鴨拘留所における訊問中に、かれはこれが事實であつたことを認めた。かれの最初の行動は、内閣と樞密院において、この計畫を實行するための豫算の承認を得ることであつた。

E-579

本庄と板垣は本庄の計畫を

遂行するために動いた

東四省の占領と平定の計畫に同意していた荒木を陸軍大臣として大養内閣が成立したことは、關東軍にとつては、この計畫遂行の合圖であつた。臨時遼寧省政府を強化するために、板垣は素早く行動した。奉天の西方に部隊の集結が開始された。この部隊は、錦州と天津へ進出するために、待期しているのであつた。この計畫を實行するために、詳細な手配を行つた。この計畫を實行するために、詳細な手配を行つた。この計畫を實行するために、詳細な手配を行つた。この計畫を實行するために、詳細な手配を行つた。

日本の侵入軍との協力を拒否したという理由で、一九三一年九月二十一日以来監禁されていた臧式毅將軍は、食物を與えられないので遂に屈服し、余儀なく臨時遼寧省政府主席の任命を受諾することを承知した。一九三一年十二月十三日の夜、かれは監禁をとかれ、板垣と會見してから、一九三一年十二月十五日に、正式に省長として就任した。監禁中絶食させられた結果として、かれは非常に神経質になり衰弱した状態にあつたので、就任式中、かれの寫眞を撮影するにあつた。撮影者が閃光電球を割つたと

きに氣絶した。臧式毅將軍の就任は、全前省長會議の下準備であつた。そして、關東軍はこの會議の準備を急いでいた。

錦州に進出するための部隊の集結は、一九三一年十二月十日に始まり、十五日までに完了していた。しかし、この進出は、陸軍大臣荒木の承認が得られ、經費が支給されるまでは、開始することができなかつた。

E-580

すべての準備が完了したので、本庄司令官は、滿洲は中國から獨立させなければならぬという意見を政府に伝えるために板垣を東京に派遣した。陸軍大臣荒木は直ちに本庄の計畫を支持し、完全な獨立こそ「滿洲專變」解決の唯一の途であると言つた。しかし、この計畫に對して、相當な反對のあることがわかり、かゝるこの計畫の承認を受けることは、なかなか困難であつた。この問題は、ついに一九三一年十二月二十七日の御前會議で天皇に提示され、荒木は次のように述べた。「我々は直に奉天省に軍隊を派遣することを決定しました。主要なる計畫は總司令部に對する陸軍省の命令で作成されました。そして總司令部は作戰に要する軍隊派遣の手續を執りました。少くとも板垣の使命の一部は、ここに達成されたのである。」

錦州に進出するこの決定がなされた日に、外務次官は、東京のアメリカ大使に、日本は連盟規約、ケ
60
ロツグ・ブリアン條約、その他の條約に悖らぬ決意であり、滿洲の事態に關して、連盟理事會が採擇

した二つの決議に従うと述べた覺書を手交した。

錦州陥落の後に滿洲は

完全に占領された

すでに述べたように、關東軍はジュネーヴでなされた留保を楯にとつて、依然として計畫通りに滿洲を處置していつた。中國外交部長は、錦州攻撃が目前に迫っていることを知つて、殘つた中國部隊の全部を萬里の長城の南へ撤退させることを申入れ、それによつて、さらに戦闘の續けられるのを防ぐために、最後の懇請を行つた。しかし、この懇請は無効に終つた。そして、一九三一年十二月二十三日に、關東軍はその行動を實際に開始した。

中國軍は、その陣地を放棄するほかなくなつた。その日から、前進は整然として行われ、中國軍司令官が總退却の命令を發していたので、ほとんどなんらの抵抗も受けなかつた。錦州は一九三二年一月三日の朝占領され、關東軍は一氣に山海關まで前進を續け、萬里の長城の線に達した。

板垣は使命を完了して

奉天に歸つた

木戸は一九三二年一月十一日の日記に、板垣が滿洲に傀儡國家を樹立する計畫の承認を得ていたことを記している。その日の記事には、次のような部分がある。『今朝十時半、宮城内講書の間接する溜りの間において余は陛下の側近者と共に、板垣大佐から滿洲及び蒙古における情勢について聞いた。板

E-582

垣大佐はまづ滿洲及び蒙古における兵匪討伐の進捗状況と滿洲における新國家建設の進捗状況について説明した。板垣大佐は、滿洲は新しい統治者の下に置かれるだろうということ及び日本軍は新滿洲國の國防を担当するであろうという事について暗示を與えた。板垣大佐は更に日本人は新國家の運営に政府の高官として参加するということの説明をした。板垣は中國兵のすべてを『兵匪』と呼ぶのをいつもの慣例にしていたが、ここでもそれに従っていたことがわかるであろう。ジュネーヴでなされた留保を援用する口實が再び用いられた。

奉天へ歸る途中で、板垣大佐は、かれと木戸との會談の中に擧げられた新しい統治者を訪れた。旅順で溥儀を訪問している間に、溥儀に對して、板垣は次のようにいつた。『中國軍閥を追い拂い、東三省の人民の社會的を福祉をはかるために、われわれは喜んで滿洲に新しい政權を樹立する用意がある。』板垣は溥儀がこの新政權の首班となることを提案したが、滿洲政權が樹立されると同時に、日本人を顧問及び官吏として雇傭することを要求した。

E-583

獨立運動が強くなつた

錦州が陥落した後、特に土肥原がハルビン特務機關長として勤務していた北滿州で、獨立運動が進展した。一九三一年十一月十九日に、日本軍がチチハルを占領し、馬將軍の兵力を海倫方面に走らせた後、黒龍江省に例の型の自治會が設立され、一九三二年一月一日に、張景惠將軍が省長に就任した。張景惠

E-584

將軍は、張學良元帥が完全に敗北し、錦州から放逐されたのを知つて、奉天の自治指導部の要請を入れ、黒龍江省の獨立を宣言した。この宣言は一九三二年一月七日に發表された。その同じ日に、自治指導部は布告を發した。これは一月一日にすでに準備されていたものであるが、發表の適當な時期がくるまで、保留されていたものである。この布告は、人民に對して、張學良元帥を倒し自治會に参加するよう訴えた。布告は「東北の諸組織よ、團結せよ！」という言葉で終つてゐる。この布告は五萬枚撒布された。自治指導部部长干冲漢氏と遼寧省長臧式毅氏は、二月に樹立されることになつてゐる新國家のための計畫を立ててゐた。中國から獨立するといふこの考えは、一九三一年九月十八日の「奉天事件」以前は、滿洲では大衆の支持を受けていなかつた。この考えは、板垣と土肥原の兩大佐を指導者とする日本の文官と軍人の一團によつて嚮想され、組織され、遂行されたことは明らかである。日本軍がその權力を行使するため駐屯してゐたこと、南滿洲鐵道が諸鐵道を支配してゐたこと、すべての重要を中心的都會に日本領事が駐在してゐたこと、並びに日本側が管理してゐた自治指導部が統合の効果をあげたことは、この一團の人々に對して、右のいわゆる獨立を引き起し、後には新しい傀儡國家を支配するための、不可抗的な壓力を行使する手段を與えた。獨立運動と中國人の協力者とは、ただ日本の武力だけを後盾としてゐた。

日本による追加的誓約

一九三二年一月七日、張景惠將軍が黒龍江省の獨立を布告した日に、アメリカの國務長官は、東京のアメリカ大使に對して、日本政府に通牒を手交することを訓令した。この通牒の中で、國務長官は、中國における合衆國またはその市民の條約上の權利を害したり、中國における「門戶開放」の傳統政策に違反したり、バリー條約（附屬書B-1-5）の義務を侵害したりするようないかなる事實的事態の合法性も認めないし、締結されたいかなる條約や協定も承認しないことが合衆國の意思であるとし、このことを日本と中國に通告することが合衆國政府の義務であると考えたと述べた。

この通牒に對する回答は、一九三二年一月十六日までなされなかつた。日本の通牒は、ワシントン條約及びケロッグ・リアン條約（附屬書B-1-5）の全面的な、完全な遂行を確保しようとする日本の努力を支持するため、合衆國が全力を盡してくれらることを日本はよく承知していると述べた。この日本側の通牒は、さらにつづけて、中國における「門戶開放」主義は、日本がこれを確保することのできる限り、常に維持されるであろうと述べた。われわれが右に述べた滿洲における日本の軍事行動に鑑みれば、この日本の通牒は、偽善の傑作であつた。

B-585

橋本はこの誓約に反対した

その翌日に、條約を守り、中國における「門戶開放」を維持するというこの政策に對して、明らかに

異議を唱えた論説を、橋本は雑誌太陽大日本に發表した。その論説の表題は「議會制度の改革」というのであつた。この論説の中で、橋本は次のように述べた。「責任政治」は政黨内閣は全く憲法背反である。それは建國以來昭呼として定まれる而して又欽定憲法上僞乎として動かし得ざる。。「天、皇」政治を無視する民主政治である。我々は彼等の恐るべき反國体的政治思想とその積惡的罪業を思ふとき、明朗なる新與日本建設の爲めに、彼等既成政黨を先づ血祭りに擧げて、その撲滅を圖ることが何よりも急務なりと信ずる。」

土肥原が馬占山將軍と交渉した

E-586
馬將軍が日本軍によつてチチハルから放逐され、黒龍江省を統治するため、海倫にその首都を設立した後、土肥原大佐はハルビンにおけるかれの特務機關事務室を本據として馬將軍との交渉を始めた。馬將軍の態度は、いくぶん曖昧であつた。かれは土肥原との交渉を續けたけれども、依然として丁超將軍を支持していた。丁超將軍は、熙洽將軍を名目上の首班とし、關東軍によつて吉林省に樹立された傀儡政權を絶対に認めず、熙洽將軍に對抗する軍隊を組織した。馬將軍は丁超將軍を支持したばかりでなく、これらの兩將軍は、かれらに援助を與えてくれた張學良元帥及び蔣介石大元帥と、ある連絡を保つていた。土肥原大佐は、馬將軍を強いて協調させるために、熙洽將軍に對して、ハルビンに前進し、海倫方面に進軍することを要求した。一九三二年一月の初旬に、

ハルビンを占領する目的で、熙洽將軍は北方への遠征の準備をした。丁超將軍は熙洽將軍のいた場所とハルビンの中間にいた。熙洽將軍は一月二十五日に雙城へ前進した。しかし、張學良元帥は馬と丁超の兩將軍にそれ以上交渉を續けないように命令した。そして、戦いは二十六日の朝開始された。土肥原は馬と丁超の兩將軍を脅迫する企てに失敗し、その上困つたことには、かれの盟友熙洽將軍が丁超將軍の攻撃を受けて重大な敗北を蒙りつつあつた。そこで、熙洽將軍を援けるために、土肥原は關東軍に依頼することを余儀なくされた。このことを正常化するために、土肥原大佐はハルビンでかれの「事件」をもう一つつくり上げた。これは裏面工作による暴動であつて、その間に日本人一名と日本の臣民である朝鮮人三名が殺害されたと言われている。日本軍の大部分は、錦州への前進に使用されるために、北滿から撤収されていた。しかし、第二師團は休息のため奉天に退つていた。第二師團は熙洽將軍を救せよとの命を受け、一月二十八日に列車に乗つたが、運輸上の支障で、いくらかの遲滞を來した。そのため、丁超將軍はチチハル市政府を抑え、黒龍江省の傀儡省長を勤めていた張景惠將軍を逮捕する時間を得た。

E-587

南の講演

熙洽將軍を援助するために、増援隊が列車に乗せられていたとき、東京では、軍事参議官の南が天皇の前で講演した。かれの講演題目は、「滿洲の近情」

であつた。木戸は陪聽して、それを記録した。南が結論として天皇に披瀝したものは、次の通りである。

(一) 日本は滿洲に樹立される新國家の國防を擔當し、吉會鐵道を完成し、日本海を湖水化して北滿洲への進出を容易にし、これによつて、日本の國防計畫を一新すること。

(二) 日本とこの新國家とによる同地坡の經濟の共同經營は、日本を世界において永久に自給自足できるものとする。

(三) この新國家に屯田兵制を設けるならば、右の措置によつて、人口問題が解決されること。木戸はさらに記録して、新國家が成立したときは、滿洲に三つないし四つもある日本の機關は、一つに統一されなければならぬと考へるとしている。この考へは、後に實行されることになつた。

第一次の上海侵入

一九三二年一月二十八日の午後、南の講演が終つた後に、中國の新しい場所で戦闘が起つた。午後十一時に、第一次の上海侵入の戦闘が始まつた。この「事變」の發端は典型的なものであつた。「万寶山事件」に續いて、朝鮮で起つた中國人排斥暴動は、上海における中國人の日貨ボイコットを引き起した。このボイコットは「奉天事件」の後に激化し、その「事件」が「滿洲事變」に發展するにつれて、その激しさを加えていつた。緊迫感は募り、日華兩國民の間に重大な衝突が起つた。上海の日本在留民は、かれらの保護のために、日本軍の派遣を要請した。日本總領事は、中國の上海市長に對して、五つの要求を提出した。上海の日本海軍司令官は、右の市長

E-588

の回答が満足でなければ、行動に訴えると聲明した。一九三二年一月二十四日に、日本海軍の増援隊が到着した。中國側は上海の中國人區域である關北の守備隊を増強した。一月二十八日に、共同租界の工部局は會合を開き、その日の午後四時をもつて緊急状態を布告した。この時間に、日本總領事は、領事團に對して、中國人市長から満足な回答を受けたので行動をとらないと告げた。同日の午後十一時に、日本海軍司令官は、日本海軍が多数の日本國民の在在する關北の事態について憂慮し、同方面に派兵して淞滬線停車場を占領することに決定したこと、中國軍が速やかに同鐵道以西に撤退することを希望することを聲明した。關北區域に派遣されたこれらの日本軍は、中國軍と接觸するに至つた。右の中國軍は、撤退しようとしたとしても、その時間があつたかつかつたのである。これが上海戰の始まりである。

E-589

中國は再び連盟に提訴した

翌朝の一九三二年一月二十九日に危急を告げた事態は、中國をして、連盟規約第十、十一及び十五條に基いて、連盟にさらに提訴させることになつた。上海で戦いが始まつたときに、連盟理事會は開催中であつた。その翌日に、中國からの提訴を受けた。

馬將軍は土肥原と交渉した

滿洲において、新國家建設のために、土肥原大佐は馬將軍の支援を得ようと努め、交渉を續けていた。板垣大佐は馬將軍を「兵力を有つてゐる價値ある人

物」と認めて、チチハルの戦いの後、かれと休戦の取極めをしようとした。一九三二年二月五日に、熙洽將軍と日本軍との連合部隊によつて丁超將軍が打ち破られたときまで、馬將軍は丁將軍との協力を續けた。丁超將軍が敗北した後、馬將軍は再び土肥原大佐と交渉を始めた。その間に、馬將軍の軍隊は、ロシア領を通過して、中國に逃れた。自己の軍隊が無事に中國の本土に入つた後、馬將軍は土肥原より贈られた金百万ドルを受取つたといわれている。いづれにしても、一九三二年二月十四日に、かれは黒龍江省の省長となること、日本側と協力することに同意するに至つた。

E-590

最高行政委員會

荒木によれば、各省の省長に「最高行政委員會」を組織させて、滿洲における新しい國家の組織のために、勸告させようというところを本庄中將は思いついた。本庄はかれの案を荒木に送り、ヘンリー・薄儀を主班として、滿洲を統治させるために、新しい國家をつくることを許してもらいたいと要請した。ほかにいい提案もなく、本庄の案は「滿洲問題」を解決するであろうと考えたので、かれの案に賛成した。このころを荒木は巢鴨拘留所における訊問中に認めた。本庄案を實行するにあたって、自治指導部を援助させるために、荒木はさらにいく人かの専門家を滿洲に派遣した。

馬將軍と土肥原との間に意見が一致したので、自治指導部は、新國家建設の「基礎を築く」ためであるを發表して、一九三二年二月十六日に、奉天で東三省の各省長と特別區長官との會議を招集した。この會議には、黑龍江省長馬占山、特別區長官張景惠、吉林省長熙洽及び遼寧省長臧式毅が出席したが、熱河省長湯玉麟は出席しなかつた。この會議の法律顧問は、土肥原に代つて奉天市長となつた東京大學出身の趙欣伯博士であつた。

E-591

この五名は、新國家を樹立すること、一時東三省と特別區に對する最高權力を行使する東北行政委員會を組織すること、この最高委員會は遲滞なく新國家建設のために必要な一切の準備をすることを決議した。

會議の第二日には、最高行政委員會が適當に組織され、七名の委員によつて、すなわち黑龍江、

吉林、遼寧、熱河の各省長、特別區長官、並びに會議の第二日の朝これに参加した二名の蒙古王族によつて構成されることになつた。この新しい最高委員会は、直ちに會議に移り、次の諸決定をした。(一)新國家には共和制を採用すること、(二)新國家を構成する各省の自治を尊重すること、(三)行政長官に「執政」の稱號を與えること、(四)獨立宣言を發すること。その夜、「新國家の諸首腦者」のために、本庄中將は公式晩餐會を催した。これらの首腦者に對して、本庄はその成功を祝うとともに、必要の際には、援助を與えることを雜言した。

獨立宣言

本庄中將の晩餐會の翌朝に、すなわち一九三二年二月十八日に、最高行政委員會によつて、獨立の宣言が公布された。大川博士は、一九三九年に發行されたかれの著書『日本二千六百年史』のうちで、この宣言を論評するにあつて、「張學良政權は日本軍の神速果敢なる行動によつて一舉滿洲から掃蕩された」と述べている。本裁判所は、證據に基いて、滿洲では獨立國家を樹立しようとする民衆運動は存在しなかつたものと認める。この運動は、關東軍と、關東軍によつてつくられたところの、日本人を顧問とする自治指導部によつて、發起され、推進されたものである。

新國家の組織

獨立宣言が發布されたので、馬省長と熙洽省長は

それぞれその省の首都に歸還した。しかし、新國家建設計畫の細目を定めるために、かれらは代表を任命し、臧式毅省長、張景惠長官及び趙欣伯市長と會合させた。一九三二年二月十九日に、この一團の人々は、新政府の形態は權力分立主義に基いて制定された憲法を有する共和國とすることに決定した。次いで、この一團の人々は、新國家の首都を長春とすることに同意し、國旗の圖案を確定し、また溥儀に新國家の『執政』の任についてもらうように頼むことに同意した。

E-593
自治指導部は直ちに各省で民衆大會や示威運動を行うことを始めた。その際に、滿洲人に日本の力を感銘させるために、關東軍は分列行進を行つて威力を示し、祝砲を射つた。これらの示威運動によつて、適當な基礎が築かれてから、自治指導部は全滿大會の招集を主唱した。この大會は二月二十九日に奉天で開かれた。この大會では、いろいろな演説が行われ、張學良將軍の舊政權を非難する決議が滿場一致で採擇され、溥儀を新國家の執政とする新國家を歓迎する決議も可決された。

最高行政委員会は直ちに緊急會議を開いて、六名の代表者を選び、これを旅順に派遣して、新政府の首班になるようにという招請を溥儀に傳えた。溥儀は最高行政委員會からの最初の招請に應じなかつた。そこで、一九三二年三月四日に、溥儀を受諾させるために、第二回の代表團が任命された。板垣大佐の72
勸告によつて、溥儀は第二回の招請を受諾した。三月五日に代表團と會見してから、溥儀は六日に旅順

を出発して湯崗子に向い、二日後に、すなわち八日に、『滿洲國執政』としての禮を受け始めた。就任式は三月九日に新首都の長春で行われた。溥儀は、新國家の政策は道義と仁と愛を基礎とするものであると宣言した。その翌日に、日本側の提出した名簿によつて、かれは政府の高官を任命した。

溥儀の到着に先だつて、趙欣伯博士が相當期間準備していた法律や規則は、その採擇を公布をまつばかりになつていた。これらの法規は、三月九日に、滿洲國政府組織法と同時に施行された。新滿洲國の成立の公の通告は、一九三二年三月十二日に、新國家の承認を列國に要請した電報の中で行われた。大川博士は、滿洲國は日本政府の承認を得た關東軍の計畫の成果であつて、新國家の建設はあらかじめ計畫され、準備されていたから、非常に順調に行つたと述べた。溥儀は、滿洲國は最初からまったく日本の支配のもとにあつたと述べている。

E-594

日本内閣は既成事實を承認した

本庄案が閣議で承認されたとき荒木がいつたのは正しい。しかし、これは一九三二年三月十二日になつてからのことであつて、そのときは、この案がすでに實施され、滿洲國という新國家がすでに出現した後であつた。閣議が開かれて、『滿洲新國家成立に伴ふ對外關係處理要綱』が決定されたのは、一九三二年三月十二日であつた。この日は、滿洲國の成立⁷³を通告する電報が外國に發せられた日である。新國家に對しては、國際公法上の承認に至らない範圍で、

「各級の援助」を與えるごにも、將來列強が同國を獨立國として承認するように、「漸次獨立國家たるの實質的要件を具備する様誘導」するところが決定された。九國條約（附屬書B—10）調印國からの干渉を避けるためには、その條約が保證している「門戶開放」の政策と兩立し、機會均等の原則と調和する政策を滿洲國に宣言させるのが一番よいと考へられた。内閣はまた税關と鹽稅徵收機關とを接收することを決定したが、接收にあつては、「對外關係上の支障を生ぜざる様」にすることを決定した。接收をするための一つの方法として、意見の一致を見たのは、税關吏を買収して、かれらを日系官吏にかえることであつた。ジユネーヴでなされた留保に従つて、匪賊を討伐するという名目のごにも、滿洲國における軍事力を把握することが計畫された。これを要するに、日本が滿洲を占領したごに滿洲に獨立國家を樹立したごは、既存の條約義務の直接の違反であるごを内閣は充分に知つていた。そして、表面上義務を守るように見せて、實際の違反を隠すごができるような計畫を考え出そうごしていたのである。

E-595

リットン委員會の東京到着

全滿大會が奉天で開かれていた日に、すなわち一九三二年二月二十九日に、リットン委員會は東京に到着した。かれらは東京で天皇に謁見し、日本の總理大臣犬養、陸軍大臣荒木及びその他の人々を含めて、政府と連日の會談を始めた。この連日の會談は八日間にわたつて續けられたけれども、これらの官

更のうちのだれ一人として、日本が滿洲で新國家を建設しようとしていたことを委員會に知らせたものはなかつた。委員會が東京を立ち、中國に赴く途中、京都に着いたときに、委員會は初めてこのことを聞いた。

委員會が東京に到着した日に、荒木は小磯を陸軍省軍務局長から陸軍次官の顯職に昇進させた。

荒木は増援軍を上海に派遣した

E-598
一九三二年一月二十八日に上海で起つた戦鬪の規模が大きくなつたから、海軍大臣は荒木に増援部隊の派遣を依頼しなければならなくなつた。中國の第十九路軍は、その戦鬪力を充分に發揮していた。多数の日本驅逐艦が黄浦江に碇泊しており、日本の飛行機は關北を爆撃していた。日本の陸戦隊は、虹口にあつたその常駐兵營を作戰根據地としていた。そして、この兵營と虹口との間に築かれたバリケードが、兩軍の間の第一線となつていた。日本の驅逐艦は零距离射撃で吳淞砲臺を砲撃した。この砲臺は、日本驅逐艦の備砲に應戦することのできる砲をもつていなかったから、應戦しなかつた。日本の陸戦隊は共同租界に隣接する諸地域に侵入し、警察の武装を解除し、市の機能を全部滅ぼさせた。海軍大臣がこれらの増援部隊の派遣を求めたときには、まったく恐怖時代の眞最中であつた。荒木は、かれが閣議に諮り、速やかに掩護部隊を派遣することが決定されたこと述べている。その翌日、一方の將兵が高速の驅逐艦で派遣された。これらの増援部隊は、戦車と砲の充分な裝備をもつ

て、共同租界に上陸した。海軍は大型艦を並べ、市内の砲撃を始めた。しかし、一九三二年二月二十日に始つたこの攻撃は、数日間も續いていたにもかかわらず、何も著しい成果をあげなかつた。この攻撃の後に、荒木は、植田中將が大きな損害を蒙つたから、さらに増援部隊を派遣する必要があると主張して、上海を防衛していた中國軍に對抗させるために、第十一、第十四の兩師團を派遣した。

E-597

國際連盟の行動

國際連盟は立ち上つて行動をとり始めた。中國と日本以外の理事國は、一九三二年二月十九日に、日本政府に宛てて、規約第十條（附屬書B一六）に注意を喚起する切實な要請を送つた。そして總會が召集され、一九三二年三月三日に開かれた。

アメリカの國務長官は、上海のアメリカ總領事に對して、同長官がボラー上院議員に送つたところの、中國の事態に關する書簡が新聞に發表されるであろうと通知した。國務長官は、この書簡で、九國條約（附屬書B一〇）は『門戶開放主義』の法律的根據をなすものであると述べた。かれはこの條約の長い歴史を述べた。この條約は、すべての締約國に對して、中國におけるかれらの權利を保證し、また、中國人に對して、かれらの獨立と主權を發展させる充分な機會を保證することを目的とするところの、慎重に考慮された國際政策の現われであるとかれは説明した。イギリスの首席全權バルフォア卿が、條約の調印に列席した代表者の中に、勢力範圍が辯護されたとか、許容されるであろうとか考へたものは、一人もいないものと了解すると述べたことをかれは指摘した。パリ條約（附屬書B一五）は、九國條約を強化することを趣旨としていた。これらの二つの條約は、相互に依存するものであり、一切の紛議を恣意的な暴力によらないで、平和的な手段で解決することを含めて、國際法による秩序ある發展の体制を支持するように、世界の良心と世論を

致させることを趣旨としたものであるとかれは述べた。従来、合衆國は、その政策の基礎を、中國の將來に對する不變の信頼と、中國との交渉にあつては公正な態度、忍耐及び双方の好意を原則とするこゝとによつて、究極の成功を収めるといふこととに置いていたと述べた。

イギリスの提督サー・ハワード・ケリーは、友好諸國の斡旋によつて、上海の戦闘行為の停止を確保しようとする多くの試みの一つとして、一九三二年二月二十八日に、その旗艦で會議を開いた。双方の同時撤退を基礎とした協定が提案された。しかし、當事國の意見の相違のために、會議は成功しなかつた。この干渉を憤慨したかのように、日本軍は中國軍の撤退した江湾西部を占領し、吳淞砲台と揚子江沿岸の諸壘とは再び空からの爆撃と海からの砲撃を受け、爆撃機は虹橋飛行場と京滬線を含む全段線にわたつて活動した。

連盟が總會を開くことができないうちに、上海の戦闘行為を停止させるための現地取極めをするように、二月二十九日に圓卓會議を開くことを理事會は提案した。兩當事國はこの會議を受諾した。しかし、日本側が強要した條件のために、會議は成功しなかつた。

二月二十九日に、日本軍の最高指揮官に任命された白川大將が増援部隊とともに到着した。かれの下した最初の命令は、約百マイル隔つた杭州飛行場に對する爆撃であつた。海軍の猛烈な砲撃の結果として、白川大將は徐々に前進し、三月一日における側

面攻撃の後、戦闘行為停止の条件として、日本が最初に要求した二十キロメートルの線の外に、中国軍を駆逐することができた。

E-599
この「面目の立つた」成功によつて、日本は一九三二年三月四日の、連盟總會の要請を受諾することができるようになつた。この要請は、兩國政府に對して、戦闘行為を停止することを求め、また戦闘行為を終結させ、日本軍を撤退させるための交渉を勸告したものであつた。双方の司令官が適當な命令を出し、戦闘は終つた。交渉は一九三二年三月十日に始まつた。

總會は紛争の調査を続け、一九三二年三月十一日に連盟規約（附屬書B-1六）の規定がこの紛争に適用されるといふこと、殊に條約は嚴重に尊重されなければならぬこと、締約國は外部の侵略に對して、一切の連盟國の領土保全と政治的獨立を尊重しなげればならぬこと、連盟國はその間の一切の紛争を平和的解決方法に付する義務があるといふ諸規定がこの紛争に適用されるといふ決議を採擧した。總會は、この紛争が武力的壓迫のもとに解決されるようなことがあつては、規約の精神に反することを承認し、一九三一年九月三十日及び同年十二月十日の理事會の決議と一九三二年三月四日の總會自身の決議とを承認し、上海の紛争を解決するために「十九人委員會」を設立することにした。

その義務に違反して、日本側は停戦を利用して増援部隊を送つた。これらの部隊は、一九三二年三月七日と十七日と上海で上陸した。一九三二年五月五

日になつて、ようやく完全な協定が調印を待つ運びになつた。重光が日本側を代表して調印した。上海の戦鬪の特徴は、日本側の極度な残忍性にあつた。必要のない開北の爆撃、假借のない陸砲射撃、無力な中国農民が虐殺され、その死体が後になつて後ろ手に縛られたまま発見されたことは、上海で行われた戦争方法の實例である。

E-001 この事變も、目的のためには、どんな口實でも設けて、中国人に對して武力を行使し、日本の威力を中国人の肝に銘じさせようという日本の決意の一例を示すものである。この場合における武力行使の表面の理由は、上海の日本居留民のうちの一部の者から出た保護の要請であつた。本裁判所は、行使された武力は、日本國民と財産に對して當時存在した危険にくらべて、まつたく均衡を失したものであるという結論に躊躇なく到達する。

當時感情がたかぶつていたこと、少くとも一部分は滿洲における日本の行動によつて誘致された中国人の日賞排斥の影響が感じられていたことは、疑いのないところである。一切の事實に照してみても、日本の攻撃の眞の目的は、もし中国人の對日態度が變らなかつたら、その結果がどうなるかということを示すことによつて、中国人を恐れさせ、それによつて、將來の工作に對する反抗を控へようとするにあつたというのが本裁判所の見解である。この事變は、一般計畫の一部分であつた。

滿洲國が傀儡として建設され、運営された

滿洲國は、その執政に與えられた権限からいつて、確かに全体主義國家であつた。そして、執政を支配したものが國家を支記した。一九三二年三月九日に公布された勅令第一號は、滿洲國の組織法を規定した。正式の言い方をすれば、次のような構成になつてゐた。政府の権力は行政、立法、司法及び監察の四部にわかれていた。執政は行政長官として國家の首班であり、すべての行政權と立法院に對する拒否權とが與えられていた。行政部の任務は、執政の統監のもとに、總理と各部總長によつて遂行され、總理とこれらの總長は國務院を、すなわち内閣を組織してゐた。總理は強力な總務廳を通じて各部の事務を監督し、總務廳は各部の機密事項、人事、會計及び用度を直裁した。國務院に從屬して、立法院のようにな、諸種の局があつた。しかし、日本の憲法にならつて、立法院が開かれていないときに、參議府の助言に基いて、執政は勅令を發布する權力をもつてゐた。監察院は官吏の業績を監察し、會計を檢査した。立法院は遂に組織されず、従つて法令は執政の勅令によつて制定された。

形式とは著しく相違して、實際上は總務廳、法制局及び資政局が國務總理の官房を形成してゐた。建國の後に、自治指導部は廢止され、その人員は資政局に移された。この資政局は、かねて各省と縣に設立されてゐた自治委員會を通じて、自治指導部の仕事を繼續した。總務廳は、他の何物にもまして、滿洲國の政治と經濟の各々を有次に實際に統御し、

支配するための日本人の機關であつた。

各部總長は一般に中國人であつたが、各總長には日本人の次長がついていた。滿洲政府の中には、意法に規定されていない『火曜會』と呼ばれる委員會があつた。火曜日ごとに、日本人の總務廳長を議長とし、關東軍參謀部の一課長も出席して、日本人次長の會合が行われた。これらの會合で、すべての政策が採用され、すべての勅語、勅令及びその他の法令が承認された。『火曜會』の決定は、それから總務廳に移され、そこで正式に採用され、滿洲國政府の法令として公布された。このようにして、滿洲國は關東軍によつて完全に支配されたのであつた。一九三二年四月三日に、本庄中將から陸軍大臣荒木に送られた電報の中で、本庄は次のように述べた。

『滿洲國全領域に亘る施策は、滿洲國との交渉に關する限り、主として關東軍に於て統一して連發實施すへきは御異存なきことと信する所なるが、昨今在滿各官廳其他諸派遣機關の行動より見るときは、此際之を徹底せしめずんば、不統制に陥ることなしとせず。これに對して、荒木は『對滿洲國施策統制に關する貴見に趣旨に於て同意す』と答えた。

最初、日本人の『顧問』は、滿洲國のすべての重要な官吏に助言を與えるために任命された。しかし、建國の後間もなく、これらの『顧問』は、中國人と同一の立場で、完全な官吏になつた。建國の後一カ月を経た一九三二年四月には、軍政部と軍隊に
82
いるものを除いて、中央政府だけで、二百人以上の日本人が職に就いていた。大多數の局科には、日本

E-604

人の顧問、理事官及び事務官がいた。監察局の一切の重要を職は、日本人によつて占められていた。最後に、執政の最も重要な官吏の大部分は、宮務局長と執政衛隊指揮官も含めて、日本人であつた。執政でさえも、關東軍によつてそのために任命された吉岡中將によつて、『監察』されていた。これを要するに、政府と公共事務に關しては、たとい名義上の長官は中國人であつたといえ、おもな政治的と行政的の権力は顧問、参議、監察官、事務官、次席の官吏としての日本人官吏によつて握られていた。

日本の内閣は、一九三二年四月十一日の閣議で、滿洲國を『指導する』ための方法を審議し、以上に略述した方法を是認した。荒木は當時に陸軍大臣として閣僚の一人であつた。その決定は次のようであつた。『新國家をして我方より權威ある顧問を僱せしめ、財政經濟問題及一般政治問題に關し、之が最高指導者たらしむること。新國家の参議府、中央銀行其他の機關の指導的地位に本邦人を任命せしむること』。次いで、内閣は日本人を任命することになつてゐる滿洲國政府の官職を列挙したが、それらは總務廳長、總務廳各局科長、参議府参議及び秘書局長並びに收税、警察、銀行、運輸、司法、關稅その他の部門における官職を含んでいた。この措置は、新國家をして『政治、經濟、國防、交通、通信等諸設の關係において帝國存立の重要要素たる性能』を發揮させるために、そして『日滿兩者を合せる自給自足の一經濟單位を實現せしむる』ために必要であることゝ考へらるゝ。

協和會と『王道』

E-605

協和會は一九三二年四月に奉天で板垣その他の者から成る委員会によつて組織された。關東軍司令官は、職務上當然に同會の最高顧問にされた。協和會の特別の使命は、國家の精神と理念を、すなわち王道を弘め、アングロ・サクソン世界とコミンテルンとに對する日本の争闘において、日本の役に立つことができるように、滿洲國を強化することであつた。滿洲國政府の方針は、一九三二年二月十八日と一九三二年三月一日に發表された布告の中に述べられた。その方針というのは、王道の根本原則に従つて統治することであつた。このようにして、日本の滿洲占領が思想宣傳の分野で地歩を固められた。滿洲では、協和會以外の政黨は一切許されなかつた。同會の名義上の會長は滿洲國國務總理であつたが、實際上の指導者は、關東軍參謀部の一員であつた。

リットン委員會の滿洲訪問

リットン委員會は、一九三二年四月に滿洲に到着し、關東軍と滿洲國の日本人官吏が住民を脅迫したり、同委員會の努力を妨げたりして、事態の上に投げかけた秘密の蔽いを透視し、實際の事實を見抜くという委員會の仕事を開始した。この委員會の委員と證人となりそうな人物とに『保護』を與えるという口實のもとに、陸軍と憲兵隊はかれらの活動と動靜を『監視』した。溥儀は、『われわれは皆日本陸軍將校の監視下にありました。そしてリットン卿は、どこへ行つても、日本憲兵の監視のもとにありまし

E-608

た。私がリットン卿と會見したときには、多くの關東軍の將校が私の側で監視していました。もし私が彼に眞實を告げたならば、委員會が滿洲を去つた後私は殺されたであろう」と證言している。板垣によつて準備された聲明書を譯儀はリットン卿に手交したが、現在になつて、それは眞の事實を現わしたものであるのではないと譯儀が言つてゐる。委員會の滿洲滞在の間、ロシア語や英語を話す人々は注意深く監視された。その中には、逮捕された者もあつた。

一九三二年六月四日に、陸軍省に宛てて送つた電報の中で、關東軍參謀長は、リットン委員會の訪問中に税關を接收することによつて、委員會を日本が輕視していることを示してはどうかと申し出た。

「聯盟調査委員會の滞在中、これを敢行し滿洲の獨立性を發揮し、かつ「滿洲專使」に對する日本及び滿洲國の斷乎たる決意を示すを有利なりとす」とかは述べた。

犬養首相の暗殺

獨立國家としての滿洲國の樹立に反対したために、總理大臣犬養はその命を落すこととなつた。總理大臣は、日本が滿洲國を承認することは中國の主權の侵害になると主張し、終始一貫してこのような承認に反対していた。

總理大臣の職に就いて後、数日を出ないうちに、和平條件を取極めるために、犬養は萱野という密使を蔣介石大元帥の許に派遣した。蔣大元帥は萱野の申入れに大いに満足し、交渉は圓滑に進行していた。そのときに、總理大臣犬養あての萱野の電報の一つが、陸軍省によつて捕捉された。内閣書記官長は、犬養の子息に、「君の親父は蔣大元帥と交渉をしている。これについて陸軍省は非常に憤慨している」と知らせた。交渉は断念されたが、總理大臣と陸軍大臣荒木との間に、軋轢が續いた。

總理大臣犬養と當時荒木を指導者とした「皇道」派との争いは、一九三二年五月八日に、犬養が横濱で反軍部的な、民主主義賛成の演説を行つた日に、爆発點に達した。一九三二年五月十五日、總理大臣が病氣で一時的に獨りで官邸にいたときに、数人の海軍士官が闖入して、かれを暗殺した。大川博士はこの暗殺のために拳銃を提供した。橋本は、その著書「世界再建の道」の中で、かれがこの暗殺事件に關係があつたことを認めた。

その當時に陸軍省軍務局員であつた鈴木中佐は、もし新内閣が政黨指導者のもとに組織されるようなこ

とがあつたら、第二、第三の暗殺が起るだろうと警告した。鈴木は、この暗殺の二日後に、原田男爵邸で、木戸、小磯及びかれが同席して食事をとつていたときに、その警告をしたのである。對外進出政策に對する反對は、主として日本の諸政黨の代表者から出ていた。

日本の滿洲國承認

荒木と小磯は、それぞれ陸軍大臣と陸軍次官として、新内閣に留任した。かれらの指導のもとに、滿洲國は獨立國家として日本政府の承認を受けた。關東軍參謀長からの電報に對する一九三二年六月四日附の回答の中で、承認問題について、陸軍大臣は次のように述べた。『内外諸設の方面に亘り、極めて機微の關係にあるを以て、目下何時にても承認を實行するの決意の下に機を窺いつつあり。かれはまた關東軍を通じて、滿洲國を支配する計畫を明らかにした。かれは次のように述べたのである。『在滿機關の統一に就ては、迅速なる滿洲國の確立安定及國防上の要求に則應する滿洲産業開發等を目標として軍を中心とする統一機關の確立を企圖しあり。萬一にも如斯底意が内外殊に外國に漏洩するが如きことあらんか、滿洲國の指導上頗る不利なるものあるべきにより内部的研究と雖も特に慎重ならんことを望む。』一九三二年六月の半ばごろ、軍事參議官會議の席上で、滿洲國建國前の滿洲に關する國際連盟の諸決議⁸⁷と日本の行つた諸聲明とは、もはや日本を拘束するものとは考えられないと荒木は述べた。

E-609

一九三二年六月に、いわゆる『協和使節』を東京に派遣することによつて、關東軍は政府を強要して滿洲國を承認させることについて荒木を援助した。この使節團の目的は、新國家の即時承認を懇願することであつた。この使節團は、黒龍會と協力して活動し、黒龍會は、この『使節團』を援助するたために、日比谷の東洋軒で種々の懇談會を開いた。内閣の更迭に鑑み、リットン委員會は一九三二年七月四日に東京に歸り、滿洲の事態に關する内閣の見解を知ろうとして、新政府の當局者と會議を重ねた。荒木はこれらの會議に出席した。

同委員會が北京に歸つてから、すなわち一九三二年八月八日かそのころに、荒木が關東軍參謀長あての電報で述べた『軍を中心とする統一機關』は計衛通り設立された。この新制度のもとにおいて、『四位一体』制が『三位一体』制に變つた。この新制度によつて、關東軍司令官は、關東州租借地の長官となり、同時に滿洲國駐劄大使を兼任することになつた。この新制度は、一九三二年八月二十日に實施された。この制度を實施するために、人事移動が行われた。武藤信義が本庄にかわつて關東軍司令官になつた。板垣は關東軍參謀部に留まり、陸軍少將に昇進した。陸軍次官小磯は、關東軍參謀長兼關東軍特務機關の長、すなわち藤報機關の長として、滿洲に派遣された。

降伏後に、荒木は次のように述べた。『三巨頭會議（外務、海軍、陸軍各大臣）の席上、滿洲國を獨立國家として承認することを討議したとき、私は、

滿洲國が獨立國家である以上、大使の交換をしてはどうかと言つた。この問題は、一九三二年八月の閣議にかけられた。討議は滿洲國が承認を受ける時期に關して、すなわち即時かまたは後日にかについてであつた。關東軍は、われわれが即時承認するように入入れて來た。私は一九三二年九月十五日を、滿洲國正式承認の日と定めた。この閣議でわれわれは、滿洲國との間に締結される條約の内容を討議した。可決された内容を私は承認した。

E-810

『日滿議定書調印』問題を協議するため、樞密院副議長として、平沼は一九三二年九月十三日に樞密院會議を召集した。樞密院審查委員會の委員にも任命されていた平沼は、樞密院の本會議で、同委員會の報告を朗讀した。この報告には、他のことと共に、次のように述べてあつた。『帝國政府においては、遼滬なく同國を承認することが望ましいと確信したが、慎重を期するため、半歳にわたつて滿洲國の事態の發展と、國際連盟及び各國の動靜を注視したのであつて、同國に對する帝國の承認が、世界に對し一時相當の衝動を與えるであろうといふことは、想像するに難くはないが、しかもこれによつて國際的危機を招來するであろうとも思われないう状況にある。我が國は共存共榮の目的をもつて、本議定書及び往復文書による取極を締結し、それによつて滿洲國を承認する措置を執らうとするものである。』

平沼は次の四つの往復文書に言及していたのであつた。①第一の文書は、一つの書簡とそれに対する回答からなつていた。この書簡は、一九三二年三月

E-811

十日の、すなわち溥儀の就任の翌日の日附で、溥儀から本庄にあてたものであつた。この書簡の中で、滿洲國建國に際して日本の拂つた努力と犠牲を感謝するが、滿洲國の發展は日本の援助指導にまつほかはないと溥儀は述べた。さらに、他のいろいろなことと共に、次のことに日本が同意するように要請した。

(イ) 關東軍の必要とする一切の軍事施設を滿洲國が供與するといふ了解で、經費は滿洲國負擔として、日本は新國家の國防と國內秩序の維持に任ずること。

(ロ) 日本は一切の既設の鐵道及び他の運輸施設の管理、並びに望ましいと考えられる新施設の敷設に任ずること。

(ハ) 日本人が滿洲國政府の全部門に官吏として勤務すること。但し、これは關東軍司令官が任意に任用、解職、更迭するものとすること。この書簡に對する本庄の回答は、單に日本は溥儀の申出に反對しないとすきなかつた。

□ 第二の文書は、一九三二年八月七日附の滿洲國務總理と本庄の間の協定で、運輸施設の管理に關するものであり、日本による管理をさらに絶對的のものとするものであつた。

○ 第三の文書は、一九三二年八月七日附の滿洲國國務總理と本庄の間の他の協定であつた。これは日本航空株式會社の設立に關するものであつた。この會社は、一九三二年八月十二日の閣議の決定によつて、軍事通信という名目で關東軍の手ですでに滿洲に敷設されていた航空路を譲り受けることを許された。

○ 第四の文書は、一九三二年九月九日附の滿洲國務總理の間の協定であつた。

平沼の朗讀した報告によれば、これらの文書は、その署名の日附に遡つて效力を發生することになつており、また國家間の協定と認められるが、嚴秘に附せられることとなつていた。

議定書は公表されることになつていたので、次のことが規定されていた。日本は滿洲國を承認したこと、滿洲國はその建國の當時に、滿洲で日本の國と臣民が有していた一切の權益を確認すること、並びに、一方の國に對する脅威を兩國に對する脅威であるとして認め、滿洲國內に軍隊を駐屯する權利を日本に與えることによつて、兩國はその國家的安全の維持のために協力することを約束することである。調査委員會は右の議定書と往復文書の承認を勸告した。

調査委員會の報告を朗讀した後の討議によつて、提案された議定書と往復文書が、九國條約（附屬書B1-10）とその他の條約上の義務に違反するものであることを、樞密顧問官は充分に承知していたことが示される。樞密顧問官の岡田がこの問題を提出した。これより前に、外務大臣は議會に對して、滿洲國は獨立國となつてゐるから、日本は滿洲國を承認しても九國條約の違反にならなからし、日本は中國國民の獨立を防止するといふ約束もしてはいないと説明していた。しかし、合衆國とその他の國は、この説明では満足しなからしといふ意見を岡田は述べた。かれの説明したところによれば、「米國人は言はむ、滿洲國の獨立も滿洲人の自主に由るものならば不可なからむも、日本が其の獨立を援助し且つ之を維持せむとするは、中國の主權を無視せる

E-013

ものにして、條約違反に非ずや」といふのである。これに對して、外務大臣は、「固より此の點については、米國を始めとして、各方面に種々の意見あるも、夫は先方の見解なり」と答えた。荒木は「滿洲國の國防は同時に我が國の國防たり」と説明した。石井顧問官は、「『滿洲問題』の國際連盟に對する關係に付ては、帝國の主張は甚だ心許なし」といひ、さらに、「滿洲國に於ける我行動が不戰條約（附屬書B一五）及び九國條約違反なりとは、米國等に於ける多數人の殆ど定説なりき」と述べた。しかし、石井顧問官は、「今や日本が滿洲國と國防上同盟を締結したる以上、日本軍の滿洲駐在に對し何者と雖も異議を挟むの余地なく、従前の連盟の決議は死文たるに到るべしと考ふ」と附言し、次いで「滿蒙民族が今日迄獨立運動を起さざりしことは寧ろ不可思議なりき」と述べたのである。

採決が行われ、議定書と往復文書は全員一致の賛成を受け、天皇は退席した。武蔵大使は、「之が議定書である、之に署名を願いたい」といふ言葉とともに、議定書を滿洲國國務總理に提示した。溥儀は、議定書が署名のために提示された日まで、それが存在することを知らなかつたと虚言したが、かれは一九三二年九月十五日にこれに署名したのである。

熱河占領の準備

熱河省の省長であつた湯玉麟將軍を説得して、中
目からの熱河省の獨立を宣言させ、これを滿洲國の
管轄下に入れようとする努力は、何の效果もなかつ

E-614

た。そこで、東三省の占領と統一が完了するとともに、日本陸軍は熱河の占領のための準備を開始した。降伏後に、荒木は次のように述べて、熱河への侵入の決定を説明しようとした。かれは滿洲征服のための経費の支出が一九三一年十二月十七日の樞密院會議で決定されたといっているが、その會議について語りながら、「張學良の領土を包含する三省は平定を要するものであることが決議されました。然しながら張の、彼の管轄權は、四省に擴張せられたと云う意味の聲明は、行動の舞台を熱河に迄擴大しました」と述べたのである。

一九三二年二月十七日に、各省の傀儡省長によつて最高行政委員會が組織されたとき、熱河も同委員會に代表を送ることに定められた。しかし、同省内の諸同盟の蒙古人は、新國家との協力をはかり、滿洲國によつて國民とされたけれども、湯玉麟省長は右の招請を無視し、同省の支配を續けた。

日本側はすでにジュネーヴで留保をしていたので、熱河を滿洲國に併合する計畫を進めるためには、單に一つの口實を發見しさえすればよかつた。最初の口實は、關東軍附の石本という官吏が一九三二年七月十七日に北票と錦州の間を旅行していたとき、行方不明になる」という芝居を演じたときに、見つけられた。日本側は直ちにかれが中國義勇軍によつて拉致されたと主張し、石本を救い出すという口實で、關東軍の一部隊を熱河省内に派遣した。この部隊は砲をもつていたが、同省の省境の一村落を占領した後、撃退され、その目的を達しなかつた。この戦

E-615

闘中に、日本軍の飛行機は朝陽の町に爆弾を投下した。また、一九三二年八月、日本軍の飛行機は、熱河省のこの地方の上空で、示威飛行を續けた。一九三二年八月十九日に、表面上は石本氏の釋放を交渉するために、關東軍の一參謀が北票と熱河省境の間にある小村落南嶺に派遣された。かれは歩兵部隊を従えていた。歸りの途中で射撃され、自衛上應戦したとかれは主張した。あたかもあらかじめ手筈を定めていたかのように、他の歩兵部隊が到着して、南嶺は直ちに占領された。

南嶺の交戦の後問もなく、熱河省は滿洲國の領土であるという趣旨の聲明が發せられた。このようにして、關東軍の行動によつて、これを併合するため基礎が築かれた。次々に口實が設けられ、主として錦州、北票線に沿つて、軍事行動が續けられた。この線は、鐵道によつて滿洲から熱河に至る唯一の道である京奉鐵道の支線である。當時では、中國の本土と滿洲に殘留する中國軍との間の主要連絡線は、熱河省を通つていたのであるから、以上のことは、當然に予期されたところであつた。熱河への侵入が切迫していたことは、ちよつと見た人にも明白であつたし、日本の新聞も、遠慮なくこの事實を認めた。一九三二年九月に、第十四混成旅團が滿洲に到着した。その表向きの使命は、滿洲と朝鮮の間を流れる烏綠江の北岸地域である東邊道内の匪賊を掃蕩するといふのであつた。しかし、この旅團の眞の使命は、熱河への侵入の準備をすることであつた。

リットン委員会の報告提出

ジュネーヴでは、一九三二年十月一日に受取つたリットン委員会の報告を審議するたために、一九三二年十一月二十一日に、連盟理事會が開かれた。この討議の際に、日本代表の松岡は、『われわれはこれ以上の領土を欲せず』と言明した。しかし、どのような紛争解決のための基礎に對しても、松岡が同意することを拒んだために、一九三二年十一月二十八日に、理事會はリットン委員会の報告を總會に移し、その處置を求めろほかはなくなつた。

リットン委員会は、その報告書の中で、次のように述べた。『開戦の宣言なくして、疑いもなく中國の領土たりし廣大なる地域が日本軍隊に依り強力を以て抑收且占領せられ、而して右行動の結果として、中國の他の部分より分離せられ、且つ獨立と宣言せられたるは事實なり。日本は之を成就せしめたる措置を以て、此の種の行動の防止を目的とする國際聯盟規約（附屬書B一六）、ケロツグ條約（附屬書B一五）及びワシントン九國條約（附屬書B一〇）の義務に合致するものなりと主張す。此の場合に於て、一切の軍事行動は合法なる自衛行為たりしものにして正當とせられたり』。しかし、この委員会は、一九三一年九月十八日の夜の奉天の出來事を論ずるにあつて、さらに次のように述べた。『同夜に於ける彼上日本軍の軍事行動は、合法なる自衛の措置と認むることを得ず』。

連盟總會は一九三二年十二月六日に會合し、一般的討議の後に、さきに一九三二年三月十一日に總會

が任命した十九人委員会に對して、上海における敵對行爲の終結をもたらし、リットン報告書を検討し、紛争解決のための提案を起草し、これらの提案をなすべく速やかに總會に提出することを要求する決議を採擇した。

E-817
十九人委員会は、この委員会がその勢力を繼續することができるとの基礎であると考へるところを、概括的に示した二つの決議案と一つの理由書を起草した。一九三二年十二月十五日に、これらの二つの決議案と理由書が當事國に提示された。中國と日本の代表は修正を申入れた。委員会は、兩國の代表と連盟事務總長と委員會議長との間で、その修正案を討議することができると同時に、一九三二年十二月二十日に休會した。

山海關事件

右の商議があまり進行しないうちに、一九三三年一月一日、重大な『山海關事件』が起つた。北平と奉天との中間で、万里の長城の終端にある同市は、大きな戦略的重要性をもつものと常に認められていた。同市は、滿洲から入つて、現在の河北省に進入しようとする侵入者の通る通路の上にある。その上に、河北から熱河に入るには、最も容易な通路である。

錦州が占領されてから、日本軍は山海關まで——長城の線まで——進出し、奉天・山海關の鐵道を手に入られていた。この鐵道は、山海關から、張學良元帥がその司令部を置いていた北平まで續いている。山海

關の停車場は長城のちようど南側にあるが、奉天からの日本側の列車は、この停車場まで通っていた。従つて、列車を護衛するという口實のもとに、日本側はこの停車場に軍隊を駐屯させていた。北平からの中国側の列車も、この停車場まで通っていたので、中国側はそこに軍隊を駐屯させていた。中国側の司令官は、右の「事件」が起るまでは、異常がないという報告をしていた。

十九人委員会が提出した二つの決議案に対する修正案の討議中に、この「事件」が発生したということは、中国と日本の間の解決の基礎に到達するため、同委員会の一切の努力を斥けようとする日本政府の行動を正當化するために、この事件が計畫されたのであるということを強く示唆するものである。

一九三三年一月一日の午後、若干の中国人が手榴弾を投げたと日本側は主張した。これが山海關を直ちに襲撃するための口實であつた。附近の小さな町々は機關銃で射撃され、アメリカの宣教師の財産は擄奪を受け、戦闘は發展して舊式の塹壕戦となり、そのために、北平と長城の間の華北平野は、幾百萬もの蠶繭網を張り廻らされるに至つた。數千の平和的市民が殺戮された。一九三三年一月十一日に、中国政府は一九〇一年の議定書（附屬書B112）の署名國に訴えた。

E-518

日本は十九人委員会の一切の努力を拒否した

十九人委員会は、さきの休會の決定に従つて、一九三三年一月十六日に再開し、中国と日本との間の

解決の基礎に到達しようとして、兩當事國に對して、いくつもの質問と情報供與の要請とを出した。同委員會の要請のすべてに對して、委員會が日本から受領した回答は不満足なものであつた。そして、一九三三年二月十四日に、日本政府は委員會に對して、滿洲國の獨立の維持と承認が極東平和の唯一の保障であり、全問題は結局右の基礎において、日本と中國の間で解決されるものと確信すると通告した。これによつて、委員會の審議は終止符を打たれた。委員會は直ちに總會に報告した。

E-619

國際連盟の日本非難

國際連盟總會は、一九三三年二月二十四日に、十人委員會が總會のために作成したところの、日本と中國との戦争において日本を侵略者であるとして非難し、かつ戦争の終結を勸告した報告書を採用した。十六カ月以上にわたつて、理事會または總會が中日紛争の解決策を見出そうと絶えず努力してきたが、事態は悪化の一途を辿り、『假裝せる戦争』が續いたと總會は報告した。總會は次のように宣言した。『滿洲は、一切の戦争及び「獨立」の期間を通じて、終始中國の完全な一部であつたもので、また日本文官及び武官の一團は、九月十八日の事件の後存在したような滿洲の事態の解決策として滿洲獨立運動を嚮想し、組織し、遂行し、この目的のもとに、ある中國人の姓名及び行動を利用し、中國政權に對し不平を懷くある少数者及び土着の團體を利用した。』一九三一年九月十八日の秋に、奉天とその

E-6と0

他の滿洲各地で日本がとつた軍事行動は、自衛の措置と見做すことができないということ、右の紛争の進展に伴つて、日本がとつた各種の軍事措置の全部に對しても、同じように右のことがあてはまるということを總會は決定した。さらに、『滿洲國』の『政府』内の主要な政治的と行政的の権力は、日本人官吏と顧問の手中にあり、かれらは事實上行政を指揮し、支配する地位にあつたと述べた。住民の大多数は右の『政府』を支持せず、これをもつて日本の手先と見ているということを経總會は認めた。『中國領土の廣大なる部分が、宣戰布告なくして日本軍隊により實力を以て奪取せられ、かつ占領せられたること、並に右行動の結果として該部分が中國の他の部分より分離せられ、かつ獨立を宣言せられたることは異論を挟む余地なし』と總會は聲明した。一九三一年九月十八日前に存在したる緊張状態發生の際においては、當事國の双方何れにも若干の責任ありたるが如きも、一九三一年九月十八日以降の諸事件の發展に關しては毫も中國側の責任問題は起りえざるものなり』ということを経總會の決定として總會は認めた。これは日本に對して侵略の認定を與えたものであり、かつ將來において同様な行爲は同様な非難を受けることを警告したものであつた。従つて、それから後には、日本ではだれ一人として、自分はこの種の行動が許されるものと心から信じていたと、正當に言える者はなかつたのである。一九三三年二月十四日に連盟總會が採擇した報告と意見を異にするべき根據を、本裁判所は全然認めないものである。被告白鳥は、かれが公に行つた諸聲明において、

滿洲における日本の行動の正當性を主張するもの
 急先鋒の一人であつたが、當時のベルギー駐劄の日
 本公使有田にあつた私信の中で、實は本當のことを
 いつてゐる。これは一九三五年十一月に書かれ、國
 際問題において協調を支持する日本の外交官につい
 て語つたものであるが、『かれらは滿洲を中國に返
 還し、國際連盟に復歸し、罪を天下に謝するの勇氣
 ありやし』と言つてゐるのである。

E-021

日本の國際連盟脱退

日本は連盟規約（附屬書B一六）に基く自國の義
 務を履行しないで、かえつて、一九三三年三月二十
 七日に、連盟から脱退する意思を通告した。この通
 告は、日本の脱退の理由を述べて、『聯盟規約其の
 他の諸條約及び國際法の諸原則の適用殊に其の解釋
 に付帝國と此等聯盟國との間に屢々重大なる意見の
 相違ある』ためであるといつた。

熱河侵入

連盟總會が日本を中國における侵略者として非難
 する決議を採擇した翌日、日本は熱河省に侵入し、
 それによつて、公然と連盟に反抗した。山海關や九
 門口のような長城に沿う重要地點は、『山海關事件』
 に續いた戦闘の結果として、すでに日本軍の手に落
 ち、熱河の戦略的事態は、一九三三年二月二十二日
 以前に、きわめて重大になつていた。この日に、德
 僞國家滿洲國の名で日本は中國に對して最後通牒を送り、
 熱河は中國の領土ではないといつて、熱河省内の中

國軍が二十四時間以内に撤退することを要求した。この最後通牒は容れられなかつた。そこで、一九三三年二月二十五日に、日本陸軍の進撃が始まつた。日本軍は通遼と綏中の基地から三縱隊に分れて前進し、長城の北部と東部の全地域を占領して、戦略上重要な長城の諸關門を占領するまで止らなかつた。板垣と小磯は、關東軍の參謀として、一九三三年三月二日までに完成した全滿洲の占領に協力した。

E-B22

塘沽停戦協定

長城まで進出した結果として、日本軍は中國の本土に侵入するに好都合な位置にあつた。しかし、次の進出の準備として、日本軍がすでに得たところを強化し、組織するには、時間を必要とした。この時間を稼ぐために、塘沽停戦協定が一九三三年五月三十一日に調印された。武藤司令官は、塘沽で中國の代表と交渉するために全權を與えられ、また關東軍が作成した停戦協定の草案を携えた代表を送つた。調印された停戦協定には、長城以南の非武装地帯についての規定があつた。その條件は、中國軍がまず一定の線まで撤退するというのであつた。その撤退が完全かどうかを隨時飛行機で視察する權利を日本軍は與えられた。この撤退に満足した場合には、日本軍は長城の線まで撤退することになつていた。中國軍は再びこの非武装地帯内に入らないことになつていた。

101

立役者、荒木

E-623

日本軍が全滿洲を占領したという成功は、日本のある方面で、陸軍大臣荒木を人気者にした。かれは絶えず寄稿や講演を頼まれた。一九三三年六月に、かれの演説の中の一つをとり入れて作つた『非常時日本』という映畫の中で、かれは軍の理想を述べ、全アジアと太平洋諸島を支配するために、侵略戦争をする軍の計畫を示した。かれがいろいろ述べた中に、次の言葉がある。『果してアジアはここ半世紀安寧であつたであらうか。シベリア、蒙古、チベツト、新疆及び中國の有様はどうであらうか。果して太平洋の波は静かであらうか。明日も今日と同じように、太平洋の波濤は果して穏かであらうか。その理想と力によつて東洋の平和を確保することは、日本、大和民族の神聖なる使命である。國際連盟は日本のこの使命を尊重してはいない。國際連盟を中心とする全世界の日本に對する包圍的攻勢は、「滿洲事變」によつて現われた。やがては世界をして、わが國の徳を欽仰せしめ得る日が到來する。(畫面の中央に日本と滿洲が映り、次いで中國、インド、シベリア及び南洋が現われた)。「奉天事件」の形をとつた天の啓示によつて建設された滿洲國と日本は、相携えてアジア永遠の平和を確立しようとする。』次に、かれは國防を次のように定義した。『國家の防衛を地理的に置くというがごとき小乘的な見方は、私の採らざるところである。「皇道」を、空間的には擴大發展性において、時間的には悠久永續性において守ることが軍の使命である。わが軍は「大君の邊にこそ死なぬ」という歌の千古不磨の精神で戦つた。』

わが國は空間的發展をする運命にある。われわれが「皇道」を擴めるにあつて、これに反對するものに對して軍が戦ふことは予期せねばならない。諸君、アジアの状態をみよう。この状態でいつまで捨てておくのであるか。アジアに理想郷をつくるということが、われわれの最大の使命である。私は、諸君が舉國一致的に進むことに努力されんことを切にお願いする。』(書面に「光は東方より!』という言葉が現われた)。

E-624

第二節 滿洲の統一と開發

滿洲國改造

塘沽停戰協定の調印の後に、滿洲國が改造された。これは、滿洲傀儡國家に對する日本の支配力を強化するため、また、中國に對する侵略戦争を續け、日本がアジアと太平洋諸島を支配することに反對するかもしれない諸國に對する侵略戦争を行う準備として、滿洲の經濟開發を促進するために行われたものである。

一九三三年八月八日に、日本の内閣は、『滿洲を大日本帝國と不可分の關係を有する獨立國家として發達』させることに決定した。滿洲國の支配は、『關東軍司令官統轄の下に、日系官吏を通して行ふ』こととされた。滿洲經濟の目標は、『帝國の對世界的經濟力發展の根基を確立する爲日滿兩國經濟を融合すること』とされた。『日滿共存共榮』は、『帝國國防上の要求に制約せらるる』こととされた。この決定が行われた當時に關係であつた荒木は、疑念をはさむ余地のない言葉で、國防ということを定義している。この政策を遂行するための具体的方策は、慎重に研究された後になつて、初めて閣議の承認を受けられることとなつていた。

E-625
この計畫の研究は、土肥原が一九三三年十月十六日に關東軍司令部勤務を命ぜられ、廣田が一九三三年九月十四日に外務大臣に任命された後になつて、初めて完了された。しかし、一九三三年十二月二十二日に、荒木と廣田の出席のもとに、内閣は『滿洲

政府側に於ては、成るべく速に君主制への改制を考慮し居る趣なり。君主制の實施は清朝の復辟にあらずして、立憲君主制としての國体を確立するものなることを明にして、苟も滿洲國國務の進展を阻礙すへき原因の絶無を期し、就中近く際會することあるへき國際的危険を克服するため必要なる日滿兩國國防力の増強擴充に寄與せしむべきこと』を決定した。國務院を強化すること、政府内部組織について、特にその人事について、根本的な改正を加えること、並びに、『從來の日滿兩國間の條約取極等は君主制によつて確立せしむること』が決定された。

滿洲國を、すなわち、日本が世界に對して獨立國であると公言して、いた國を統治する方法を決定したのは、日本の内閣であつたということに注意しなければならぬ。この口實がわれわれの面前で依然として主張され、數百頁に上る證據と議論によつて支持されたのは驚くべきことである。

E-626
滿洲國のこの從屬的な地位が變らなかつたことについての證據としては、眞珠灣攻撃のわずか三日前の一九四一年十二月四日附で、外務大臣東郷が關東軍司令官梅津に送つた電報に倣ふものはない。この電報で、東郷は次のように訓令している。『四日政府統帥部連絡會議に於て國際情勢最悪化に際して滿洲國をしてとらしむべき措置を決定せる處、往電第八七三號の次第と相違し我方の方針左の通變更せり。』
「帝國開戦の際は滿洲國は當分參戰せしめざるものとす。同國と帝國との緊密なる關係により、また英米蘭は同國政府を承認し居らざるにより、同國政

府は右三國を事實上の敵國と看做し、然るべく取扱
うものとす。⁶²⁷」

E- 改造の次の段階は、溥儀を滿洲國皇帝として即位
させることであつた。一九三三年十二月二十二日
の閣議決定の後に、關東軍司令官として武藤大將の
あとを繼いだ菱刈大將は、溥儀を訪問し、かれが滿
洲國を帝國にすることを計畫していると述べた。滿
洲國の新しい一連の組織法が一九三四年三月一日に
公布された。これらの法律は、滿洲國は皇帝がこれ
を統治するものと定め、皇帝の権能を規定したが、
政府の機構を實質的に変更したものではなかつた。
日本人が依然として政府の重要な地位を占め、「火
曜會」は政策樹立機關として存続され、皇帝が降伏
後捕虜となつた日まで、吉岡中將は引續きかれを
「監督」する任務をもつていた。新しい法律が公布
された日に、溥儀は、長春のある寺院で天を祀つて
から、

滿洲國皇帝の位に就い
た。しかし、かれにはなんの権力もなかつた。毎年
一同各部長を引見することを許されていたが、それ
は日本人總務廳長によつて注意深く監督された。

溥儀を滿洲國皇帝の位につけ、同國の經濟開發を
促進するためその法律を改正した上で、内閣は一
九三四年三月二十日閣議を開き、この開發を實行す
るにあつてとるべき方針を討議した。荒木は一九
三四年一月二十三日に陸軍大臣を辭職し、軍事參議
官となつたが、外務大臣廣田はこの閣議に出席して
いた。根本方針は、「滿洲國を日本と不可分の關係
を有する獨立國家として進歩發展させ、日本の對世

界的經濟力發展の根基を確立して滿洲國經濟を強化する』ことに決定された。滿洲國における交通、通信、その他の事業は、日本帝國の『國防』に寄與させるために、日本の直接または間接の監督のもとに、特殊會社をして開發させることにされた。

中國に對する日本の意圖に關するあらゆる疑いを一掃するためであるかのように、廣田の下にある外務省は、一九三四年四月十七日に、一つの聲明を發表した。これが後に『中國から手を引け』という聲明』とか、『天羽聲明』とか言われるものになつた。前者は同聲明の内容によつて、後者はこの聲明を新聞に發表した官吏の名前によつて名づけられたのである。天羽は外務省の一官吏であつたばかりでなく、その公式な代辯者でもあつた。外務大臣廣田は、一九三四年四月二十五日に、駐日アメリカ大使と會見したとき、自分の方から進んで、『天羽聲明』に言及した。新聞記者の質問に答えて、廣田の承認もなく、これに通告もしないで、天羽は聲明を發表したのであつて、世界は日本の方針について全然誤つた印象を與えられたと廣田は述べた。さらにつけ加えて、日本の方針は、あらゆる點で、九國條約（附屬書B-1-10）の規定を完全に遵守し、支持することであると述べた。廣田がアメリカ大使に言つたことは、私的な言明であつて、公式な聲明ではなかつた。『天羽聲明』は決して公然と否認されたことはなかつた。この聲明を發表したという理由で、天羽は對外進出論者から英雄視された。外務大臣廣田は、外務省の許可を受けずに、この聲明を發表したことに

ついで、全然天羽を懲戒しなかつた。この聲明は、日本の外交方針のその後の進展と密接に合致するものである。そこで、本裁判所は、證據に基いて、この聲明は當時の日本の中國に對する政策を外務省が公式に宣言したものであること、九國條約の締約國に對して、中國における日本の計畫に對する干渉を日本政府は許容しないということを警告する目的で發表されたものであることを認定する。

E-629

右の聲明は、他のいろいろなことと共に、次のことを含んでいた。『支那に關する日本の特殊なる地位に依り、支那問題に就ては、日本の見解及態度は凡ゆる點に於て一列國のそれと必ずしも一致せざるものあるやも知れず、然れども日本は東亞に於て其の使命及特別の責を果すべく極力努力を求められつつあることは認めらるるを要す。故に支那にして他國の勢力を利用し、日本を排斥する如き舉に出づるは吾人の反對する所なり。滿洲事變、上海事變後の此の特殊時期に於て、列國側に於てなされたる共同動作は、假令名目は技術的或ひは財政的援助にあるにせよ、政治的意味を帯ぶるに至るは必然なり。されば日本は原則としてかかる動作の遂行に反對するものなり。』

『二者合一』制

一九三四年十二月十日に、關東軍は新司令官と新參謀副長を迎えた。前者は南、後者は板垣である。これらの任命は、滿洲國の改組の完成と日本の同國支配機構の改組の完成を先觸れするものであつた。

E-630

日本政府は勅令によつて各省の滿洲關係の事務を掌る對滿事務局を創設した。同局は、滿洲での新しい『二者合一』制に合致するように設立された。關東軍司令官はいままで通りに駐滿大使となつたが、關東州租借地の長官の職は廢止され、その任務は新設の關東局總長に移り、この局は大使に隸屬するこゝとなつた。このようにして、南は關東軍司令官となり、同時に滿洲國駐劄大使として租借地の行政、大使館及び南滿洲鐵道會社を支配した。對滿事務局は内閣總理大臣の指揮監督下にあつたが、陸軍大臣がその總裁の地位を占めていたので、滿洲國の實際的な支配權は依然として關東軍と陸軍省の手にあつた。南は訊問に答えて、大使としてのかれの第一の任務は、『滿洲國の獨立を保存する』ことであつたと述べた。當時、かれは『農業、交通、教育』というような點に關して『政府に助言を與えた。』あなた

の助言というのは、事實上においては命令にひとしいものであつたのではありませんか』という質問に對して、かれは『さうおつしやつてもよろしい』と答えた。一九三六年三月六日に、植田大將が大使兼關東軍司令官として南の後任となり、一九三九年九月七日に梅津大將とかわるまで在任した。梅津は一九四四年七月十八日までこの職にあつた。

對滿事務局

すでに述べたように、對滿事務局は各省の滿洲關係の事務を掌るために組織され、日本政府と滿洲の『二者合一』の行政官との間を繋ぐ鎖として設けら

れた。この局は關東局、滿洲國の對外事務、滿洲の經濟を開發するために設立された諸會社、日本人による滿洲植民、滿洲國の文化事業——それは多分阿片取引を含むものであつたらう——その他の滿洲や關東州に關するすべての事項を擔當した。次の各報告は、陸軍大臣の職にあつたことによつて、この對滿事務局の總裁を勤めた。すなわち板垣、畑及び東條である。岡と佐藤もそれぞれ同局の事務官を勤めた。次の者は同局の參與であつたことがある。すなわち賀屋、武藤、重光、岡、梅津及び東條である。

E-651

滿洲における世論の統制

滿洲から出る新聞報道を統制し、また宣傳を指導するために、關東軍司令官は、すなわち『二者合一』の統制機關は、滿洲にある新聞と通信社を全部統合した。それまで、日本政府、滿洲國政府または南滿洲鐵道會社のもとにあつたすべての新聞通信社は、弘報協會と呼ばれた一つの協會に統合された。この協會は、すべての内外通信記事の發表を嚴重に監督し、宣傳の方針と方法を決定するとともに、~~その~~協會に屬すると否とにかかわらず、右の方針を各新聞通信社に對して勵行する任務を與えられた。

E-638

星野は滿洲國經濟の指導者となつた

滿洲國という新しい組織のもとで、星野は滿洲經濟の自他ともに許す支配者となつた。かれがこの仕事に對する訓練をはじめたのは、日本の藏相の囑望によつて、滿洲國財務部の一理事官としての任命を受けられたために、一九三二年七月十二日日本を出發するとともにてゐつた。その當時に、かれは、滿洲國政府を支配するための關東軍の強力を機關であつた總務廳長官の地位を占める能力がらると、認められていたことを聞いた。かれは果進して、約束された地位にまで進んだ。滿洲國の改造が完了する直前に、一九三四年七月一日、かれは滿洲國財政部の總務司長に任命された。それから、一九三六年六月九日に、かれは滿洲國財政部次長に任ぜられた。一九三六年十二月十六日に、かれは總務廳の總務司長となり、この職を一九三七年七月一日に總務廳長官という高職に昇進するまで勤めた。一九四〇年七月二十一日に、東京の企畫院總裁となるまで、かれは引きつづいてこの職にあつた。滿洲の經濟開發をどのように解説するにしても、それは實質的には星野の經歷を物語ることになる。一九三二年七月、かれが滿洲國財政部の一理事官となるために東京を出發したときに、かれの職務上の補助者として、訓練された職員を連れて行つた。そして、間もなく、關東軍の權限のもとに經濟事務を擔當する日本人官吏として、かれは滿洲で認められるようになった。

滿洲經濟の奪取

軍事占領の最初に、早くも日本側は滿洲經濟の支配權を押えた。最初に押えられた公共施設は、鐵道であつた。萬里の長城以北の中國側所有の鐵道のすべてと、滿洲の諸銀行にあつたこれらの鐵道の貸越勘定とが押えられた。鐵道はすべて統合され、連絡され、そして南滿洲鐵道株式會社として知られていく。日本政府の機關の經營のもとに置かれた。發電、配電の組織は急速に接收された。すべての財源は強制的に接收され、収入は新政府を賄うために使われた。關稅は滿洲國が獨立國家であるという口實で押えられた。一九三二年六月十四日に、各省銀行と遼業銀行を廢し、これに代るものとして、滿洲國中央銀行が設立され、前者の資金が新しい組織の資本として用いられた。一九三二年七月一日から、中央銀行によつて、新通貨が發行された。電話、電信及び放送施設は國有であつたので、押えられて日本側の支配下に置かれた。一九三二年四月十四日に、郵政を擔當するため特別の職員が任命された。一九三二年七月二十六日までには、かれらはこの業務を完全に手中に収めた。これらの公共業務のすべてにわたつて、日本人の官吏と顧問が主要な政治的と行政的地位を占め、これらの組織の實際的な支配を行つた。日本の内閣は、一九三二年四月十一日の決定の中で、この慣行を確認した。星野が滿洲に派遣されたのは、この決定の後間もなくであつた。かれは財政と金融問題の權威者として認められており、滿洲

國の經濟を組織するため、そこに派遣されたのであつた。

E-634

關東軍の滿洲指導のための經濟計畫

星野が七月に滿洲に到着して後、一九三二年十一月三日に、關東軍參謀長小磯は、滿洲國を「指導」するについての、かれの計畫の概要を電報で陸軍省に送つた。そのうちで、かれは次のようにいつた。「政治は差し當り日本關東軍司令官の内面的指導を背景とし日系官吏を中核として運営す。經濟的には共存共榮を原則とし、將來日滿經濟單一ブロックの完整に伴ふ組織は日滿協同の歩調に則らしむ。日滿經濟を單一ブロックたらしむる爲相互關稅障壁の撤廢を目途とし、日滿を通して産業上「適地適業」主義を實現す」。滿洲經濟の支配と開發のために、その後日本の内閣が採用したすべての計畫は、これらの構想に基いていた。

滿洲國經濟建設綱要

熱河の占領が完了する前の日に、すなわち一九三三年三月一日に、滿洲國政府は「滿洲國經濟建設綱要」を公布した。日本の内閣は、前に述べたように、一九三三年八月八日の決定で、この「綱要」の要點を承認した。この「綱要」の發表において、次のように述べられている。「無統制なる資本主義經濟の弊害に鑑み、之に所要の國家的統制を加へ、資本の効果を活用し、以て國民經濟全体の健全且激刺たる發展を圖らんとす」。經濟的開發は、次のような根

E-655

本原則に基いて進められることになつてゐると發表された。(一)『國內賦存の國有資源を有効に開發し、經濟各部門の綜合的發達を計る爲、重要經濟部門には國家的統制を加へ、(合理化)方策を講ず。

(二)東亞經濟の融合合理化を目的とし、先づ善隣日本との相互依存の經濟關係に鑑み、同國との協調に重心を置き、相互扶助の關係を益々緊密ならしむ」と。これらの根本原則に基いて、政府は『國防的若くは公共公益的性質を有する重要事業は公營又は特殊會社をして經營せしむるを原則とす』る意圖であると發表した。

滿洲國の改造と溥儀の即位との後に、一九三四年三月二十日の日本の閣議で、この『綱要』はさらに内閣の承認を受けた。そして、『國防』に必要なこれらの産業は、特殊會社によつて運営されるべきこと、これらの會社は、急速な發展が期待され得るために、滿洲國の實業界で支配的な地位を占めるべきことが決定された。これらの特殊會社の組織とその運営は、日本人に有利な獨占事業をつくり出し、滿洲における『門戶開放主義』を全然實効のないものにした。合衆國とその他の諸國は、中國における通商上の『機會均等』を保證することを目的とした現存の條約義務の、この不當な違反に對して抗議した。しかし、滿洲國が獨立國家であるという理論に基いて、滿洲國による諸條約の違反については、日本は責任がまかつたくないと主張した。

E-630

日滿經濟共同委員會

日本と滿洲國の間の協定によつて、一九三五年に共同經濟委員會が設置された。この協定は、委員會が八名の委員で構成され、兩國からそれぞれ四名の委員を出せものと規定した。日本側の委員は、關東軍參謀長、在滿大使館參事官、關東局總長及び日本政府によつて特に任命された一名ということになつてゐた。この取極めによつて、關東軍司令官が自動的に三つの投票を文記してゐたことがわかる。滿洲國側の委員は外交、商工及び財政の各部長と日本人である總務廳長といふことになつてゐた。委員會に提出された問題は、すべて多數決によつて決定されることになつてゐた。一九三五年七月三日の樞密院會議において、右の協定の批准の問題を討議中、質問に答えて、廣田は次のように言つた。「私はかれ(元田顧問官)に、滿洲國側から出す四人の委員のうち三名は大臣で、他の一名は總務廳長である、この總務廳長は日本人であり、將來においてもまた永久にそうであるだろうことを確信してゐる、といふことを考慮することを願ひする。そして同廳長は滿洲國の一官吏ではあるが、同時に滿洲國の指導の任に當つてゐる中心機關である。ゆえに、もし兩國間に意見の相違がある場合でも、かれが日本に不利となるような決定をすることは想像できない。」委員會は兩國間の經濟的連繫に關するすべての問題を論議し、日本と滿洲によつて組織され、後に滿洲國の諸産業を支配するようになつた合辦持株會社を監督するこ

とになつていた。しかし、兩政府の経済的連繫に
つて重要な事項で、しかも日本の権限内にあるもの
は、委員会によつて討議されないことと定められて
いた。これらの事項は、委員会で討議されないこと
になつていたのであるから、滿洲國だけを拘束する
片務的契約となるのであつた。星野は滿洲國總務處
長に任命されると同時に、委員会の委員になつた。
南は、一九三五年に委員会が設置されたときから、
一九三六年三月六日に關東軍司令官を免ぜられるま
で、委員であつた。梅津は、一九三九年九月七日か
ら一九四四年七月十八日まで、關東軍司令官であつ
た間、委員会に加わつていた。一九三六年三月二十
三日に關東軍の參謀長となつた板垣は、職務上當然
に同日委員会の一員になつた。このように、板垣は
滿洲國建設の主要人物の一人であつた。關東軍の參
謀長であつた間に、委員会に参加した他の者には、
一九三七年三月六日から陸軍次官に就任した一九三
八年五月三十日までの間の東條と、一九四〇年十一
月七日から一九四一年四月二十一日までの間の木村
とがあつた。陸軍次官に任命された後も、東條は委
員会の委員としての職に留まつたが、それは參謀長
としてよりも、むしろ政府の代表者としての資格に
おいてであつた。

圓ブロックの組織

この経済共同委員会の最初の事業の一つは、兩國
の通貨を統一することであつた。一九三五年十一月
に、圓ブロックが設定されて、滿洲國の通貨は銀本

位を離れ、圓と等價に定められた。

E-638

治外法權の撤廢

この經濟共同委員會によつて行われた次の重要な經濟上の取極めは、一九三六年六月十日に、滿洲國と日本との間に調印された條約であつた。この條約の目的は、滿洲國の市民權に伴う一切の利益を、それに相當する義務を課することなく、日本人に與へることにあつたものよりである。この條約には、日本が滿洲國で享有していた治外法權を、漸進的に撤廢することを目的とすると述べてあつた。しかし、この條約には、『日本國臣民ハ滿洲國ノ領域内ニ於テ自由ニ居住往來シ、農業、商工業、ソノ他公私各種ノ業務及職務ニ從事スルコトヲ得ベク、一切ノ權利ヲ享有スベシ』と述べてある。附屬協定はもつと詳細にわたつたもので、滿洲國における日本人の權利を長々と述べている。規定の一つは、『滿洲國政府ハ從來日本國臣民ノ有スル商租權ヲ土地所有權其ノ他ノ土地ニ關スル權利ニ變更スル爲速ニ必要ノ措置ヲ執ルベシ』というのであつた。このようにして、一九一五年の日支條約の附屬交換公文から生じたところの、商租權に關する非常に論議の的となつた問題は解決された。このことは、日本が早い速度で滿洲を植民地化していたことに鑑み、きわめて重要なことであつた。一九三六年から一九四〇年の間に、日本人約二十二万一千名が滿洲に移住した。一九四五年までには、この數は百万を超えた。滿洲に移住した日本人の大部分は兵隊に適した者で、關東軍の

新師團編制に使用された。これら日本人が移住するための土地は、名ばかりの値段で徵發され、それによつて土地を剝奪された中國農民は立退かされ、未開拓の土地を割當てられた。

滿洲國興業銀行

一九三六年十二月に、資本金六千万圓で創立された滿洲國興業銀行は、日本の内閣の方針のもとに開發される重點産業に融資する手段として役立つた。この銀行は滿洲國における産業上の目的の融資一切を取扱つた。滿洲國人は、滿洲國中央銀行及びその支店に預金することを許されたが、興業銀行から貸付を受けることはできなかつた。日本人だけがこの銀行から貸付を受けることを許された。日本人のために貯蓄し、中央銀行に預金するように國民を強制する貯蓄法が制定された。降伏當時に、この銀行には約六十億ドルあつた。これはすべて強制的貯蓄法の結果である。

E-640

第二期建設計畫

星野は、その訊問中に、一九三一年から三六年に至る最初の五年の期間における無計畫な開發をやめて、滿洲國開發のために具体的な總合計畫を立てることが必要であると認められたと述べた。滿洲國の關係各部、内閣企畫院、南滿洲鐵道會社、關東軍參謀長としての板垣とともに、星野は『滿洲産業開發五箇年計畫要綱』を起草した。この要綱は一九三七年一月に完成した。この計畫をめぐるすべての問題に對

する『最後の決定権』は、關東軍司令官にあつたと星野は述べている。この第二次五カ年計畫は、第一次五カ年計畫に含まれた根本原則を踏襲したもので、滿洲國の資源を開発し、これを『國防』に、すなわち『戦争』に役立たせることに重點を置いていた。鐵工業に關する方針は、『兵器、飛行機、自動車、車輛等の軍需關係産業の確立を期すること、鐵、液体燃料、石炭、電力等の基礎的重要産業を開発し特に國防上必要なる鐵、液体燃料の開発に重點を置くこと』である。この要綱には述べてある。

E-641

この計畫は、一九三七年一月に、滿洲國の省長と各部の總務司長との會議で採用された。一九三七年二月十七日に、滿洲國政府は『第一次五カ年施政の實績と第二期建設計畫概要』を公表した。概要は次のように述べている。『國を嚮ててより茲に五周年を圓みし、行政經濟の一應の整備を終り、一九三七年年度より愈々第二次五箇年計畫の年に入り、創期的建設工作に邁進することになつた』。要するに、關東軍の滿洲經濟開發の第二次案は、變更されないで、そのまま採用されることになつていた。

E-642

この五カ年計畫の指導を援助するために、實業家鮎川が滿洲に派遣された。滿洲の全産業、特に石炭や鋼鐵のような重工業を統制するために、かれは一大持株會社を設立することに賛成した。

産業統制

一九三七年五月一日に、滿洲國は『重要産業統制法』を公布した。この法律は、『重要産業』の許可

制を規定するようにつくられ、ほとんどすべての産業がこの法律によつて「重要」と指定されていた。この法律は、滿洲の經濟を日本の經濟に統合するたために公布されたのであつた。一九三七年五月二十九日に、日本の陸軍省が発表した「重要産業五箇年計畫要綱」には、次のことが含まれていた。「われわれはわが國をして一九四一年を期し、有事の場合に於ても日、滿、北支に於ける重要資材の自給自足を可能ならしむべく一級重要産業の総合的擴充計畫を企圖するものである。」この計畫は、さらに續けて、「國防重要産業の振興は「遠地運業」の主要にあり、所製産業を努めて大陸に進出せしめんとしている。「重要産業統制法」は、この「遠地運業」の原則を實現するため、滿洲國の偽政府が公布したものであつた。

滿洲重工業開發株式會社

E-643
一九三七年十月二十二日に、内閣は「滿洲生産開發計畫遂行の確立促進を期し、滿洲に於ける重工業の総合的遠急確立を圖る爲め」に、滿洲重工業開發株式會社を設立することに決定した。これは一大持株會社とし、その株式は滿洲國、日本及び兩國の國民だけによつて所有されることになつていた。最初に發行された株の半数は滿洲國政府に、他の半数は日本の民間資本に賣却されることになつていた。同社の經營は、「日本民間の有力なる適任者に一任するもの」とす。日本民間の有力なる適任者は現日産社長佐川義介氏を豫定し、両社の社長と理事は兩政

府によつて任命されるはずであつた。この閣議決定に従つて、この會社を設立するために、滿洲國との間に協定が結ばれた。

日本の工場としての滿洲國

重工業開發株式會社の設立によつて日本が完成した經濟組織は、日本と日本人にだけに利益をもたらすことになつた。その唯一の目的は、滿洲をして日本の使用する戰爭物資を生産させる工場にするといふことであつた。この目的がどのような効果的に達成されたかは、その成功にだけよりも功勞のあつた星野の言葉によつて、如實に示されている。日本は滿洲で得られるものはすべて手に入れたとかれは言つた。中國の實業家は重要産業から閉め出され、貸付を許されなかつたので、その大部分は破産した。中國の農民は、日本の移民に土地をとられた。貯蓄法によつて、中國の労働者は、いくら働いても辛うじて命を繋いで行けるにすぎない状態に陥つた。米と棉花の專賣制によつて、中國人は充分な食糧や衣料を得られなくなつた。それは最良の米と棉花を日本軍に供給するためであつた。勸勞奉仕法が關東軍司令官であつた梅津によつて施行された。この法律によれば、十八才から四十五才までの者は、すべて道路の構築や鑛山の採掘や土木工事に従事して、日本軍に勞働奉仕をしなければならなかつた。これらの勞務者は、量の足りない給食を受け、醫藥も全然施されないうような收容所に入れられていた。逃亡に對しては、重刑が科せられた。その結果として、第一

に日本人、次に朝鮮人、最後に中国人という制度が
できたのである。

裏面白紙

阿片と麻薬

日本は滿洲におけるその工作の経費を賄うために、また中國側の抵抗力を弱めるために、阿片と麻薬の取引を認可し、發展させた。早くも一九二九年に、中國國民政府は一九一二年と一九二五年の阿片條約（附屬書B1-1及びB1-2）による義務を履行しようとして努力していた。中國政府は一九二九年七月二十五日から施行すべき禁煙法を公布していた。一九四〇年までに、阿片の生産と消費を次第に制止する計畫であつた。日本は、右の阿片條約調印國として、中國領土内の麻薬の製造と販賣を制限し、また中國内への麻薬の密輸入を防ぎ、それによつて、阿片吸飲の習癖の根絶について、中國政府を援助する義務を負つていた。

E-845

奉天事件の當時とその後の暫くの間は、阿片と麻薬のおもな出所は朝鮮であつた。朝鮮では、日本政府が京城で阿片や麻薬をつくる工場を經營していた。ベルシャ阿片も極東に輸入されていた。日本陸軍は、一九二九年に、約一千万オンスに上る大量の阿片の積荷を押收し、これを台灣に貯蔵していた。この阿片は、將來の日本の軍事行動の經費に充てられることとなつていた。台灣にもう一つ禁製麻薬の出所があつた。一九三六年に暗殺されるまで、日本の大藏大臣高橋が經營していたシンエイのコカイン工場では、月産二百キロないし三百キロのコカインが生産されていた。これは、戦争のための収入を得る目的で、製品を販賣することを特別に認可されていた唯

一の工場であつた。

日本陸軍の進出した中國の到るところで、軍のすぐあとから、朝鮮人や日本人の阿片行商人がついて来て、日本側當局から何の取締も受けずに、その商品を販賣した。ある場合には、これら阿片密賣者は、陰謀、間諜行爲または破壊行爲に従事することによつて、侵入軍のために準備を整えておくように、侵入軍に先んじて送りこまれた。華北でも、崂崎（ゲンキ）工作の行われた福建省でも、そうであつたようである。日本軍の兵や將校までも、時には、利益の多いこの阿片や麻薬の販賣に従事したことがあつた。日本の特務機關は、占領地で、その占領の後直ちに、阿片と麻薬の取引を取締る任務をもつていた。そして關東軍の特務機關が、小磯のもとで、この不法取引に深入りしたために、南が一九三四年十二月に關東軍司令官になつたときには、その特務機關が關東軍におけるすべての軍紀を亂すのを防ぐために、かれはこの機關を廢止しなければならなかつた。土肥原はこの機關の最も主要な將校の一人であつた。麻薬の取引に對するかれの關係は、すでに充分に示されていた。

阿片と麻薬の取引及び使用を次第に制止するといふ一般的原则は、中國によつて公布された麻酔劑法だけでなく、一九一二年、一九二五年及び一九三一年の國際阿片條約（附屬書B 1-1、B 1-2、B 1-3）の根本的原则であつた。日本はこれらの條約を批准したので、その拘束を受けていた。この漸進的制止の原則を利用して、日本は中國における占

E-046

領地域に阿片法を公布した。これらの法律は、登録されている阿片常用者に對して、官許の吸飲店で吸飲することを許すことによつて、漸進的禁煙の原則に表面上は従つていた。しかし、これらの法律は、日本の眞の意圖と工作を蔽い隠すごまかしにすぎなかつた。これらの法律は、阿片と麻薬を官許の店に配給する政府統制の専賣機關をつくり上げたのである。これらに對して、専賣機關は、麻薬からの収入を増加するために、その使用を奨励する徵稅機關にすぎなかつた。日本に占領されたあらゆる地域で、その占領のときから、日本の降伏に至るまで、阿片と麻薬の使用は次第に増加していった。

滿洲で行われた方法は、次の通りである。一九三二年の秋に、阿片法が滿洲國によつて公布され、滿洲國阿片管理部がこの法律を施行する行政機關として設立された。この機關は、滿洲國總務廳長の全般的監督のもとにゐつて、重要な滿洲國財源の一つとなつた。これらの財源からの収入がいかに確實であつたかは、星野が滿洲國に着任してから間もなく行つた交渉によつて、滿洲國の阿片益金を擔保とした三千万圓の建國公債を、日本興業銀行が引受けることを承諾したという事實によつて證明される。

この方法は華北で繰返され、さらに華南でも繰返された。しかし、これらの地區では、行政機關は、與亞院、すなわちチャイナ・アフエアズ・ビューローであつて、東京にその本部を置き、華北、華中、華南の各所にわたつて支部を置いていた。これらの機關が阿片の需要を大いに増加させたから、内閣は

ときどき朝鮮の農民に對して、けしの栽培面積を擴張することを許可しなければならなかつた。この取引は非常に収益の多いものになつたから、三菱商事や三井物産のような日本の貿易會社は、外務省の斡旋によつて、それぞれの阿片販賣地域と供給額を限定する契約を結ぶに至つた。

E-647

麻薬取引に従事するにあつて、日本の眞の目的は、單に中國人民を頽廢させること以上に惡質なものであつた。日本は阿片條約に調印し、これを批准したので、麻薬取引に従事しない義務を負つていたのに、滿洲國のいわゆる獨立によつて、しかし實は虚偽の獨立によつて、全世界にわたる麻薬取引を行い、しかもその罪をこの傀儡國家に歸するといふ都合のよい機會を見出したのである。朝鮮で産出された阿片の大部分は、滿洲に輸出された。滿洲で栽培され、また朝鮮とその他の地方から輸入された阿片は、滿洲で精製され、世界中に送られた。世界の禁制白色麻薬の九割は、日本人の手から出たものであり、天津の日本租界、大連、並びにその他の滿洲、熱河及び中國の都市で、常に日本人によつて、または日本人の監督のもとに、製造されたものであるといふことが、一九三七年に、國際連盟において指摘された。

裏面白紙



129

23-1-9
(3)

JUDGMENT, I.M.T.F.E.
PART B, CHAPTER V
SECTIONS III to VII
[Japanese Translation by
Language Division, IMTFE]

極東國際軍事裁判所

判決

B
第五部
第五章

日本の中國に對する侵略

第三節より第七節まで

第二卷

英文六四八十七七五頁
一九四八年十一月一日

裏面白紙

E-648

第三節

中國にさらに進出する計畫

日本の滿洲と熱河占領は、一九三三年春の塘沽停戦協定調印とともに完了した。西は内蒙古の他の一省であるチャハル省に面し、南は華北の河北省に面する熱河が、新しくつくられた傀儡滿洲國の國境になつた。もし日本がすでに占領した地域からさらに中國に進出しようとするれば、その進出は、萬里の長城の東端にある山海關附近の遼寧省の細い廻廊によつて、滿洲國を中國の他の部分と結びつける道をとるほかに、熱河から西方チャハルに向うか、または南方河北に向うかであつた。

一九三四年四月十七日に、日本外務省は「天羽聲明」を發表し、中國における日本の諸計畫に對する干渉は、一切日本政府の容認しないところであるとし、九國條約（附屬書B一〇）加入國に警告した。その後、質問に答えて、廣田はアメリカ大使グルーに對し、「天羽聲明」はかれの承認も得ず、またかれに知らせもせず發表されたものであると説明したが、「天羽聲明」が日本の中國に對する政策を眞に表明したものであることはやはり事實であつた。ここで、すでに、日本の中國に關する野望は、滿洲と熱河の占領だけでは、満たされていなかつたかもしれなと思われた。その後問もなく、一九三五年の五月と六月に、二つの事件が起つた。その事件の起つたことを理由として、日本側が出した要求に比べれば、その事件はさして重要なものではなかつた。

しかし、その結果として、河北方面でも、チャハル方面でも、中國國民政府の地位が大いに弱められることになつた。

E-649

河北事件

一九三五年五月の中頃に、天津の日本租界内で、二人の中國人新聞記者が氏名不詳の者に襲われて暗殺された。これらの新聞記者は、親日的感情を持つていたといわれていた。梅津は當時北支那駐屯軍司令官であつた。かれの參謀長は、かれの承諾のもとに、北平における中國の軍事機關の長であつた何應欽に對して、ある要求を提出した。一九三五年六月十日に、この事件は解決され、中國側當局は次の點に同意をした。河北省から第五十一軍を撤退すること、同省内の國民黨部を閉鎖し、一切の黨活動を禁止すること、また同省内の一切の排日行動を禁止することである。

この解決がいわゆる「梅津・何應欽協定」である。廣大な河北省に對する中國の主權に、このような大きな權限を加えることを同意するよう説き伏せるために、中國當局に對して、壓力が加えられたことは、どんな形においても全然なかつたと辯護側は申立てている。日本側は、將來の兩國關係を改善することができると言ふ、ある「提案」を出したにすぎなかつたと辯護側は言うのである。この點については、辯護側證人桑島の證言に注意しなければならぬ。かれは當時日本外務省のアジア局長であつて、中日關係はかれが直接擔當していたことであつた。

E-650

日本側が中國側に對して、「相當強硬な要求」をしたということを、かれは北平の日本公使館から聞いたと證言した。かれの證言の全体を考察すれば、中國側は最後通牒をつきつけられたというところを、桑島は承知していたことが明らかになる。原田・西園寺日記にも、次のような記事がある。當時の日本の首相岡田が、「初めは好意的に極めて軽い意味の警告」を出すつもりであつたが、「結局あんなことになつた譯である」と言つたと書いてある。一九三五年五月三十日に、木戸が當時の外務次官重光に、日本の北支那駐屯軍が中國政府に對して重大な要求を提出したという、その朝の新聞の報道に注意を促したとき、重光はその報道を否定しないで、むしろ、日本陸軍内で、そのような行動に對して責任のある人々はたれかということについて推測をした。

E-651

北チャハル事件

一九三五年六月に、「梅津・何應欽協定」によつて、河北事件が解決されようとしていたころ、四名の日本軍人がチャハル省の張北縣に入つていつた。同縣はチャハルの西南部、萬里の長城のやや北方にある。かれらはチャハル省政府發行の必要な護照を持つていなかったため、中國軍師長の司令部に連行された。その師長は、これを中國第二十九軍の司令官に通告した。同司令官はこれらの四名を釋放し、また張家口と北平への予定の旅行を許可することを命令した。但し、今後は所要の護照を入手しなければならぬという警告附きであつた。この問題は、最初は張家

口の日本領事が取上げ、中國第二十九軍副軍長秦將軍に對して、中國警備兵が日本軍人の身体検査を強要したり、小銃を擬したり、師團司令部に四、五時間抑留したりして、日本陸軍に侮辱を與えたと抗議をした。その後間もなく、同領事は、問題がきわめて重大であつて、かれの権限では解決できないと述べた。問題は陸軍に移管された。一九三四年十二月に、南が關東軍司令官になり、板垣がその參謀副長になつていた。當時關東軍に配屬されていた土肥原が、秦將軍と交渉するように任命された。最後には、關係連隊長及び關係師團の軍法處長を懲戒免職すべしという協定が成立した。たといこれらの將校が悪かつたとしても、これらの措置によつて、事態は満足に解決されたものと、だれしも考えたに相違ない。しかし、この協定の條項のうちで、何よりもはるか重要なものは前述の條項に續く諸條項であつて、それらは、全部ではないにしても、大部分は上述の事件とは關係のないものである。中國第二十九軍の全部隊は、張北縣より北の諸縣から、すなわち實質的にはチャハル省全体から撤退することになつていた。この地域の治安の維持は、保安隊に、すなわち警察隊の性質をもつ組織に委ねられることになつていた。將來においては、中國人はだれもチャハル省北部に屯田移民を許されないことになつていた。これからは、チャハル省内で、國民黨の活動は一切許されないことになつた。チャハル省内の一切の排日機關と排日行爲は禁止されることになつた。これがいわゆる「土肥原・秦德純協定」である。

辯護側は、これについても、廣大なチャハル省に對する中國主權に、このような大きな制限を加えることを同意するように説き伏せるために、中國當局に對して壓力が加えられたことは、どんな形においてもまつたくなかつたと申立てている。蔡將軍は、その證言の中で、この協定を「一時的の解決」と呼び、中國政府がこれを受諾したのは、「平和を維持せんがためであつて、喜んでしたのではない」と言つてゐる。

このようにして、二カ月も経たないうちに、一九三五年六月までには、國際問題としてさして重要な二つの事件の解決に名をかりて、熱河における日本軍の右側面は、チャハルからの攻撃の直接の脅威をまつたく免れることとなつた。日本軍に對して敵意を抱いてゐると考えられた中國側の二箇軍は、チャハルと河北から退去させられ、また中國國民黨の一切の黨活動と一切の排日行爲とは、兩省で禁止されたのである。

E-653

内蒙古自治政府

一九三五年の初めに、内蒙古における蒙古族の指導者徳王は、この地に自治的を蒙古政府を樹立するために努力を續けていた。この運動のその後の歴史は、田中隆吉少將の證言からとつたものである。この證人は、檢察側も辯護側も、ときどき必要に應じて出廷させ、かつ、檢察側も辯護側も、やはり必要に應じて、反對訊問によつて、失格させようとした證人である。しかし、この内蒙古自治政權樹立に關する問題については、かれの陳述が信用できないと

いう理由はなく、経緯の詳細について、かれが精通することのできる地位にあつたことは確實である。

この問題に關する田中の陳述は、次の通りである。南と板垣は、內蒙古自治政府の樹立を熱心に支持した。かれらはこの政府を日本の意志通りにしようと思圖していた。一九三五年四月に、右のような政府を樹立する目的で、徳王と會見するために、南は田中ほか一名の將校を派遣したが、このときには、徳王は承諾しなかつた。それに續いて一九三五年六月に、いわゆる梅津・何應欽協定と土肥原・桑德純協定が結ばれたが、後者は內蒙古の北部に、すなわちチャハル省に重大な影響を與えたことに注意しなければならぬ。田中によれば、一九三五年八月に、南は徳王と會見した。その席上で、徳王は日本との提携を約束し、南は徳王に財政的援助を與えることを約束した。一九三五年十二月に、徳王がチャハル省の北部を占領するのを援助するために、南は騎兵二箇大隊を派遣した。一九三六年二月十一日に、徳王は自治政權の所在地を綏遠省の百靈廟から西スニトに移した。そして、日本文官がその顧問として、同地に派遣された。

北平の日本大使館事務總長から、廣田外務大臣にあてて、一九三五年十月二日附で、他のいろいろなことと共に、次のような内容の重要な電報が送られている。關東軍の對蒙古工作は着々として進行し、¹³²居ること本官及張家口領事累次の報告の通りにして、過日土肥原少將が張家口、承德間を往來し、チャハル省主席及徳王と會見せるが如きも、內蒙古自治促進

の使命を帯びたることを疑を容れず。

一九三六年一月十三日に、中國にある日本軍に傳達された日本陸軍北支處理要綱の中にも、この内蒙古自治政府が關東軍の援助と支配を受けていたことを明らかにするいろいろの言葉がある。この文書は、少し後に、さらに詳しく考察することにする。

北支自治政府を樹立する企圖

田中少將の證言によれば、一九三五年九月に、南は華北に自治政權を樹立するようにとの命令を與えて、土肥原を北平に派遣した。田中は當時關東軍附の參謀であつて、土肥原の指示の起草に參與したと述べた。土肥原、板垣及び佐々木は、北支自治政權樹立の目的の旗印として、「反共」という言葉を追加しなければならぬと考へたと、田中はさらに述べた。本裁判所はこの證言を正しいものと認める。

E-655

なぜなら、それはその後の事態と合致するものである。つて、また華北のいわゆる自治運動のほんとうの強本人に關する陳述は、これから論ずる各種の日本側から出た文書によつて確認されているからである。次の二カ月間の事件については、ほとんど證據が提出されていない。しかし、これは驚くに足りないことである。なぜなら、この二カ月は、陰謀の、しかも危険な陰謀の月であつたと思われるからである。このような事柄についての交渉が記録されたり、公表されたりすることは稀である。

最初、土肥原は吳佩孚に北支自治政府の首班になるように説得しようとしたが、失敗に終つた。そ

の後は、土肥原は當時の北平、天津方面防衛司令官
宋哲元將軍を説いて、この政府を指導させようと努めた
が、それも失敗に終つた。そこで、土肥原と日本大
使館附武官高橋は、説得をやめて、北支自治政府を
樹立せよという要求を出すようになった。また、土
肥原と特務機關長松井は、さらに、華北において日
本側に特別の経済的權益を與えよと要求した。

勧誘という手段によつて、自治政府をつくること
が失敗に終つたとき、一九三五年十一月に、土肥原
は武力による威嚇に訴え、このような政府の樹立を
確保するため、最後通牒を發することとさへしたこ
と、關東軍は、萬里の長城の東端にある山海關に戦
車、機動部隊、航空機から成る攻撃部隊を集結し、
平津地方へ進入する用意を整えさせることによつ
て、土肥原の威嚇を支援したことが證明されている。

E-656

一九三五年の末ごろに、華北に二つの新しい形態
の政府が現われた。一つは土肥原の努力の直接の結
果として樹立されたもので、冀東防共自治政府と
と呼ばれた。一九三五年十一月末ごろに、それは殷
汝耕を首班として樹立された。かれはそれまで冀東
地區の長城の南方の非武装地帯の行政督察專員であ
つた。この政府は、中國人民政府からの獨立を宣言
した。その首都は、北平の東北の、非武装地帯にあ
る通州であつた。日本軍は同地に守備隊を置いてい
た。この政府の支配は、非武装地帯内の多數の縣に
及んでいた。證人ゲツテは、この政府が樹立された
後に、何度も同地方を旅行し、日本守備隊を見、日
本側によつて徵募され、訓練され、日本人を將校と

する新政府の中国人保安隊を見た。この新政府は、非武装地帯にあつたので、中國國民政府軍の力は及ばなかつた。國民政府は、このいわゆる自治政府の存在に對して、日本側に抗議したが、何の効果もなかつた。

ちようどこのころに、華北に現われたもう一つの政治機關は、冀察政務委員會であつた。これは、土肥原の加えた壓力の結果として、また表面上はかれの希望に副うために、中國國民政府の手によつてつくりられたものである。日本年鑑によれば、友好關係を維持するため、日本及び滿洲國と交渉する権限をもつ新しい政治機關であつた。

E-657
これらの政權についての土肥原の希望は、一九三五年の末に、田中も同席していた所で、土肥原が南に行つた報告から窺い知ることができると冀察政權と冀東政權は、不満足なものではあるが、とにかく樹立され、關東軍の言うことは大体に聞くであろうということ、北支政權は冀察政權を中心にして、樹立されるであろうということを土肥原は報告したのである。

同じような希望は、このときに、内地にあつた日本陸軍も抱いていた。一九三六年一月十三日に、内地の陸軍當局は、中國にある日本軍に、北支處理要綱を傳達した。その要綱の目的は、華北の五相の自治を實現することにあると述べられていた。ここで思い出されるのは、これこそ、一九三五年九月に南が土肥原を北平に派遣した目的であつたということである。この要綱は、次のことを指示した。冀察政

務委員会に對しては、日本の助言と指導を與えること、冀察政務委員会がまだ充分でない間は、冀東の獨立を支持しなければならぬが、同委員会が信頼できるほど確立したときは、兩政權の合流をはかること、日本が滿洲國と同様の獨立國家を育成すること、認められるような施策は避けること、従つて日本人顧問の數を限定しなければならぬこと、内蒙に對する施策は從來の通り繼續すること、但し冀察政務委員会の自治力に對する阻害となつてゐる施策は、當分これを差控えなければならぬこと、華北の處理は支那駐屯軍司令官の任務とすること、同司令官は、直接に冀察と冀、兩當局と接觸することによつて、これを非公式に實施することを本則としなければならぬことである。

E-658

日本陸軍の華北進出計畫

土肥原が關東軍司令官南に對して、冀察政務委員会が關東軍の言うことは大体聞くであろうし、また獨立の北支政權が冀察政權を中心として樹立されるであろうと期待してゐると述べていたところに、關東軍は、中國に對する日本の意圖について、きわめて重要な意義をもつ宣傳計畫を東京に送付した。一九三五年十二月九日に、これは關東軍 謀長から陸軍次官にあてて送付された。この計畫のある部分は、全文引用の價值がある。計畫實施の時期については、軍の關内進出以前に於ては、主として支那駐屯軍及び中央部の行き宣傳を體面的に援助するの主義に於て實施し、出動後に於ては軍の行動を容易ならし

むるの主旨に於て行う』と述べてある。方針としては、『關東軍の關内進出に際しては、その正當性を中外に徹底せしむると共に、北支民衆に對し反國民黨、反共產意識を昂揚し、北支一帯に中央分離の氣運を醸成し、また爾余の地帯の支那軍及び支那民衆の非戰熱を激成す』と述べている。

E-659

さらに、使用されることになつていた宣傳の型を引用する。『一、北支は從來國民政府の植民地視する所にして、事毎に其搾取の犠牲に供せられあるの事實、竝北支民衆はその桎梏より脱せんが爲、國民政府より分離し、自ら自治政權を樹立せんことを熱望しあり、また北支當事者も亦内心獨立の希望に燃え眞剣なる覺悟を有す。』

『二、國民政府の銀國有制の實施は該政府に對する怨嗟反感を激成し、ここに急速なる自治政府の樹立運動が展開されつつあり。』

『三、北支自治政權が帝國と相提携して赤化防衛に當らんとするは、東洋永遠の平和確立のため日滿支合作の曙光として帝國の最も希望するところなり。故に自治政權出現及び其發達に對しては舉國一致確乎不拔の態度をもつてこれを支持す。』

『四、國民政府の北支停戰協定その他軍事諸協定の踐踏、排日排貨の使喚、滿洲國擾亂等は、北支にあるわが權益及び居留民の生活、並びに滿洲國の存立に對する脅威なるをもつて、依然裏面的策動を續行するにおいては、帝國としても感力に訴うるのやむなき場合あるべきを中外に諒知せしむ。』

E-660

『五、派兵に至れば、わが武力行使は支那軍部を

層層するを目的とし、決して支那一般民衆を対象とせざる點を明かにす。

マ六 國民政府その他支那軍閥の武力行使は人民を塗炭の苦境に陥らしめ、國家を破滅に導く所以を宣傳し、一般民衆の非戦熱を昂揚す。

マ七 支那軍に對しては特に各軍相互の反目を助長するとともに、日本軍偉大視観を増大し、その戦意を喪失せしむ。

マ八 滿洲國に對しては、北支自治政權の出現は滿洲國政府の善政に對する翹望の具体的現れにほかならず、滿洲國の前途に光明を齎らす所以を明かにす。

このように、この文書を全文引用したのは、一九三五年十二月九日に提唱されたこの提案を、辯護側の全体によつて、特に南、梅津、板垣、土肥原によつて、提出された主張と對照させるためである。この主張によれば、いわゆる北支獨立運動は、日本が起したものである、また促進したものである、華北民衆の自發的運動であつたといふのである。

華北のいわゆる自治運動に對する日本側の態度と意圖の問題について、同じように關連性のあるのは、一九三五年十二月二日に、當時の北支駐屯軍司令官多田中將が東京の陸軍省に送付した「北支に於ける各鐵道の軍事的處理要領案」である。

この文書は、華北において軍事行動に従事する日本軍のために、華北のいくつかの鐵道を運用するに
ついで、詳細な計畫を含んでいる。この計畫された軍事行動の性質については、この文書は特に述べ

E-661

てはいない。その軍事行動は、「作戰目的」、「作戰行動」、「軍は武力解決の已むを得ざるに至れば」というような漠然とした言葉で説明されている。しかし、文書全体を厳密に検討してみると、日本陸軍が長城に沿う線の附近から出動し、前面の中國國民政府の軍隊を驅逐し、華北五省のうち南部三省である山東、河北、山西を掃蕩しようとしていたことが明らかになる。また、この軍事行動が、懸案の北支自治政權を支援するために開始されることになっていたことも明白である。従つて、中國人鐵道従業員に、「北支自治運動の精神を理解」させることになつていた。そして、正常な政情が回復した場合における鐵道の處理について、多田中將は私案として極秘の案を述べている。かれは次のようにいつているのである。「作戰終了し北支の情勢平常化するに伴ひ、鐵道は北支政權に移譲す」。日本
人顧問または職員の一部を備聘させて、各鐵道を北支政權交通部に掌握させる。・・・附記。「日本」鐵道線區司令部の撤去に際しては、北支政權に左記の事項を要求する。

E-562

- マ一 各鐵道に顧問及高級職員の備聘
 - マニ 各鐵道の警備權並沿線主要地の駐兵權
 - マ三 膠濟鐵道及徐州以東の隴海鐵道の譲渡
 - マ四 新鐵道の敷設權
- その上に、この文書は、この行動を容易にするために、華北でいくつかの措置がすでにとられていたことを示している。すなわち、
- マニ 南京政府の各鐵道輪轉材料吸收策に對し努

E-6.63

めて之が南下を防止す。之が爲努めて各種間接手段を講ずるも、北寧鐵路に對しては、要すれば威力を以て之を抑制す。威力使用に當りては南京政府の抗日戦備に對する自衛並北寧鐵路の保護を名目とす。

(北寧とは協定の結果、憲兵を出し實施中)

このようにして、一九三五年の後半に、關東軍と北支駐屯軍は、日本陸軍省の援助を受け、時にはその指示に従つて、中國の北部五省を中國國民政府から離反させ、この地に日本の意に従うような一つまたはそれ以上の自治政權を樹立しようとする計畫を實行していたのである。この計畫は、日本の滿洲と熱河の征服の際に見られた二つの主要な要素を含んでいた。すなわち、(一)日本による軍事的支配、(二)日本の目的に仕えるようにさせることのできるような、少數の中國要人による獨立宣言を含んでいた。しかし、滿洲の場合には、軍事的征服が、人爲的に醸成された獨立宣言よりも、則に行われた。華北の場合には、日本軍部は、軍事的征服の外形を避けようとして希望し、初めは説得によつて、後には武力行使の威嚇によつて、人爲的につくられた北支自治政府を樹立させようと熱心に努力した。一九三五年の末までには、以上に考察した侵入の計畫を日本の軍部は練り上げていた。日本の軍部のいろいろな努力は、日本の外務省に知られていて、遺憾とされていた。しかし、それはこれらの努力が外務省の領域——日本の對外關係の處理——を侵害しようとする陸軍の企てと見られたからにすぎない。

廣田の三原則

E-664

中國にある日本の各軍が、華北における軍事行動を予想して計畫を立てていたときに、他方で、日本政府は外交手段によつて中國を隷屬させる計畫を練つていた。一九三五年八月五日に、外務大臣廣田は、これの訓令に基いて外務省東亞局が作成した計畫を、中國にある外交官と領事官に送付した。この計畫は、陸海軍當局と協力して、東亞局が日本の中國に對する政策を再検討した結果であつた。三原則は、この計畫には、次のように述べられていた。(一)中國側において排日言動の徹底的な取締を行うとともに、日華兩國は相互獨立尊重及び提携共助の原則による和親協力關係の増進に努め、かつ滿華關係の進展をはかること、(二)この關係の進展は、中國側で滿洲國に對して正式の承認を與えらるるとともに、日滿華三國の新關係を規律する取極めをなすことを結局の目標とするものであるが、さしあたり中國側は少くとも滿洲に接した地域である華北とチャハル地方で滿洲國存在の事實を否認することなく、滿洲國との間に事實上經濟的及び文化的の融通提携を行うこと、(三)チャハルその他外蒙に接した地方では、日本と中國の間で共產主義の脅威排除の見地に基く合作を行うこと。その後、一九三五年九月二十八日附で、中國と滿洲國における日本の外交官と領事官にあてて送付された電報で、日本を中心とし、日本、滿洲、中國の提携共助によつて、東亞の安定を確保し、その共同繁榮を計るのは、日本の對外政策の根基であるとして、廣田は右の三原則を繰り返し強調した。その三

E-665

原則は、實質において、次のように述べられた。(一) 中國側に排日言動の徹底的取締を行わせ、歐米依存政策から脱却して、具体的問題について日本と提携させること、(二) 中國側をして滿洲國に對して究極には正式の承認を與えさせるが、さしあつては、滿洲國の獨立を黙認させ、少くとも滿洲に接した地域である華北方面では、滿洲國との間に經濟的と文化的の融通提携を行わせること、(三) 外蒙に接した地域で、赤化勢力の脅威を排除するために、中國側に日本と協力させること。右の電報には、以上の原則が着々と實行に移され、中國側の誠意が充分示されるならば、日本と滿洲と中國との新關係を定める一般的協定を行うものとするという追加的訓令が附加されている。一九三五年八月五日の三原則の文面と比較すれば、この文面に見られる一つの重大な変更は、この後の文面では、日本と中國とが相互獨立尊重の原則によつて協力することという字句が省かれていることである。

E-666
一九三五年九月二十八日の第二次の文面に述べられた計畫は、陸海軍と相當議論をした後、一九三五年十月四日に、總理、外務、陸海軍及び大藏諸大臣によつて採擇されたものである。在外の日本外交官は、問題を嚴秘に付するようになり、重ねて通告と訓令を受けた。一九三六年一月二十一日に、右の三原則は、廣田の議會演説を通じて公表された。しかし、¹⁴²これらの原則は、中國による滿洲國の「事實上の」状態の承認を含むことになるとなるために、中國側からは、これを認めようという熱意は少しも示されなかつた。

このようにして、日本の外交官は、日本のために、満洲征服の成果を確保することになつていた。

一九三六年一月二十一日、中國に對する日本の政策に關して、廣田がかれの三原則を發表していたとき、日本の外務省は、中國北部五省に自治政府を樹立しようとする陸軍の計畫を充分承知していた。なぜなら、その同じ日に、すなわち一九三六年一月二十一日に、外務省は中國の日本大使にその計畫の寫しを送付していたからである。

二・二六事件

二・二六事件は、海軍内閣として知られ、また陸軍の武力によるアジア大陸進出政策に反對であると一般に考えられていたところの、岡田を首班とする政府に對する陸軍側の忿懣が爆發したものであつた。

この事件は、一九三六年二月二十六日に起つた。これよりさき、岡田が齋藤内閣の海軍大臣であつたとき、陸軍の激しい反對にもかかわらず、この内閣は陸軍予算を削減する政策を遂行したために、非常な難局に遭遇した。一九三四年に岡田が總理大臣になつたときには、陸軍の勢力は強くなりつつあつた。すでにこの内閣の組閣中に、陸軍が新内閣の邪魔をし、問題を引き起そうとしてゐる徴候があつた。

一九三六年二月二十六日に、二十二名の將校と約千四百名の兵士が政府に對して反亂し、東京を三日半にわたつてテロ化し、首相官邸、議會、内務省、陸軍省、警視廳及び參謀本部を占領し、大藏大臣高橋、内大臣齋藤、渡邊大將を暗殺し、侍從長鈴木と

E-667

岡田自身を暗殺しようとした。この事件の結果として、一九三六年三月八日に岡田内閣は辭職し、代つて廣田が總理大臣となつた。

この事件の目的は、岡田内閣をしりぞけ、その代りに、大陸においてさらに進出しようとする陸軍の政策と合致する、もつと強力な政策をもつ内閣をつくることであつた。この事件は、陸軍の野心に對して政府が同情をもたなかつたことについて、陸軍の青年將校の一端が不満を述べていたが、その不満が自然に爆發したものと考えると岡田は證言した。

廣田内閣の成立

一九三六年三月九日に、二・二六事件の結果として、廣田は岡田の後をついで日本の総理大臣に就任した。廣田は陸軍の紀律を確立して、當時その恐しい結果があらわれたばかりの、政治問題への陸軍の干渉を除去するといふことをしないで、組閣にあつて、すでに、ある大臣の人選には陸軍の要求に屈従した。その上、かれが総理大臣に就任して間もなく、一九三六年五月には、陸海軍兩省の官制が改正され、陸海軍大臣は中將以上の階級、次官は少將以上の階級を持ち、いづれも現役でなければならぬと定められた。一九一三年このかた、官制はその規定において、豫備役の將校を陸海軍大臣に任命することを認めていたのであつた。こんどの變更は、陸海軍大臣を現役高級將官から任命していた當時の慣例を事實において、法律化したものではあるけれども、それは陸軍の要求に従つて行われたものである。これによつて、現役の者であるうと、豫備役から現役に再編入された者であるうと、陸軍大臣になる者は、だれでも陸軍の紀律に指揮のもとに置かれ、それによつて陸軍の支配を受けるといふことを陸軍は確保したのである。

E-668

廣田内閣の外交政策

一九三六年六月三十日に、陸海軍省は「國策大綱」を定めた。その根本政策は、日本の國防を安定するため南方海洋に進出し、これを發展させるととも

に、東アジア大陸に強固な地歩を手に入れることであつた。ここに挙げられた大綱は次の通りである。すなわち、(一)日本は列強の覇道政策を是正し、堅實な海外進出策によつて、皇道精神を實現すること。

(二)日本は東亞の安定勢力となる帝國の地位を確保するに必要な国防軍備を充實すること。(三)日本は滿洲國の健全な發達を期し、日滿國防の安固を希望し、經濟的發展を促進するために、ソビエツト連邦の脅威を除去し、アメリカとイギリスに備え、日本・滿洲・中國の緊密な提携を具現し、この大陸政策の遂行にあつては、列強との友好關係に留意すること。(四)日本は南方海洋には民族的經濟的發展を策し、つとめて他國に對する刺戟を避けつつ、漸進的平和的手段によつてその勢力の進出をばかり、それによつて、滿洲國の完成と相まつて、国力充實と國防強化の兩全を期すること。

以上の計畫は、總理大臣廣田と陸軍、海軍、外務、大藏各大臣とからなる五相會議で、『國策大綱』として、一九三六年八月十一日に採用された。これらは平和的手段によつて達成されるものであつて、防衛的な性質のものであつたと廣田は主張しているが、この大綱の内容は、説明がなくてもおのずから明らかである。日本はみずから東亞の指導者の役割を受け、それによつて、大陸における進出から、さらに南洋方面に進出し、ついに西洋諸國の勢力を除去することによつて、この全地域を日本の支配下に置こうと志したものである。すでに言つたように、この文書にある『國防』という言葉の使用に注意しな

ければならない。この言葉は、日本の國策に関する多くの聲明に現われている。この言葉は、決して他國の侵略的行爲に對する日本の防禦だけに限られてゐるのではない。侵略的であらうとなかろうと、日本が常に自國の政策を軍事力で支持することを意味してゐるのである。

板垣の蒙古政策

國防の名のもとに、廣田内閣が對外進出の外交政策を立てていたときに、關東軍は北方の蒙古に注意を向けていた。これより先、すなわち板垣が關東軍參謀長に昇任した五日後の一九三六年三月二十八日に、板垣は有田大使と會見し、外蒙古と内蒙古との戦略的重要性について、かれの意見を述べた。板垣はいつた。「外蒙の關係位置が今日の日滿勢力に對し極東ソ領と歐ソとの連絡線たるシベリア鐵道の側面掩護の地帯としては極めて重要性を有す。従つて若し外蒙古にして我日滿側に合体せんか、極東ソ領の安全性は殆ど根底より覆さるべく、又万一の際に於ては殆ど戰はずしてソ連勢力を極東より後退せしむることを得るに至るやも知るべからず、従て軍は有らゆる手段に依り日滿勢力の外蒙古に對する擴充を企圖しあり。」

さらに、内蒙古に關して、かれは次のようにいつた。「西部内蒙古及び其以西の地帯は帝國の大陸政策の遂行上重要な價値を有す。即ち若し該地帯を我日滿側の勢力下に包含せんか、積極的には進んで同一民族たる外蒙古懐柔の根據地たらしむべく、更

に西すれば新疆省よりするソ連勢力の魔手を封ずると共に、支那本部をして陸上よりするソ連との連絡を遮断し、如上の見地に立ちて軍は西部内蒙古に對し數年來逐次工作を進めつつあり、軍は將來更に万難を排して工作の歩を進むべく固き決意を有す。

E-671

この板垣の言葉は、日本の『大陸政策』の線に沿つて、關東軍がこれらの地域ですてに行つたこと、また將來續けて行おうとしていたことを示すものである。土肥原と他の關東軍將校との努力によつて、一九三五年に、徳王の下に内蒙古自治政權が樹立され、すでに内蒙古の一部は日本の勢力下に置かれていたことを想い起さなければならぬ。残された仕事は、日本の勢力をさらに西方に、そして外蒙古にまで伸張することだけであつた。以上によつて、徳王の率いる内蒙古自治政權の首都が一九三六年二月に百靈廟から西スニトに移され、さらにその年の六月に徳化へ移された理由が明らかになる。

蒙古における建國會議

日本が積極的な蒙古政策を採用した結果として、内蒙古の自治運動は順調に捗つた。一九三六年四月に、徳王と李守信は、日本特務機關長田中と西ウシユムシンで會見した。蒙政會、シリソゴル盟、チヤハル盟、ウランチャツブ盟、トモテ旗、アラシヤン、コシンオウ旗、イコチャ盟、青海及び外蒙古の各代表がこの會合に出席した。この會合は建國會議と稱せられ、一九三六年四月二十一日から二十六日

まで續いた。この會議で決定され九おもな事項は、次の通りである。(一)内外青海、蒙古を一丸として蒙古國を建設する案、(二)君主制を立てる案、但し當分の間は委員制とすること、(三)蒙古國會を設ける案、(四)軍政府を組織する案及び(五)滿洲國との相互援助協定を締結する案である。

E-672

一九三六年六月に、この政權の所在地は德化に移され、獨立の蒙古政府が設立された。一九三六年七月に、この政府と滿洲國との間に政治的と經濟的の相互援助を規定した協定が結ばれた。この條約の締結された後に、徳王はその軍隊の裝備に着手した。その目的は、それまで三箇師團であつた騎兵師團を九箇師團に増強することであつた。南も板垣も、蒙古國の樹立に熱心な支持を與えた。陸軍の政策は、極秘のうちに遂行された。内蒙古の獨立を承認する準備は、日本陸軍によつて整えられた。

華北に對する日本の政策——一九三六

一九三七年

一九三六年八月十一日に廣田内閣の關係各省によつて、『第二次北支處理要綱』が決定された。この政策の主眼は、華北民衆が分治政治を完成することを援助し、防共親日滿の地帯を建設し、日本の國防に必要な資材を獲得し、ソビエト連邦の可能な侵襲に備えて交通施設を擴充し、このようにして、華北を日本と滿洲と中國の協力のための基礎にしようとすることにあつたと述べてあつた。華北五省には、究極においては自治を與えるものとされた。冀東政

E-673

權は、河北とチャハルとの全体に對して模範となるように、その内政を改革するように指導すべきものとされた。華北經濟開發の目的は、自由投資によつて伸揚された相互的經濟利益を基礎とする日華不可分の事態を構成し、これを平戰兩時における日本と華北の友好關係の保持に資せしめると述べてある。華北各省の鐵、石炭及び鹽は、日本の國防と交通施設及び電力の開發とに利用されることになつていた。この計畫は、輸送機關の統一改善と華北の天然資源の開發との方法について、詳細に規定していた。この計畫には、冀察政務委員會が日本に追隨するであらうという、一九三五年の終りごろの日本の希望が實現しなかつたことに關して、内的證據がある。この計畫は、冀察の要人を指導するにあつては、公正な態度で臨まなければならないと述べている。機構を改善し、その人員を淨化し、刷新するとともに、中國軍閥の財政、經濟、軍事、行政を清算するように努力しなければならないと述べている。

E-674

ここで日本が提案した華北の自治の内容は、新政府が財政、産業、交通を支配し、中國國民政府の排日的干渉を受けないようにならなければならないことであつた。それと同時に、この計畫は、日本が中國の領土權を侵害しているとか、獨立國家を樹立しているとか、あるいは華北を滿洲國の延長としようとしているとか、あるうように解される行動は、これを避けなければならないといふと定めている。一九三六年一月十三日に、外務省から中國の日本大使に回送されたところの、華北に關する第一次案にも、すなわち陸軍案にも、同様

な規定があつたことが、ここで思い出されるであらう。日本の國策立案者は、まだ世界人の眼に黒を白く見せることができると信じていたのである。滿洲に關する日本の二枚舌についての國際連盟の暴露も、一向かれらの戒めにはならなかつた。

その後、一九三七年二月二十日に、林内閣の關係各省によつて、『第三次北支處理要綱』が決定された。その内容には、何も實質的な變更はなかつた。一九三七年四月十六日には、同内閣の外務、大藏、陸軍、海軍各大臣によつて、再び『北支指導方策』が決定された。この計畫の要點は、華北の特殊地位を中國政府に認めさせ、經濟工作を遂行することであつた。林内閣によつて決定された第三次北支處理要綱と北支指導方策は、いずれも、後にさらに詳しく取扱ふことにする。

豊台事件

一九三六年五月に、日本軍と華北の中國官憲との交渉の結果として、日本軍一箇大隊が北平の西方の町、豊台に駐屯することが認められた。一九三六年九月十八日に、豊台で日本兵一箇中隊が演習を行つた際に、一つの事件が起つた。日本兵が中國軍の駐屯地域を通過したときに、中國の哨兵がかれらを停止させようとし、そこに衝突が起つた。それは直ちに解決されたにもかかわらず、日本側はこの事件を増援の口實に用い、豊台を占領した。豊台の占領によつて、日本軍は京漢線の連絡を支配し、また華北を華中から切り離すことができる地位を占めた。これが一九三七年七

E-675

月七日に起つた蘆溝橋事件の、すなわち、時としてマルコポーロ橋事件とも呼ばれる事件の、舞台装置であつた。この橋は豊台から北平に至る鎊道線上にあつて、もしも日本がこの橋を制圧することができたられば、西方から北平を制圧することが容易になる。そして、豊台駐屯の日本軍は、蘆溝橋から、また、北平に至る鎊道線上のもう一つの戦略的地點である長辛店とから、中國駐屯部隊が撤退することを繰返し要求した。一九三六年の冬に、日本軍はこの緊要な戦略的地域における駐屯部隊の増援を企て、同地に兵舎と飛行場の建設を計畫した。このために、豊台と蘆溝橋との間の地域で、かれらは廣大な土地を買収したいと思つてゐた。しかし、これらの要求は中國側によつて拒絶された。

張と川越の會談

一九三六年の秋に、中國外交部長張群と日本大使川越との間に、中國と日本との外交關係を調整する目的で、一連の會談が行われた。一九三六年十一月の終りに、川越はまた蔣介石大元帥と會見したが、その際に、兩國の外交關係の調整を實現する希望が相互に述べられた。中國外交部長との會談で、日本側は次の重要な諸點を内容とする提案を示した。(一)中日經濟協力、(二)中日防共協定、(三)華北と日本との關係にかんがみ、これを特別地域とすることである。張群は、中日經濟協力にはもちろん賛成であるが、これは互恵平等の原則を基礎とすることを希望してゐると答えた。中日防共協定に對しても、かれ

E-676

はやはり大いに賛成であるが、この場合にも、またこの協定が中國の主權を侵害しないようにしたいと希望した。華北と日本との關係にかんがみて、これを特殊地域にすることに關しては、單に特殊經濟關係を認め得るだけで、特別を行政的變更を認めることはできないとかれは言つた。中國政府の態度は、日本の政策、特に華北に關する政策と相容れなかつたので、これらの會談は何の成果をもたらさなかつた。

廣田内閣の倒壊

一九三七年一月二十日に、日本の二政黨のうちの政友會は、廣田内閣を攻撃する聲明文を發表した。攻撃の理由として、他のいろいろなことと共に、次のようなことを擧げた。關係はあまりにも官僚と軍部の獨斷的偏見にとらわれており、あらゆる面に干渉しようとする陸軍の欲望は、日本における立憲政治に對する脅威であるといふのであつた。一九三七年一月二十二日に、陸軍大臣寺内は辭表を提出した。その理由は、かれの述べたところによると、いく人かの黨員を閣僚に出している政黨の時局に對する認識が、陸軍のそれと根本的に相違しているからといふのであつた。その當時の情勢のもとでは、陸軍の過激な政策と政黨政治をなんとか調和させることのできる新しい陸軍大臣を得ることは、まつたく望みがなかつたので、廣田内閣は辭職しなければならなかつた。

宇垣は組閣に失敗した

E-677
 廣田内閣の辭職に伴つて、一九三七年一月二十四日に、宇垣は組閣の勅命を受けた。宇垣は陸軍から好感をもつて見られていなかつた。宇垣の就任を妨げるために、陸軍は然るべき有効な手段を講じた。これは重要な、深い意味のある出来事であつて、この判決の他の部分で、さらに詳しく検討されている。従つてここでは、單にいろいろな出来事に關する敘述の一部として、これに言及するに留めておく。

林内閣とその華北政策

林内閣は一九三七年二月二日に成立した。梅津は陸軍次官として留任し、賀屋は大藏次官に任命された。政府の一般政策は變更されなかつた。華北に關する廣田内閣の離反政策を踏襲し、一九三七年二月二十日に、關係各省によつて、第三次北支處理要綱が決定された。華北處理の主眼は、滿洲國を確固たる親日的な防共的なものとし、國防資材を獲得し、交通施設を保護し、ソビエト連邦に對する防衛を準備し、日本、滿洲、中國の結合を確立することにあつた。前記の目的を達成するために、日本は華北における日本の經濟政策を實施し、北支政權を内面的に援助し、華北の特殊地位と日本、滿洲、中國の結合を中國國民政府に認めさせることになつていた。

さらに、一九三七年四月十六日に、外務、大藏、陸軍、海軍の各大臣によつて、『北支指導方策』が決定された。華北指導の要點は、『該地域をして實

E-678

質上確固たる防共親日滿の地帯たらしめ、併せて交通施設の獲得に資し、以て一は赤化勢力の脅威に備へ、一は日滿支三國提携共助實現の基礎たらしむるに在り」とある。經濟開發に關しては、鐵、石炭、鹽、その他のような國防上重要な車需資源の開發と交通施設の設置とを、必要な場合には、特殊資本によつて、急速に實現しなければならぬと定めていゝる。ここでも、また、第三國に日本の意圖を誤解させるような行動は避けなければならぬという規定がある。關係各大臣の出席した閣議で、これらの政策が作成されたといふことは、陸軍だけでなく、他の政府各省も、近い將來に實行されるはずの、華北に關する、ある積極的な計畫に對して、用意ができていたことを明らかにした。

第一次近衛内閣とその後の華北に對する計畫

林内閣が崩壊した後、一九三七年六月四日に、廣田を外務大臣、賀屋を大藏大臣として、近衛公爵が總理大臣に就任した。

軍部内には、中國における軍事行動をさらに推進せよという煽動が行われていた。當時關東軍參謀長であつた東條英機は、一九三七年六月九日に、參謀本部に電報を送つて、現下の支那の情勢をソビエツトに對する作戰準備の見地から觀察すると、もし日本の武力でできるならば、まず第一に、中國國民政府に對して「一撃を加え、日本の背後の脅威を除去しなければならぬ」と進言した。一カ月足らずの

E-679

うちに、進言の通りに、中國國民政府に對する一撃が加えられた。

われわれが右に検討した出來事によつて、次のことがわかる。滿洲と熱河を奪取したこと、徐々に中國全体を支配しようとする日本の計畫の單なる第一歩であつて、この中國全体の支配によつて、日本製品の大市場であり、また非常な天然資源のある中國を、日本が東亞の盟主になることに寄與させようといふのであつた。滿洲と熱河が奪取されるかされないうちに、そして、これらの地方を日本經濟に對する衛星的を供給者に轉換することがまだほとんど始まらないうちに、早くも一九三四年の春に、日本は華北五省に關する特殊地位を主張していたのである。一九三五年の六月までに、日本はいわゆる梅津・何應欽協定及び土肥原・秦徳純協定の締結を強行してゐた。これによつて、右の五省のうち二省、すなわち河北省とチャハル省に對する中國國民政府の勢力は大いに弱められた。一九三五年の終りには、日本の支持によつて、二つのいわゆる獨立政府が樹立されてゐた。これは日本がつくり出したもので、徳王の内蒙政府と、通州に首都を置いた冀東防共自治政府とである。このときには、冀察政務委員會も設立されてゐた。日本はこれを中國國民政府から獨立させ、日本の意志のままになるような華北五省の政府に變えることができるものと予期してゐた。予期されてゐた華北五省の獨立宣言に續いて、日本はこれらの省を軍事的に占領しようと思圖してゐた。この占領とこの行動に伴つて行ふことになつてゐた宣傳

とに關する軍事的計畫は、一九三五年の終りまでには、實施されるように準備されていた。説得も武力による威嚇も、冀察政務委員會をして華北五省の獨立を宣言させるように仕向けることはできなかつた。

われわれの意見では、日本陸軍は、その軍事的冒險を支持させるように日本政府を支配するために、政府に對するその勢力を増大強化することを日本國內の出來事によつて余儀なくされたのであるが、もしこのようなことがなかつたならば、日本軍によるこれら各省の占領は、實際よりもはるか前に行われたであろう。一九三六年二月の陸軍の反亂の結果として、陸軍は陸軍の野心的な政策を支持しなかつた岡田内閣を除くことはできたが、この反亂は、陸軍の青年將校の間に、軍紀と責任感がないという重大なことを暴露した。このために、再び軍紀を確立する間、陸軍はひと休みしなければならなかつた。次の總理大臣廣田とかれの内閣の陸軍、海軍、外務、大藏の各大臣は、陸軍の主張する進出政策に全面的に賛成していた。そして、一九三六年の後半には、一九三六年六月の國策大綱、一九三六年八月の『國策の基準』及び『第二次北支處理要綱』が、かれらのうちの全部あるいは一部の者によつて採擇された。この間に、陸軍は豊台に足場を確保し、これによつて蘆溝橋を占據し、華北五省を南方の中國各地から切離し、北平を制壓することができるようになつていた。しかし、廣田内閣としては、陸軍の政策に對して全面的には賛成していなかつた。閣員の中には、政府に對する軍の支配の増大を不満に感じて

E-581

いた分子もいた。これらの者を除く必要があつたので、一九三七年一月に、陸軍は廣田内閣を倒壊させ、宇垣の組閣を失敗させた。最後に、一九三七年六月の初め短命であつた林内閣瓦解の後に、近衛公爵がその第一次内閣を組織し、陸軍の冒險に對して、ついに政府の支持が確保された。日本が中國を征服しようという計畫の次の一歩をとるについて、今や妨害が除去されるに至つた。

E-682

第四節

蘆溝橋事件（一九三七年七月七日）から

一九三八年一月十六日の近衛聲明まで

一九〇一年九月七日の北清事變に關する最終議定書（附屬書B I 二）によつて、北平に公使館を有する諸國に對して、公使館區域内の、また首都と海濱との間の自由交通を確保するため、北平天津間の鐵道線に沿う十二カ所に、警備兵を置く權利を中國は認められた。一九〇二年七月十五日の追加協定によつて、それらの地點に駐屯する外國軍隊は、實彈射撃の場合のほかは、中國官意に通知することなく、野外演習及び射撃演習をする權利を與えられた。一九三七年七月の初めには、他の議定書署名國が華北にただ小分遣隊だけを置いていたにかかわらず、日本は七千乃至一萬五千の間でいろいろに見積られた兵力を維持していた。イギリスは公使館警備兵二百五十二名を含めて合計一千七名を有し、フランスの河北省駐屯の實員數は一千七百名ないし一千九百名の間を上下し、その大部分は天津に駐屯していた。

E-683

日本軍隊の数は、議定書に基く義務を履行するに必要な數をはるかに超えていた。一九三七年六月から、蘆溝橋—マルコポーロ橋—附近において、日本軍は激しい夜間演習を行った。これらの夜間演習は毎晩行われた。これに反して、他の駐屯外國部隊の行う夜間演習の回数は、日本の行うものよりも、はるかに少かつた。中國側はその地城の住民に不安を與えないように、夜間演習の事前通告を要求した。これに對して、日本は同意していた。一九三七年七月七日の夜は、通告なく演習が行われた。従つて、その夜に、蘆溝橋事件が起つたのは緊張と不安の雰囲気の中においてであつた。

その夜の十時ごろに、中國官憲は北平の日本特務機關長松井太一郎から電話を受けた。この電話は、宛平の中國駐屯部隊が演習していた日本の部隊を射撃した後、日本兵一名が行方不明となつたと稱し、その搜索を行うために、日本軍隊を宛平に入れることを許可するよう要求した。宛平は蘆溝橋の附近にあり、北平の西方の主要な交通線上にあるので、戦略的に相當な重要性があつた。豊台の日本軍隊は、一九三七年七月以前にも、同地駐屯の中國軍隊の撤収を繰返し要求していたのであつた。

一九三六年に、日本は兵舎と飛行場を建設する目的で、北平西方の豊台と蘆溝橋との間に廣大な土地を手に入れようと努力し、それが失敗した経緯とについて述べておいた。蘆溝橋から中國軍隊を撤収することと、豊台、蘆溝橋間に日本軍が駐屯地を設けることが華北に及ぼす戦略的影響は明白

である。
北平は、南方と西方から完全に遮断されることになつたのである。

E-504

宋哲元將軍が休暇で歸郷して不在であつたので、當時二十九軍の軍司令官を代理していた秦德純將軍は、中國連絡關係官に對して、日本の宛平入城の要求に對しては、その夜の状況のもとに行われた演習は違法であり、従つて、日本側の主張する行方不明の兵については、中國官憲は何も責任はないと回答するよう指令した。しかし、宛平駐屯の中國部隊に對して、自分の方で捜索を行うように命令するとかれは言つた。日本側はこの回答に満足せず、日本側の手によつて捜索を行うことを固執した。

宛平城の行政督察專員王冷齋は、秦將軍から、日本軍の演習と日本兵が行方不明になつてゐるかどうかについて調査と報告をするように命令された。この間に、砲六門を有する日本軍一箇大隊が豊台から蘆溝橋に前進しつづつあるという報告が中國官憲に入つた。ここにおいて、中國部隊は待機命令を受け、王冷齋が松井との交渉のために派遣された。王冷齋は調査を行つたが、いわゆる行方不明の兵隊を探し出すことができず、その後行われた松井との會談も、何の結果ももたらさなかつたが、現地で共同調査を行うことに決められた。王冷齋と日本代表寺平が城内に入つた後に、日本軍は同城を三方から包圍して、射撃を始めた。中國部隊は城壁に據つて宛平を守つた。一九三七年七月八日午前五時、まだ調査が行われてゐるときに、蘆溝橋の近くにある龍王

廟で、大隊長一木の指揮する日本軍一箇大隊が中國軍を攻撃した。六時ごろに、日本軍は宛平城に對して機關銃で攻撃を始めた。

E-585

その後の作戦と停戦交渉

一九三七年七月八日の朝に、長辛店に至る鐵橋が日本軍に占據された。その日の午後、日本側は宛平城の司令官に對して、その夜の七時までに降伏するか、そうでなければ、砲撃を開始する旨の最後通牒を送達した。しかし、中國側は頑として譲らず、七時になると同時に、日本軍の砲撃が開始された。翌日、すなわち一九三七年七月九日に、日本側は、松井とその他の者を通じて、秦將軍に對して、行方不明の兵が発見されたことを通告し、また次の條件による停戦を申し出た。(一)双方直ちに軍事行動を停止すること、(二)双方の軍隊は各々最初の線まで撤退すること、(三)日本に對して一層強い敵意を有していた第三十七師の代りに、第二十九軍に屬する他の部隊を宛平の防衛にあてることというのであつた。また、双方とも將來これと同様な性質の事件が起ることを回避する旨の了解が結ばれることになつてゐた。その日にこの停戦は成立した。

吉星文中佐の指揮する中國部隊はもとの位置に撤退した。他方で、日本軍隊は豊台に向つて撤退することになつてゐた。もし日本側が停戦條件を守つたならば、事件は當然にこの段階で解決されたものと見られたであろう。しかし、後になつて、鐵道トンネル附近の約百名の日本兵が、協定通りに撤退しな

かつたことが確かめられた。一九三七年七月九日の夜半、そこにいた日本軍部隊は再び城内に向つて發砲したのである。それから後、日本軍部隊は紛争地へ續々注ぎ込まれた。七月十二日には、すでに日本軍隊二万名と飛行機百機がこの地域に入つていた。これに續いて、後に逃べる大規模な敵對行爲が発生した七月二十七日まで、この地域で、兩軍の間に散發的な衝突が起つた。

日本政府の態度

敵對行爲が起つたという公電は、一九三七年七月八日に、東京に到着した。その翌日に、近衛内閣は、臨時閣議で、政府の態度として、紛争の規模を擴大しない方針を堅持し、早急に現地で問題の解決をはかるべきことを決定した。この内閣の決定にもかかわらず、一九三七年七月十日に參謀本部は、關東軍から二箇旅團、朝鮮から一箇師團、日本内地から三箇師團を送つて、駐屯部隊を増援することを決定した。廣田と賀屋が閣僚であつたこの内閣は、七月十日に陸軍案に同意した。關東軍の部隊は北平と天津地域に送られた。しかし、一九三七年七月十一日の夜、中國側が妥協したという北支軍の報告を受けると、統帥部は日本内地における師團の動員を中止することを決定した。一九三七年七月十三日に、統帥部は「北支事變處理方針」を採用した。それには、日本軍は現地解決方針を堅持し、内地部隊の動員は、その後の状況の推移によつて決するが、中國側においてその同意した條件を無視した場合、あるいは華

北に向つて軍隊を移動させるような不誠意を示した場合には、断固たる處置をとると定めてあつた。

一九三七年七月十七日から後、現地では、北支駐屯軍と第二十九軍との間に、南京では、日本の外交官と中國政府との間に、それぞれ交渉が行われてい

る最中に、日本の統帥部は、一九三七年七月十一日に中斷されていた日本内地における動員の準備を進めていた。第二十九軍司令官兼冀察政務委員會長であつた宋哲元が、一九三七年七月十八日に妥協したという報告があつた後になつても、日本の統帥部は、中國政府が誠意を示さなかつたという理由に基いて、まだ動員準備を推し進めて行つた。一九三七年七月二十日に、内閣は三箇師團の増援を承認した。

一週間の後に、北支駐屯軍司令官は、平和的解決のためのあらゆる手段を盡した後、第二十九軍を脅懾するために武力を用いることに決意したと報告し、その承認を求めた。統帥部はこれに承認を與えた。その間に、四箇師團の動員令が下された。さらに、上海と青島の日本人居留民を保護するためという名目で、各都市のために、一箇師團づつを用意しておくことになつた。

一九三五年十二月二日の「北支に於ける各鐵道の軍事的處理要領案」は、日本軍が山東、河北、山西の各省を席卷する作戰を立てていたが、この要領案において、青島が席卷作戰に参加する日本軍増援部隊の上陸港となつていたということに、注意するところが大切である。

外交の方面では、華北へ軍隊を派遣することに關

E-508

して、必要な處置をとるために重要な決定が行われた一九三七年七月十一日の閣議に續いて、日本外務省は直ちに華北の外交障を強化する手段を講じた。一九三七年七月十一日に、南京の日本大使館參事官日高は、中國政府に對して、問題を現地で解決したいという日本政府の意旨を通告し、日本の努力へ迅速に時局を拾收するための一を妨げないように要請せよという訓令を受けた。中國外交部長が、紛争地帯から日本軍を撤退させることと、滿洲、朝鮮及び日本内地からの軍隊の増派を停止することを要求したときに、日高は中國政府が現地の日本官憲と中國官憲との間の協定を否認する意思であるかどうかと質問し、この點を回避した。中國外交部長は、公文書をもつて、現地の協定または了解は、どのようなものでも、中國政府の承認を経て初めて効力を發生すると指摘したが、その後、一九三七年七月十七日に、再び日本外務省から、中國政府が現地において成立した解決條件の實行を妨害しないように要求せよという訓令を受けた。このようにして、日本官憲の現地解決という觀念は、中國政府の承認を受けないうで、華北官憲が日本の要求を受け入れることを意味していたことが明らかとなつた。この提案を受理することは、明らかに、現地當局から中央政府の支持を奪うことによつて、現地當局の力を弱め、また中央政府が華北の自治を事實上承認するという二重の効果をもたらすものであつた。

アメリカ合衆國の斡旋申出

E-689

華北で起つた敵對行爲は、極東の平和を望んでいた第三國の眞剣な關心を呼び起した。一九三七年七月十六日に、アメリカ合衆國の國務長官コーデル・ハルは、次の趣旨の聲明を發した。平和を維持すること、國家的と國際的に自制すること、すべての國がその政策の遂行にあたつて武力の行使を回避すること、平和的手段によつて國際紛糾を調整すること、國際協定を忠實に遵守すること、條約の神聖を擁護すること、すべての國が他國の權利を尊重すること、國際法に活力を與え、強化することは、アメリカ合衆國が絶えず一貫して主張してきたことであり、同盟に加入したり、煩わしい誓約をしたりすることは避けたいが、上述の諸原則を支持するための平和的な、實際的な手段によつて、協同の努力をすること、アメリカ合衆國は信頼するといふのである。

その同じ日に、中國政府は九國條約（附屬書B1一〇）の各調印國に覺書を送り、その翌日の一九三七年七月十七日に、蔣介石大元帥は中國が戦争を求めているのではなくて、單に同國の存立そのものに對する攻撃に對處しているにすぎないことを強調した演説をした。そのさいに、平和的解決に對する最小限度の考慮條件は、次の四點であると述べた。

(一) 中國の主權と領土保全に對して侵害しないこと、
 (二) 河北省とチャハル省の行政制度を變更しないこと、
 (三) 中央政權によつて任命された主要官吏を自己の意に反して更迭しないこと、
 (四) 第二十九軍の駐屯

E-590

地區に制限を加えないこと。一九三七年七月十九日に、中國外交部は南京の日本大使館に覺書を送り、兩國は同時にそれぞれの軍隊の移動を停止し、兩國が同意する期日に、もとの地點にそれぞれの軍隊を相互撤退しようという中國の提案を再び提出した。また、中國政府には、事變の解決のためには、直接交渉、斡旋、仲介、仲裁裁判のような、國際法や條約の上で知られているごのような平和的手段でも、これを受け入れる用意があると明確に述べた。

事態が收拾のつかなくなるほごに擴大する前に、ハルはこれを解決しようとして、一九三七年七月二十一日に、日本大使と會談した。他のいろいろなことと共に、日本大使に對して、合衆國政府は、日本と中國の間の現在の紛議をいくらかでも鎮めるようなことであれば、仲介に至らない程度で、いつでも、そんなことでも言い、またはなす用意があり、それを喜んで行うつもりであること、もちろん、これはあらかじめ双方の當事國の同意を必要とすることであるとハルは述べた。しかし、日本の態度は、一九三七年七月二十七日議會の予算委員會で、日本政府は第三國の干渉を排除すると演説した外務大臣廣田によつて明らかにされた。上海で敵對行爲が発生する三日前の一九三七年八月十日に、東京駐在の合衆國大使ジョゼフ・グルー氏は、日本の外務大臣に對して、明確な斡旋申込みをなす権限を本國政府から與えられたと語つた。これに續いて、ワシントンの日本大使は、國務省にあてた一九三七年八月十三日附の覺書で、日本は世界平和の維持に關する一九三

E-691

七年七月十六日のハル氏の聲明に含まれている諸原則に同意するものであるが、日本政府としては、これらの諸原則の目的は、極東地域の實情を充分に認識し、これを現実的に考察することによつてのみ到達されるものと信じていると述べた。しかし、合衆國國務省は、一九三七年八月二十三日に、同年七月十六日のハル聲明の中に擧げられた諸原則を再確認し、交渉によつて紛争を解決することを嚮導するといふ新聞發表を行つた。

廊坊事件

停戦協定があつたにもかかわらず、一九三七年七月十四日に、戦闘が再び起つた。宛平は日本側の砲兵によつて繼續的に砲撃された。七月十八日（一九三七年）に、宋哲元は日本の駐屯軍司令官香月を訪問し、日本軍に要求された通りに、遺憾の意を表明した。しかし、緊張は緩和されなかつた。多くの事件が續發した。七月の二十五日には、北京と天津の間の廊坊で、日本軍の一箇中隊と中國軍が衝突した。その翌日も、日本の歩兵一箇大隊が、日本人居留民を保護する目的で、北平市に入ろうと努めていたときに、同市の廣安門で、中國軍と衝突した。これらの諸事件の起つた眞の原因は明らかでないが、重要なことは、二十六日に日本側が中國側に最後通牒を送り、他のいろいろのことと共に、中國第二十七師が北平地區から二十四時間以内に撤退すること、そうでなければ、日本は大軍をもつて攻撃するといふことを要求したことである。

日本の最後通牒は拒否された

一九三七年七月二十七日に、すなわち、日本側が最後通牒を手交した翌日に、總理大臣近衛は、政府は華北に派兵するにあたっては、東亞の平和を維持すること以外には何の目的も持っていないと聲明した。日本の最後通牒は受諾されなかつた。一九三七年七月二十七日に、豊台と蘆溝橋の附近とで戦闘が起つた。日本の駐屯軍司令官香月は、優秀な装備と飛行機三十機以上をもつた増援部隊を天津と通州とから出動させるように命令した。一九三七年七月二十八日の早朝に、日本側は飛行機と大砲で北平市外の南苑に攻撃を加え、中國側に甚大な損害を與えた。このようにして、大規模な敵對行爲が展開された。

E-592

ドイツにおける反響

日本大使武者小路は、一九三七年七月二十八日に、ドイツ外務次官ワイツゼッカーを訪問し、中國における日本の行爲に現われている反共的な努力をドイツが理解していないと日本側は感じていると述べた。ドイツ側の利益のためにも、日本は中國において反共の事業を行つていふこと、これを彼は説明しようとしたのである。しかし、ワイツゼッカーはこれに答えて、中國で共産主義を助長する可能性の充分ある日本の行爲を、すなわちドイツと日本の双方の目的とちようど反對なことを認めたり、精神的に支援する義務がドイツ側にあると推論することはできないといつた。

E-693

その日に、ワイツゼツカーは東京のドイツ大使に打電して、日本側に穩健な態度をとるように忠告せよと訓令した。日本の中國における行動を防共協定に基く共產主義に對する抗争と見ることは、その協定が第三國の領土においてボルシェヴィズムと戦ふことを目的とするものではないことにかんがみて、見當違ひであるとかれは大使に傳達した。それどころか、日本の行動は中國の統一を妨害し、それによつて、共產主義の蔓延を促進するものであるから、むしろ防共協定に相反するものと考えられた。なお、日本の中國に對する戦争を、共產主義に對する戦いであるように、ドイツ國內でラジオ宣傳をすること、は、好ましくないとワイツゼツカーは述べた。

ドイツのこの態度と日本側が採用した施策の性質とを考えると、日本の關心は第一には共產主義と戦ふことであると日本は繰返して聲明したが、この聲明に對しては、まことに重大な疑念が生じてくる。かような聲明は、華北に自治運動を起そうとする土肥原と板垣の努力の初期に、かれらによつて繰返して行われた。後にこの裁判のある證人が證言した事態、すなわち、共產主義者が蘆溝橋事件が起つた後の亂れた状態のもとでその勢力を増大し始め、共產主義運動を育成したのは日本側であつたという事態を、ドイツの外務次官は、すでに予見していたものようである。

北平の占領

その日、一九三七年七月二十八日に、蔣介石大元帥

E-694

は宋哲元將軍に對して、河北省南部の保定に退却し、同市から作戦を指揮するよう命令した。次の二日の間、すなわち一九三七年七月二十九日と三十日に、天津で猛烈な戦闘が行われ、中國軍は頑強に抗戦したが、後に津浦線に沿って南方に退き、他の軍隊も京漢線に沿って撤退した。北平はこうして隔離され、遂に一九三七年八月八日に、河邊正三の指揮下にある日本軍によつて占據された。河邊はその部隊を率いて北平市内を行進し、要所々に自分が軍政長官であると書いた布告を貼り、かれの命令を拒否するものはすべて死をもつて處罰すると威嚇した。中立的な觀測者の言葉によると、敵對行爲が発生してから八週間のうちに、華北で戦闘に従事していた日本軍の總數は約十六万であつた。

大山事件

華北における敵對行爲が進行している間に、そして一九三七年八月八日に北平が日本軍によつて占領されたのに續いて、すぐその翌日に、全世界の重要な關心を呼び起したもう一つの事件が上海で起つた。一九三七年八月九日の午後、日本陸戦隊の大山中尉とその運轉手齋藤一等水兵が上海郊外の虹橋路の飛行場に入ろうとして、その入口で殺害された。この事件の詳細に關する證據は互いに矛盾している。しかし、一つの點は疑いの余地なく立證されている。すなわち、大山はこの飛行場に入る何の權限ももつていなかったということである。いずれにしても、この事件は、一般的には事態の緊迫感を強めたが、

日本側はこれをその後の行動の口實にしたり、これをもつてその後の行動を正常化したりしようとはしなかつたので、あまり重要ではない。

上海戦以前の他の諸事件

大山事件が起つた後、上海の事態はきわめて緊迫してきた。それから四十八時間足らずのうちに、日本は約三十隻の軍艦を上海に集結し、その軍隊を數千名増加した。それと同時に、中國の防備を除去し、または弱体化しようとする目論まれた要求が中國官憲に提出された。敵對行爲は一九三七年八月十三日起り、それからはげしい戦闘が續けられた。

E-695

前に述べたように、一九三二年の初期に、上海地區における敵對行爲は、一九三二年五月五日の停戦協定の締結によつて終つていた。この協定によつて、中國軍隊は、後に同地域の正常状態の回復したときに取り極めがなされるまで、その當時占據していた地點に留るものと規定されていた。その上海會議へ派遣された中國側代表は、そのとき、この協定を受諾するにあつて、この協定には、中國領土内の中國の軍隊の行動を永久的に制限することを意味するやうなことは、一切含まれていないものと了解するやうなことを特に宣言した。一九三七年六月に、上海の日本總領事岡本は、中國側がかれのいわゆる「禁止區域」で保安隊を増強し、吳淞砲臺の再建を含む¹⁷¹防禦施設を同地帯で行つているといふ報告に基いて、停戦協定によつて設置された共同委員會の開催を要求した。一九三七年六月二十三日に開かれた會合で、

中國側代表の愈鴻鈞市長は、そのような事柄は共同委員会の権限外であり、この委員会の義務は、協定ではつきりしているように、軍隊の撤収を監督するにあるという立場をとつた。この會議に出席した諸國の代表は、相抵觸する解釋について意見は述べられないと結論した。中國側代表は、上海地區における保安隊員の數及び要塞の問題に關して、情報を發表するような権能は自分には與えられていないと述べたが、同時に、問題の地區において行われていることは、敵意または軍事的準備の性質をもつていないと確言した。

E-696

華北において敵對行爲が発生した後の一九三七年七月十五日またはそのころに、愈市長は岡本總領事と日本の陸海軍武官を會談に招き、敵對行爲が上海に波及することを阻止したい希望を表明し、日本側の協力を要望した。岡本は協力を約し、中國側がテロ行爲や排日運動を取締ることを求めた。その後、兩者の間には密接な連絡が保たれた。同市長は時には日に二度か三度岡本を訪い、日本の陸戦隊の、ある行動を抑制するように要請した。中國側が抗議を申し込んだ行動というのは、日本陸戦隊が行つた演習や非常警戒處置であつた。岡本によると、かれと日本陸戦隊司令官は演習を抑制することには同意した。しかし、非常警戒措置については、宮崎という一日本人水兵の失踪事件の結果行われたものであると説明した。もつとも、この水兵は後になつて発見された。

日本においては、大山事件が発生した後、一九三

七年八月十日に、陸軍は海軍から、上海における部隊は、今のところこれ以上の措置はとらないが、情勢によつては、軍隊派遣の準備を要するかもしれないと通告された。そこで、日本政府は、万一の場合の動員に關する案を検討しておくのがよいと決定した。上海における日本の陸戦隊は、この事件の後に、日本から送られた千名の兵力で増強された。一九三七年八月十一日正午には、上海の水域には、旗艦出雲とその他の海軍艦船を含めて、比較的大きな艦隊が集結していた。

E-597

一九三七年八月十二日に、上海で再び共同委員会が開催された。中國側代表は、同委員会には本問題に對して権限はないという主張を繰返しながら、停戦協定を無効としたものは、日本軍を鐵道線路から撤収することになつていたので、その鐵道線路から遙か遠く離れた八字橋に、軍隊を駐屯させた日本側であるとし、従つて日本は同協定を援用する権利がないと指摘した。同代表はまた日本の武器や補給品が揚陸されていること、増援部隊がさらに輸送途上にあること、これらの措置は上海の治安に對する深刻な脅威となつていふこと、中國には自衛のための適切な處置を講ずる権利があることを主張した。日本側代表は、この會議で、日本軍が八字橋に駐屯していたことを認め、陸戦隊はまだ何もする準備ができていないという説明をしたほかには、海軍の集結と増援について否認しなかつた。他方で、中國側代表は、中國の軍事行動は自衛手段をとる権利に基いていふという言葉を繰返した。

一九三七年八月十二日における同じ會議で、双方の當事國が四十八時間以内の攻撃を始めないと保證するようによ請された際に、中國側代表は、攻撃を受けなければ攻撃をしかけることはないと言へ、日本側も、挑発または挑戦されない限りは、紛擾を起さないと言え、挑發行爲の一例として、一人の日本人新聞記者が中國側によつて逮捕された件を語つた。この會議は紛議を少しも解決するところがなかつた。

上海戰

E-198

一九三七年八月十三日に、日本陸軍隊本部附近と八字橋地區の他の地點とで戰鬪が起つた。日本側では、その發生の原因は、日本陸軍隊に對する中國軍隊の發砲であると主張した。この點についての證據には互いに矛盾するところがある。日本側の見解が正しかつたとしても、われわれの意見では、次に述べる行動の範圍と重大さを正當化するものではない。衝突の發生した直後、一九三七年八月十五日に、上海の日本臣民を保護するという名目のもとに、内地から二箇師團を派遣する決定を日本政府は聲明した。動員令も同じ日に下され、松井石根が日本の上海派遣軍の司令官に任命された。明らかに、日本内閣は局地解決方針を放棄することに決したのである。上海における戰鬪は苛烈であつた。さらに日本軍の増援部隊が一九三七年八月二十三日に上海に到達した。兩國ともに航空機を活躍させた。日本の航空機は中國の首都南京を爆撃し、港灣や奥地の都市にも、數多くの空爆が行われた。日本艦隊は、陸上部隊と

協力すると同時に、中國船によつて港灣に補給品が持ち込まれるのを防ぐために、沿岸を哨戒した。中國船舶のあるものは撃沈された。

E-599

上海における戦闘が盛んに行われている間に、日本の外務次官堀内は、一九三七年九月一日に、アメリカ向けのラジオ放送で、中國側の反日行動を理由として、中國における日本の行動を辯護し、日本の意圖は平和的であると主張した。現在の華北と上海における戦闘の究極の目的は、兩國の間に眞の協力ができるといふような事態を実現することにあるとかれは述べた。その後、同じような趣旨をもつた演説が、外務大臣廣田によつて、日本の議會で行われた。この演説が行われていた間にも、かれらの念頭に、一九三五年以後、代々の内閣が公然と採用してきた政策、すなわち華北を日本に隸屬した特別地区にしよとする政策があつたことは明白である。この政策を実現するために、遙か南方の華中の上海にまでわたつて、本格的な戦争が行われていたのである。

戦闘が續くにつれて、増援隊が續々として上海地區に送り込まれた。日本の統帥部は、一九三七年九月の末から十一月の初めまでに、日本から五箇大隊、華北から五箇師團以上を派遣した。一九三七年十一月の初めには、上海から約五十マイル南方にある杭州灣に三箇師團が上陸し、その月の中旬には、さらに一箇師團が白茆口に上陸した。ここは上海から揚子江を遡つて六十マイルの地點にある。このようにして、紛争地區が擴大するに従つて、松井の指揮の

下にある派遣軍と杭州灣に上陸した第十軍の諸師團とは合体させられ、松井を司令官とする中支派遣軍として新編制された。戦闘は三カ月続き、中國軍は十一月十二日までに西方へ退却した。

一九三七年十二月五日に、日本大使館武官府の楠本大佐と参謀本部の影佐大佐との主唱によつて、日本で教育を受けた蘇錫文を市長として上海大道市政府が設立された。

E-700

華北における軍事行動の繼續

中國において行われていた日本の軍事行動を統合するため、一九三七年八月二十六日に、畑俊六が教育總監に任命された。教育總監は、内閣の更迭があつた際に、陸軍大臣を指名する三長官の一人である。第十四師團長の土肥原は、一九三七年八月に京漢線に沿う進出作戦に参加し、東條は兵團長としてチャハル省の戦闘に従事していた。それと同時に、板垣の指揮下にある第五師團は、平綏線に沿つて、張家口に向けて進撃していた。そして、これを一九三七年八月二十六日に占據した。ここで、注目に値することは、一九三八年十一月に、チャハル、綏遠、山西の三省が蒙疆自治連盟の下に別個の地方政權の領域として編成されたことである。この連盟は、日本側によつて、蒙古と新疆を統治しようとして設置されたものであつた。この連盟の首班は徳王で、その顧問には、日本の陸軍將校とその他の、同連盟で政治的と經濟的問題を擔當していた人々があつた。

一九三七年八月三十一日に、北平を距ること約百

E-701

マイルの西北方にある懷來で、板垣はヨーロッパやアメリカの通信員と會見し、かれは黄河へ向けて南下するかもしれないと言明した。この言明は、日本の計畫には、華北の境界を越えて南進する意圖が含まれていたことを示した最初のものである。この意圖は、その後間もなく、事實として現われた。一九三七年九月四日には、中國に日本軍を派遣した目的は「中國の猛省を促し、速に極東に平和を確立せんとする」にあると説明した勅語が發布された。

これらの軍事行動には、新聞會見、演説、その他の發言の形で、中國國民の士氣を沮喪させようとする目的の宣傳が伴っていた。

河北省の首都保定が一九三七年九月二十四日に占領された。當時戦闘に参加していた日本の將官は、ある外國新聞記者に對して、日本軍の軍事目標は「領土を獲得する」というよりも、中國國民軍を殲滅し、破壊し、殺戮する」にあると語った。この中國軍を殲滅するという方針は、これより先、一九三七年九月五日に、廣田が議會で行った演説の中にも表明されている。そのうちで、かれは次のように述べている。「わが國がかかる國家をしてその誤謬を反省せしめんがため、これに決定的打撃を與えんことを決意せるは、正義に基くのみならず、自衛權によるものと確信するものである。日本帝國がとり得る唯一の道は、中國軍が戦意を完全に喪失するようになり、これに右のごとき一撃を加へることである。」かれはまた同じ演説で、華北に關する日本の方針を繰返して述べ、日本がその時なさなければならぬ緊急必

E-702

要事は、「斷乎として支那の猛省を促すことを急務とするのである」と結論した。日本の望むところは、華北を明朗にし、中國全土から今回のような戦禍の再發を除き、兩國の國交を調整し、それによつて前途の國是を實現しようとするにほかならないともいつた。

板垣の軍隊はさらに前進し、一九三七年十月十四日には、綏遠省の首都歸綏を占領した。その翌日の一九三七年十月十五日に、勅令が公布され、内閣參議制が創設されて、荒木がその一員に任命された。内閣參議の責任は、「支那事變ニ關スル重要國務ニ付内閣ノ籌畫」に參劃することであつた。

一九三七年十一月九日に、日本軍は山西省の首都太原を占領した。日本側は直ちに山西省北部を統治する自治政府を太原に設立することに着手した。この傀儡政權は、すでに觸れておいたように、後になつて、新しい「蒙疆自治連盟」の一部として、張家口と歸化に創立されたものと合併された。山東地區においては、一九三七年十二月二十五日に、北支派遣軍が山東省の首都濟南を占領した。この段階において、日本軍は華北の要衝全部を實際上その軍事占領下に置いたのである。

中國、國際連盟に提言

一九三七年九月十二日に、中國は國際連盟規約第十、十一、十七條（附屬書B1六）を援用して、國際連盟に訴えた。一九三七年九月二十一日に、國際連盟は、日本政府を二十三カ國諮問委員會に参加す

E-703

るように招請した。しかし、國際連盟から脱退して
いるという理由で、日本は連盟のどのような政治的
活動にも參與しないという態度を維持し、その招請
を拒絶した。その當時、廣田は第一次近衛内閣の外
務大臣であつた。

一九三七年十月六日に、國際連盟は、日本が中國
に對して行つてゐる軍事行動は、紛争の原因をなし
た事件とは全く比較にならない大規模なものである
こと、このような行爲は、日本の爲政者が政策の目
的として言明してゐる兩國間の友好的協力を万一に
も増進し、助長することのできるものではないこと、
現存の法律上の約定に基いても、自衛權に基いても、
正當化することのできないものであること、また一
九二二年二月六日の九國條約（附屬書B一〇）と
一九二八年八月二十七日のバリー條約（附屬書B一
一五）に基づく日本の義務に違反するものであるこ
とを指摘した。その日に、アメリカ合衆國政府は、
これらの結論に同意すると聲明した。

日本側の和平條件

軍事作戦が成功のうちに進んでいる間に、日本政府
は一九三七年十月一日に、「支那事變對處要綱」を採用した。これは
軍事行動の成果と外交措置の機宜と、兩者相まつて、速やかに事變
を終結させなければならぬと規定してゐた。華北
においては、ある一定地域を非武装地帯とし、同地
帯の治安維持は武装した中國警察をその責に任じさ
せることになつてゐた。日本は駐兵權を保持するが、
駐屯軍の兵數は「事變」の發生の當時の數に減らす

E-704

ことがあるかもしれない。塘沽停戦協定は有効とするが、土肥原・秦徳純協定、梅津・何應欽協定、その他の、通車、通郵、通空などに關する協定は、これを解消しなければならぬ。冀察政務委員會と冀東自治委員會は解消し、これらの地區の行政は、中國政府が任意に行うことになつていた。しかし、これらの地域の行政首腦者が日本と中國の融和を具現することが希望された。上海地區に關しては、ここにもまた一定地域を非武装地帯とし、この地帯の治安維持は國際警察または武装を制限した中國警察にその責に任じさせ、租界工部局警察にこれを援助させることになつていた。日本の陸上兵力は撤收するかもしれないが、これには日本軍艦の在泊權を含めないことになつていた。中日國交の全般的な調整のためには、同時に、またはその後、政治的、軍事的、經濟的方面の交渉を行うことになつていた。中國は滿洲國を正式に承認し、日本と防共協定を締結し、華北の非武装地帯内は取締を嚴にすることになつていた。特定品の中國關稅率を引下げ、冀東における中國側の密輸取締の自由を回復することになつていた。この要綱は、總理大臣近衛、外務大臣廣田、陸軍大臣及び海軍大臣によつて承認された。

イギリスの斡旋申出

一九三七年十月二十七日より前に、外務大臣廣田とイギリス大使クレイギーとの間に、中國における敵對行爲の停止に關する會談が行われた。當時外務次官であつた堀内の言葉によると、廣田はかれの個

E-705

人的意見として、つぎのような處理條件を表明した。

(一) 華北における非武装地帯の設定、(二) 現實に即した華北と滿洲國の關係の調整、(三) 中國側の排日運動の防遏、(四) 華北地區における經濟的機會均等。これらの見解は、クレギー大使によつて、中國政府に傳達され、中國政府の見解も、イギリス大使を通じて、二度か三度廣田に傳達された。

一九三七年十月二十七日に、廣田はイギリス、合衆國、ドイツ及びイタリアの大使との會談で、日本としてはブラッセル會議の招請に應ずることはできないが、四カ國のいづれにしても、日本と中國との間の直接和平交渉が行われるように斡旋することを希望すると述べた。イギリス大使は間もなく廣田を訪問して、イギリス政府は喜んで兩國間の交渉を斡旋すると通告した。堀内は廣田がこの申出を受諾したと證言しているが、後になつて、陸軍部内に、イギリスの仲介に對する強硬な反對があつたことがわかつて、この計畫は中止となつた。しかし、堀内は、反對訊問で、干渉や仲裁裁判はいつでも排除するのが日本の方針であつたこと、第三國の斡旋はいつでも歓迎するが、日本と中國の間の紛議の處理は直接交渉によつて達成したいというのが日本政府の希望であり、方針であつたことを認めた。

ブラッセル會議

E-706

國際連盟が交渉によつて紛争を解決するため、會議の席に日本を出席させようとして、それに失敗した後、同じ目的を達するため、別の方法が講じ

られていた。ベルギー政府は、一九三七年の十月二十日と十一月七日の二回にわたって、九國條約第七條（附屬書B一〇）に基いて、極東の事情を検討し、紛争を友好的に解決する方法を考究しようとする見地から、日本がブラッセルにおける會議に参加するよう招請した。日本は、これに對して、この會議の招集は、日本に敵意のある見解を表明した國際連盟と密接な關係があるから、日本政府としては、正當な紛争處理をもたらしような隔意のない全面的討議を、期待することができないと信ずると説明して、またも參加を拒絶した。一九三七年十一月十五日に、ブラッセル會議で採用された決議によつて、日本は中日紛議における侵略者であると宣告された。

大本營

内外の困難に直面した總理大臣近衛は、一九三七年十一月中旬に辭職を希望したが、木戸の勸告によつて、辭意を隠した。

一九三七年十一月二十日に、戰時だけに設置される機構である大本營を内閣は設立した。これは作戦用兵を統轄する機關であつた。このようにして、參謀總長は事實上陸海軍兩大臣に對する支配權を手中に收めた。大本營の會議は毎週一回か二回開かれた。太平洋戰以前には、大本營の發言は、參謀本部と軍令部の發言であるばかりでなく、その長であつた天皇の發言でもあつたから、日本政府に對して、これを左右する大きな力を持つていた。

E-707

南京攻撃

松井が上海派遣軍の司令官に任命され、戦地に向つて東京を出発したときに、豫定の上海を攻略した後には、南京に向つて兵を進める考えをかれはすでに抱いていた。東京を去る前に、上海派遣軍のために、かれは五箇師團を要請した。中國の首都に對する進攻のために、現實の準備がなされた。こゝうのは、かれはこれより前に上海と南京との附近の地形の調査を行つていたからである。一九三七年十月八日に、松井は聲明を發して、『降魔の利劍は今や鞘を離れてその神威を發揮せんとしている。また軍の使命は日本の居留民及び權益を保護する任務を完全に果し、南京政府及び暴戻支那を膺懲するにある』と述べた。上海の周邊の戦闘地域は擴大するものと思われたので、松井は中支派遣軍司令官に任命された。

E-708
一九三七年十一月下旬に、武藤章は松井の參謀副長に任命された。上海が攻略されてから約一カ月を経て、日本軍は南京郊外に到着した。松井は、南京は支那の首都であるから、その占領は國際的事件であり、日本の武威を發揚して中國を畏服させるように、周到な研究をしなければならぬといふ意味の命令を發した。日本側の降伏要求は、中國政府によつて無視された。爆撃が始まり、同市は一九三七年十二月十三日に陥落した。南京に入城した日本軍は、新編制の部隊ではあつたが、經驗のある部隊からなり立つていた。一九三七年十二月十七日に、松井は意氣揚々に入城した。十二月十三日から後に、『南京暴虐事件』

として知られるようになった事件が起つた。これは追つて取り上げることにする。

一九三八年一月一日に、臨時の自治團體が設立され、中國の正式の國旗である青天白日旗の代りに、廢止されていた昔の中國の五色旗を揚げた。

ドイツの仲裁

合衆國とイギリスとの斡旋の申入れを無視して、日本陸軍はドイツに仲裁の勞を乞つてもらうように依頼することを望んだ。日本の提案したある和平條件が、一九三七年十一月五日に、南京のドイツ大使トラウトマンを通じて、中國政府に傳達された。次いで十一月二十八日、二十九日、十二月二日に、ドイツ大使は再び日本政府の意圖を傳達し、十一月に日本政府によつて提案された條件がなお有効である旨を中國當局に通知した。日本によつて提案された點を中國は協議の基礎として受入れる用意があつた。提案された條件は、八月案と稱せられるものの中に定められていた。この八月案は、日本の外務、陸軍、海軍各省の當局者によつて、一九三七年七月に起草されたものであるが、右の各省によつて承認されたのは、一九三七年八月五日であつた。その計畫は三つのおもな點からなり立つていた。(一)白河に沿つて非武装地帯を設け、中日兩軍は右の地帯の外に撤退すること、(二)無併合、(三)無賠償。このような條件の線に沿う交渉は、日本大使川越と中國側との間に行われた。しかし、一九三七年八月十三日に、上海で戦鬪が起つたことによつて中斷された。

堀内の證言によれば、一九三七年十二月のある日に、ドイツ大使デイルクセンは外務大臣廣田に對して、南京のトラウトマン大使から、中國政府は日本の條件を基礎として和平交渉を再開する意思があるという報告を受けたことを話し、また八月案の和平條件に何かの変更があつたかどうかを尋ねた。そこで、問題は政府と陸海軍の連絡會議に提出され、一九三七年十二月二十日の會議の議題となつた。一九三七年十二月十三日の南京陷落は、日本の中國に對する態度を相當に硬化させた。連絡會議は次のような和平の四基本條件を決定した。(一)日本と滿洲國との防共政策に協力すること。(二)指定地域に非武装地帯を設け、また特殊行政機構を設置すること。(三)日本・滿洲國・中國の間に緊密な經濟關係をつくること。(四)中國による必要な賠償。これらの和平條件と、すでに中國政府に通告されていた一九三七年八月のそれとの間の差異は、根本的に非常に大きかつたので、この四條件を中國側が受諾すれば、他のことと共に、一九三一年以來中國が承認を拒んでいた條件、すなわち滿洲國の獨立と、このことを認めることにならなかつた。このような事情のもので、この提案が紛争を實際に解決するに至らなかつたことは驚くに足りない。

E-710

一九三七年十二月二十二日に、廣田はこの條件をデイルクセン大使に通告して、情況が大いに變化したので、以前の條件を提案することははや不可能であること述べた。もし中國側が新條件に對して大体において同意するならば、日本は交渉に入る用意があるが、

そうでなければ、日本は新しい立場からこの事變を取扱わなければならぬとかれは述べた。これらの新しい條件は、トラウトマン大使を通じて、一九三七年十二月二十七日に中國政府に通告された。

一九三八年一月十三日に、中國外交部長はトラウトマンに對して、日本によつて提案された新しい和平條件は、その字句が甚しく一般的であるので、中國政府は慎重に検討し、はつきりとした決定に到達するため、その性質と内容を詳しく通告してもらいたいと回答した。中國側の回答は、一九三八年一月十四日に廣田に通告された。

一九三八年一月十一日の御前會議

中國に對して和平條件が提案されていた間に、日本では、陸軍と政府との間に、意見の相違が生じた。參謀本部は、その和平條件が單に漠然としてゐるばかりでなく、また強硬過ぎることを考えた。かれらはもつと具体的な條件を提示することを望んでいた。參謀本部は、中國における戦争の長期化を憂慮していた。それは日本の資源を消耗させるばかりでなく、ロシア、アメリカ及びイギリスに對する戦争の軍事的・經濟的の準備に支障を來すものだったからである。近衛を首班とする政府は、和平條件を漠然とした言葉で表明した方がよいと思つた。外務大臣廣田と文部大臣木戸は、近衛の見解を支持した。内務大臣末次がその四條件を起草し、外務大臣廣田はこれを中國政府に通告させた。中國政府の回答を待つていた間の、一九三八年一月十一日に、御前會議が開かれた。この會

E-711

議には、樞密院議長であつた平沼が出席した。廣田は日本・滿洲國・中國の間における緊密な協力と結合を規定した『支那事變處理根本方針』を説明した。この方針に基いて、擇一的な二つの措置が採用された。一方では、もし中國が和解を求めてきたならば、日本は『日支媾和交渉條件細目』の別紙中にある和平條件に基いて交渉することを御前會議は決定した。その中には、他のいろいろなこと共に、中國は滿洲國を正式に承認すること、内蒙古に防共自治政府を設立すること、華中の占領地域に非武装地帯を設定し、華北、内蒙古及び華中の指定地域に日本の駐兵權を認めることが含まれていた。他方で、もし中國が反省を拒んだならば、日本は中國政府を敵として考えるばかりでなく、日本が協力することのできる新しい中國政府の成立を援助することになつていた。そこで、參謀總長、軍令部總長及び樞密院議長は贊意を表した。こうして、和平條件の細目が起草されたのである。

御前會議がこの案を採用した日に、トラウトマン大使は、本國政府に對して、かれが東京から受取つた電報は、ドイツ大使館を通じて發せられた和平提案を日本が再び變更しようとしてゐるやうに思われる。この以外には、何も新しい情報を含んでいないことを報告し、そして『吾々は此に依つて中國に對しても面目を失つてゐる』と報告した。

一九三八年一月十六日の近衛聲明

中國の回答は、和平條件が非常に廣い範圍にわた

るもので、最後の決定をするために、さらに細目を知りたいと述べていた。ドイツ大使を通じて、一月十四日に、この回答を受取つて、廣田は非常に憤慨し、戦争に負けて和を乞わなければならぬのは、日本ではなく、中國であると言つた。公式には、中國は單に四つの根本条件を知らされていただけで、その他は、廣田の希望で、甚だ不明確な形に止めて置かれていたと言つた。これを指摘されたときに、廣田は問題を閣議に諮ることに同意した。木戸によれば、一九三八年一月十四日に、終日開かれた閣議で、廣田は中國との和平交渉の経過を報告し、最後に中國側に誠意がなかつたと言明した。内閣は、蔣介石大元帥を首班とする中國國民政府をもはや相手にしないことを決定した。

E-713
一九三八年一月十五日に、連絡會議が開かれ、ながしい討議の後に、參謀本部部員の數名がな歩み寄つた方がよいと言つたけれども、政府の案が採用された。一九三八年一月十六日に、近衛は、内閣と連絡會議によつて決定された日本の確乎たる方針を表明した。この歴史的に重要な文書は、これらの二つのアジアの兩國の關係の動向を決定したものであるが、本裁判所の翻譯によれば、次の通りである。

「帝國政府は南京攻略後尙支那國民政府の反省に最後の機會を與ふる爲今日に及べり、然るに國民政府は帝國の眞意を解せず、漫りに抗戰を策し、内人民塗炭の苦しみを察せず、外東亞全局の和平を顧みる所なし、仍て帝國政府は爾後國民政府を相手とせ

ず、帝國と眞に提携するに足る新興政權の成立發展を期待し、是と兩國國交を調整して更正新支那の建設に協力せんことを、元より帝國が支那の領土及主權並に在支列國の權益を尊重するの方針には毫も渝る所なし、今や東亞和平に對する帝國の責任愈々重し、政府は國民が此の重大なる任務遂行の爲一層の發奮を冀望して止まずし

このようにして、交渉繼續への扉は閉ざされ、さらに侵略を進めるごともに、日本と協力するようなら新興政權を中國に樹立することを究極の目的として、地方の諸政權を育成するための舞台が整えられた。

第五節

E-714

華北の臨時政府

日本は中國國民政府を相手とせずといふ近衛聲明に先だつて、各占領地域には、日本側によつてすでに新しい政權が樹立されていた。山西省北部、歸化、張家口及び上海にあつたもの、並びに各地のいわゆる『治安維持會』がそれである。これらは單に限られた範圍の地域を治めていた地方政權にすぎなかつた。その中で、遙かに大きな地域を包括し、華北で親日の自治政權を樹立しようとする日本の方針に沿つたものが一つあつた。それはすなわち北平の臨時政府であつた。戦鬪行爲が初めて華北で起つたときに、王克敏は香港にいた。かれは隱退中の中國の高官であつて、後に臨時政府の首班となつた人である。

かれは、北平と上海に駐在していた日本陸軍軍人によつて、北上することを説得された。この目的のため、参謀將校が北平と台湾から香港に派遣された。その結果として、一九三七年十一月二十四日に、王は上海に來た。そして、同年十二月六日に、飛行機で日本に赴き、次いで華北に赴いた。華北の日本官憲は、將來北支政權を中國の中央政權にしようといふ計畫に基いて努力していたのであつて、王だけでなく、華南にいた他の著名の士も、上海に駐屯していた陸軍の將校を通じて、招請するように手配した。王が北平に到着した後、一九三七年十二月十四日に、すなわち南京陥落の翌日に、日本陸軍將校の臨席のもとに、臨時政府が正式に發足した。外國新聞記者も出席するように招待された。

E-715

王克敏は、一九三七年十二月に、日本の北支派遣軍の命令によつて設立された新民會の會長にもなつた。この會の任務は、傀儡政府の諸政策を人民に知らせ、政府と人民との接觸を保つことであつた。この會の副會長は日本人であつた。

一九三八年一月十六日の近衛聲明は、この臨時政府に新しい活力を與えた。北平と天津地區の諸治安維持會がこれに合流した。そして、その後、一九三八年六月三十日には、冀東政權もこれに併合された。一九三八年一月末には、臨時政府は華北の外國輸入貿易の一部の品目に對する關稅を改正していた。廣田に對して抗議を手交した。それには、この處置をさる唯一の權威者は中國國民政府であること、右臨

時政權の創設並びに行爲に關しては日本政府に於いては免かれ難き責任あり」という理由で、合衆國はその申入れを日本に對して行うものであると述べてあつた。中國聯合準備銀行が二月に設立され、一九三八年三月十日にその業務を開始し、臨時政府によつて紙幣發行の權限を與えられた。この銀行の總裁と副總裁とは中國人であつたが、幹部は主として日本人であつた。

E-716
この臨時政府は、華中の維新政府とともに、後にいわゆる新中央政府の組織に参加するために、汪精衛からの招請を受諾した。

臨時政府の結成にあつて、日本が演じた役割は、日本外務省總務局の記録の中から取り出された文書によつて、これを確めることができる。それは次のように記録している。「昭和十二年（一九三七年）北支地方にては德州、綏遠、彰德、太原等の要地相次で陥落し、又中支方面に於ては十一月下旬、國民政府は漢口、重慶、長沙各地に分散移轉を行ひ、十二月十三日首都南京も遂に陥落する等戦局の大勢決するに至れり。茲に於て豫て北支要人間に於て考慮中なりし新政權樹立の氣運次第に熟せり。

北支政權の首班に王克敏の出馬したる経緯に付て述べれば、王は事變の當初香港に遁れ居たるが、北支特務機關長喜多少將は熱心に王を北支に出馬せしめんとし、上海の山本榮治をして専ら右工作を擔當せしめ、北支より直接又台灣軍より特に軍參謀を香港に派し、勸誘に努めたる結果、王は十一月二十四日上海着、十二月六日飛行機にて福岡に飛び、出迎

の山本、余晋蘇と共に北支に向へり。

王は上海着の際は未だ北支政權の主腦者たることを完全に同意したるに非ず、單に狀況視察を條件として承諾したるものと言はる。

E-717

北支軍當局は、北支新政權は結局將來の支那中央政權として守り立つる方針にして、陣容の整備に意を用ひ、王のみならず南方有力者を漸次北方に誘發せんとして吉野及今井（當時武官）等上海に在りて熱心に之が工作を進めたり、右北支中心主義は軍中央部及北支寺内大將等も略賛成なりしも、上海武官室側に於ては反對にして、殊に楠本大佐は政權樹立工作上始めより北支を中心と定めて掛る必要なく、此の意味にて上海より多數要人を引抜くことは反對なりとの意向を有し居りたり。

王克敏北平到着後、王も出馬を決意するに至れり、斯くて新政府の組織、大綱を決定し、昭和十二年十二月十四日北平に中華民國臨時政府の成立を見ることとなれり。

華中の維新政府

右の文書はさらに次のことを示している。『中支に於ける政權樹立運動』

『日本軍上海附近に於いて支那軍を撃破し、昭和十二年十二月十三日南京を攻略するや、中支に於ける政權樹立運動開始せられ、先づ上海に十二月五日上海市大道政府の成立をみたり。上海以外に於いては治安維持會の成立をみたるが、主たるものは昭和十三年一月一日成立せる南京自治委員會及び杭州治

E-718

安維持會なり、然るに上海方面に於いては蔣政權及び國民黨の勢力は南京陥落の頃に於いても猶意外に強く、親日分子も共同祖界内に於いてすら公然とは日本側に接近すること不可能の状態なりしものにして、北支に於ける如く有力なる新政權の樹立は永く困難の事情にありたり。

一九三八年一月十六日の聲明に續いて、同年一月二十二日に、總理大臣近衛と廣田とは議會で演説し、日本の政策を論じ、究極において東亞で新秩序を樹立するため、日本と緊密に協力する新しい中國の政權がやがて出現することを強調した。一九三八年一月二十七日に、近衛内閣は『中支新政權樹立方案』を決定した。言い換えれば、中國側の自發的な運動であつたという主張にもかかわらず、日本政府は『中支新政權樹立方案』の決定をあえてみずから行つたのである。日本外務省總務局の記録の中から取り出されたものとしてすでに言及した文書は、次のように、この運動を日本側がどの程度まで指導したかを示している。

『第一方針』

一、高度の聯日政權を樹立せしめ、漸次歐米依存より脱却し日本に親倚する支那の一地域たる基礎を確立せしむ。

二、右政權の指導は其の發育に従ひ將來北支政權と圓滿相投合し得る如くし、大綱に關する邦人顧問の内面指導に止め、日系官吏等を配し行政の細部に亘る指導干渉を行はざることの方針とす。

三、蔣政權の潰滅を計ること共に、皇軍占領地帯に於

E-719

193

て至短期間に排共滅黨の實現を期し其の全勢力を速に隣接地域に擴大す。

この計畫は、中國側の名目上の支配について定められていたが、行政と財政については、次のように指令していた。『速かに財政の基礎を確立し、金融機關を整備し、中支に於ける日支經濟提携具類を期す。その處理要領別冊要綱の如し。』軍備に對する指令は

『軍備は治安維持の爲最少の兵力を整備し、日本軍の指導の下に速かに治安回復を圖るを主旨とす。但し海空軍は擧げて日本の國防計畫内に包含せしむ。』新政權は次のように育成されることになつていた。

『新政權は速かに之を樹立し、これが培養により、有形無形の壓力を以て反抗勢力の破綻を期す。』

E-720
爲之皇軍の駐防地に逐次發生する地方自治會を強化し、日本を背景とする新政權の擁立を企圖する空氣を醸成せしめ、又上海を中心とする地域に經濟の更生を速かに實現し、以て新行政機構の確立を期す。新政權樹立當初に於ける一般經費中相當額は日本側より援助す。

難民の救済、産業復興のため速かに應急對策を講じ特に農産出廻りを圓滑にすると共に春耕の着手に不安なからしむ。

爲之地方の治安維持は新政府機關の現地確立まで日本軍により可及的完成を期す。

新行政機構確立順位左の如し。

- 一、中央政府機構特に立法並びに行政部門
- 二、上海特別市政府機構
- 三、省政府機構

四 縣以下自治機關の組織
右——及びニと並行して上海特有の青幫紅幫(中國の秘密結社等の勢力同收を企圖し、新政權を直接同接に後援せしむ。

E-721

地方行政區劃は大概舊區劃を尊重す。
租界に於いては新政權の強化に従ひ漸次我が方の勢力を扶植す。既に陸海軍の掌握下にある舊政府機關等は新政權樹立後適時該政權に移管するに共に未解決事項を速かに處理せしむ。

戦争の初期に、新政權を樹立する運動がすでに始められていた。菅野を通じて、松井は新政權を組織するために中國のある高官達を説得しようとして試みたが、成功しなかつた。後に華中の政權の首班となつた梁鴻志とその他の者が、日本陸海軍の特務機關の支援によつて、この件に携わるようになった。新政權はさらにはつきりとした形をとり始めた。一九三八年三月二十八日に、維新政府が正式に樹立された。この政府は、華北の臨時政府とともに、後になつて、いわゆる新中央政府を組織するために、汪精衛からの招請を受諾した。

このようにして、親日の、そして實に日本人によつて支配された、中國の「政府」の樹立に関する日本の計畫が實現されたのである。

畑の麾下の日本部隊が侵入した他の諸都市

畑は松井の後任として、一九三八年二月十四日に、中支派遣軍司令官に任命された。三日の後に、畑は西尾の後任として支那派遣軍總司令官となり、一九

E-722

三八年十一月までその職に留った。
 畑の本來の任務は、上海、南京、杭州の三都市で結ばれる三角地帯を占領することであつた。後になつて、軍事行動を続けること、中國が和を請じなければ、さらに奥地に向けて戦鬪地域を擴大するこいう目的が生じた。本庄と木戸が會談したときに、本庄は次のように述べた。木戸は記している。「徐州戦後は一面漢口に向ふの態勢を示すは必要なるも、同時に事變を解決すること緊要なり。若しこれが思ふ様に行かざれば、是非統帥部とも緊密なる連絡をとり、三年間位持ち堪ふる様に計畫して持久戦に入るの必要ありと思ふ。」一九三八年五月十九日の日記に記してあるように、木戸は大体において本庄の意見に同意し、最善を盡すと約した。

右の三角地帯を確保した上、畑は漢口に向つて前進した。この市は一九三八年十月二十五日に日本軍の手に落ちた。この作戦にあつて、かれは華北から送られた三十萬ないし四十萬の兵力をもつていた。これらの部隊は、中國の奥地深く進入し、次に示す日に、次のような重要都市を占領した。

E-723

一九三八年五月十九日に津浦線と隴海線の戰略的交叉點である徐州、一九三八年六月六日に、河南省の首都である開封、一九三八年六月二十七日に揚子江上の重要な要塞である馬塔、一九三八年七月二十五日に江西省の主要な商業都市である九江、一九三八年十月十二日に京漢線上の要衝である信陽、一九三八年十月二十五日に中國の中心に位する漢口。
 このように、廣大な地域にわたる重要都市が占領

196

されたことから考えるに、畑が訊問を受けたときに、中國で行われていたものは、日本政府が婉曲に「事變」と名づけたようなものではなく、むしろ戦争であつたといふことを認められたのも驚くに足りない。

國家總動員法

長期戦を豫期して、日本政府は國家總動員法を施行した。その草案は企畫院によつてつくられ、内閣の承認を得た。一九三八年二月の議會にこれが提出されたときに、當時の陸軍軍務局局長であつた佐藤は、必要の説明を行い、この法案の通過を得るために、近衛首相を助けた。この法律は一九三八年五月五日に施行された。これは戦時「戦争ニ準ズベキ事變ノ場合ヲ含ム」に際して、「國防目的」の達成のために、國力を最も有効に利用するように、すべての人的・物的の資源を統制運用するように計畫されていた。この法律は、すべての日本臣民を總動員することを許し、また、すべての日本臣民または法人もしくは他の團體に對して、國家または政府によつて指定されたその他の團體もしくは人と協力するよう強制することを許した。

板垣陸軍大臣となる

一九三八年六月三日に、板垣は陸軍の要望に従つて、近衛内閣が五月に改造された後に、その陸軍大臣に任命された。この直前に、板垣は關東軍參謀副長、次いで關東軍參謀長、中國で師團長、それから參謀本部附を歴任した。武藤は一九三八年七月に北

E-724

支派遣軍参謀副長に任命された。徐州會戰は、中國軍の主力と會戦し、これを撃破することによつて、中日戰爭の運命を決定するものになることを日本は望んでいた。徐州の攻略の後も、中國政府が屈しなかつたので、日本の統帥部は、さらにもう一度中國側を打撃を加え、それによつて、中國に對する戰爭を終らせるという希望のもとに、漢口へ進攻するといふ計畫を進めた。板垣は戰爭が長びくおそれのあることを認めて、日本國民の決意を強化することに努めた。一九三八年六月二十六日に、陸軍大臣に就任してから最初の新聞會見で、同盟通信社に對して、陸軍は戰闘をおそらく十年間にわたつて續ける準備をしなければならぬと語つた。さらに、第三國の態度にはかかわりなく、恐怖したり逡巡したりすることなく、日本は独自の政策を遂行するであろうと述べた。一月十六日の日本政府の公式聲明にかんがみて、正式の宣戰布告の必要はないと説明した。陸軍大臣板垣は五相會議に参加した。この會議の決定の中のあるものについては、やがて論ずることにする。

中國に對する政策と五相會議——一九三八年

内閣とは別に、總理、外務、陸軍、海軍、大藏各大臣の間で會議をするという慣行は、板垣が入閣したときには、すでに新しいものではなかつた。廣田内閣と林内閣のもとでも、この方法で協議が行われ、計畫が立てられた。しかし、その間に、板垣が陸軍大臣になつてから、戰爭が激しくなるにつれて生じ

E-725

た状況のために、この會議はいつそう重要となり、いつそう類禁に開かれるようになった。一九三八年の六月と十月の間に、五相會議は、板垣の参加のもとに、中國に對する政策に關して、最も重要な決定を相次いで行つた。これらの決定は、戰爭の遂行を目的としていたばかりでなく、すでに設立されていた地方的な『傀儡』政府とは別に、中國全体のために、日本の支配下にある政府を、つまり『傀儡』政府を樹立することも目的としていた。たとえば、七月八日には、蔣介石政府が降伏した場合は、次のようにすると決定された。

『支那現中央政府にして屈伏し來りたる場合に於いては、帝國はこれを一致權とし、『新興支那中央政權の傘下に合流せしむ』この御前會議決定方針に基き處理す。

支那現中央政府にして屈伏し、且つ後述第三の條件（本文書の第三項、屈伏條件）を受諾したる時は、之を友好一致權として認め、既成新興支那中央政權の傘下に合流せしめるか、又は既存の親日諸政權と協力して新に中央政權を樹立せしむ。

中國の現中央政府屈服の認定條件は次のことを含んでいる。

『蔣介石の下野』

同じ日に、蔣介石大元帥が戦を續ける場合のために、擇一的な二つの決定が行われた。

一貫した方針としては、日本が支配する『中央』政府を育成し、擴大するということであつたことを注意しなければならぬ。日本がこのような政府を

E-726

つくつたことは、すでに論じておいた。
一九三八年七月十五日に、五相會議は、再び中華民國の『新』中央政府に關して、次のように決定した。『支那新中央政府の樹立は主として支那側をして行はしむるも、帝國之を内面的に斡旋し、その政治形態は分治合作主義を採用す。

成るべく速かに先づ臨時及維新兩政府協力して聯合委員會を樹立し、次で蒙疆聯合委員會を之に聯合せしむ。爾後我方はこの政權を指導し、右諸政權は逐次諸勢力を吸收又は此等と協力して眞の中央政府を聚大成せしむ。『新』中央政府の成長を指導したのは、中國人ではなく、『我方』すなわち日本人であつた。

『漢口陥落し蔣政權が一地方政權に轉落するか若くは蔣下野現中央政府改組の事態生起する迄新中央政府樹立せず。

蔣政權に分裂、改組等を見、親日政權出現したる場合之を中央政府組織の一分子となし中央政府樹立に進む。

E-727

支那新中央政府樹立工作に伴ふ日支關係の調整は左記に準據す。その具体的事項は別に定む。

この『準據』することとは、次のことを含んでいた。『互恵を基調とする日滿支一般提携就中隣善友好、防共々同防衛、經濟提携原則の設定。以上の目的を達成する爲所要の期間帝國の内面指導を行ふ。』
新中華民国政府の軍事的地位は、五相會議の次の決定の中で定められていた。
『支那軍の投降を促進してこれを懷柔歸順せしむ

E-726

つくつたことは、すでに論議しておいた。

一九三八年七月十五日に、五相會議は、再び中華民國の『新』中央政府に關して、次のように決定した。『支那新中央政府の樹立は主として支那側をして行はしむるも、帝國之を内面的に幹旋し、その政治形態は分治合作主義を採用す。

成るべく速かに先づ臨時及維新兩政府協力して聯合委員會を樹立し、次で蒙疆聯合委員會を之に聯合せしむ。爾後我方はこの政權を指導し、右諸政權は逐次諸勢力を敗收又は此等と協力して眞の中央政府を聚大成せしむ。『新』中央政府の成長を指導したのは、中國人ではなく、『我方』すなわち日本人であつた。

『漢口陥落し蔣政權が一地方政權に尊落するか若くは蔣下野現中央政府改組の事態生起する迄新中央政府樹立せず。

蔣政權に分裂、改組等を見、親日政權出現したる場合之を中央政府組織の一分子となし中央政府樹立に進む。

E-727

支那新中央政府樹立工作に伴ふ日支關係の調整は左記に準據す。その具体的事項は別に定む。

この『準據』することとは、次のことを含んでいた。『互惠を基調とする日滿支一線提携就中隣善友好、防共々同防衛、經濟提携原則の設定。以上の目的を達成する爲所要の期間帝國の内面指導を行ふ。』

新中華民國政府の軍事的地位は、五相會議の次の決定の中で定められていた。

『支那軍の投降を促進してこれを懷柔歸順せしむ

るご共に其反蔣反共意識を暢達して新政府を支持し、成るべく多数の支那軍を以て抗日容共軍潰滅の爲日本軍に助力せしむる如く努め以て民族的相剋を主義的對立に誘導す。

『我占領地の海港及鐵道水路等交通の要衝並主要資源の所在地等必要の地點に所要の日本軍を駐屯し、僻陬地方には支那武裝團體を組織して治安の確保に當らしむ。その兵力量は各地の實情に適合せしむる如く決定するものとす。』

『防共軍事同盟を締結して日本軍の指導下に漸次軍除を改編し情勢之を許すに到れば國防上必要なる最少限度に戡兵す。』

『經濟事項に關する決定は、次のことを含んでいた。』
 『經濟及交通の開発は日滿支三國々防の確立に資するご共に三國經濟の發展並に民衆の厚生に遺憾なからしむ。特に所要の交通は帝國之を實質的に把握し北支に於いては國防上の要求を第一義とし中、南支に於いては一般民衆の利害を特に考慮するものとす。』

『經濟は日滿支有無相通の原則に従て開發し三國經濟圖の完成に邁進す。但し第三國の既得權益を尊重し或は經濟開發に参加せしむることを妨げざるものとす。』

『鐵道水運航空通信は實質的に帝國の勢力下に把握し軍事行動遂行に遺憾無からしむるご共に民衆の厚生に寄與せしむ。』

五相會議の政策決定からの、これらの引用は、日本によつて完全に支配されながらも、中國人の自治

さ
い
う
名
目
に
隠
れ
て
建
設
さ
れ
た
こ
ろ
の
、
中
國
に
お
け
る
政
府
樹
立
の
一
般
的
方
式
を
示
し
た
も
の
で
あ
る
。

裏
面
白
紙

E-729

土肥原機関

以上述べた線に沿つて、中國に新中央政府を樹立する計畫を促進するため、五相會議は一九三八年七月二十六日に對支特別委員會を設けることに決定した。その決定の詳細は、次の通りであつた。

『對支特別委員會は五相會議に屬し、其決定に基き専ら重要な對支謀略新文部中央政府樹立に關する實行の機關とす。』

前項業務に關係ある現地各機關は該業務に關しては對支特別委員會の區處を受くるものとす。

對支特別委員會と大本營との連絡は陸海軍大臣之に任ず。

E-730

七月二十九日に、右の委員會は土肥原、津田及び坂西を中心に設置され、その任務は次のように定められた。『第一項の重要な對支謀略とは政治及經濟に關する謀略にして直接作戦に關係あるものを含まざる義と解す。』土肥原は委員のうちで最も年少者であつたが、唯一の現役軍人であつた。委員會の任務の執行にあつたのはかれであつて、この目的のために、『土肥原機関』という名で、上海に一つの機關を設けた。土肥原は中國に關する廣い知識と、中國人との親密な交際を活用することができた。右の方針に従つて、まず中國高官連の「陣營内」に反蔣政府を樹立する目的のために、引退した政治家蔣唐紹儀及び吳佩孚將軍を引き出そうとし始めた。吳佩孚は當時北平で隱退生活を送つていた。土肥原は吳佩孚を隱退から復歸させ、日本と積極的に協調させ

ることをもくろんでいた。この計費は、『吳工作』
と言われるようになった。この工作の費用は、中国
の占領地区の海關剰余金から出ることとなった。

唐紹儀は暗殺され、吳佩孚との交渉は失敗に終つたので、土肥原は他にその努力を轉じた。中国における土肥原機關は、汪精衛を華中に連れて來る計費をつくり出すことを助けた。汪精衛が上海に來る手配などに關して、汪精衛の同志と行つた會合について、この機關は東京に報告した。土肥原は當時東京にいたと主張しているが、かれがこれらの計費を監督していたことは明らかである。

傀儡政権の『連合委員會』

知名の中国人を通じて、中国に新しい中央政府を樹立する方針を實行するため、土肥原とその他の者が努力を續けていた間に、日本内地の日本軍當局は、右の政策を遂行する決意を表明した。當時陸軍省新聞班長であつた佐藤は、『支那事變』に關して、二回にわたつて演説を行い、政府の根本的態度は一九三八年一月十六日の政府聲明に示されており、新政府を樹立する計費は絶体に變更できないと述べた。一九三八年八月の二十七日と二十八日に、日本政府の代表者と天津の日本陸軍當局者は福岡で會合し、臨時政府と維新政府と蒙疆連合政権との間を調整するための基本計費を決定した。一九三八年九月九日に、五相會議によつて、中国におけるこれらの親日機關の『連合委員會』をつくる計費が採擇された。日本でなされたこれらの決定の結果として、『新』

E-731

中央政府を發展させる事業は、大陸に在る日本人によつて行われた。一九三八年九月の九日と十日に、臨時政府と維新政府の代表者は、日本の代表者と大道で會合し、北平に「合同委員會」を設けることを取極めた。この會同の目的は、種々の傀儡政體、特に臨時政府と維新政府との間の調整と統一をはかり、將來の「新」中央政府の樹立の準備をすることである。一九三八年九月二十二日に、北平で成立式が行われ、その翌日に、この委員會は初會議を開いた。

廣東と漢口の占領

中国の特定の戦略的地點の占領を定めた一九三八年七月八日の五相會議の決定に基いて、日本軍は一九三八年十月二十日に廣東を、一九三八年十月二十五日に漢口を攻略した。この二つの重要都市とそれに隣接する日本の占領地境との行政に關する措置は、いつもの周知のやり方で行われた。一九三八年十月二十八日に、廣東地域と漢口地域の行政に關する取極めは、陸軍、海軍、外務の三大臣の間に協定された。この取極めは、日本側による政務の監理と「治安維持會」の發達とを規定した。以上のような政權は、表面上は中國側の發意によつて樹立されることになつてはいたが、政治的指導は日本側が與へることになつていた。これらの政權は、對支特別委員會と緊密な連絡と協力を保つことになつていた。この委員會は、前に述べたように、土肥原の指導のもとに置かれていた特別な機關である。廣東に關しては、次のような特別の訓令が陸軍、海軍、外務の三

E-732

大臣から發せられた。

「地方政權の樹立は支那側の發生に委す。但地方政權樹立の促進は我政務指導機關（陸海外廣東遠征會議）協力の下に主として謀略機關（對支特別委員會）之に當り、成立後の地方政權の指導は政務指導機關之に當るものとす。」

中國の戰略的地點を占領する方針は、廣東と漢口の攻略だけに止まらず、それよりはるかに廣い範圍に實行された。なぜならば、一九三八年十一月二十五日に、五相會議が中國の最南端にある海南島を攻略することを決定したからである。この島は、一九三九年二月十日に、日本側により占領された。

E-733

日本は國際連盟との一切の關係を絶つた

日本は一九三三年三月に國際連盟脱退の通告をしたが、連盟のある種の活動には引續き參加していた。漢口と廣東が陥落してから、日本の第三國に對する態度は強硬になつた。一九三八年十一月二日に、平沼が主宰し、總理大臣と、荒木、木戸、板垣を含む國務大臣と、南及び松井の兩樞密顧問官が出席した樞密院會議が開かれ、その會議で、連盟との協力を續ける問題が考慮された。外交と條約に關する事項は、樞密院の領域内に屬するからである。國際連盟理事會が一九三八年九月三十日に日本を非難する決議を採擇したという理由で、國家の名誉にかんがみ、日本は連盟の諸機關とこれ以上協力することはできな
ないと考えられた。そこで、南洋委任統治に關する規定を除いては、日本と連盟の諸機關との協力關係

を終止する計畫がつくられ、右の會議において全員一致で可決された。この主旨の通告は、直ちに國際連盟に送付された。

東亞新秩序

國際連盟から完全に脱退する決定をした後、日本は「東亞新秩序」と稱する方向に進んだ。一九三八年十一月三日、日本政府は内外に對して聲明を發し、中國の主要都市である廣東、武昌、漢口及び瀋陽の陥落によつて、國民政府は一地方政權となり、日本の究極的目的は、滿洲國と中國との提携によつて、東亞永遠の平和を確保する新秩序を確立することであると述べた。

E-734

一九三八年十一月二十九日に、外務大臣有田は樞密院に對して報告をした。そのうちで、比較的重要な箇所は、次のようである。

「日支新關係調整の方針と致しましては、日滿支三國の政治、經濟、文化の各段に亘る互助連環による東亞に於ける新秩序の建設を目的と致しまして、大体次の様な要領に準據して行きたい所存でございます。即ち……蔣介石政權との和平に付ては……之を行はざる方針でございます。……帝國としては漢口、廣東に荷立せられたる親日諸政權を基礎と致しまして、新中央政權の成立を見るやう助長致しまして、其の基礎確立するを待つて之との間に大体左の如き（諸項）を實現致したい所存でございます。……日滿支一般提携……北支及び蒙疆に於ける國防上並經濟上日支強度結合地帯の

E-735

設定・・・揚子江下流地域に於ける經濟上日支強
 度結合地帯の設定・・・南支方面に於ては沿岸特
 定島嶼に特殊地位の設定を圖る外重要都市を起點に
 日支強力提携の素地を確保するに努むること・・・
 ・共同防衛の原則・・・に關しましては、日滿支
 三國は共同して防共に當ると共に、共通の治安安寧
 の維持に關し協力することを主眼と致しまして以下
 の計畫を規定致したいと存じます・・・保障及共
 通の治安維持の爲にする特定地帯、地點、島嶼等の
 駐兵を除く外日本軍隊の早期撤收・・・最近に於
 きましても英米等より所謂門戸開放、機會均等主義
 に基き種々申入れの次第もあつたのでございませうが、
 帝國政府と致しましては所謂門戸開放、機會均等の
 原則は帝國の生存上の必要、國防上の必要に基く日
 滿支經濟「ブロック」確立の見地より之を検討し、
 右と相容れざる限度に於ては之を容認すべき限りに
 非ずとの方針を以て對處して参りたい所存でありま
 して・・・帝國の主なる目的は (イ)主として北
 支及び蒙疆に於ける國防資源の開發は帝國が之を實
 質的に支配すること、(ロ)新支那の幣制、關稅反
 び海關制度に付ては日滿支經濟「ブロック」の見地
 より之を調整することの二點を大眼目と致しまして
 右に抵觸せざる限りは殊更に列國の在支權益を排除
 制限せず。

總理大臣近衛は、一九三八年十二月二十二日に、
 さらに演説をして、中國國民政府を覆滅し、東亞新
 秩序を確立する日本の決意を繰返して述べた。
 この日本の「東亞新秩序」は、合衆國に重大な關

E-736

心を引き起した。一九三八年十二月三十日に、グルー大使は、本國政府の訓令に基いて、日本政府に對して通牒を出した。その中で、かれは次のように述べた。「更に爲替管理、強固通貨流通、關稅改正及び支那の或る地域に於ける獨占事業の計畫等の如き事情に關し、日本當局の計畫並實施は日本政府、或は日本の武装せる軍隊に依り支那に創設、支持せられる政權が支那で主權の權限に由來するが如き權能を持つて行動し、又更にその様に行動することに依つて合衆國を含めたる諸外國の既得權益を無視し剩さへ其不存在或は廢棄を宣言したりする資格を有するが如きこれ等當局側の越權を意味せり。」グルー大使は、一九三八年十二月三十一日に、日本政府に對して、再び通牒を手交し、アメリカ政府の見解では、いわゆる「新秩序」は、日本の一方的宣言によつて、建設され得るものではないと通告した。

一九三九年三月十七日の「ジャパン・アドヴァイザリー」紙によつて、いわゆる新秩序を建設するためには、第三國との衝突は避けることができなむと、板垣が議會で明言したと報道された。日本の最初の目標はロシアであり、その次の目標はイギリスとフランスであつた。

一九三九年七月七日に、蘆溝橋（マルコ・ポーロ橋）事件第二周年の記念日にあたつて、板垣は新聞記者と會見したが、そのうちで、日本の東亞新秩序建設の使命を遂行するにあつては、第三國の不當な干渉を排除することが必要となるであろうとかれは述べたと報道された。

E-737

興亞院

日本軍が中國の奥地深く進入してから、日本側は新中央政府の結成の準備として、それまで日本陸軍の特務機關によつて行われていた占領地行政を再検討する手段を講じた。宇垣外相は外務省の中に支那專使を取扱ひ新しい機關を設けることを希望したが、この提案は陸軍に反対された。その後、陸軍の要求によつて、興亞院または何かこれに似た機關を計畫することが決定された。設立されることになつてゐた新しい機關は、一九三八年七月二十六日の五相會議によつて設けられた對支特別委員會とは別のものであつた。この後者は中國國民政府を潰滅させ、新中央政府を樹立する手段に關する機關であつて、設立されることになつてゐた興亞院は、主として占領地行政に關する事項を管掌することになつてゐた。一九三八年十二月十六日に、この新しい機關は、「興亞院」という名稱で設けられた。その總裁は首相であり、副總裁は外務、大藏、陸軍、海軍の各大臣であつた。その官制によれば、興亞院は次の事項を担当した。すなわち、政治、經濟、文化及びそれらに關係する政策を立案すること、特別の法律のもとに中國で企業を起し、あるいは商業を營む商社を監督すること、日本政府の諸機關によつて行われていた中國の行政を調整することであつた。

E-738

その本部は東京にあり、上海、北平、張家口、厦門に四つの連絡部、また廣東、青島に二つの出張所があつた。鈴木貞一は興亞院の創立者の一人であり、

その政務部長であつた。東京の本部でなされた決定は、支部または「連絡」部に傳達されたが、これらの支部や連絡部は、東京の決定を實施する方法を論ずるにあつて、現地の中国人官憲と交渉した。

興亞院が設置されたにもかかわらず、中国における日本陸軍は、行政に關する事項を自分の手から放棄さなかつた。特務機關は引續き存在し、陸軍の干渉は作戦上必要であるとして辯護された。

興亞院の管掌した種々の事項の中に阿片があつた。興亞院は中国の各地方における阿片の需要の状態を研究し、蒙古から華北、華中及び華南への阿片の配給を取計らつた。中国における日本の麻薬政策は、他の箇所で論じてある。

汪精衛が重慶を去つた

中国で「新」中央政府を樹立する運動は、一九三八年十二月十八日に、汪精衛が中国の戦時の首都重慶を去るに至つて、さらに力づけられた。かれは國民黨の副委員長であり、國防會議の副議長であつた。早くも一九三八年の春に、元中国外交部の官吏であつた高宗武と董道寧とは、參謀本部支那課長影佐とに連絡をつけられ、陸軍機によつて日本に連れていかれた。日本で、影佐は中国と日本との間の平和の回復についてかれらと話し合つた。兩國の間の平和を促進するためには、蒋介石大元帥以外のだれかを求めなければならぬこと、それには汪精衛が適任者であろうということが提案された。この會談の内容は參謀本部に報告され、參謀本部はこれを

E-739

討議した。一九三八年の秋に、參謀本部の一將校が、上海から高宗武と梅思平の起草した『日支和平條件草案』を携えて、東京に歸つてきた。板垣はこの『草案』を五相會議に提出した。日本政府によつてすでに起草されていた『日支關係調整方針』に基いて、この草案に修正が加えられた。一九三八年十一月十八日に、板垣の命令に従つて、高宗武及び梅思平と會談するため、影佐は上海に赴いた。提案された條件に飯洞の修正が加えられた後に、汪精衛はかねての計畫に基いて重慶を去ること、それに伴つて、日本政府は提案された和平條件を發表することが取極められた。これらの取極めは、一九三八年十一月二十五日に五相會議によつて、また一九三八年十一月三十日に御前會議によつて、それぞれ承認された。以上に述べたように、一九三八年十二月十八日に、汪精衛は重慶を去つた。かれは一九三八年十二月二十日に、佛印ハノイに到着した。汪精衛が重慶を去る豫定の期日は、木戸が十二月十二日その日記に記載しているように、少くとも六日以前に日本政府に知られていたといふことに、ここで注意しなければならぬ。その日記には、『汪兆銘（汪精衛）は十八日には重慶を脱出すとの情報もある今日なれば今日我國の政情に不安ある如き態勢を表はすは不可なり』と記されているのである。

E-740

近衛の三原則

一九三八年十二月二十二日に、汪精衛が重慶を『脱出』した後、総理大臣近衛は、かねて計畫されて

いた通りに、聲明を發表した。この聲明の主要な點は、次の通りである。(1)日本、滿洲及び中國は、東亞新秩序の建設を共同の目的として結合し、これを実現するために、中國は日本に對する反抗と、滿洲國に對する敵意とを捨てること。(2)日本、ドイツ、イタリアの防共協定の精神に則つて、兩國の間に防共協定を締結することが、日本と中國との國交を調査するために、緊急の要件であると日本は考へてゐること。中國に存在する實情にかんがみて、特定地點に日本軍を駐屯させなければならぬこと。内蒙は特殊防共地域としなければならぬこと。

(3)中國において、日本は經濟的獨占または第三國の利益を制限することを希望するものではないが、日本と中國との平等の原則に立つて、中國が日本國民に中國の内地における居住と營業の自由を認めること、兩國の經濟的利益を促進すること、特に華北と内蒙では、その資源の開発について、日本に便宜を與えることを日本は中國に要求することであつた。計盛通りに汪精衛は、一九三八年十二月二十九日にハノイで演説した。その中で、日本政府は中國の主權、政治的獨立及び領土保全を尊重すること、中國における經濟的獨占を目的とするのも、中國における第三國の利益の制限を要求するものでもないことを嚴肅に聲明したのであるから、近衛聲明に述べられてゐる三點は、平和の精神と一致するものであると汪は宣言した。中國政府は、兩國の間に速やかに平和を回復するために、なるべく早く、意見の交換を行わなければならぬとかれは主張した。

このようにして、日本によつて汪のもとに樹立されることになつていた「新」政府が日本の和平條件を承認するための地ならしができた。この方法によつて、中國との、困難で厄介な戦争を終らせることができ、日本はその戦略的計畫を他の方面で自由に遂行することができるといふのであつた。それと同時に、自己満足にふけつて平然としてゐる政府が日本によつてつくられ、日本に對して、中國の完全な軍事と經濟的の支配を與えようといふのであつた。

平沼の組閣

一九三八年の末に、總理大臣近衛は辭職しようと考えた。平沼はこれに反對した。かれが木戸に述べたように、汪精衛が重慶を去り、計畫が着々と進んでいるからといふのである。しかし、近衛は依然として辭職を固執した。そして、一九三九年一月五日に、平沼がその後継者となつた。荒木は文部大臣として留任し、木戸は内務大臣の地位を受諾し、板垣は陸軍大臣として留つた。

留任に同意する前に、板垣は陸軍のために七つの條件を明示した。すなわち、(1)「支那事態」に關しては、「望戦」の目的は既定の政策に従つて達成すること。特に中國との關係を調整する基礎を含んでいる一九三八年十二月二十二日の聲明は、全面的に採用すること。(2)東亞の新事態に對應するため国防計畫を確立し、軍備の擴張を目的とすること。(3)日本・ドイツ・イタリアの關係を強化すること。(4)國民總動員組織を強化し、企畫院を擴大強化す

E-742

ること。(5)生産の増強のために、全面的な努力を傾注すること。(6)國民の士氣を鼓舞すること。(7)貿易を増進すること。

これらの要求の最初の結果として現われたものは、企畫院の起草した『生産力擴充案』を一九三九年一月に閣議が採擇したことである。これは、『我國運の將來に於ける飛躍的發展』の準備として、一九四一年までに國防と基礎産業を改善する目的で、日本、滿洲國及び中國を通じて、生産力の総合的擴充計畫を確立することを規定していた。一九三九年一月二十一日に、總理大臣平沼は議會で演説し、中日事變に關しては、かれの内閣は前の内閣と同じ不動の政策を受け継ぐこと、認識を缺いて、抗日をあえて續ける者に對しては、斷固としてこれを潰滅するに於ける途がないことを述べた。その間に、日本は中國に於ける軍事行動を續けていた。すでに述べたように、海南島は一九三九年二月十日に、江西省の首都南昌は一九三九年三月二十六日に、それぞれ占領された。

E-743

汪精衛上海へ

一九三八年十二月二十二日の近衛聲明と、同じく二十九日の汪精衛聲明とは、中國に新しい中央政府を樹立する前觸れにすぎなかつた。一九三九年三月に、日本の五相會議は、上海を『安全地帯』と認め、汪をここに移すために、影佐をハノイに派遣することを決定した。影佐は汪に於てた外務大臣有田、陸軍大臣板垣、興亞院部長鈴木及び海軍大臣米内の私信を携えて、一九三九年四月十七日にハノイに到着

した。汪は影佐に上海を本據として和平運動を起すと述べた。日本側によつて、汪は逕秘のうちハノイから上海に移され、一九三九年五月八日に同地に到着した。

汪精衛の日本訪問

汪は、反對のあることが豫想されるので、諸工作のために便利を所に遠かに据えてもらいたいと希望した。そのことを、汪とともに上海に行く途中で、台湾にいるときに、影佐は東京の陸軍省に報告した。その後、影佐は實際に汪のために上海に本部を設置した。日本の憲兵隊と汪の手下との活動を調整するため、影佐機關というものもつくられた。

汪は日本政府の見解を確かめることに關心をもつていた。影佐とその他の日本人に同伴されて、かれは上海を一九三九年五月三十一日に出發して東京へ向つた。東京にいる間に、かれは平沼、板垣、近衛、有田及び米内と懇談した。東京に到着して間もなく行つた平沼との會談で、平沼は自分の内閣が近衛聲明の精神を繼承し、嚴にこれに従つていると汪に述べた。一九三九年六月十五日に、總理大臣平沼の代理としての陸軍大臣板垣と汪は會見した。日本は臨時政府と維新政府との、二つの既成政府を解消することほできないこと、その理由は、これに關係していた人々が日本と中國との和平提携の方針に忠實であつたからであることを板垣は述べた。現地臨時政府には政治委員會、維新政府には經濟委員會

をそれぞれ設置することをかれは提案した。汪はこれに反対しなかつた。張垣は、さらに、青天白日旗は抗日の象徴と見られているから、中国の国旗をかえることを提案した。滿洲國の獨立を承認することについて、張垣はまた汪の意見を聞いた。これに對して、自分の目的は日本との和平であるから、滿洲國を承認するほかに途はないと確信すると汪は答えた。

一九三九年六月の五相會議の決定

一九三九年六月十日の汪精衛との會談で、平沼は中國の將來について懇談し、自分の意見として、『中國に於て最も適當と思う方策に出られる』ほか方法はないと述べたと言つてゐる。それにもかかわらず、その四日前に、すなわち一九三九年六月六日に、汪精衛がまだ日本に滞在していたとき、五相會議は『新中央政府樹立方針』を決定した。この方針は、大体において、『新』中央政府と構成員たる地方政府の一團とをもつて、いわば連邦政府の形で、一つの親日政治機構を確立することを目的としていた。『但し其の内容に關しては、日支新關係調整方針に準據』することとなつてゐた。重慶政府に關しては、『同意改替すれば』構成員になることができると右の方針は規定した。いつそう詳しく言えば、『重慶政府が抗日容共政策を放棄し、且つ所要の人的改替を行ふ』ならば、『之を屈伏と認め、新中央政府構成の一分子たらしむ』と規定したのである。また、『之が樹立時期並びに其の内容等は、日本側

E-745

と協議の上之を定むるものとす」と規定した。「本
工作に關しては日本側として必要の積極的內面支援
を與ふるものとす」という決定もなされた。このよ
うに方針が定められたのは、當時汪との間に討議が
行われていたからであつて、かれに對して要求しな
ければならぬ一連の條件と同時に、「汪工作指導
要綱」を規定していた。この方針の決定を考察すれ
ば、中國の全土にわたつて日本の支配する政府を發
展させるために、汪を利用したという明白な目的が
示される。これこそ事實である。もつとも、影佐は、
その證言において、汪精衛一派は、中國の主權を尊
重すること、内政に干渉しないこと、中國の要請が
なければ、日本人顧問をつけないことなどの、廣汎
な原則を含む要求を提出したといひ、中國側のこれ
らの提案は「概ね認められました」と言つた。

E-746

日本内閣の更迭と中國における軍事行動の継続
一九三九年八月の末から一九四〇年一月中旬ごろまでの四カ月半の間に、日本では内閣の更迭が二回あった。一九三九年八月二十二日の獨ソ不可侵條約締結の結果として、ドイツ、及びイタリアとの三國同盟を結ぼうとして努力していた平沼内閣は辭表を提出した。一九三九年八月三十日に、阿部大將が新しい内閣を組織した。畑が板垣の後を繼いで陸軍大臣となり、武藤が軍務局長となつた。一九三九年九月十二日に、板垣は當時南京にあつた支那派遣軍總司令部の總參謀長に任じられた、かれは同地で汪精衛の『救國和平運動』を支持して陰謀を續けた。中國における日本軍の軍事行動は、中國の奥地にまで續いた。一九三九年七月二十日に、中支那派遣軍は『情勢判断』を行い、これを陸軍次官とその他の機關に提出した。他のいろいろなことと共に、これは中國にある日本軍の將來の計畫を述べたものである。これには汪精衛を主班として新しい中央政府を樹立すること、またその發達に積極的援助を與えることに同軍が決定した旨を述べてあつた。

一九三九年十二月二十三日に、日本軍は中國の最も南の地域にある龍州に上陸し、翌日には廣西省の首都南寧を攻略した。一九三九年末には、日本は空軍に出動を命じ、佛印の諸港から中國奥地への軍用資材の輸送を妨害する目的で、雲南鐵道を爆撃させた。一九四〇年一月に、日本に再び攻撃があつた。總理大臣阿部は一九四〇年一月十二日辭職し、米内

によつて引継がれた。しかし、日本の中國に對する
一般政策は變らなかつた。

E-747

徳僞中央政府の成立

汪精衛は日本から歸つた後、提案中の徳僞中央政
府の樹立に關して、北支派遣軍司令官多田中將と會
見し、また臨時政府及び維新政府の首腦部と會見し
た。そのころに、すなわち一九三九年七月までに影
佐は上海に影佐樞關を設立していた。この樞關は、
興亞院と協力するとともに、陸海軍及び外務省とも
協力した。この樞關が中央政府の樹立を助けた。こ
の目的のために、日本から汪精衛に四千萬圓の借款
が與えられた。一九三九年八月二十八日から九月六
日まで、汪精衛は「六全會」を開いた。この大會は
國民黨の政綱を修正し、日本の提案を「原則」とし
て採用し、新中央政府を樹立するための中央政治會
議に關して討議した。その後、新政府樹立のため
に、中央政治會議の組織に参加するように、汪は臨
時政府と、維新政府に招請を發した。

影佐によれば、日本では、興亞院が十月につくつ
た試案を實現する手段が講じられていた。これにつ
いては、一九三九年十二月三十日に、日本政府と汪
精衛との間に意見が一致した。新政府の樹立に關す
る細目も、東京で汪の代表者と日本の官吏との間で
同意された。それから、一九四〇年一月には、日本
陸軍と臨時政府及び維新政府の代表者とが青島に會
合して、既成政權を合同することを決定した。一九
四〇年三月三十日に、汪の政府が正式に成立した。

E-748

第六節

大東亞共榮圈

日本の大陸における中獨支配の計畫と密接な關係をもつものに、大東亞共榮圈の建設という思想があつた。これは日本を第三國の利益と衝突させるようになるにきまつていと認められていた。蘆溝橋（マルコ・ポーロ橋）における職團行爲の開始から二年を経た一九三九年七月七日に、平沼内閣の陸軍大臣であつた板垣と海軍大臣であつた米内とは、日本の東亞新秩序建設の使命達成に對する第三國の不當な干渉は排除しなければならぬと述べたといふことが、ジャバン・タイムズ・アンド・マイルに報道された。この記事は、さらに、「日本は東亞を東亞民族のものとしようとする目的を決して棄てないとの固い決意を、國民全部が示さなければならぬ。目的の達成のためには、どんな苦難にも堪えなくてはならない」と述べている。一九四〇年六月二十九日に、當時の外務大臣有田は放送演説を行い、日本の東亞新秩序建設の使命と、「櫻蔭行爲の根柢を期し、あらゆる手段を盡す」といふ決意とを繰返した。東亞の諸國と南洋の各地は互いに密接な關係をもち、その共同の福祉と繁榮のために、協力して相互の必要を補う運命にあること、また共同の生存と安定の基礎に立つて、單一の圈の下に、すべてこれらの地域を統一することは當然の結論であることをかれは述べた。陸海軍と外務省事務局の代表者の會議では、イギリス國と戦い、イギリス植民地を占領する可能

E-749

性に言及され、日本の考えとしては、極東の新秩序に、南洋を含むこと、特に、ビルマとインドの東部からオーストラリアと、ニュージールランドまで延びる諸地域を含むことに言及された。

日本が東亞と太平洋地域に進出しようとする政策をこのように公表した日、すなわち一九四〇年六月二十九日は、深い意義のある日である。この地域に關係のあつた諸國のうちで、オランダはすでにドイツ軍に蹂躪され、その政府は亡命中であつた。フランスはドイツに降伏していた。イギリスはまさにその生死を決する苦闘に直面しようとするところであつた。もしアメリカが干渉するとなれば、日本、ドイツ、イタリアとの戦に直面することになるのはほとんど必然的であつたが、この戦を行うには、アメリカの再軍備の状態は充分でなかつた。日本が隣邦諸國を犠牲として進出するこのような好機會は、容易に再び訪れそうもなかつた。

第二次近衛内閣

一九四〇年七月の中旬には、畑が陸軍大臣を辭し、陸軍が後任を送ることを拒んだために、米内内閣は陸軍によつて辭職を余儀なくされた。水戸の言つたように、近衛は「日支事變の解決を期待されていた人物である」という理由で、再び選ばれて新内閣を組織することになった。東條が陸軍大臣となり、平沼、鈴木、星野が無任所大臣となつた。新内閣は一九四〇年七月二十二日に組織された。新外務大臣松岡は、大東亞共榮圈建設政策を繼いで、一九四〇年

E-750
 八月一日に、日本外交政策の當面の目的は、日本・滿洲國・中國を核心として、大東亞共榮の連鎖を確立するにあると聲明した。一九四〇年九月二十八日に、日本政府は『日本外交方針要綱』をつくつた。それによれば、日本と中國との全面和平を實現し、大東亞共榮圏建設の促進に努力しなければならぬことが述べてある。その計畫によれば、佛印、オランダ領東インド、海峽植民地、イギリス領マレー、タイ國、フィリッピン、イギリス領ボルネオ及びビルマを含む地域において、日本・滿洲國・中國を中心として、日本は一つの國を組織し、これらの諸國と諸地域の政治、經濟及び文化を結合するということになつていた。

中國に對する日本のその後の軍事行動

汪精衛の政府は、一九四〇年三月三十日に、南京において正式に發足したが、日本に對する重慶の中國國民政府の抗戦は、依然として續けられた。中國政府の降伏を目的とした日本軍の軍事行動は、ますます力を入れて續けられた。一九四〇年六月十二日に、日本軍は重慶の存在する四川省の玄關、宜昌を攻略した。一九四〇年六月三十日には、中國側が奪還していた開封を再び占領した。その上に、日本政府は、中國軍の補給線を断ち、後方からかれらを脅かすために、佛印に軍除を派遣することを主張した。一九四〇年九月十四日に、木戸はこの目的でとられた行動を是認することを天皇に進言した。中國に對する作戦のために、一九四〇年九月二十三日から、

日本軍を北部偽印に進駐させる協定が、日本とフランス當局との間で結ばれた。この協定は長い交渉の後に結ばれたもので、これについては後に論ずるところとする。

E-751

日本、汪精衛政府との條約に調印

新政府の設立にあたって、日本特命全權大使に任ぜられたのは専門の外交官ではなく、軍人である陸軍大將阿部信行であつた。この方式は、そのころ、滿洲國において、關東軍司令官であつた軍人が、滿洲國傀儡政府に對する日本大使に任じられていた型に従つたものであつた。阿部大將は一九四〇年四月二十三日に南京に到着した。そして、中國と日本の關係を回復する一切の準備は完成した。汪と阿部との間に長い交渉があつてから、一九四〇年八月二十八日に、條約草案について意見が一致し、それから三日後に略式の署名をした。その後、さらに交渉があつて、いくらかの變更が加えられた後に、最終的形式の條約が確定した。一九四〇年十一月十三日の御前會議を経て、この條約は樞密院に廻され、一九四〇年十一月二十七日の本會議で可決された。この條約は、一九四〇年十一月三十日に、南京で正式に調印された。

日華基本條約

一九四〇年十一月三十日に調印された條約と關係文書は、一見したところ、相互に尊敬を維持することと、東亞に新秩序を建設するという共同の理想の

E-752

もとに、善隣として相提携することを目的とし、またこれを核心として、世界全般の平和に貢献しようとするものであつた。この條約によれば、兩國政府は兩國の間の修交に有害な原因を除去し、共產主義に對する共同防衛に當ることを約し、その目的のため、日本は蒙疆と華北の特定地域に必要な軍隊を駐屯させることになつていた。汪政府は中國の特定地域に海軍部隊と艦船を駐留させる日本の權利を認めた。さらに、華北と蒙疆の資源、なかんずく國防上に必要な資源に關して有無相通するようになり、兩政府は緊密に協力し、相互の必要を補うものとする。この條約は定めていた。なほ、他の地域の資源を開発するため、日本に積極的な、また充分な便宜を與えることに汪政府は同意した。通商を促進し、揚子江下流地域の通商貿易の促進に特に緊密に協力することに兩國政府は同意した。この條約には、二つの附屬の秘密協定があつた。第一の秘密協定では、外交は一致した行動を基調とし、第三國に關しては、この原則に反する措置は一切とらないということが同意された。その上に、日本軍隊が駐屯する地域の鐵道、空路、通信、水路に關する日本の要求に應ずることに汪政府は同意した。平時における中國の行政權と執行權は、尊重されることになつていた。第二の秘密協定は、日本艦船を「中華民國の領域内における港灣水域に自由に出入碇泊せしめる」ものであつた。汪政府は厦門、海南島及び隣接諸島における特殊資源の、なかんずく國防上必要な軍需資源の企畫、開發、生産に關して緊密に協力し、また日本

E-753

の戦略的要求に便宜を興えることに同意した。汪は阿部にあてた別の書簡で、日本が中國で軍事行動を続けている間、中國は日本の戦争目的が完全に達成されるように協力することを約束した。この條約が正式に調印されたと同じ日に、『日滿華共同宣言』が發表された。この宣言は、この三國が互いにその主權と領土を尊重し、華隣としての一攷提携、共同防共、經濟提携を行うことを定めていた。この條約と附屬秘密協定によつて、日本は中國の外交活動について發言し、中國内に陸海軍兵力を維持し、中國を戰略上の目的に使用し、中國の天然資源を『國防』に利用する權利を確保した。換言すれば、これらの文書に現われている外交辭令にもかかわらず、中國はせいぜい日本の一地方または一州となるか、悪くすれば、日本の軍事上と經濟上の必要を満足させるために搾取される國となることになつていた。

和平交渉の斷續と軍事行動の繼續

E-754

この條約の締結は、中央政府の對立、軍事上またはその他の利益の獲得とに關する限りでは、一九三八年一月十六日の近衛聲明に述べられた政策の實現されたものとして、日本政府が充分の満足感をもつて見てよいものであつた。同時に、抗戰を續けていた重慶にある中國國民政府をどう處理するかという問題は、未解決のままであつた。この時期における日本政府の態度は正路を外れたような、ぐらぐらしたようなものであつた。條約締結以前には、和平工作は重慶の中國政府を對象として行われていたが、こ

これという結果をもたらさなかつた。外務大臣松岡は、これらの交渉を自分自身の手で行おうとして、田尻、松本、その他を香港に派遣した。これらの努力も再び水泡に歸した。汪との條約締結の後には、重慶の中國政府に對する日本政府の態度は再び硬化した。一九四〇年十二月十一日に、阿部は次のような訓令を受けた。『今後帝國政府は（在南京）國民政府を承認し、之と正式外交關係に入りたる次第なる處、事態は尙繼續中なるのみならず、我方としては愈々長期戦の態勢を取らんとする情勢に値み、貴官は帝國既定の方針並に日支新條約の規定に則り、速に（在南京）國民政府の育成強化を圖らるべし。』その後も、重慶に對する軍事行動は續けられた。一九四一年三月一日に、畑は再び支那派遣軍總司令官に任命された。佐藤は一九四一年三月十八日に對滬事務局長官となり、木村は一九四一年四月十日に陸軍次官となつた。總理大臣近衛、木戸、陸海軍大臣の間に意見の一致があつてから、鈴木は企畫院總裁となつた。一九四一年四月二十一日には、重慶の後方にあつて戦時上の要衝であつたところの雲南省の首都昆明が爆撃され、同地のアメリカ領事館の建物が大きな損害を受けた。かねてから、日本軍の空襲のために、損害を蒙つていた重慶は、一九四一年五月九日、十日及び六月一日に、またもや爆撃された。

E-755

中國に關するハル・野村會談

この間に、世界平和に影響のある問題、特に中日關係について、野村大使はワシントンでアメリカ國

務長官コーデル・ハルと交渉を行っていた。これについては、後にさらに詳しく論ずることとする。ここでは、日本が次のことを求めたということを用いておけば充分である。(一) 中國に對するアメリカの援助を停止すること、(二) アメリカの助力によつて蔣介石大元帥を動し、日本と直接和平交渉を行わせること、(三) 實は蔣に日本の條件を受諾させること、(四) 滿洲國の承認、(五) 中國に日本軍を駐屯させることによつて、中國を軍事的隸屬の地位に置く權利である。

一九四一年七月二日に、東條、鈴木、平沼、岡の出席した御前會議が再び開かれた。この會議で、情勢の推移に伴う日本の國策要綱が可決された。これには、他のいろいろなことと共に、「蔣政權の屈服を促進するためにも、さらに壓力を加える」という決議が含まれていた。

第三次近衛内閣

外務大臣松岡は、日米交渉の運び方について、總理大臣近衛との間に完全な意見の一致がなかつた。東亞と太平洋に進出するとともに、すでにドイツの侵入を受けていたソビエト連邦を日本が攻撃することにも、松岡は賛成していたが、この政策は、日本の大多數の指導者が日本の力では無理だと認めたものであつた。この内閣は、松岡を除く手段として、

一九四一年七月十六日に辭職した。

E-756
一九四一年七月十八日に、近衛はその第三次内閣

を組織した。外務大臣としては、豊田が松岡に代つた。日本政府の根本政策は變らなかつた。

合衆國と日本との間の交渉は續けられた。一九四一年八月二十七日に、近衛はローズヴェルト大統領にメッセージを送つた。同日附の日本政府のステートメントも、ローズヴェルト大統領に手交された。このステートメントは、他のいろいろなことと共に、日本の佛印における行動は、「支那事變」の解決を促進しようとする意圖に出たものであると述べていた。ローズヴェルト大統領はこれに答えて、國際關係において當然に基礎としなければならぬ原則を、すなわち、あらゆる國の領土保全と主權の尊重と、他國の國內問題に干渉しないという主義とを繰返して述べた。この回答を受取つて、近衛は一九四一年九月五日に閣議を開き、その席で、一九四一年九月六日に御前會議を開くことにした。東條、鈴木、武藤及び岡が全部出席したこの御前會議では、十月中旬に交渉を打切るという決定を行つたほかに、提案中の近衛・ローズヴェルト會見において、「日支事變」に關して、次の請求事項を提出することも定められた。(一)アメリカとイギリスは「日華基本條約」と日滿華共同宣言に從つて行われる「日支事變」の處理を妨害しないこと、(二)ビルマ公路を閉鎖し、アメリカとイギリスは蔣介石大元帥に對して軍事的援助も經濟的援助も與えないこと。一九四一年九月二十二日に、豊田はグルー大使に、日本が中國に對して提出しようとして考へていた和平條件を記述した文書を手交した。その條件は次の通りであつた。(一)善隣友好、(二)主權

及び領土保全の尊重、(三)日華共同防衛、そのために
中國の一定地域に日本國軍隊を駐屯させること、(四)
第三點によるものを除いて、日本軍隊は事變解決に
伴つて撤退すること、(五)日本と中國の經濟提携、(六)
蔣介石政府と汪精衛政府との合流、(七)無併合、(八)無
賠償、(九)滿洲國承認。これらの條件は、体裁のよい
目的をもち、汪政府との條約を考慮しているが、そ
れにもかかわらず、實際には中國の完全な政治的、
經濟的、軍事的支配を日本に與えることになるもの
であつたといふことがわかるであらう。

E-758
一九四一年十月九日、總理大臣近衛と情勢を論じ
たときに、木戸は、アメリカといま直ちに戦争を行
うことは得策であるまいが、十年か十五年の間續く
かもしれない『日支事變』を完遂するための軍事行動の
準備を日本は行い、昆明と重慶に對する計畫を實現
するために、中國にある日本の全兵力を使用する準
備をしなければならぬといつた。一九四一年十月
十二日に、内閣は、陸軍大臣東條の主張によつて、
日本は中國における駐兵の方針または中國に關係の
ある他の政策について動搖してはならないこと、ま
た日華事變の成果を害するようなことは、一切行わ
ないといふことに意見の一致を見た。言い換へれば、
どんな場合でも、日本は中國ですでに獲得している
か、あるいは獲得の見込のある多くの物質的利益を、
一つでも放棄してはならないといふことであつた。
一九四一年十月十四日に、閣議に先だつて近衛は京
條と會談し、日米開戦と日華事變の終結とについて
再考するようにと要望した。京條は依然として中國

からの撤兵について、アメリカに少しでも譲歩することに反対し、近衛の態度はあまりにも悲觀的だと言った。その日に行われた閣議で、東條はその見解を固執し、完全な行詰りを引き起した。一九四一年十月十六日に、近衛は辭職した。

東條内閣の成立

近衛の辭職した後、木戸の推薦によつて、東條が總理大臣となつた。この推薦には、廣田も明確な承認を與えた。この新しい内閣では、東條はまた陸軍大臣でもあり、内務大臣でもあつた。東郷が外務大臣兼拓務大臣となり、智彦が大藏大臣となつた。鈴木は興亞院總務長官兼企畫院總裁であつた。嶋田が海軍大臣となり、星野が内閣書記官長に任命された。以前と同じく、總理大臣が興亞院總裁で、陸軍、海軍、外務、大藏の各大臣を副總裁としていた。

日米會談の繼續

日本政府は、新しい東條内閣が成立した後も、合衆國政府との外交交渉を續けた。しかし、一方では、決定を急ぐようにも見えながら、他方では、中國に關して、その態度を少しでも眞に改めようとする意思を示さなかつた。十一月四日に、東郷は野村に對して、かれの會談を援助させるために、栗栖が派遣されることを通知した。その日に、東郷は野村に、もう一つの通信を送り、合衆國政府に提出すべき條件を示した。その中には、日本軍の中國駐屯に關する條件が含まれていた。日本の依然として固執した點

E-759

は、日本と中国との間に平和が成立した後でも、中国、蒙疆及び海南島に軍隊を駐屯させること、その軍隊は不特定の期間撤退しないこととするが、必要ならば、これを二十五年間と解釋してもよいということであつた。これらの條件は、後に東條、東郷、嶋田、賀屋、鈴木、星野、武藤及び岡の出席した一九四一年十一月五日の御前會議によつて承認された。野村はその承認について、即刻通告を受けた。

中国における軍事行動の繼續

太平洋戦争の發生は、日本の中国における軍事行動を緩和させなかつたし、また重慶の中國國民政府を打倒するという決定にも何の變更ももたらさなかつた。太平洋戦争が起る前でさえも、中国の蒙つた死傷や損害は歴大な数量となつていた。一九四一年六月までに、日本側の統計によれば、中國軍は三百八十万の死傷者と捕虜を出し、日本軍は中國軍から歴大な戦利品を獲得し、中国の飛行機一千九百七十七機を撃破した。そして、日本軍自身の損害は戦死十萬九千二百五十、飛行機二百三機であつた。

E-760

一九四二年五月に、日本軍は重慶の後方にある雲南省の龍陵と騰衝とを占據した。一九四三年十二月に、かれらは湖南省の常德を攻略したが、これは間もなく中阿軍に奪還された。一九四四年の中ごろには、軍事行動は華中の奥地においていつそう激しくなつた。鄭州は一九四四年四月二十日に、洛陽は一九四四年五月二十五日に、長沙は一九四四年六月十八日に、衡陽は一九四四年八月八日に陥落した。次い

で、その年の冬には、日本軍は戦略上重要な中国西部にさらに突入した。日本軍は一九四四年十一月十日に桂林を、一九四四年十一月十一日に柳州を攻略した。終戦のときの中国軍の公式記録によれば、一九三七年七月七日から一九四五年八月までの期間に、中国側の受けた損害は、軍隊だけでも、死傷者、行方不明者が三百二十万九百四十八名であつた。戦争中に殺害され、または不具にされた非戦闘員の数は発表されていないが、すこぶる歴大な数の一般人の死傷者があつたに相違ない。

第七節

E-761

滿洲と中國の他の地域とに對する日本の經濟的支配

被告に對する訴追は、なかんずく、滿洲とその他の中國の地域における經濟的支配の獲得を目的とする侵略戦争を行つたことである。従つて、この問題に關して、提出された證據を簡潔に論ずることが必要となる。すでに述べたように、滿洲における日本の政策は、同地域を日本に追隨する政府のもとに統一し、その政府との協定やその他の手段によつて、日本で採用された計畫に非常に必要な基礎原料を入手すること、交通と産業及び商業の主要な部分との支配權を獲得することであつた。これらはいずれもその後の軍事行動に大きな價值のあるものであつた。

華北においても、同じ目的のために同じ計畫が用いられた。わけても、當時外國市場で入手することのできなかつた物資で、中國全体に對する作戦のためには必要であり、また全面的計畫の進捗に必要であつたものについて、その需要を満たすために、そうであつた。戦争が華中と華南に進展するに至つて、同じ政策が採用された。政治的支配の問題はすでに論じておいた。採用された種々の手段を次に述べるが、それは經濟的支配の政策がどの程度に實行されたかを示すものである。

254

一般的經濟問題

中國に對する日本の政策に關しては、政治政策に

E-762

関連して、本判決書の初めの方ですでに取扱つた。その際に言及された『計畫及び政策』のほとんどすべては、経済的問題をも扱つてゐる。従つて、ここでは、経済的支配の問題に特にあてはまる少数の決定だけに言及する。

この政策の典型的なものは、一九三六年八月十一日に、廣田内閣によつて採用された『第二次北支處理要綱』である。その主眼は、『北支民衆を主眼とする分治政治の完成を援助し該地域に確固たる防共親日滿の地帯を建設せしめ、併せて國防資源の獲得、並に交通施設の擴充に資し以て一はソ國の侵寇に備へ一は日滿支三國提携共助實現の基礎たらしむるに在り』といふのである。さらに、華北の獨立を確保するため、日本が現地政權を指導すべきことが定められていた。最後に、『該地方にある鐵、石炭及び鹽は我が國防の爲め、並びに我が交通施設及び電力の爲めに利用するものとす』と定められていた。

E-763

一九三七年二月二十日に、林内閣は『第三次北支處理要綱』を採擇した。その主眼は、國防資材の獲得、交通施設の擴充、ソビエツト連邦に對する防禦及び日滿華三國提携共助の實現である。一九三七年六月十日に、第一次近衛内閣時代の陸軍省は、『重要産業五カ年計畫要綱實施に關する政策大綱』を作成した。これは、すでにわれわれが述べたように、『我國運の將來に於ける飛躍的發展に備ふる爲、本計畫は、日滿支を通ずる総合的計畫の樹立』に基礎を置いたものと言われていた。さらに、この計畫は、『重要資源に付、我勢力圏内に於ける自給自足の確

立に努め、以て第三國資源に依存することなからしむることを目標とするものとす」と述べている。一九三七年十二月二十四日に、内閣は『支那事變對處要領』を決定した。その中に、『經濟開發方針』と題する一項目があつた。その項には、華北經濟開發の目標は、日滿經濟の総合的な關係を補強し、それによつて、日滿華の提携を確立するにあるとあつた。そのためには、中國の現地資本と日本の資本とを緊密に結合させ、それによつて、日本と滿洲國との國防に必要な物資の開發と増産に貢獻させることが必要であると考えられた。

右に擧げた最後の計畫を實現し、それに關する日本の努力を總合するため、一九三八年四月に、二つの國策會社の設立に關する規定が設けられた。華北に對しては北支那開發會社、華中に對しては中支那振興會社であつた。北支那開發會社の目的は、經濟的發展を促進し、華北における各種の企業を統一することであつた。その運営は、輸送、港灣の開發、發送電、鹽の生産及び販賣の各企業、並びにそれに關連する企業に持株會社として出資し、これを支配することであつた。

この會社は、日本政府の監督のもとに運営され、政府の命令に従わなければならなかつた。實際において、日常の業務を除いて、すべての決定事項が政府の承認を必要とした。たとえば、社債の募集、定款の變更、合併と解散と利益の分配との實施には、日本政府の承認が必要であつた。各會計年度における投資と金融についての計畫も、政府の承認を必要

E-764

とした。

梅津はこの会社の創立委員に任命され、岡はその補助者となつた。賀屋は相當の期間この会社の總裁を勤め、一九四一年十月十八日に、東條内閣の大蔵大臣になつたとき、その職を離れた。

中支那振興會社も、北支那開發會社と非常に類似した目的をもち、また實質的に同様な政府の支體のもとにあつた。後に言及するところの公共事業、交通輸送の振興及び天然資源の開發に關する企業は、これらの会社のうちのいずれかの支配のもとに置かれた。

E-755

各種の企業の運営を取扱う前に、一九三九年一月に企畫院によつて採擇された『支那の經濟開發要綱』のことを述べておかなくてはならない。この要綱には、中國の天然資源の開發は、東亞新秩序の確立の基本的手段として、日滿華三國の經濟的協力という觀念を實現する上に、寄與するところ大なるものがある」と述べてある。さらに、これらの工作は『軍事行動が繼續中であつても、作戦行動及政治工作の進展と平行して行はるべき重要な問題である』と述べている。

一九四〇年十一月五日に、内閣情報部から出た『日滿支經濟建設要綱』も、言及しておかなくてはならない。そのおもな目標は、概ね今後十年間に、三國を一環とする自給自足的經濟態勢を確立し、それによつて、東亞の世界經濟における地位を確立することであつた。この計畫によれば、日本の任務は、科學と技術を振興すること、重工業、化學工業及び鑛

業を開発することであつた。滿洲國は重要基礎産業を
 發展させ、中國はその天然資源を、特に鑛業と鹽業
 を開發することであつた。

この要綱には、その實施に關して、滿洲國や中國
 に相談することには、何も定められていないばかりでな
 く、この文書を全般的に通讀すると、これらの各部
 門の實施に關する決定は、日本によつて、しかも日
 本だけによつてなされることになつていたことが明
 らかになる。

E-766
 華北における日本の計畫の目的を示しているもの
 として、重要なのは賀屋の言葉である。すなわち、
 華北における物動計畫には三つのおもな點があつて、
 その第一は日本に軍需品を供給すること、第二は日
 本の軍備を擴張すること、第三は平和經濟の必要を
 満たすことであつた。

各種の産業

以上は日本政府によつて採用された一般的な計畫
 と政策との概要を示したものである。これらの一般
 的計畫がどういふふうな各種の産業や經濟のそれぞ
 れの特殊部門に適用されたかについて、簡単な概要を
 述べることは、この場合價值のあることであらう。

運輸と通信

一九三五年に、土肥原が華北の自治を確立するこ
 とに關して活動していたとき、かれは天津と石家莊と
 の間の鐵道建設を要求した。北支駐屯軍によつて、
 一九三五年十一月に立案された鐵道計畫については

すでに言及した。この計畫は、山東鐵道と隴海線の一部とを獲得し、中國で新しい鐵道をさらに建設しようとする日本の希望または意圖を示していた。

一九三八年七月に、北支那電信電話會社が組織された。北支那開發會社はその資本株の七〇%以上を所有した。右の會社の目的は、華北における海底電線を含めて、日本、滿洲國及びその他の世界各地と連絡する電信電話施設を建設し、運営することであつた。このほかに、北支那開發會社に從屬する會社は、華北交通會社と華北航空公司であつた。華北交通會社は、華北の三千七百五十マイルに及ぶ鐵道線、六千二百五十マイルのバス路線、六百二十五マイルにわたる内河水運を運営していた。

E-767

天然資源

一九三七年十二月の「支那事變對處要綱」によつて、日本のために収入を得る目的で、華北の鹽業を、また鑛産事業のほとんど全部を接收するために、國策會社を設立することが規定された。

中支那振興株式會社の子會社である華中鑛業公司は、約一億トンと推定されていた華中の石炭を開発するため、一九三八年四月に設立された。

約二億トンと推定され、中國全体の大半を占めると言われていた華北の鐵鑛埋藏量は、北支那開發株式會社の子會社であつた龍煙鐵鑛公司によつて、一九三九年七月に接收された。この公司の管理のもとにあつた鑛山のうちで、最も大きな埋藏量をもつと見積られていたのは、チャハル省の龍煙鑛山であつた。この鑛山から發掘された鐵鑛の一部とそれから生産された余剩鉄鐵とは、日本に輸出された。この公司の發掘した總發掘量四百三十万トンのうちで、七十万トンは銃鐵生産に使用され、残りのうちの百四十万トンは滿洲に、百万トン以上は日本に送られた。

E-768

華中における揚子江流域の鐵鑛埋藏量は一億トンと推定されていた。この埋藏資源の發掘を續ける目的で、一九三八年四月に華中鑛業公司が設立された。この公司は中支那振興株式會社とその他の日本の會社に支配されていた。この會社の資産のうちで、中國側の權利に對する支拂いは、設備と商品の形で行うことになつていた。

E-769

華北の石炭埋蔵量は莫大なもので、中國全体の埋蔵量の五割以上を占めると推定されていた。これらの石炭を開発するにあつて、日本側は特にコークス用炭の必要を考慮し、日本に對する供給を確保するため、中國側に對する供給を統制する方針をとつた。年産高の最も多かつた大同鑛山は、北支那開發會社の子會社であつた大同炭鑛公司によつて接收され、經營された。

一九三八年まで日本において消費された鹽の大部分は、中國を含めて、東洋と中東の諸國から輸入されたものである。中國からの供給を増加する目的で、華北で鹽を生産するため、北支那開發會社の子會社として、華北鹽業株式會社が設立された。同じ目的のために、華中では一九三九年八月に、中支那振興株式會社によつて、華中鹽業株式會社が組織され、持株會社の資金の投資によつて、新しい鹽田を開発する計画が立てられた。

公共事業

一九三七年十二月に上海を占領した直後に、日本側はいろいろな公共事業會社を接收した。そのうちに、次のようなものがある。(イ)浦東電燈會社、これは接收の上、華中水電公司の子會社にされた。この華中水電公司もまた日本側に支配されていた。(ロ)上海の中國電力會社は一九三八年六月に接收され、右の持株會社の子會社となつた。これらの場合に、各會社の所有者は、その會社の眞の價值よりも相當低い評價で補償を與えられた。

E-770
 閩北水電会社が接收され、太平洋戦争が起つた後には、アメリカ人所有の上海電力會社も接收された。一九四五年における降伏の後、種々の施設が元の所有者の手に取戻されたときに、設備と機械が普通の損耗よりもはるかにひどく傷んでいたという證據が裁判所に提出された。

金融

華北を占領した初めから、若干の軍票とともに、華北では朝鮮銀行券を、華中では日本銀行券を、日本軍は流通させていた。しかし、占領地域で日本の通貨を使用することは、日本の通貨制度に混亂をもたらすものであつた。この状態を改善するために、日本政府は一九三八年二月に中國連合準備銀行を設立した。そのおもな目的は、通貨を安定し、外國爲替の金融市場を統制することであつた。この銀行は、日本の圓貨にリンクされ、それによつて、華北における日本の投資の基礎となる紙幣を發行することを認可された。日本政府に支配されていたこの銀行は、きわめて重要なものとなり、その運営の金融面で日本の政策を實行した。

日本が中國の被占領地の經濟を事實上支配し、また商工業の重要な部分を支配した結果として、多數の日本の實業家や企業家が中國に渡り、その支配力を隠そうともしないで、中國の經濟生活にはいつて行つた。

合衆國の抗議

E-771

以上に述べた措置を採用したことは、必然的に他の國の通商貿易に影響を及ぼす結果となつた。そのため一九三八年十月六日に、合衆國大使グルーは總理大臣近衛にあてた書簡で、滿洲で起つたことが再び繰返えされていること、華北における爲替管理は差別的であること、日本が交通と通信を統制していることと、羊毛と煙草の獨占を始めようという案とは、關稅率の變更によつて、日本と日本の商人に中國で優先的地位を與えることになることを述べた。そこで、グルー大使は、次のことの中止を要求した。

(一)アメリカの貿易と企業に對する差別的な爲替管理とその他の措置、(二)日本權益に與えられた獨占權または優先權、中國における通商上または經濟開發上の權利の優越、(三)アメリカ人の財産と權利に對する妨害、特に郵便に加えられる檢閲、アメリカ人の居住と旅行、並びにアメリカの貿易と權益に加えられる制限。この抗議に對して、外務大臣は、その中で非難されていることが眞實であることを認めしたが、經濟的措置は、中國と東亞の利益であるからという理由によつて、正當であると主張した。

中國における麻薬

滿洲における麻薬の賣買に關しては、すでに述べた。

滿洲において採用された方針と類似したものが、中國の北部、中部及び南部で軍事行動が成果を収めるに伴つて、隨時採用された。この賣買は、軍事行動と政治的發展に關連していたものである。この賣買によつて、日本側によつて設置された種々の地方

E-772

政權のための資金の大部分が得られたからである。そうであれば、この資金は日本が供給するか、地方税の追加によつて捻出しなければならなかつたであらう。序でながら、阿片吸飲者の非常な増加が、中國の民衆の志氣に與えた影響は、容易に想像することができらるであらう。

中日事變が起る前に、阿片の吸飲を撲滅するため、中國政府は決然として努力を續けていた。これらの努力が成果を収めていたことは、一九三九年六月の國際連盟諮問委員會の報告によつて示されている。この報告によれば、一九三六年六月に實施された規則に基いて、中國政府のつた阿片中毒銀歴の措置は、きわめて満足な効果を擧げたといふのである。

E-773

一九三七年以後に、中國の阿片賣買に關係してしたのは、日本の陸軍、外務省及び興亞院であつた。三菱商事會社と三井物産會社は、日本、滿洲國及び中國のために、イランの阿片を多量に購入していた。外務省との取極めによつて、この二社は、一九三八年三月に、阿片の輸入先と事業の分擔範圍とについて協定を結んだ。日本と滿洲國に對する阿片の供給は、三菱によつて取扱われ、華中と華南に對しては、三井物産が取扱うことになつていた。華北に對する供給は平等に分擔し、毎年の購入高は、日本、滿洲國及び中國の官廳が決定し、二社に通告することになつていた。興亞院の要請に基いて、この協定は修正され、イラン産阿片買付組合を設立することが規定され、この組合の阿片營業は、右の二社の間

すでに述べた通り、一九三五年の土肥原・秦徳純協定の後に、北チャハルから中國軍が撤収してから、日本の勢力はチャハル省と、綏遠省に及んだ。それから後は、農民に對して、阿片をさらに栽培するところが奨励された。その結果として、阿片の生産は相當に増加した。

華北

華北では、特に河北省と山東省では、一九三三年の塘沽停戦協定と非武装地帯の制定があつてから、中國人は阿片賣買を取締ることができなかつた。そこでは、その結果として、阿片中毒者の數が驚くほど増加した。阿片の供給は、日本側に管理されていた種々の會社や組合によつて取扱われていたのである。

E-775

一九三七年に天津が占領されてから、麻薬の使用に著しい増加が見られた。天津の日本租界は、ヘロイン製造の中心地として知られるようになった。少くとも二百のヘロイン工場が日本租界に設けられた。一九三七年五月に、國際連盟の阿片賣買に關する諮問委員會では、世界中にある禁制薬白丸(ヘロイン)を使用した丸薬のほとんど九割が天津、大連、その他の滿洲と華北の都市で製造された日本品であることは、周知の事實であると述べられた。

ここでも、實質的には右と同様なことが行われた。南京の阿片の吸飲は、一九三七年までにほとんど一掃されていた。日本軍による占領の後は、麻薬の買は公然と行われるようになり、新聞に廣告までされた。本章の初めの部分で立證されたように、麻薬の買の獨占から得た利益は莫大なものであつた。一九三九年の秋までには、南京における阿片販賣の月収入は、三百万ドルと推定された。従つて、滿洲、華北、華中、華南における阿片販賣の規模から推してみれば、日本政府にとつて、収入の點だけからしても、この事業がどのように重要であつたかが明らかである。われわれは、麻薬販賣に關して、さらに詳細を述べる必要を認めない。一九三七年以後に、上海、華南の福建省と廣東省、その他の地域で、日本によつて省や大都市が占領されることに、阿片販賣は、すでに述べた中國の他の地域におけると同様を規模で増加したということを述べれば充分である。

JUDGMENT, I.M.T.F.E.
PART B, CHAPTER VI
[Japanese Translation by
Language Division, IMFFE]

英文七七六一八四二頁
一九四八年十一月一日

ソビエト連邦に對する日本の侵略

第 B
六 章 部

極東國際軍事裁判所
判 決

裏面白紙

E-776

ソビエト連邦に対する
日本の政策

日本の『生命線』満洲

裁判所に提出された證據に關係のある期間を通じて、ソビエト連邦に對して戦争をしようという意思が、日本の軍事的政策の根本的要素の一つであつたことが示されている。アジア大陸の他の地域と同様に、軍閥はソビエト連邦の極東の領土を日本に占領させることを決意していた。滿洲（中國の東三省）の占領は、その天然資源のために、進出と植民に對する關心を引いたけれども、ソビエト連邦に對する企圖された戦争の發進地としても望ましかつた。滿洲は日本の『生命線』と呼ばれるようになったが、それは防禦の線というよりも、むしろ前進の線を意味していたことは明かである。

ソビエト連邦の極東の領土に侵入して、これを領有するという目的は、日本の軍事的野心を絶えず驅りたてる刺戟となつていたように思われる。日本の對外侵出の強い主張者であつた大川は、すでに一九二四年に、シベリアの攻略を指して日本の目標の一つであると呼んでいた。大川と意見がよく一致していた軍部も、これと同じ態度をとつていた。陸軍將校は、滿洲は日本の『生命線』であり、ソビエト連邦に對する一つの『防禦』として發展させなければならぬという考えを提唱し始めた。一九三〇年、關東軍の一參謀將校であつたときに、板垣は滿洲に新しい國家を建設するために武力を用いること

E-777

を主張した。大川に倣つて、かれはこれが『王道』の發展であり、アジア諸民族の解放をもたらすものであると主張した。一九三一年、モスコイの大使であつたときに、廣田は参謀本部に對する情報として、いつでも必要なときに、ソビエツト連邦と戦争する覚悟をもつて對ソ強硬政策をとる必要がある。しかし、目的は共產主義に對する防衛というよりも、むしろ極東シベリアの占領にあると提言した。

一九三二年五月、齋藤内閣の成立とともに、滿洲の冒險に關して、内閣の軍人關係と文官關係との間に起つていた軋轢について、ある程度の妥協が成立した。その結果として、内閣は滿洲における陸軍の政策を受け容れ、日本の支配下にある地域を開發することに決定した。今や關内の反對を受けなくなつた陸軍は、北方におけるソビエツト連邦との戦争を唱道し、それとともに、この戦争の準備にとりかかつた。一九三二年七月には、モスコイ駐在の日本陸軍武官河邊は、ソビエツト連邦との戦争に對する準備の重要性を説き、この戦争は避けられないものであるといつた。かれは中國及びソビエツト連邦との戦争を當然の歸結であると見た。一九三二年に、被告南は日本海を湖水化することを提唱したが、これによつて、かれは明らかに日本海に臨むソビエツト領極東の占領を意味したのである。一九三三年四月に、當時陸軍省軍務局にいた鈴木は、ソビエツト連邦のことを日本の絶對の敵であるといつた。かれの言葉によると、ソビエツト連邦は日本の國体を破壊することを目的としているからというのであつた。

E-778

『國防』

ここで、荒木の『國防』という言葉に関する論議を述べることは、興味のあることである。荒木の指摘するところによれば、この言葉は、日本の具体的な防禦だけに限られず、皇道すなわち天皇の道の防禦をも含んでいる。これは、武力によつて隣接諸國を占領することは、『國防』として正當化することができるということを、別な言葉でいつたものにするまい。このころに、すなわち一九三三年に、當時陸軍大臣であつた荒木は、『國防』について婉曲な言い廻しを捨てて、地方長官會議で、少くともソビエツト連邦に關しては、かれの意味したところを正確に語つた。『日本はソビエツト連邦との衝突を避けることはできない。従つて日本にとつて沿海州、ザバイカル、シベリアの領土を軍事的手段によつて確保する必要がある』とかれは述べたのである。荒木の『國防』の定義は、齋藤内閣によつて、滿洲における政策の基本として採用された。すでに示されたように、日本の指導者は、かれらの侵略的な軍事的冒險を、それが防禦のためであるという主張によつて正當化しようとして常に努めてきた。滿洲が日本の『生命線』として開發されたのは、この意味においてであつた。

E-779

外交上の應酬

ソビエツト連邦に對する日本の政策が攻勢的または侵略的なものであつて、守勢的でなかつたということは、一九三一年から一九三三年に至る期間の、

外交上の應酬によつて示されている。この期間に、ソビエツト政府は日本政府に對して、不侵略中立條約を締結することを二回にわたつて正式に提案した。一九三一年に、日本の外務大臣芳澤と廣田大使に對してなされたソビエツト側の文書の中で、不侵略條約の締結は、「政府の平和を愛好する政策と意圖との表現であり、また日ソ關係の將來が西ヨーロッパとアメリカとにおいて思慮の対象となつてゐる現在それは特に今が好時機である。條約の署名は此の思慮に終止符を打つことになる」と指摘された。日本政府は、この提案に對して、一年の間回答を與えなかつた。一九三二年九月十三日になつて初めて、駐日ソビエツト大使は、日本の外務大臣内田から、「……この場合兩國政府の間において本件に關し交渉を正式に開始することは時機にあらず」という理由で、この提案を拒絶した回答を受け取つた。一九三三年一月四日に、ソビエツト政府は、前回の提案は「一時的考慮によつて行われたものでは無い。その平和政策に由來するものであるから、將來にわたつても效力がある」ということを強調して、條約の締結に關する提案を繰返した。一九三三年五月に、日本政府は再びソビエツト連邦の提案を拒絶した。その當時に、日本政府は、それが極東におけるソビエツト連邦の平和政策の誠意のある表明であるという保證を受けていたにもかかわらず、日本がこの提案を拒絶したということに注意しておかなければならない。一九三三年四月に、外務省歐米局長であつた被告東郷によつて書かれた秘密の覺書の中

E-780

で、「ソビエト連邦が日本との不侵略條約を望む動機は、日本が滿洲に進出して以來、その極東の領土に對して次第に脅威を感じ、この領土の安全を保障したいという希望にある」とかれは述べた。一九三三年十二月になると、關東軍は、日本が滿洲をソビエト連邦に對する攻撃の基地として用いる日のために、計畫と準備を行つていた。

ソビエト連邦に對する計畫の繼續

廣田は日本の意圖が侵略的であつたといふことを否定したのであるが、一九三四年に就任した岡田内閣は、一九三五年に、滿洲における陸軍の經濟計畫に支持を與えた。一九三五年十一月に、當時スカンディナヴィア諸國の公使であつた白鳥は、ベルギーの大使有田に書簡を送つて、次のように指摘した。

E-781

「蘇露現下の實力は、單に數字上より之を觀れば頗る偉大なるが如くなるも、革命尙ほ日淺く、國內不平分子は所在に充満し、器材物資人的要素に於て未だ缺如する所多く、一度大國と兵火相見えんか、忽ち内部崩壊を來すべきは、略々明瞭なり。實情を熟知するもの意見一致する所にして、今日の蘇露に對し最も望まじきは、對外關係の無事平穩ならん事に在り。随つて、蘇露と境を接する諸國にして早晩清算を要すべき条件を要する者は、今日の時季を空過すべきに非ず」と。かれの提言したことは、ソビエトに對して、「斷固として」、「また讓歩させる」の「最小限」のこととして、「ウラジオストクの軍備を撤廢すること」、「その他」、「バイカル湖地方に

一兵も駐めざる。・・・。ことを要求しなければならぬといふことである。ソビエト連邦との間の日本の問題の根本的な解決策として、⁷⁸²「・・・。ロシアの脅威を永久に除去するがためには、彼をして無力な資本主義共和国ならしめ、その天然富源を著しく制限するを要す。・・・。今日ならば未だその見込十分なり」と白鳥は提言した。

二・二六事件

一九三六年二月二十六日に、東京で陸軍の叛亂によつて引き起された岡田内閣の瓦解について、われわれはすでに論じた。陸軍の非難は、この内閣の態度が充分に強硬でないといふことにあつた。二月二十七日に、すなわちこの事件の翌日に、廈門の日本の領事館は、この叛亂の目的は、當時の内閣を軍部内閣に置き換へることであり、軍部の青年將校は、日本がアジアの唯一の強國となるために中國の全土を占領し、ソビエト連邦に對して即座に戦争するための準備をさせる意思であると説明した。

一九三六年の國策の決定

一九三六年八月に、今や總理大臣となつた廣田は、外務、陸軍、海軍、大藏の各大臣とともに、日本の國策について、一つの決定を行つた。これは重要な、意義の深い文書であつて、他のこととともに、⁶「外交國防相俟つて東亞大陸に於ける帝國（日本）の地歩を確保すると共に南方海洋に進出發展する」ことを目的としたものであつた。「國防」という言葉が

耳-7.3

持ち出されたことは、意義の深いことである。實際上の措置の一つとして、日本は「滿洲國の健全な發展と日滿國防の安固を期し、北方ソ國の脅威を除去することに努むるもの」とされていた。この決定は、軍事力の程度は、「ソ國の極東に使用し得る兵力に對抗する」ために必要な程度のものであることを定めた。日本が「ソ國の兵力に對し開戦初頭一撃を加えることができるように、朝鮮と滿洲における軍事力の充實に特別の注意が拂われることになつてい」た。この政策の決定から必要となる廣汎な戦争準備を行うにあつて、軍備の擴充は、ソビエト連邦がその東部國境に沿つて展開することのできる最も強い兵力に對して、殲滅的な打撃を與えるに充分な強さの戦闘力をつくり上げるまで行かなければならぬと決定された。當時の状況に照して、日本の國策のこの決定を検討すれば、ソビエト連邦の領土の一部に對して、占領の目的で攻撃する意思があつたことがわかる。そればかりでなく、この目的は、防禦的であるという口實に隠れて、その準備を行い、實行されることになつていた。

一九三六年八月の國策決定の結果として、陸軍によつてつくられた一九三七年の諸計畫は、明らかにソビエト連邦との戦争を予期することによつて必要になつたものである。一九三七年五月に出された重要産業に對する計畫は、「東亞指導の實力を確立すべき飛躍的發展」をかち得るためであつた。同じ目的で、一九三七年六月に出された計畫は、「萬難を排して達成されることになつていた日本の運命

の「飛躍的發展に備ふるため」に、一九四一年までに自給自足の体制が達成されなければならぬといふことを定めた。戦争資材に關する計畫は、同じ目的に向けられたもので、日本の經濟は「軍政により事務の處理を統合歸一することによつて合理的に發展させる」と定めた。平時体制から戦時体制に、急速に移行するための準備に注意が拂われることになつていた。

E-784

陸軍によるこの計畫は、中國における戦争が蓋溝橋で繼續されるすぐ前になされたものであるけれど、この戦争だけを目標としたものではなかつた。岡田は、本裁判所に對して、これらの計畫はソビエツトの五カ年計畫に對應するものであり、ソビエツト連邦に對する日本の國力を維持する目的をもつていたと陳述した。重要産業と、戦争資材の生産に比較的に直接の關係のある産業とに對する諸計畫を檢討すれば、一見して、それらの計畫が、「國防力」を確保するためであつたことがわかる。さきに述べたように、「國防」とは、日本の軍國主義者にとつて、武力によるアジア大陸への進出を意味した。ここでいま論じている諸計畫は、この進出を達成しようとする陸軍の意圖を啓示した。

これらの計畫が攻勢的な計畫であつて、防衛的なものではなく、ソビエツト連邦を目標としていたことは明らかである。一九三二年のモスコイ駐在陸軍武官の所見と、一九三三年に同様な趣旨を述べた鈴木所見とに、われわれはすでに言及した。華北における政治的な工作は、「反共」という標語に基い

E-785

ていた。一九三六年八月の國策の決定は、日本の軍事力の擴充の尺度として、ソビエト連邦の軍事力を明確に指摘していた。そして、一九三七年の陸軍の諸計畫が出されたらうどそのときに、中國の事態とソビエト連邦に對する軍備の状態とを考慮すれば、ソビエト連邦に對して行動を起す前に、關東軍の背後に對する脅威を除くために、中國を攻撃することが望ましいという東條の意見具申があつた。ある新聞記事の中で、日本の軍備の支柱としてばかりでなく、ソビエト連邦に對して使用するためにも、空軍を擴充すべきことを橋本が説いたのも、このときであつた。すなわち、一九三七年七月である。

ソビエト連邦との戦争の豫期と唱道

すでにわれわれが述べたように、一九三八年において、日本の報道機關が陸軍によつて有効に統制されていたときに、當時の文部大臣荒木は、大阪の經濟研究會の會合で、『中國及びソ聯と最后迄戦ふといふ日本の決心は十年以上もそれを繼續するのに分である』と述べたと新聞に報道された。

一九三八年に、關東軍司令官植田大將も、華北の事態を論じて、『緊迫せる對ソ戦』に言及した。最後に、一般的に陸軍が、特に參謀本部が、急いで中國における戦争を終らせようとしたのは、疑いもなく、陸軍がソビエト連邦に對して意圖していた戦争が切迫していたので、ぜひともそれが必要だつたからである。

防共協定

一九三〇年代の中頃から、ヨーロッパのおもな侵略的な勢力として現われてきたドイツとの関係は、ソビエト連邦に對する戦争を企てるという日本への目的にかんがみて、日本にとつて特に重要なものであつた。

被告大島は、早くも一九三四年三月、陸軍武官としてドイツに派遣されたときに、参謀本部から獨逸關係を注視し、ソビエト連邦との戦争の場合には、ドイツがどんな行動に出るであらうかを見きわめるように命令されていた。

一九三五年の春に、大島とリッペンロップとは、日獨同盟のための討議を始めた。一九三五年十二月下旬から、日本の参謀本部からその目的のために特に派遣された若松中佐が、この討議に加わつた。

計畫されていた協定は、一般的な政治的目的を有し、その調印は陸軍の管轄外のことであつたから、この問題は政府にその考慮を求めするために提出された。そして、一九三六年から、日本大使武者小路が交渉の任にあつた。

一九三六年十一月二十五日に、いわゆる「防共協定」が日本とドイツによつて調印された。この協定は、條約の本文と一つの秘密協定から成り立つていた。條約の本文だけが世間に發表された。それには、締約國は共産インターナショナルの活動について相互に通報すること、必要な防衛措置について協議すること、緊密な協力によつて右の措置をとること、第三國に對して、この協定に従つて防衛措置をとるか、この協定に参加することを共同に勧誘すること

が述べてあつた。

秘密協定は、協定自体の中で規定しているように、秘密にしておくことになつていた。実際において、それは侵略國によつて發表されたことはまつたくなく、押收された秘密文書によつて初めて連合國に知られるようになった。新聞に發表された聲明書の中で、日本の外務省は、この協定に附屬する秘密條項の存在を否定し、この協定は、共產インターナショナルそのものに対する闘争において、二國の間で特殊な協力を行うことを表示すること、日本政府は、國際プロツクの形成を考慮していないこと、「この協定はソビエツト連邦またはいづれの他の特定國をも目標としたものではない」ことを宣言した。

協定の目的は、日本とドイツの間に、ソビエツト連邦を對象とした制限的な軍事上と政治上の同盟を成立させることであつた。元合衆國國務長官コーデル・ハルは、「この協定は、表面上は共產主義に對する自己防衛であつたが、實際はその後の匪賊國家による武力的對外進出の手段のための準備工作であつた」と指摘した。獨自の立場から到達されたところの、われわれの見解もこれと同じである。

この協定は、主としてソビエツト連邦を對象としたものであつた。秘密協定は、ソビエツト連邦に對して、ドイツと日本の間に、制限的な軍事上と政治上の同盟を成立させた。兩當事國は、相互の同意なしに、この協定の精神に反するような政治的協定をソビエツト連邦との間に締結しないことを約束した。一年の後、一九三七年十一月六日に、イタリヤが

防共協定に参加した。

この取極めは、形式的には、ドイツと日本のどちらかに對して、ソビエツト連邦が挑發されない攻撃を加えた場合にだけ、兩國の間に相互的な義務の生ずることを規定し、その義務を、このような場合に、ソビエツト連邦に對して援助を與えないということだけに限つた。事實において、このときに、ドイツまたは日本に對して、ソビエツト連邦が侵略的意圖を持つていたという證據はまったくない。従つて、ソビエツト連邦によつて挑發なしに攻撃を受けるといふ萬一の場合に備えて、この協定を締結したことは、まったく正當な理由がなかつたと認められるであらう。この協定が眞に防禦的でなかつたことは、秘密協定による當事國の約束が廣く解釋されたことによつて示される。このような解釋は、すでに最初から、ドイツと日本によつて、これらの約束に與えられていた。このようにして、一九三六年十月に、リッベントロップの了解と同意のもとに、ドイツ駐在の日本大使武者小路が送つた電報の中で、外務大臣有田に對して、『上述の秘密協定の精神のみがソビエツト連邦に對するドイツの將來の政策に決定的なものとなるという確信』をもつていたということ。武者小路は報告した。外務大臣有田は、平沼を議長として防共協定を可決した一九三六年十一月二十五日の樞密院會議で、同様の趣旨を述べた。この協定のおもな趣旨は、『今後においては、ソ國は日獨双方を敵とせざるべからざることを考へなければならぬ點にあることを有田は強調した。ソビエツ

E-788

ト連邦に對するドイツと日本との同盟の性質が防禦的でなかつたといふことは、一九三九年八月二十三日にドイツがロシアと不侵略條約を締結したことを、日本の指導者が防共協定に甚く約束を明らかにドイツが破つたものと見做したといふ事實によつても示されてゐる。ドイツ外務大臣に傳達されるように、ベルリンの日本大使に於て一九三九年八月二十六日附の書翰の中で、「日本政府は、ドイツ政府とソビエツト社會主義共和國政府との間に最近締結された不可侵並に協議條約を、國際共產黨に反對する協定の附加的秘書協定に矛盾するものと見做してゐる」といふことが指摘された。

防共協定のおもな目的は、ソビエツト連邦の包圍であつた。このことは、この協定の起草者の一人であるツァリツェントロツプが次のように述べたときに、かれが部分的に容認したところである。「勿論ロシアに對する政治的意義もあるにはあつた。それは多少協定の背景をなしてゐた。」

防共協定は最初に五カ年同效力があると規定されていたが、その防共協定が一九四一年十一月二十五日に満了し、かつ延長されたときに、秘密協定は更新されなかつた。今やその必要はなかつたのである。秘密協定の約束は、この延長に先だつて締結された三國同盟の中に包含されてゐた。

その後の数年間、防共協定は、ソビエツト連邦に對する日本の政策の基本として用いられた。ドイツとのこの軍事同盟は、ソビエツト連邦に對する日本の政策と準備との上に、重要な役割を演じた。一九

三九年五月四日附でヒットラーに送つた聲明書の中で、總理大臣平沼は、「……我々兩國間に確立している防共協定が、兩國に課せられたる使命の遂行に當り如何に有利であるかを確認する事は私にとり喜びであります」と明確に指摘した。

E-790

三 國 同 盟

大陸において利慾的な諸計畫を實現しようとする日本の希望は、ドイツと一層密接な連繫を得ようという政策を促進した。

一九四〇年九月二十七日の三國同盟の成立をめぐる経緯は、すでに本判決の初めの部分で、充分に論じておいた。われわれは、ここでは簡単にそれに言及することに止めようと思う。この同盟の適用は、ソビエト連邦だけに限られるものではなかつたけれども、日本が特に交渉の初期において關心を持つていたのは、ソビエト連邦であつた。これらの交渉は、一九三八年の中ごろには、すでに始められていた。ドイツはヨーロッパで廣汎な侵略計畫に没頭し、すべての假想敵國に對する軍事同盟を求めていた。その交渉は一年半以上も實を結ばなかつた。他方で、日本の方では、三國同盟は、ソビエト連邦だけではないにしても、主としてこれを對象とした防共協定の發展したものであるように望んだ。この期間の初めの頃の彼の手記の中で近衛公爵は次のように云つてゐる。「此時の同盟の對象はソ聯であつて、當時已に存在せる三國防共協定を軍事同盟に變えるものとして計畫せられたものである。」

この交渉に参加した者のうちで、最も積極的な一人であつた被告大島は、一九三八年六月に、かれが日本の参謀本部の主任課から受取つた訓令には、ソビエト連邦を對象とするドイツと日本の協力を促進することを定めてあつたと證言した。

一九三九年四月に、リッペントロップは、東京のドイツ大使あての電報の中で、日本は「本條約が署名され、公表された後に、イギリス、フランス及びアメリカの各大使に對して、概略次のような内容の宣言をすることができるといふに、われわれのはつきりした賛意を要求した。すなわち、本條約は防共協定から發展したことで、同盟國はロシアを敵と見てゐること、イギリス、フランス及びアメリカは、かれらが本條約の對象であると思ふ必要はないことである。」

E-791

その三國同盟自体には、ソビエト連邦を目標としたといふことは、特に擧げられてはいないけれども、このことは、一九四〇年九月にこの同盟が調印されたときに、疑いもなく、日本陸軍の念頭にあつた。第五條の「本同盟ノ前記諸條項ガ三締約國ノ各々ト「ソビエト」聯邦トノ間ニ現存スル政治的状態ニ何等ノ影響ヲモ及ボザルモノ」といふ留保は、眞意を示したものである。ベルリンの日本大使來稿は、一九四〇年九月二十六日の東京あての電報の中で、「ドイツ政府は、ドイツ新聞を指導して、本條約はロシアとの戦争を豫期しているといふ趣旨ではないことを特に強調させる意向であるが、他方ドイツは、ロシアを牽制するために東部地域に軍隊を集

結している」と述べた。

E-792

外務大臣松岡もまた、一九四〇年九月二十六日の
樞密院審査委員会で、この協定の第五條に言及して
「不可侵條約ありとも、獨ソ戦ふ時は、日本はドイ
ツを援助し、日ソ戦ふ時はドイツは日本を援助す。
現存とは、ソの現状は變更出来ぬかと云ふと、然ら
ずして、此の條約では變へないとの意なり。．．．
と述べた。この同盟について、右と同じ解釋が、そ
の發案者であるリッペントロップによつて與えられ
た。『．．．これは一石二鳥の手である。ロシア
に對してとアメリカに對して』とかれはいつたので
ある。

一九四一年六月二十二日に、すなわち三國同盟が
締結されてから一年足らずのうちに、ドイツはソビ
エツト連邦に侵入した。追つて論ずることにするが、
ソビエツト連邦との中立條約にもかかわらず、日本
はドイツに援助を與えた。もつとも、ソビエツト連
邦に對する公然たる戦争は差控えた。

滿洲國境における日本の攻撃

一九三八年および一九三九年に日本が滿洲の國境
を越えて、東はハサン湖、西はノモンハンで攻勢作
戦を開始した。これらのことは、追つて一層詳しく
論ずることにする。

日ソ中立條約

一九四一年四月十三日に、ソビエツト連邦と日本
は中立條約を締結した。この問題は、後に論じた方

がもつと便利であろう。しかし、これから言及しよ
うとする事項について、日本がこの條約を無視した
から、右の時期にこの條約が締結されたということ
をここに述べておくのである。

E-793

一九四一年六月のソビエト連邦に
對するドイツの攻撃

一九四一年六月に、ドイツがソビエト連邦を攻
撃した後、樞東におけるソビエト領土を占據せよ
という主張が根強く續けられた。ドイツによるこの
攻撃は、ソビエト連邦に對する日本の利慾的な政
策を、確かに刺戟した。日本の爲政者は、ソビエッ
ト連邦に對するドイツの勝利を必然であり、かつ目
前にさし迫つていると見做し、日本がソビエツト連
邦に對する侵略的な計畫を實行に移すために、これ
を好機であると考へた。

ソ連に對するドイツの攻撃が最初は成功したので、
日本の軍國主義者の間に、初めのうちは、ソビエッ
ト連邦に對する攻撃を早めようとする傾向があつた。
ドイツ大使オットは、一九四一年六月二十二日、す
なわちドイツがソビエツト連邦を攻撃した日の電報
で、松岡との會談について報告し、その中で、「か
れ（松岡）は、從來と同じく、日本は結局この衝突
に中立を保ち得ないという意見である。．．．會
談の終りごろ、松岡は六島からいま一つの電報を受
取つた。それによれば、ドイツ外務大臣は、ロシア
が樞東から撤兵したとの説に對して注意を喚起して
いた。松岡は、直ちに適當な對策を提案しようと思

ずから進んで言明した」と指摘した。

E-794 日本には、攻撃の軍事的準備が遅れるのではないかと、かといふ心配さえあつた。このような考えは、外務大臣豊田からワシントンの日本大使に送られた一九四一年七月三十一日附の電報（第四三三三號）に現われていた。

いわく、「もとより獨ソ戦争は、わが方に北方問題解決の絶好の機会を與え、またわが方としては、この機に乗ずる準備を進めていることは事實である。……もし獨ソ戦争の進み方があまりに速いと、帝國としては必然的に、何等の有效な一致の行動をとる余裕がなくなるであらう」と。

一九四一年七月二日の軍部と政治指導者との秘密御前會議は、「獨ソ戦に對しては、三國樞軸の精神を基調とするも、暫くこれに介入することなく、密かに對ソ武力的準備を益え、自主的に對處す。この間、周密なる用意をもつて外交交渉を行う。獨ソ戦争の推移帝國のため有利に進展せば、武力を行使して北方問題を解決し、北邊の安定を確保す」と決定した。

E-795 この決定は、ソビエト連邦との中立條約にもかかわらず、日本がソ連に對する共同謀議に参加しなければならぬと考へたか、または自己に有利な好機を窺つていたかのいづれかを示唆するものである。いづれにしても、日本はそのソビエト連邦に對する攻撃の時機を、ソビエトとドイツとの戦争における最も都合のよい瞬間とするつもりであつた。

E-795 この會議の決定の後に、準備が強化されたことは、ドイツ大使オットが東京からベルリンにあてたところ

るの、一九四一年七月三日の電報によつて示されて
いる。獨ソ戦争の發生とともに、駐日ソビエト連
邦大使スメタニンは松岡と會見し、この戦争に對す
る日本の態度に關する根本的な問題について尋ねた。
スメタニンは、松岡に向つて、一九四一年四月十三
日のソビエト連邦と日本との間の中立條約に従つ
て、ソビエト連邦と同様に、日本が中立を維持す
るか否かを尋ねた。松岡はこの質問に對する率直な
回答を避け、この問題に對するかれの態度は、ヨ
ーロバから歸朝した際にかれがなした聲明の中で、
(同年四月二十二日に)すでに表明されていると述
べた。それと同時に、三國同盟が日本の對外政策の
基礎であり、もしこんどの戦争と中立條約とが、こ
の基礎及び三國同盟と矛盾するようになるとあるな
らば、中立條約は「效力を失うであろう」とかれは
強調した。オットはこの會談のことを知つて、これ
について七月三日の電報で、次のように報告した。
「松岡は、ソビエト大使に對する日本の言明の用
語は、軍備がまだ不完全であるので、ロシア側を欺
くか、または少くともロシア側に確實なことをわか
らせないでおくことが必要であつたからである」と
言つた。現在、スメタニンは、われわれに傳達され
た政府の決定が暗示するように、ソビエト連邦に
對する準備が迅速になされていることに感づいてい
ない」と。

E-796

このときに、日本ができるだけ早くソビエト連
邦を攻撃するように、ドイツは力説していた。東京
のドイツ大使に於て一九四一年七月十日の電報で、

リツベントロツプは、まあ、貴官は、松岡あての予の傳言に基き、貴官の手中にある一切の手段を用いて、日本ができる限り速やかにロシアに對して参戦するように努められたい。何となれば、この参戦の實現は早いほどよいからである。從來と同じく、ドイツと日本とが、冬になる前にシベリア鐵道上で相會するようになることが當然の目標でなければならぬ。ロシアの崩壊と同時に、世界における三國同盟の地位は絶大なものとなるであろうから、イギリスの崩壊の問題、すなわちブリテン諸島の完全な滅亡は、ただ時の問題にすぎなくなるであろうと述べた。

E-797
少くとも日本の外務省は、日本のソビエト連邦に對する戦争の計畫の實行が間近に迫っていると考へたので、戦争を挑發する適當な手段を見つけることを話し合うほどであつた。一九四一年八月一日のかれの電報で、オットは次のように報告した。外務次官事務取扱であつた書記官山本との會談の中で、『ソビエト政府に要求を提出することによつて、日本は積極的な進出を開始するつもりであるかと、これを予想しているように尋ねたときに、外務次官は、その方法は、中立協定にもかかわらず、ロシアの日本攻撃に對する防衛の口實を見出す最上の方法であるといつた。かれ個人としては、ソビエト政府がとうてい受諾できないほど峻厳な要求を考えているが、これによつて、かれは領土の割讓を念頭に置いているように思われた。

ドイツのソビエト連邦に對する當初の作戦が失敗したことは、日本に自身の攻勢的計畫を遅延させ

た。ソビエットとドイツとの戦いの状況は警戒を要した。八月の初めに、ドイツ陸軍の進撃の速度が遅くなつたときに、大島はリッペントロップにその理由を尋ねた。リッペントロップはカイトルに尋ねるようにといつた。カイトルは、ドイツ陸軍の前進が遅れたのは、兵站線があまりにも長くなつたので、後方部隊が次第に遅れているためであること、その結果として、前進が計畫より約三週間遅れていることを説明した。

ソビエットとドイツとの戦争の成り行きは、日本の當面の政策には、引き續いて影響を與えたが、その長期政策には、影響を與えなかつた。オットは、一九四一年九月四日に、ベルリンあての電報で、¹ロシア軍がドイツ軍のよきな軍隊に對してなしている抵抗にかんがみ、日本參謀本部は、冬が来るまでにロシアに對して決定的な成功を收め得る自信がない。さらに、おそらく參謀本部は、まだ生々しいノモンハンの記憶、特に關東軍の記憶に支配されているのであらう。²これにかんがみて、³……大本營は、最近ソビエット連邦に對する行動を延期する決定に到達した。⁴

E-798
オットは、一九四一年十月四日の電報で、リッペントロップに對して、⁵依然として戦局態勢にあると考えられている極東軍に對して、日本が戦争を行うことは、來春までは實現できない。……ソビエット連邦がドイツに對して示した頑強さは、日本による攻勢が八月か九月に行われたとしても、本年はシベリア經由の路を開くことはできそもないこ

とを示している」と報告した。

日本はソビエト連邦に對する即時攻撃を延期したが、この攻撃を依然としてその政策のおもな目的の一つと見做し、攻撃のための決意もゆるめなければ、準備もゆるめなかつた。日本の外務大臣は、一九四一年八月十五日に、イタリア及びドイツの大使と秘密の會談を行い、日ソ中立條約と、日本は戦争に参加しないであろうというロシアの推定とに言反して、「今日帝國が進めつつある軍事的な對外進出にかんがみ、現在の状況においては、ソビエトに關して、ドイツ政府とともに企てられる將來の計畫を遂行するための第一歩として、前述のソビエトとの取極めが最良の措置であると私は考える」といひ、また「これは單に一時的の取極め、言いかえれば、準備が完成するまでソビエトを牽制する性質を帯びるものである」といつた。

多分日本の外務大臣から日本大使に告げられたところの、一九四一年十一月三十日の東京からベルリンへの傍受された電報において、日本大使はヒットラーとリッペントロップに會見するよう訓令された。この電報は、「現在のわが方の南方への行動は、ソビエトに對するわれわれの壓迫を緩和すること
を意味せず、しかしながら現在、われわれは南方を壓迫することが有利であり、當分は北方に直接行動を起すことをむしろ避けたいと傳えられたい」と訓令したのであつた。

しかし、日本の指導者は、その欲望と企圖とを捨てなかつた。一九四一年八月に、荒木は大政翼賛會

の事務総長に對して、「次にシベリア出兵だが・
 ・今日、日本の大陸支配の抱負はシベリア出兵の
 際に萌していたと言ひ得るのである」と述べたと新
 聞に報ぜられた。これと同じ思想は、東條が總理大
 臣になつた後、一九四二年に、かれによつて敷衍さ
 れた。かれがドイツ大使オットと會談した際に、
 日本はロシアの不具戰天の敵であること、ウラジオ
 ストツクは日本にとつて絶えず側面からの脅威とな
 つていること、この戦争（すなわちドイツとソビエ
 ツト連邦との間の戦争）の間に、この危険を除くた
 めの機會があることを述べた。最も精銳な軍隊を有
 する立派な關東軍があるから、これを行うことは困
 難でないとかれは自慢した。

日本、ソビエツト連邦に對する

攻撃を延期

リツベントロップは、一九四二年五月十五日に、
 東京あての電報で、日本が『できるだけ早くウラジ
 オストツクを攻撃する決定に達する』ようにという
 希望を表明した。かれは續けて、『これはすべて日
 本がこの種の作戦ができるほどに強大であり、イギ
 リスとアメリカに對する立場、たとえばビルマにお
 ける立場を弱めることになるように、他の兵力を割
 く必要がなからうという前提の上に立つての話であ
 る。もし日本がかような作戦を企てて成功するに必
 要な兵力を缺いているならば、そのときは、當然日
 本はソビエツト・ロシアと中立關係を維持する方が
 よい。どんな場合にも、日本とロシアの衝突を予期

E-000

して、ロシアは東部シベリアに兵力を維持しなければならぬから、これもまたわれわれの負擔を軽くすることになる」と述べた。

一九四二年の末期に、ソビエトとドイツとの戦況にかんがみ、日本がソビエト連邦に對して戦争に入るようにとのドイツの希望は一層強くなつた。一九四三年三月六日のリツペントロツプとの會談において、大島は次のように述べた。「ロシアを攻撃するというドイツ政府の提議は、日本の政府と大本營との連絡會議で問題になつた。この會議で、この問題は詳細に協議され、極めて徹底的に検討された。その結果は次の通りであつた。」

「日本政府はロシアから迫つて來る危険を充分に認めており、また日本もロシアに對して参戦するよりにという盟邦ドイツの希望を完全に了解している。しかし、日本の現在の戦局にかんがみ、日本政府は参戦することはできない。むしろロシアに對して今開戦しない方が双方の利益であると確信する。他方日本政府は、ロシア問題を決して等閑に付することはないであらう。」

E-801
この決定を説明するにあつて、大島は次のようにいつた。自分は「長い間、日本がロシアに敵對する意圖をもつていたことを知つてゐる。しかし、明らかに、目下日本はそれができるほど強力ではないと感じてゐる。全兵力を北方に移動するため、南方戦線を後退させ、若干の島を敵に渡したならば、²⁴これはできるかもしれない。これは、しかしながら、南方における重大な敗北を意味することになる。南

方への前進と同時に、北方への前進をするということは、日本にとつては不可能なことである。

大東亞共榮圏はシベリアの一部を含む

東亞における日本の覇権ということの婉曲な言葉として、大東亞共榮圏という考えがくり出されたときに、シベリアと極東ソビエト領がこれに含まれることになつたのは、避けたいことであつた。これは前からの目的と計畫の當然の結果であつた。

一九四一年の終りから一九四二年の初めにかけて、すなわちアメリカ合衆国とイギリスに對する戦争が勃發してから間もなく、日本の陸軍省と拓務省によつて作成された『大東亞共榮圏における土地處分案』において、極東ソビエト領の領土の占領は既定のことであると考えられ、問題はただどの部分を占領

E-802

するかということだけであつた。この案の中の『ソビエト領の將來』という見出しの一項に、『本件は日獨協定によりこれが解決をなすべきをもつて、今決定しがたしといえども、いづれにしても、『沿海州は帝國領土に加え、滿洲帝國の接壤地方はその勢力圏内に收め、シベリア鐵道は日獨兩國の完全なる管理となし、その分界點をオムスクとなす』と指示してあつた。

被告橋本は、『大東亞皇化國』と題する一九四一年一月五日の論說で、『大東亞皇化國に含まれるべき各國を擧げた際に、中国、佛印、ビルマ、マレー、オランダ領インド、インドなどとともに、極東ソビエト領を擧げている。かれは續けて、『これらの

地域を一帯に皇化國に編入すべきやは、今のところ決定し得ざるも、少くとも國防的に、これら諸邦をわが勢力國內に包含せしむるの處置は絶對に必要とする」といつた。

著名な日本の政治家と軍部指導者（東郷、賀屋、武藤及び佐藤を含めて）が會員であり、政府の政策の立案にはないにしても、少くともその促進に重要な役割を演じたと推定される「國策研究会」は、一九四三年五月に公表した「大東亞共榮國建設對策案」において、「……大東亞共榮國の合理的範圍」は、他の構成地域とともに、「バイカル湖を含む東方ソ連一帯……及び外蒙の全部を含む」と

予想した。同様な日本の無皇は、一九四〇年十月一日の勅令によつて設立され、總理大臣に對して直接責任を負つていた總力學研究所の研究の中に見受けられる。このようにして、一九四二年一月に同研究所によつて立案された大東亞共榮國設立原案は、日本によつて連絡される各國の「中核國」は、滿洲と華北のほか、ソビエツト連邦の沿海州をも含むこと、またいわゆる「小共榮國」は、中國の蒙部と佛印とのほかに、東部シベリアをも含むことになつていた。

本裁判所は、ソビエツト連邦に對する侵略戦争は、本裁判所が審理している全期間を通じて企圖され、計畫されていたこと、この侵略戦争は日本の國策の主要な要素の一つであつたこと、その目的は極東におけるソビエツト連邦領土を占領することであつたという見解をもつものである。

E-804

ソビエト連邦に対する戦争の計画と準備

ソビエト連邦に対する基地としての満洲

日本の戦争計画に示されていた。ここで考察している期間の初めから、日本の参謀本部の戦争計画は、その第一歩として満洲の占領を企圖していた。日本の戦争計画では、満洲の占領は中國の征服の一段階としてだけでなく、ソビエト連邦に対する攻勢的軍事行動の基地を確保する手段として考えられていた。當時参謀本部の將校であつた河邊虎四郎の證言によれば、一九三〇年に、被告畑が参謀本部の第一部長であつたとき、ソビエト連邦に対する戦争計画が立案されたが、それはソ満國境でソビエト連邦に對する軍事行動を起すことを企圖していた。これは日本が満洲を占領する前のものであつた。

被告南と松井も、本裁判所で、ソビエト連邦との戦争の場合には、満洲は日本にとつて軍事基地として必要であると考へられていたといふことを確認した。

E-805

一九三一年三月十六日に、ソビエト連邦に對する「乙」作戦、中國に對する「丙」作戦に基く作戦の目的で、畑は鈴木という一六佐に對して、北滿と北鮮の方面の視察旅行を命じた。旅行の結果について、この將校が提出した機密報告の中には、ソビエト沿海州の占領を目標としていた「乙」作戦に關する詳しい情報が述べてあつた。

一九三一年の満洲の占領は、極東ソビエト領の全部を占領する目的で、廣大な戦線にわたつて、ソ

ビエツト連邦に攻撃を加えるための基地を興えた。ソビエツト連邦駐在の日本陸軍武官笠原幸雄は、一九三一年の春に、参謀本部に機密報告を提出して、ソビエツト連邦との戦争を主張し、その目標を定めてゐるが、その中で次のように述べた。「少くともバイカル湖までは進出を要すべく……バイカル湖の線に停止する場合は、帝國は、占領せる極東州は帝國の領土と見做す覚悟と準備とを要すべし」と。笠原証人は、その反対詰問に際して、この文書の信憑性を認め、かれは参謀本部に対して、ソビエツト連邦に對する戦争の速やかな開始と、いつでも戦争準備ができてゐるようになり、軍備の増強を提案したと証言した。一九三二年の春に、笠原は参謀本部に專任を命じられ、そこで第二部ロシア班長の職に就いた。笠原は、一九三二年七月十五日に、すなわち右の任命の間もなく、神田中佐を道して、當時モスコI駐在の陸軍武官であつた河邊虎四郎に、次のような参謀本部の重要な決定について通報した。「……(陸海軍の)準備完成せり。滿洲を固めるために、日本は對露戦争を必要とす」と。笠原証人は、反対詰問で、参謀本部では、「一九三四年までに戦争の準備をなすことについて、課班長の間申し合せがあつた」と説明した。

陸軍省と参謀本部との間の申し合せ

一九三二年の夏に、陸軍省の課長は参謀本部の課

長と、これらの準備について申し合せをした。これは明らかに陸軍省の上官の許可と承認がなくてはできないはずであつた。被告荒木は當時陸軍大臣、被告小磯は陸軍次官、被告鈴木は陸軍省軍務局長であつた。すでに指摘したように、荒木と鈴木は、一九三三年に、沿海州、ザバイカル、シベリアの諸地方を武力をもつて占領する意圖を公然と表明した。

モスコイ駐在の陸軍武官、攻撃を主張

一九三二年七月十四日に、河邊はモスコイ駐在陸軍武官として参謀本部に報告を送り、その中で、

E-807

「將來における日ソ戦争は不可避なり」、この理由からして、「戦備充實の重點は、ソ連邦に指向するを要す」と述べた。さらに、「ソ連邦より提議される不侵略條約の締結に對しては、不即不離の關係に置き、もつて帝國の行動に自由を保留するを要す」ということもかれは力説した。これは、疑いもなく、すでに述べた中立條約に關するロシアの提議に言ふしたものである。

ソビエツト連邦に對する戦争計畫

一九三一年における滿洲の占領と同様に、一九三七年における中國の他の地域に對する侵略においても、いつかはソビエツト連邦と戦争することになるということが、常に念頭に置かれていた。戦略はソビエツト連邦に對する攻撃の準備に向けられていた。このことは、一九三七年六月に、當時關東軍参謀長であつた被告東條によつて指摘された。すなわち、中國に對する攻撃を開始する直前に、陸軍次官梅津

と参謀本部とに宛てた電報の中で、かれは次のように述べたのである。『現下支那の情勢を對ソ作戦準備の見地より觀察せば、我が武力之を許さば、先づ南京政權に對し一撃を加へ、我が背後の脅威を除去すべきものと信ず』と。同様に、一九三一年の滿洲占領の際にも、また一九三七年の中國の他の地域に對する侵略の際にも、中國とソビエト連邦とに對する日本の戦争計畫は、参謀本部、日本陸軍省及び關東軍司令部によつて統合されていた。

E-608

被告武蔵は、本裁判所で、かれが参謀本部の第一課長であつたときに、一九三八年年度の計畫の研究をしたことを認めた。日本の参謀本部の一九三九年度と一九四一年年度の戦争計畫は、ソビエト領土の占領を目標としていた。一九三九年度の戦争計畫は、攻勢に出るために、日本の主力を東部滿洲に集結することを基礎としていた。關東軍はウオロシロフ、ウラジオストツク、イマン、それからハバロフスク、ブラコエシテエンスク、クイブイシエフカのソビエツトの都市を占領することになつていた。ドイツがソビエツト連邦を攻撃する前の、一九四一年度の計畫は、同様な目的をもつていた。戦争の第一段階においては、ウオロシロフ、ウラジオストツク、ブラコエシテエンスク、イマン、クイブイシエフカを、その次の段階においては北緯太、カムチヤツカのベトロパプロフスク港、黒龍江のニコラエフスク、コムソモルスク、ソヴガヴァンを占領する意圖であつた。

これらの計畫と手段の攻撃的性質は、連合艦隊司令長官山本大將の一九四一年十一月一日附の機密作

戦命令に示されている。その中で、「……帝國
よりソ連を攻撃せざる場合は、ソ連は敢へて開戦せ
ざるものと信ぜらる」と指摘されている。一九四一
年十二月八日の樞密院審査委員会の會合で、同じ意
見を東條が述べた。「……ソ連は對獨戰遂行中
なる關係上、帝國の南方進出に乘ずることなかるべ
し」と。

E-809
これらの計畫は、「慣例」であるとか、「戦略的
防衛」のためのものであるとか、その外いろいろとい
われたが、攻撃的なものであつて、防衛的なもので
なかつたことは明らかである。ある場合には、防衛
戦略が攻撃的作戰を正當化し、またおそらくそれを
必要とするといふことがあるかもしれない。これら
の計畫の性質とソビエト連邦に對する日本の軍
事的政策とを考察すれば、これらの計畫は侵略的であ
つて、「戦略的防衛」のためではなかつたという結
論に到達するほかはない。それは、日本側が「王道」
を辯護したような、すなわちアジア大陸の隣國を犠
牲にして日本が對外的に進出することを辯護したよ
うな、すでに論じたところの、あの歪められた意味
においてのみ、「防衛的」であつたのである。

ソビエト連邦に對する積極的戦争準備

滿洲占領の直後に、日本はその軍隊の主力をそこ
に駐屯し始めた。軍隊の訓練の目的は、おもにソビ
エト連邦と中國に對する軍事行動の準備に置かれ
ていた。さきに陸軍省兵務課長、後に兵務局長であ
つた田中は、滿洲で訓練された日本の兵隊は二百三

十萬と推定した。

E-810

一九三八年に、東條は、關東軍參謀長として、チャ
ハル氣象観測網設置計畫の中で、その目的は「日本
及び滿洲に於ける天氣豫報業務を一層的確ならしめ、
特に對ソ作戰準備の爲、航空氣象網を増強するこ
とであると述べた。

元關東軍司令官被告南は、反對訊問中に、滿洲に
おける鐵道の建設は、ソビエト國境に向けられて
いたことを認め、さらに、「これらは主として北滿
開發のためでありました」と主張したが、戦略的な
價值もあり得るということを認めた。

一九三八年一月に、關東軍司令部は、東條のもと
で、「新興支那建設方策大綱」を立案した。陸軍大
臣に送られたこの文書は、「緊迫せる對ソ戰準備に
資せしむる」ように、現地住民を納得させる仕事に
關して述べている。東條は蒙疆地方を「對外蒙侵略
基地として」使用することを企圖していた。

當時の關東軍參謀長東條は、一九三八年五月に陸
軍省に送った極秘電報の中で、南滿洲鐵道會社を
「**ソ・ソ**軍は滿洲國の政策遂行乃至は對ソ作戰準備
等に協力せしむる如く指導しむる」と指摘した。

陸軍當局は、一九四一年四月に調印された中立條
約があるからといって、ソビエト連邦との戦争に
對する準備をゆるめることはしなかつた。このよう
にして、關東軍參謀長は、一九四一年四月に、兵團
長の會合で行つた演説の中で、日ソ中立條約を論じ
て、次のように述べた。「本次條約は三國同盟強化
の見地よりする外交上の一措置とし、帝國の現況に

E-811

即し暫く日ソ國交の平靜を企圖せられたるものにして、之か實效を收むるは一に今後に於ける兩國の態度如何に存し、今日の狀態を以て直に友好關係に入るものと思惟する能はず、従て今後に於ける之か條約の實效を收むる爲には、軍として作戰準備の弛緩は絶対に許されず、益々之を強化増充することにより之を促進し得べく、軍從來の方針に何等變更を加へらるることなし。

『日滿兩國を通し、巷間往々にして中立條約の締結を以て我か對ソ戰備の軽減を云々するものなきにしもあらざる所、我對ソ戰備は前述の如く些も既往の方針に何等の變化なきのみならず、特に此の機會に於ける思想、防諜其の他各種謀略對策等に關しては周密雖然たる態度を以て望むの必要特に大なるを以て、隸下一般に對し之か趣旨を速かに徹底し遺憾なからしむるを要す。』この本文は押收された『軍極秘』の文書から得たものである。この報告は、當時の關東軍司令官梅津が出席していたことは示していない。かれは出席していたかも知れない。しかし、このような重要な演説は、しかも記録がつくられ、保管された演説は、少くともかれの承認を得ていたに違いない。

一九四一年十二月五日の同様な會合において、關東軍參謀長は兵團長に對して、ソビエツトに對する作戰準備を全うし、機を逸せずには戰局の轉換點を利用するため、極東ソビエツト領と蒙古における軍情の變化を獨ソ戰爭の推移に關連して注視するよう訓示した。この演説は、梅津がまだ關東軍司令官

E-312

のときに行われたのである。

ソビエツト占領地域の管理計畫

日本の指導者は、ソビエツト領土の占領は實際に行うことができると考えたので、參謀本部と關東軍司令部とで、これらの領土の經營のために、特定の計畫が立案された。一九四一年七月から九月まで、參謀本部の將校の特別の一團は、日本軍が占領することになつていたソビエツト領土の占領地統治制度の研究を行つた。

E-813 一九四一年九月には、海軍の部下の池田少將を謀

長として、關東軍司令部に第五課が組織された。かれもやはりソビエツト領土の占領地統治制度に関する問題の研究に従事していた。滿洲國の總務廳の専門家がこの仕事に使われた。

少くとも公式には、國策研究會は私的な団体であると主張された。しかし、その起草や研究のために、この団体は陸軍省、拓務省、その他の政府機關から極秘書類を受取つた。その一例は、一九四一年十二月に、陸軍省と拓務省によつて作製された極秘の『大東亞共榮國に於ける土地處分案』である。この案によれば、ソビエツト連邦の沿海州が、バイカル湖までの他のソビエツト領土とともに、日本が滿洲國のどちらかに併合されることになつていた。右の研究會は、その一九四二年二月十八日附の『大東亞共榮國の範圍及び其の構成に関する試案』で、『歐羅巴を追はれるスラブ民族のシベリア集中』を阻止する對策をあらかじめ計畫した。

E-814 戦争準備の強化に伴って、これに使用される人の数はますます増大した。特殊な団体が設立された。その中には、内閣のもとに置かれた総力戦研究所と

E-814 國策研究会があつた。総力戦研究所の元所長であつた村上啓作中將は、總理大臣東條から、日本軍が占領することになつていた大東亞地域における占領地の行政制度の計畫を立てるようになり、研究所が指示されたと言言した。研究所が行つたすべての研究において、ソビエト連邦への侵入という問題は既定のものであると見做されてきた。一九四二年度の研究所の総合研究記事の中に載せられている『シベリア（含外蒙）統治方策』には、日本領占領當局のため

の規則が含まれていた。その中に、次のようなものがあつた。
『舊來の法令の全面的無効を宣言し、素朴且つ強力なる軍令を以て之に臨み、皇國の強力なる指導下原住民は原則として政治に關與せしめず。要すれば低度の自治を附與す。』

『國防上經濟上、要すれば内滿滿人移民の送出行ふものとす。』

『必要に應じ、原住民の強制移住を斷行するものとす。』

『我威力を滲透せしむるを旨とし、峻嚴なる實力を以て臨み、所謂温情主義に墮せざるものとす。』

E-815 『國策研究会』の事業は、総力戦研究所と同じ線に沿つて進められた。

E-815 一九四二年の春までに、關東軍司令部は、日本が占領することになつてきたソビエト地域の軍政に

關する計畫を作成していた。この計畫は、海軍の承認を得て、參謀本部に送られた。この計畫には、行政、治安の維持、産業の組織、金融、通信及び送の各部が含まれていた。

一九四二年に、東條と海軍は、池田少將その他の將校を派遣して、南方地域のために立てられた占領地統治制度を研究させた。それは、ソビエト連邦の領土に對する占領地統治制度の立案をさらに進めるために、右の研究を利用するためであつた。

ドイツのソビエト連邦攻撃後における積極的戦争準備

E-816
ドイツがソビエト連邦を攻撃した後、日本はソビエト連邦に對する戦争の全面的準備を強化した。その當時に、日本はすでに中國と長期戦を行つていたが、ソビエト連邦に對する企圖を達成するために、ヨーロッパの戦争を利用することを希望した。これは關東軍の秘密の動員と兵力の増強とを必要とした。一九四一年の夏に、計畫に従つて秘密の動員が行われ、三十萬の兵力、すなわち新しい二箇師團と種々の特科部隊とが關東軍に加えられた。一九四二年一月までに、關東軍の兵力は百萬に増加されていた。關東軍は多量の新しい裝備を受取つた。戦車の數は一九三七年の二倍になり、飛行機の數は三倍になつた。部隊の大集團が滿洲でソビエト連邦の國境に沿つて展開された。關東軍のほかに、朝鮮軍、内蒙の日本軍、日本内地の部隊が、企圖されていたソビエト連邦に對する攻撃に使用されるこ

とになつていた。兵員と物資に加えて、大量の糧秣が関東軍のために準備された。

謀略と妨害行爲

直接の軍事的準備と同様に、平時と戦時の両方に處するのためのソビエト連邦に對する謀略的活動の綿密な計畫も、あるいは考慮中であり、あるいは進行中であつた。このことは、參謀本部と関東軍司令部に對して、早くも一九二八年に、神田正種が提出した報告によつて示されている。この神田は日本の情報將校であり、後に參謀本部第二部ロシア班長の職にあつた人である。この報告の中には、ソビエト連邦に對する謀略的活動の大局と施策が記述されていた。特に謀略的と挑發的の行動は、北滿における交通線、主として東支鐵道において計畫され、實施されてきた。この報告は、『對露謀略の包含する業務は多岐にして、其行動は全世界に亘るべき』ものと述べている。この報告の起草者である元陸軍中將神田は、本裁判所で訊問されたときに、この文書を確認した。

E-017

一九二九年四月に、ベルリンにおいて、當時の參謀本部第二部長であつた被告松井によつて招集された救力國の日本陸軍武官の會議は、當時すでに計畫されていたソビエト連邦との戦争の間に、ヨーロッパ諸國から行ふべき妨害行爲の方法を審議した。この會議は、外國における白系ロシア人避難民を使うことを考慮した。また、ソビエト連邦外にいる日本の陸軍武官によつて行われるところの、ソビエ

E-818

ツト連邦に對する諜報の問題も審議した。當時トルコ駐在の陸軍武官であり、この會議に出席し、發言した被告橋本は、本裁判所で訊問されたときに、會議の他の參加者の名を挙げた。その中にはイギリス、ドイツ、フランス、ポーランド、オーストリア、イタリア及びロシア駐在の陸軍武官がいた。そして、ソビエツト連邦に對する諜略的活動は、この會議で松井その他の者によつて論議されたということをかかれは認められた。この會議の後、一九二九年十一月に、日本の參謀本部に對して、橋本は「コーカサス事情及之れが諜略的利用」に關する報告を提出し、その中で、「コーカサス地方は……對ソ諜略上重要な一點たる」ことを強調した。かれは「コーカサスに於ける各種人種を相反目せしめ、コーカサスに混亂状態を現出せしむること」という意見を具申した。被告大島は、ベルリンに駐在している間、ソビエツト連邦とその指導者に對する諜略をひそかに行い、これに關して、ヒムラーと協議した。

一九四二年に、日本の參謀本部と關東軍司令部は一九四三年までそのまま有効であつたソビエツト連邦に對する新たな攻勢的な戰爭計畫を立てた。これらの計畫によれば、ソビエツト連邦に對する戰爭は、滿洲に約三十箇師團が集中された後に、不意に開始されることになつていた。それ以前の計畫と同じように、これらの、後の計畫も、實行に移されなかつた。このころに、ドイツ、イタリア、日本の樞軸國の軍事上の見透しが悪化し始めた。その後、これらの國はますます守勢的な立場に置かれ、日本の企圖

したソビエツト連邦に對する攻撃のよゝな冒険は、ますます可能性が少くなり、ついに一九四五年の蘇聯の決定的な敗戦となつた。いづれにしても、本義判所は、一九四三年まで、日本はソビエツト連邦に對して侵略戦争の遂行を計畫しただけではなく、このよゝな戦争のためには積極的準備を續續してゐたものと判定する。

中立條約

ソビエツト連邦に對するドイツの攻撃

前に述べたよゝに、一九三一年と一九三三年に、日本はソビエツト連邦から中立條約の締結を求められ、それを拒絶した。一九四一年までには、ドイツとイタリアを除いて、日本はほとんどすべての國との友好關係を失つてゐた。國際情勢が非常に變化してゐたので、日本は十年前に拒絶したことを今度は喜んで行ふ氣になつた。しかし、この氣乗りは何もソビエツト連邦に對する日本の態度の變化を示すものではなく、この國に對する日本の領土獲得の企圖が汲じたことを示すものでもない。

一九四一年四月十三日に、すなわちドイツのソビエツト連邦に對する攻撃の少し前、日本はソビエツト連邦との中立條約に調印した。この條約は、次のことを規定した。

第一條

「兩締約國は兩國間ニ平和及友好ノ關係ヲ維持シ、且相互ニ他方締約國ノ領土ノ保全及不可侵ヲ尊重ス、

ベキコトヲ約ス。

『第二條』

「締約國ノ一方ガ一又ハ二以上ノ第三國ヨリノ軍事行動ノ対象トナル場合ニハ、他方締約國ハ該紛争ノ全期間中中立ヲ守ルベシ。」

日本政府は、その當時に、防共協定と三國同盟とによつて、ドイツに對する約束があつたので、この條約に調印するにあつては、その立場が曖昧なものであつた。日本政府が中立條約に調印した行爲は、さらに一層曖昧なものであつた。この政府が調印したときに、それはソビエト連邦に對するドイツの攻撃が切迫していたことを豫期するあらゆる理由をもつていたからである。

E-820

すでに一九四一年二月二十三日に、リツベントロップは大島に對して、ヒットラーは冬の間にいくつかの新しい部隊を編制したこと、その結果として、第一流の攻撃師團百八十六箇を含めて、ドイツは二百四十箇師團をもつことにならうと告げた。リツベントロップは、さらに『獨ソ戦』の見透しについて詳しく述べ、これは『結局ドイツの偉大なる成功に終り、ソビエト政權の終焉を意味するであらう』といつた。

ソビエト連邦に對するドイツの來るべき攻撃は、一九四一年三月に、ドイツの指導者——ヒットラーとリツベントロップ——と日本の外務大臣松岡との會談において、さらに一層具体的に論ぜられた。

一九四一年三月二十七日の松岡との會談で、リツベントロップは松岡に對して、『東部のドイツ軍は

いつでも使用することができ。萬一ロシアがいつかドイツに對して脅迫と解釋される態度をとるならば、總統はロシアを紛碎するであろう。ロシアとのこのような戦いは、ドイツ軍の完全な勝利と、ロシアの軍隊とロシアの國家との絶對的破壊で終るであろう、とドイツでは誰でも確信している。總統は、ソビエツト連邦に對して遠擧した場合には、數カ月後には、ロシアは大國としてはもはや存在しなくなるであろうと確信している」と述べた。

同じ日に、ヒットラーは松岡に同じ趣旨のことを話した。すなわち、大島、オット、リツベントロツプの列席している所で、ドイツはソビエツト連邦とある條約を締結したが、それよりも一層重要なことある、ソビエツト連邦に對して、自己の防衛のために、ドイツは百六十箇ないし百八十箇の師團を使用し得るといふ事實であるとヒットラーは述べた。リツベントロツプは、一九四一年三月二十九日の松岡との會談で、ドイツ軍の大部分はドイツ國の東部國境に集結されていると述べ、ひとたびソビエツト連邦との戦争が発生すれば、この國は三、四カ月以内に席捲されてしまうといふ確信を再び表明した。その會談において、リツベントロツプは、また次のように述べた。「……ロシアとの紛争は、どうしても起り得ることである。いずれにしても、松岡は歸國の上、日本の天皇に對して、ロシアとドイツとの間の紛争は起り得ないと報告することはできないであらう。それどころか、事態は、このような紛争が起りそうだとまではいかないにしても、起ることがあり

E-021

得ると考えなければならぬものである」と。
これに答えて、松岡はかれに、「日本は常に忠實な同盟國であつて、共同の努力に對して、單によい加減のやり方ではなく、すべてを捧げるであらう」と保證した。

モスコイで中立條約に調印した後、歸國して間もなく、松岡は東京駐在ドイツ大使オットに對して、「ドイツとロシアとの衝突の場合には、日本の總理大臣や外務大臣は、だれであつても、日本を中立にしておくことはとうていできないであらう。この場合に、日本は必然的にドイツ側に立つて、ロシアを攻撃しないわけには行かなくなるであらう。中立條約があつたところで、これは變えられない」と述べた。

E-622

大島は、一九四一年五月二十日の松岡あての電報で、ワイツゼツカーがかれに對して、「松岡外相が、もし獨ソ開戦せば、日本はソ聯邦を攻撃すべきことをオットに述べられたることは、ドイツ政府はこれを重要視しあり」といつたと報告した。

中立條約を調印する際に、日本政府がとつた不誠實な政策は、この條約の調印のための交渉と同時に、ドイツとの間に、一九四一年十一月二十六日に満了することになつていた防共協定を延長するための交渉が行われていたという事實によつて確認される。防共協定は、ドイツとソビエト連邦との間の戦争が起つてから、一九四一年十一月二十六日に、さらに五カ年間延長された。

エツト連邦と中立條約とに對する日本の政策

は、一九四一年六月二十五日、ドイツがロシアを攻撃してから三日後に、スメタニンが松岡と行つた會談によつて示されている。日本駐劄のソビエツト大使スメタニンによつて、日本は一九四一年四月十三日のソビエツト連邦と日本との間の中立條約に従つて中立を維持するかどうかと問かれたときに、松岡は卒直な回答を避けた。しかし、三國同盟は日本の對外政策の基礎であり、もし今次の戦争と中立條約がこの基礎及び三國同盟と矛盾するならば、中立條約は「效力を失うであろう」ということを力説した。スメタニンとの會談について、松岡が悪質な批評を行つたことに關するドイツ大使の報告については、すでに前に述べた。一九四一年六月、ソビエツト連邦に對するドイツの攻撃の少し前に、梅津はウーラツハ公爵との會談において、「日ソ中立條約を目下のところ歓迎している。しかし、三國同盟は日本の外交政策の不変の基本をなしているから、中立條約に對する日本の態度も、從來の獨ソの關係が變更を受けるようになれば、直ちに變更しなければならぬ」と述べた。

日本はソビエツト連邦と中立條約を締結することに誠意をもつていなかったが、ドイツとの協定がいづそう有利であると考えたから、ソビエツト連邦に對する攻撃の計畫を容易にするために、中立條約に調印したように見受けられる。ソビエツト連邦に對する日本政府の態度についてのこの見解は、一九四一年七月十五日に、東京のドイツ大使がベルリンあての電報の中で報告した見解と合致する。ドイツと

E-823

ソビエト連邦の戦争における日本の「中立」は、ソビエト連邦に対して日本自身が攻撃を行うまでの間、ドイツに與え得る援助に對する煙幕として、實際に役に立つたのであり、またその役に立つために企圖されたようであつた。本裁判所に提出された證據は、日本がソビエト連邦との條約に従つて中立であつたどころか、その反對に、ドイツに對して實質的な援助を與えたといふことを示している。

ドイツに對する日本の一般的軍事援助

日本は兩洲で大規模な軍事的準備を行い、また同地に大軍を集結し、それによつて東方のソビエト陸軍の相當な兵力を牽制した。この事がなかつたらば、この兵力は西方でドイツに對して用いることができたであらう。これらの軍事的準備は、ドイツと日本の政府によつて、右のような意味のものと見做されていた。駐日ドイツ大使は、一九四一年七月三日に、ベルリンあての電報で、「なかんずく、右の目的の實現を目途とするとともに、ドイツとの戦いにおいて、ソビエト・ロシアを極東において牽制する目的をもつて軍備を増強することは、日本政府が終始念頭に置いておられる」と報告した。

同様に、リッペントロップは、一九四二年五月十五日に、東京あての電報で、ソビエト連邦に對する奇襲攻撃の成功は、三國同盟諸國に有利に戦争を進ませるのに非常に重要であらうといふことを指摘したが、同時に、前に述べておいたように、「ロシ

アは、どんな場合でも、日本とロシアとの衝突を豫期して、東部シベリアに兵力を維持しなければならぬから、ソビエツトに對する戦争におけるドイツへの積極的援助として、日本の「中立」の重要性を強調した。

日本、ソビエツト連邦に關する軍事的情報をドイツに提供

日本がソビエツト連邦に關する軍事的情報をドイツに提供した證據は、リツベントロツプから東京のドイツ大使にあてた一九四一年七月十日の電報に含まれている。この中で、リツベントロツプは、「モスコイの日本大使の電報を同送したことに對して、この機會に、日本の外務大臣に禮を述べられたい。われわれがこの方法で定期的にロシアからの報告を受けることができれば、仕合わせである」と書いた。

日本の軍事機關と外交機關から得たソビエツト連邦に關する經濟上、政治上、軍事上の情報を、日本がドイツに提供していたことを證明する證據が提出された。一九四一年十月から一九四三年八月まで、參謀本部のロシア課長をしていた松村少將は、參謀本部の命令に従つて、參謀本部の第十六(ドイツ)課に對して、東京のドイツ陸軍武官クレツチマー大佐のために、極東におけるソビエツト軍、ソビエツト連邦の戦争能力、ソビエツト部隊の東方から西方への移動、ソビエツト部隊の國內における移動に關する情報を、組織的に提供したと證言した。

前に東京のドイツ大使館附陸軍武官補佐官であつたフォン・ベテルスドルフは、日本の参謀本部から、ソビエツト陸軍、特に極東軍に関する秘密情報―軍隊の配置、その兵力、設備軍について、ヨーロッパ戦線に對するソビエツト軍隊の移動について、ソビエツト連邦の軍需産業などについての詳細な情報―を組織的に入手したと証言した。フォン・ベテルスドルフは、かれが日本の参謀本部から受取つた情報は、その範囲と性質において、陸軍武官が普通の経路を通じて通常受取る情報とは異つていたと述べた。

E-826

ソビエツトの船舶に對する日本の妨害

日本に中立の義務があるにもかかわらず、極東におけるソビエツト船舶の航行に對する日本の妨害によつて、ソビエツトの戦争努力は大きな障害を受けたということを檢察側は主張し、そのことを示す證據を提出した。わけても、一九四一年に、香港で、ソビエツト船舶として明白な標識をつけたところの、碇泊中の数隻の船舶が砲撃され、一隻が撃沈されたこと、同じ月に、ソビエツト船舶が日本の飛行機からの爆撃によつて撃沈されたこと、多数のソビエツト船舶が日本海軍艦船によつて不法に停船せられ、日本の港湾に護送され、ときには、長期間そこに抑留されたことの證據があつた。最後に、日本は津輕海峡を閉鎖し、ソビエツトの船舶がソビエツト極東沿岸に行くのに、もつと不便な、もつと危険な他の航路をとらなければならぬようにしたと非難された。これらの行爲は、すべて中立條約に基く義務

を無視して、また日本がソビエト連邦に對して行
おうと企てていた戦争の間接的な準備として、ソビ
エト連邦をドイツとの戦争で妨害するために行わ
れたのであると主張された。

中立條約が誠意なく結ばれたものであり、またソ
ビエト連邦に對する日本の侵略的な企圖を進める
手段として結ばれたものであることは、今や確實に
立證されるに至つた。

E-827

一九三八年―一九三九年におけるソビエツト連邦に対する日本の攻撃作戦

さきにソビエツト連邦に対する日本の態度を論じた際には、起訴状の訴因第二十五、二十六、三十五及び三十六に挙げられた二つの事項については、われわれは詳細にわたつて考察することを差控えた。前の論議のときに、これらの事項が意義がなかつたというのではないが、起訴状がそれらの事項を直接に取上げているから、これに対する詳細な考察をここまで保留しておく方が都合がよいと考えたのである。

一九三六年十一月の防共協定に基く日本とドイツの同盟と、一九三七年の蘆溝橋事件の後の華北及び華中における日本の軍事的成功とに續いて、日本陸軍は、一九三八年と一九三九年に、ソビエツト連邦に對して、まず滿洲東部で、次いでその西部で、敵對行爲に訴えた。一九三八年七月に、敵對行爲が行われた場所は、滿洲、朝鮮及びソビエツト連邦沿海州の國境の接合點に近接したハサン湖地區内であった。それから、一九三九年五月には、滿洲國と外蒙古との、すなわち蒙古人民共和國と滿洲との、領土の境界線上のノモンハン地區内で、敵對行爲が起つた。日本側では、これらの作戦行動はどちらも單なる國境事件で、境界線が不明確であつたために起り、その結果として、相對峙する兩國の國境警備隊の衝突となつたものであると主張した。

E-028

ハサン湖地区における敵對行為

一九三八年七月の初めに、野戦部隊をハサン湖のすぐ西の圖們江の東岸に集結することによつて、ハサン湖西方地区の日本の國境警備隊の兵力は増強された。右の河と湖の間には、その河と湖の双方を見下す丘陵が續いており、ソビエト連邦の主張によれば、それらの丘の稜線に沿つて、境界線が走つていた。これに反して、日本側では、その境界線はもつと東に寄つたハサン湖の西岸に沿つていたと主張した。

この高地は、圖們江、南北に走る鐵道、並びにソビエト沿海州及びウラジオストク市に通ずる道路を西に見下しているために、戰略上相當な重要性をもつてゐる。日本側から見ると、この高地の重要性は、北と東に向う交通線をなしている鐵道と道路に對する觀測と攻撃を防ぐことができるということに價値があつた。日本側はその軍事上の重要性を認識し、早くも一九三三年において、關東軍はこの地区の地形に關する研究を充分に行つていた。この研究は、一九三三年十二月に關東軍參謀長から陸軍次官に提出した報告に述べてあるように、對ソ作戰の場合を顧慮して行われたものである。

E-829

ソビエト國境警備隊前哨の當時の報告とその他の證據は、一九三八年七月中に、日本の部隊集結はますます大規模に行われていたことを示している。七月の末以前に、朝鮮軍の約一箇師團が長さ三キロメートルを超えない小さい地區に集結された。田中

隆吉少將は、辯護側のために述べた証言の中で、かれが七月三十一日に同地区に到着したとき、日本側は相當の兵力をもつて攻撃をしていたと言っている。序でながら、それより前に行われた準備に関するかれの証言は、興味深いものがある。かれは七月十五日にすでに同地区を訪れていた。そして、そのときに、ソビエットの軍隊は、西側斜面に、すなわち張鼓峯——ソビエットの解釋によれば、その稜線に沿つて境界線が走つていとされた——の満洲側に、壕を掘つており、また鐵條網を張つていたとかれは述べた。それらの防禦的措置は、ソビエト連邦軍の意圖を示している點に意義がある。しかし乍らソビエト人の証人達はかような措置がとられたということを否定している。もしわれわれが田中証言を全部そのまま受け容れたとするならば、これはソビエト軍が満洲領に侵入したということを暗示するかもしれない。しかし、これらの防禦措置に關して、日本側はなんの抗辯もしなかつた。あとでわかるように、日本側の苦情は、ハサン湖の西側にはどこにもソビエットの部隊を配置すべきではないといふことにあつた。衝突の起る前には、ソビエト國境警備隊は兵力が少數であり、今問題としてゐる地区では、百人を超えていなかった。

E-830
日本の部隊がハサン湖地区に集結していた七月の初めごろに、日本政府はソビエト政府と外交交渉を開始した。その目的は、ハサン湖東岸まで、ソビエト國境警備兵を撤退させようといふのであつた。七月十五日に、モスコの日本代理大使西は、日本政府の訓令に基いて、ソビエト外務人民委員に對して、ハサン湖西部地方は全部満洲に屬すると述べ、

同湖西岸からソビエト軍が撤退することを要求した。同じころに、西ヨーロッパに就いていた重光は、日本の要求貫徹を確実にするための訓令を帯びて、モスコに派遣された。それから會談が行われ、ソビエト代表は、境界線はハサン湖の西の高地に沿って走っているであつて、ハサン湖の岸に沿っているのではないと繰返して述べた。この事實は一八八六年の琿春議定書によつて裏づけられており、それによつて境界線は確定されると述べた。重光は斷固たる態度をとり、琿春議定書に關して、「私の氣持としては、この危急の際に、何かの地圖のことなどを話すのは不合理だと思ひます。それはただ事情を複雑にするばかりです」と言つた。七月二十日に、重光はソビエト軍の撤退を正式に要求し、さらに「日本は滿洲國に對し、不法にも占領された滿領からソビエト軍を撤退させるために、實力を行使する權利と義務を持つてゐます」とつけ加えた。

右の境界線の位置の問題に關して、多くの地圖が本裁判所に提出され、一枚の地圖と他の多數の證據書類が出された。すでに言及した琿春議定書は、一八八六年に清國とロシアの代表によつて調印され、それに境界線を示す地圖がついていた。この議定書の中國語の正文にも、ロシア語の正文にも、その地圖に言及している。そして、どちらにも、次のよう重要な箇所がある。「……地圖上の赤線は境界線の印である。それは分水嶺に沿つており、西に向つて流れて圓們江に注ぐ水は清國に屬し、東に向つて流れて海に注ぐ水はロシアに屬する。」

E-031

ずかた食い違いがある。境界線の正確な位置について、當時いくらか疑問があつたかもしれないといふことは、これを無視することができない。しかし、現存の國際法の状態では、そのような疑問は、たといあつたとしても、そのために武力に訴えてもよいといふようなものではなかつた。

一九三八年七月二十一日に、陸軍大臣板垣は、參謀總長とともに天皇の引見を受け、日本の要求を押し通すために、ハサン湖における武力の行使を天皇に裁可するよう要請した。陸軍大臣と陸軍がいかに熱心に軍事作戦行動に訴えることを望んでいたかは、板垣が天皇に對して、ソビエト連邦に對する武力の行使は、海軍大臣及び外務大臣とも協議済みであり、兩大臣とも完全に陸軍に同意しているといふ虚偽の言葉を述べたことによつて明らかである。しかし、その翌日に、板垣が列席した五相會議で、ハサン湖での敵對行為の開始の問題が討議され、そこで採擇された決議の中には、「(我方は)一萬に備ふる爲準備を行ひたり。準備したる兵力の行使は關係當事者間協議の後大命に依り發動するものとす」と述べられていた。このようにして、ハサン湖における武力行使の許可が得られた。残る唯一の未解決の問題は、敵對行為を開始する日取りであつた。この問題は一週間の後に、すなわち、その高地の丘の一つであるベジミアンナヤ高地の附近で、日本軍が偵察という形で最初の攻撃を開始した一九三八年七月二十九日に解決された。この攻撃は、おそらく一箇中隊を超えないと思われる小部隊によつて行われ

R-832

E-833

た。この部隊は、この丘に配置されていたソビエツトの小國境警備隊を壓倒することに成功した。その日の後刻、ソビエツト國境警備増援隊が派遣され、日本軍をその占據した地點から驅逐した。

七月三十日から三十一日にかけての夜間に、一箇師團を主力として、こんどはザオゼルナヤ高地として知られていた高地の中の丘の一つに對して、日本側はまた攻撃に出た。證人田中隆吉が辯護側のためにした證言はすでに引用したが、かれが七月三十一日その地區へ歸つたときに、日本軍が大きな兵力で攻撃中であつたという事實をかれは確認した。日本軍は滿洲領にいたとかれがつけ加えたことは事實であるが、この陳述は、滿洲領がハサン湖の西岸にまで及んでいたという日本側の主張に基礎を置いているのであろう。どちらにしても、裁判所は、日本側の攻撃を正當化する唯一の理由となるころの、ソビエツト軍が口火を切つたということの證據を少しも見出すことができない。

この地區の戰闘は、一九三八年の七月三十一日から八月十一日まで續いた。そのときまでには、敵對行爲の開始後に派遣されたソビエツト側の援護部隊の助けによつて、この作戰に使用された日本軍は打ち破られ、ほとんど全滅した。そこで、日本政府は敵對行爲をやめ、境界線はソビエツト側の主張の通りに、山脈の稜線に沿う線に戻されなければならぬといふことに同意した。

すべての證據から見て、本裁判所は、ハサン湖における日本軍の攻撃は、參謀本部と陸軍大臣として

E-034

の板垣とによつて故意に計畫され、また少くとも一九三八年七月二十二日の會議に参加した五大臣の許可は受けていたという結論に到達した。その目的は、同地区のソビエツト側の勢力を打診してみるか、ウラジオストクと沿海州への交通線を見下す高台の戦略上重要な地點を奪うかの、どちらかであつたのである。この攻撃は相當の兵力をもとにして計畫され、實行されたものであるから、これを國境警備隊間の單なる衝突と見做すことはできない。日本側が先に敵對行爲を開始したといふこともまた、本裁判所が満足するところまで立證されている。使用された兵力は大きくなかつたが、上に述べた目的と、万一攻撃が成功した場合の結果とは、本裁判所の見解では、この敵對行爲を戦争と呼ぶことを充分正當化するものである。その上に、當時存在していた國際法の状態と、豫備的外交交渉で日本側代表がとつた態度とを考慮すれば、日本軍の作戰行動は、本裁判所の見解では、明白に侵略的のものであつた。

ノモンハン（ハルビン・ゴール）の

作戰行動

一九三九年の五月から九月まで續いたノモンハン地方の敵對行爲は、ハサン湖における敵對行爲よりも、はるかに大規模なものであつた。これは黒龍江省に接する外蒙古の東部國境で起つた。そのすぐ南は、一九三九年において日本の支配下にあつたチャハル省である。

ソビエツト連邦に對する日本の軍事計畫に關連し

E-835
て、外蒙古の重要性は大きかつた。外蒙古は、滿洲からバイカル湖の西の一地點に至るソビエツト領土と境を接しているために、非友好國によつて軍事的に支配されるときは、一般にソビエツト領土に對して、わけても、ソビエツト領土の西部と東部を結びつけ、外蒙の北部國境とほぼ並行し、それからあまり離れずに長い距離を走つてゐるシベリア鐵道に對して、脅威を與えることになるのである。外蒙古の戰略上の重要性は、ソビエツト連邦も日本も、ともに認めていた。すてに一九三三年に、『昭和日本の使命』と題する論文で、荒木は外蒙古の占領を唱え、『日本は日本の勢力圏に接觸して蒙古の如き曖昧なる地域の存在することを欲しない。蒙古は飽く迄も東洋の蒙古でなければならぬ』と附言した。數年後の一九三六年に、當時關東軍參謀長であつた板垣は、有田大使との會談で、次のように指摘した。『外蒙は今日の日滿勢力に對し極東ソ領と歐ソとの連絡線たるシベリア鐵道の側面掩護の地帯としては、極めて重要注を有す。従つてもし外蒙古にして、我日滿側に合体せんか、極東ソ領の安全性は殆ど根底より覆さるべく、また戰はずしてソ聯勢力を極東より後退せしむることを得るに至るかも知るべからず。従つて軍は凡有手段に依り日滿勢力の外蒙古に對する擴充を企圖しあり。』
ソビエツト連邦は、日本または他の國が行動を起すことがあり得ることを豫測して、一九三六年に蒙古人民共和國と相互援助條約を締結し、これに基いて、ソビエツト軍は蒙古のいくつかの町に駐屯して

E-836
いた。こうして、ノモンハンで敵對行爲が発生する
少し前に、いくらかのソビエツト軍が外蒙古の東部
に派遣されていた。

敵對行爲は、一九三九年五月十一日に、數百名に
及ぶ日本軍偵察隊が蒙古側國境警備隊を攻撃したこ
とで開始された。この日から、その月の二十七日ま
での間、少數の日本軍がさらに攻撃を加えたが、す
べて撃退された。この間に、兩軍とも増援部隊を派
遣していた。五月二十八日に、飛行機、砲、戦車の
支援のもとに、戦闘が再び大規模に開始された。そ
れから後、戦闘はますます大規模に展開され、日本
側が敗北を認めた九月になつて、ようやく終つた。
使用された兵力の大きさを正確に述べることがむ
ずかしいが、それが大きなものであつたことは、死
傷者總數に關するいろいろな推定數と作戦行動の行
われた地境とからして判断することかできる。戦死、蒙
負傷、捕虜による日本側の損害は、九千人以上であつた。
古とソビエツト側の損害は、九千人以上であつた。
作戦行動は、正面五十ないし六十キロメートル、深
さ二十ないし二十五キロメートルにわたつていた。
この事件についての辯護は、ハサン湖事件の場合
と大体同じである。すなわち、この事件は、外蒙と
滿洲との國境の正確な位置に關する紛争について、
國境で起つた衝突にすぎないといふのである。日本
側の主張は、戦闘が起つた地域では、國境はハルハ
河であり、この河はこの地點で西北の方向に流れて
いるといふのであつた。これに對して、蒙古側の主
張は、國境はハルハ河の東方約二十キロメートルの

E-837

張は、國境はハルハ河の東方約二十キロメートルの

所であるといふのであつた。國境の位置について、多數の地圖が提出され、多くの證據が擧げられた。その上に、この衝突の前暫くの間、蒙古側國境警備隊に勤務していた者によつて、かれらが國境であると主張する線に沿つて、國境線は國境標識ではつきり示されていたといふ證言がなされた。ここで、國境の位置を決定することは必要ではない。それについて、その後協定がなされた。本裁判所で決定すべき問題は、發生した戦闘の正當性についてである。

この作戰行動の性格と規模に關する最も有力な證據は、一九三九年九月五日附の、第六軍司令官布告である。これは押収された日本側文書の中にある。それには、次のように書いてある。

「第六軍の再編成を行う様に指令は前に發せられたにもかかわらず、その指令が遂行されなかつたために、西北地域の防備の大きな使命實現が失敗に歸した事を残念ながら茲に認めなければならぬ。我軍は滿洲及蒙古國境の變則な戦の渦中に投ぜられた。斯る行動は前線において十日以上の間續き今日に至つてゐる。小松原中將の率ゐる諸部隊の勇敢にして斷乎たる措置により交戦中の混亂は減少した。現在我軍は新攻撃のためにジンジン・スメ地方に準備をしつつある。」

關東軍司令官は、この秋に滿洲に駐屯する最精鋭部隊を送つて我々を援助する事を決し、彼はそれら軍隊を將來の戦場となるべき所に移動せしめ、彼等を我が指揮下において、争を解決せしむるた

E-839

め、緊急な方策を計畫している。今や問題が既に單なる國境紛争の域を超えている事態にあることは明らかである。我々は今や中國において聖戦を遂行して居り、複雑な内外状態の諸条件下に於て此の紛争における如何なる變化も極めて大なる國家的重要性を持つことになる。我軍の諸行動が遂行せらるべき道は唯一つしかない。それは即ち我軍を一致團結せしめ、速に敵に殲滅的打撃を加えて以て増長して行く其の傲慢不遜を絶滅する事にある。現在の所、軍の準備は着々運びつつある。我軍はこの秋が来ると共に、一撃のもとにこの鼠退治を終了して、世界に對し誇らかに精銳皇軍の威力を示すであろう。將兵も現在の状態の重要性を充分理解している。全軍は、一兵から幹部に至るまで斷乎たる攻撃精神に充ちて居り、勝利を確信している。軍は常に我が大元帥陛下への深い忠誠をもつて、喜んで到るところ敵を粉砕撃滅するものである。

蒙古またはソビエットの軍隊が先に戦闘を始めたということの立證を、辯護側が本氣に試みたことは一度もなく、辯論の際にも、そうであると主張されたこともない。これに對して、檢察側では、この作戦行動に参加した證人を出廷させた。この證人は、敵對行爲は日滿側軍隊によつて始められたといつてゐる。本裁判所は、この點については、檢察側の證據を受け容れるものである。この紛争のための準備が關東軍の手によつて行われていたことは疑いがな

E-840

認めていたかどうかをわれわれに判断させ得る證據は、一つも提出されなかつた。本裁判所が言い得ることは、せいぜいのところ、少くとも日本の參謀本部と陸軍省があらかじめ知つていないで、このように廣汎な規模で作戦行動が行われたということは、ありそうもないということだけである。この事件が発生してから間もなく、當時總理大臣であつた平沼は、陸軍大臣板垣から、この事件の発生を知らされた。本審理前の訊問の際に、かれは板垣に對して敵對行爲を中止するように要求したが、『何等の指令も出すことはできなかつた』し、また『軍部は違つた見解をもつていた』といつてゐる。従つて、この紛争のごく初期の段階において、平沼も板垣も事態を充分に承知してゐたことは明白である。しかも、兩人の中のどちらかが、この紛争の繼續を阻止するために、何かしたという證據は少しもない。

ハサン湖事件の場合と同じように、日本軍は完全に敗退した。もし日本軍が勝つたとした場合、その後どんなことが起つたであらうかといふことは、まつたくの想像に屬する。しかし、日本軍が敗れたといふ單なる事實によつて、この作戦行動の性格がきまるものではない。これらの作戦行動は、四カ月上の期間にわたる大規模なものであつた。第六軍司令官の布告から見てわかるように、明らかに日本軍が慎重な準備の後に企てたものであり、その意圖は、日本軍に對抗する敵の軍隊を殲滅することであつた。従つて、この事件が對立する國境警備隊間の單なる衝突であつたという主張は、成り立たない。これら

の状況のもとにおいて、本裁判所は、この作戦行動は日本側によつて行われた侵略戦争といふべきものであると認定する。

宥恕の防禦

ハサン湖とノモンハンの兩戦鬪に關する辯護側の補助的主張は、どの戦鬪も、日本とソビエト連邦の兩政府の間の協定で解決されたといふことである。一九三八年八月十日に、重光とモロトフによつて署名された協定で、ハサン湖における戦鬪は終つた。双方とも敵對行爲が開始される前にそれぞれが占めていた位置に後退し、その後は平靜が回復されたのである。

E-841

ノモンハンで戦鬪が終つてから長い間經つて調印された一九四〇年六月九日の東郷・モロトフ協定で、日本とソビエト連邦は、外蒙古と滿洲との間の境界線について協定した。これらの協定に續いて、一九四一年四月に、日本とソビエト連邦との間の中立條約によつて、一般的解決が行われた。

これらの三つの協定に基いて、辯護人は、二種類の協定——一つは特殊的、一つは一般的——が結ばれた以上は、これらの問題を今になつて再び取り上げることとはできないと述べ、それによつてこの點に關する辯論を結んでいる。辯護側の辯論の基礎になつているこの三協定の中のどれにも、まったく免除の特權が與えられておらず、刑事上またはその他の責任の問題も取扱われていなかつた。従つて、本裁判所は、これらの協定は、この國際裁判所で刑事訴

訟を行うことに對して、少しも妨げになるものではないという見解をもつものである。國內的のものにせよ、國際的のものにせよ、刑事責任の問題については、どのような裁判所であつても、明示的にせよ、默示的にせよ、犯罪の宥恕を默認することは、公の利益に反することになるであろう。

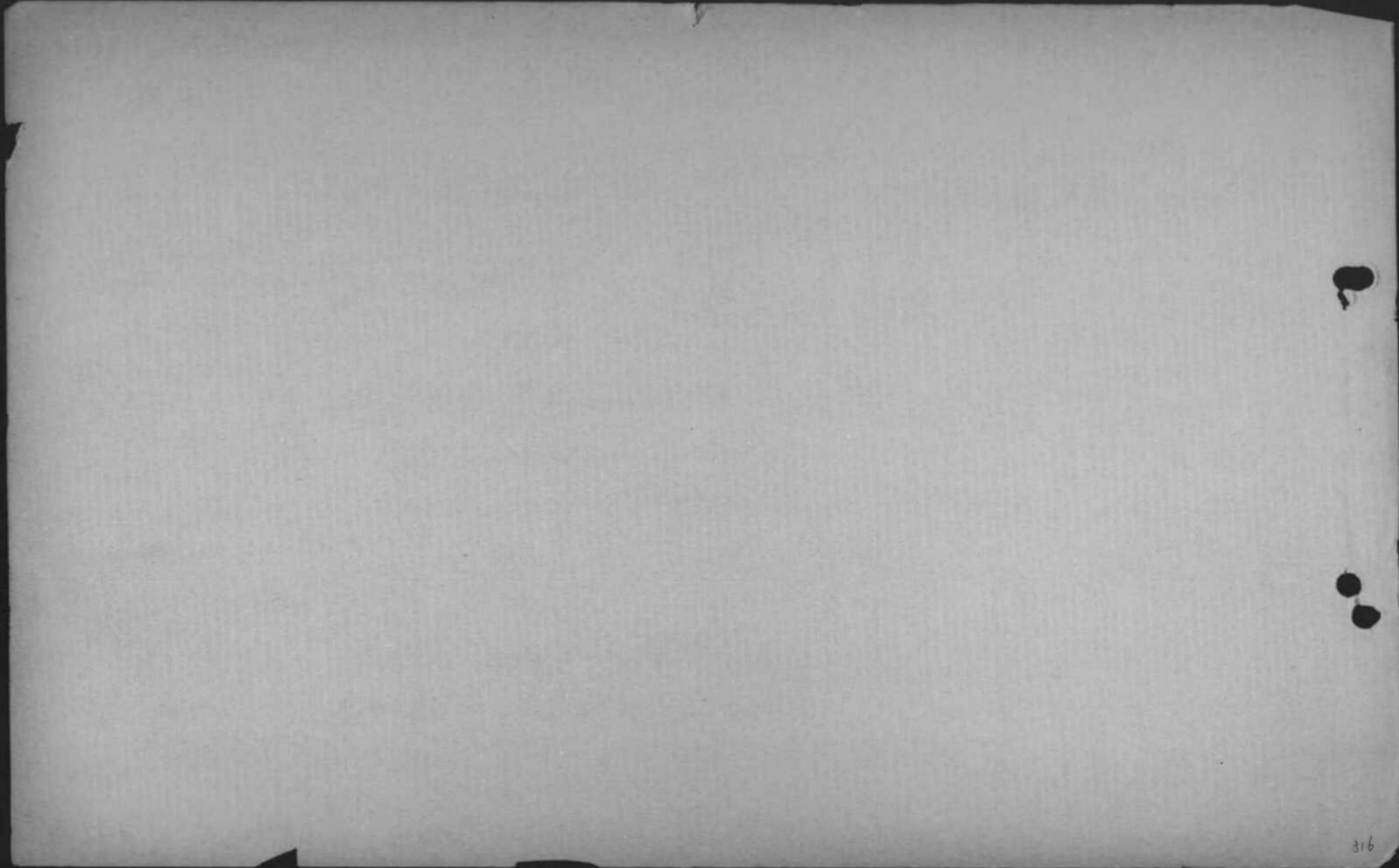
E-842

蒙古が獨立していなかつたとの防禦

被告東郷の辯護人は、大体に訴因第二十六に對する辯論の中で、「いわゆる蒙古人民共和國」が一九四五年までは中華民國の不可分な部分であつて、主權國家ではなかつたということを理由にして、この訴因は證明されていないと主張した。本裁判所は、外蒙古の地位に關心ももつていないし、それについて決定する必要があるとも考えない。われわれは意圖が最高の重要性をもつ刑事問題を取扱つてゐるのであつて、蒙古人民共和國の地位を正式に承認した日本政府の文書による約束を今になつて辯護側が否認することを許すことはできない。被告東郷が日本の名において署名したソビエト連邦と日本の政府との間の一九四〇年六月九日の協定で、滿洲と外蒙古との間の境界線を確定するための規定が設けられた。すなわち、締約國は、それぞれ蒙古人民共和國と滿洲國のために、その協定に同意するということ述べたのである。

このように明白に外蒙古の主權國としての地位を承認した以上、またこれに反する證據がない以上、今になつて被告がこの點は證明されていないと申し

立てても、それは聞き入れられるものではなく、外
蒙古が一九四五年までは中華民国の不可分な部分で
あつた事實を、裁判所が裁判上顯著な事實として認
めるように申し立てても、これも聞き入れられるも
のではない。



裏
面
白
紙

316